

東アジア研究

(東アジア学会機関誌)

1994年11月

東アジア学会

目 次

第3回大会

自由論題報告

分科会(1)

<東アジア学会>

- ①「韓国農村の家族問題」 1
 (働)アジア女性交流・研究フォーラム主席研究員 篠崎 正美
- ②「東北アジアの局地的経済協力と豆満江地域開発の展望」 11
 韓国圓光大学校アジア経済研究所所長 朴 柱應

分科会(2)

<東南アジア研究会>

- ①「理想的支配者を求めて－ミャンマー『民主化』運動下の民衆像－」 27
 北九州大学法学部講師 伊野 憲治
- ②「シンガポールの『草の根組織』と人民行動党」 42
 下関市立大学経済学部助教授 田村 慶子

分科会(3)

<国際経済学会九州・山口地区研究会>

- ①「経済開発における市場メカニズムと政策介入－新古典派開発論とその問題点」 45
 九州大学大学院経済学研究科博士課程 山本 一哉

共通論題国際討論会

テーマ「東アジアにおける地域経済圏の諸相」

- ①「釜山広域圏と九州地域との経済統合の課題：規範的アプローチ」 55
 韓国釜山大学校 商科大学副教授 李 甲銖
- ②「東北アジアにおける海陸輸送網の発展過程と展望」 60
 韓国海洋大学校 社会科学大学 海運経営学科長、経済学博士 李 太雨
- ③「改革開放下の中国地域経済発展と郷鎮企業－江蘇モデルと広東モデルの検討－」 82
 山口大学経済学部講師 陳 建平
- ④「東アジア地域経済圏の諸相
 －ロシアと日本海（東海）沿岸府県の取り組みを中心に－」 89
 敦賀女子短期大学教授 恩田 久雄
- ⑤「東アジア国際交流の新段階」 99
 久留米大学教授 木下 悦二

定例研究会

第13回研究会

「内陸視点からみた華南経済－広東省調査旅行からの考察－」…………… 109

九州共立大学経済学部教授 上野 登

第15回研究会－民族統一研究院（韓国）・東アジア学会合同研究会－

①「社会主義圏の崩壊と南北朝鮮関係」…………… 115

民族統一研究院院長 李 秉龍

②「社会主義圏の改革と北韓体制の変化との比較」…………… 118

民族統一研究院北韓研究室室長 徐 載鎮

③「北朝鮮の伝統文化と改革・開放との関係」…………… 121

民族統一研究院北韓研究室責任研究員 李 宇栄

④「北韓改革・開放の現況と展望」…………… 123

民族統一研究院北韓研究室責任研究員 金 聖哲

⑤「朝鮮の社会・政治状況を見聞して」…………… 126

北九州大学外国語学部教授 前田 康博

⑥「朝鮮経済と『豆満江開発』」…………… 137

西南学院大学商学部教授 小川 雄平

学会会員自由題論文

①「台湾における生産性向上の一考」…………… 153

近畿大学短期大学部講師 岩村 淳一

②「公共事業と競争原理」…………… 168

北九州経済研究所所長 工藤 憲男

③「中国の経済改革における私権保護の課題－中国における土地法制度の現状と動向」… 173

弁護士、近畿大学九州工学部非常勤講師 永野 周志

第 3 回 大 会
自 由 論 題 報 告

分科会(1)
東アジア学会

韓国農村の家族問題

(財)アジア女性交流・研究フォーラム

主席研究員 篠崎 正美

1. 研究の視角

開発がアジアの家族及びその中の女性の地位・役割にどのような影響を与えているかについて、比較文化的な視点で調査を行なっている。1992年、韓国女性開発院とアジア女性交流・研究フォーラムの共同研究によって、ソウル特別市において、家族に関する市民の意識調査を行なった。その結果、形態的にはソウル市では「核家族化」が進み(77.2%...cf.64.6%...福岡)、単身世帯や拡大家族の比率が少ないにもかかわらず、「家族の範囲」については、極めて大家族的な意識が見いだされた(表1)。国勢調査によると世帯の平均規模は、1966年に都市部5.1から1990年に3.77へ減少したが、農村部においても同じ時期に5.7から3.79へと都市部と同じ規模に減少している。また、形態的にも、1966年から1985年の20年間に直系家族は半減し(20.6%から10.2%へ)、替わって単身世帯や母子世帯、その他の世帯などが増えている。

農村家族の、開発過程での形態変化は、明らかに都市での家族形態の変化と異なる部分が見られるが、意識面ではどうなっているだろうか。

また、形態や意識の変化(or変化しないこと)が、農村の生活や生産にどのような影響や問題を生み出しているだろうか。

2. 先行研究にみる家族の構造特性

上の問題を考えるにおいては、韓国の農業・農家経営の性格についても把握しておくことが必要であるが、発表時には時間の制約のため、データの提示にとどめた。

続いて、農村家族の構造の変化を知るために、農村家族にかんする先行研究の内容を検討した。

① 高 鳳京、李 萬甲ほか「韓国農村家族の研究」 1959年調査

戦後、はじめての全国的農村調査であり、主要な家族社会学者が参加して、3つの道の、14の里に於いて、843人への面接調査を行なった。

内容：家族の世帯規模が大きいほど、家族収入が大きい

家族規模は、拡大傾向にある(生産力確保の意味が強い)

1925年	5.28人
1930年	5.31人
1935年	5.34人
1940年	5.36人
1959年	5.96人

家族構成は二世世代家族・・・57%，三世世代家族・・・40.3%

三世世代家族の比率はきわめて高かった。

「幸福」についての考え方

男性は和やかな家族生活、多くの息子がいること、財産、健康を強調

女性は多くの息子がいること、財産、和やかな家族生活、夫婦の相性を重視していた。

韓国の家族の構造特性と変化についての結論

◎家族の民主化への傾向

- 垂直的關係から水平的關係への変化

伝統的儀礼（祖先崇拜など）や、伝統的觀念（ex. 多子多福）をある程度犠牲にしても、生活水準をあげようと努力している

家族間の關係が、より民主的・個人主義的になりつつある

親族間の關係が減少しつつある

配偶者選択において、家筋 family line より、人柄や教育を重視するようになりつつある

- 血縁から地縁へ

心理的に血縁による親族關係は重要な役割をもっているが、村の中の機能的統合にとって地縁的連帯 territorial solidarity がより重要になりつつある

- 家族計画の受容

多くの人々が理想の子供数は5人と答えている一方で、方法があれば避妊を実行したいと考えている。また、遅く結婚することも望まれている。これらは、子供の数より質という考え方がひろまりつつあることを示している

◎女性の地位の変化

(略)

② 李 光奎 「韓国における農村家族の変貌の様相」 1984年 日本社会学会で発表され、「家族の民族誌」に所収

内容：家族の行動（顕在的文化）と価値体系（潜在的文化）のギャップからの不調和のアノミーが生じつつある。

しかし、著者は両者の構造的連関に関心

“韓国の農村地域はアノミー現象に対して例外的ではない。特に農村における家族生活に関して、伝統的な家族生活は急速に消滅しつつあるが、しかし現代にふさわしい新しい生活様式はあらわれていない……”

“発達周期”の分析視点を取り入れ、韓国の家族は、少なくとも次のような五つの周期段階をとおして推移する。

第1段階・・・夫婦家族

|

第2段階・・・核家族

|

第3段階・・・未婚の子女を有する直系家族

|

第4段階・・・分家を創設する前の既婚の他の息子たちを有する直系家族

|

第5段階・・・純粋な直系家族

“こうした周期移動において伝統的な韓国の家族は、直系家族形態における父系性のイデオロギーをまもっている。・・・現代家族は、たとえ変化という社会的な活動を経験しようとも、その基本的な構造原理を依然として保持している。家族の顕在的な変化のうちにあらわれている変化は、発達の周期の理論によって解明されると、それらがむしろ、伝統的な家族システムの拡張ならびに融合としてみえてくる。”

調査地・・・忠清南道 牙山郡 炭田面 竜頭里、(1982年調査)

101世帯 491人 平均4.9人

うち60世帯が農家

直系家族 28 核家族64

単身世帯 9

現代の農村家族にみられる変化と継続に関し得られた知見として、

教育の高度化によって生じている変化（まず長男を高等教育に出し、両親も農

村に戻ることを望んでいない。続いて二、三男が兄をたよって都市にでる)
この出し方に、長男とか二、三男あるいは女という、位座による相違は何も存在していない

伝統的な家族類型においては結婚前に家を出ることは、家族類型の例外的あるいは臨時的形態であった。しかしそれが現在では、未婚の子供たちは「拡張的核家族」と呼ばれるべきであり、都市地域で息子が結婚し独立した家族を創設した場合、「拡張的直系家族」と呼ばれるべきである。この「拡張的」とは、異なった場所での生活を意味している。

(例示) 30世帯を面接 うち18世帯に不在の家族員がいる

このうち

11人・・・年4回帰宅、この中で女性は男性より頻繁に帰宅

3人・・・4回以上。最近出た人は以前村を出た人

親密に行き来している

4人・・・4回以下

うち15人の女性・・・村の両親に送金

男性36人中・・・4人が送金

他は自活、弟妹への経済的援助を行なっている。

<こうして農村には新しいタイプの直系家族が現われている。責任が長男から子供のすべてに分散している。これは、直系家族の柔軟な型である。>

<相続の内容が土地から教育に変わった。これらは、二つの異なった社会における最も価値の高いもの(生活手段)であり、根本原理である。>

3) 韓国女性開発院

「農村家族の変化と意識に関する調査」 1993年

5つの道から25面を抽出、909人を対象に意識と生活実態についての調査を実施。

(内容略)

4) 今回の調査について

① 目的：90年代の韓国の農村家族の生活状況の実状を知ること

李光奎氏の「拡張核家族」・「拡張直系家族」説の根拠となっている、「家族の顕在的行動は変化したように見えるが、根本的な価値体系は変わっていない」という、説明モデルの検証

② 調査対象地：忠清南道 扶余郡 林川面 トゴク 3里 世帯主全員とその配偶者への面接(F地区)

全羅南道 金堤郡 萬頃面 トジャン里 (K地区)

今回の発表では、意識面については、トゴク 3里のみを集計

3. 結果の考察

1) 対象地の世帯の経済的基盤(表2)と性別年齢別構成(表3)

両地区とも、男性の7割以上が専業農家、F地区では女性もそうである。

経営規模は、K地区が9,000坪(ビョン)以上が2割強、3,000坪以下が約25%と分散しているのに対して、F地区では9,000坪以上が少なく、4,000~7,000の間に約半数の世帯が集まっている。

性別・年齢別には、地区的な違いはほとんどなく、男性の47%、女性の34%が60歳以上で、世帯主の高齢化がみられる。

2) 顕在的行動・・・世帯の構成(表4)

#世帯規模 都市以上に小規模化(特に萬頃面)

#世帯形態 @全国平均にくらべて、核家族化・夫婦家族化がすすんでいる。

@夫婦世帯は全て50歳代以上であり、60歳代以上の夫婦世帯が全体の3割をこえている。

@単独世帯の比率も平均より高い。単独世帯は、全て60歳以上の女性である。

@李モデルの、ライフ・ステージ1と4の世帯はゼロである。

@ライフ・ステージ5も、全世帯の0.5%にとどまっている。

他出成員との相互関係

3) 潜在的行動(家族の価値体系)・・・

#家族範囲についての考え方(表5)

@今、現実に同居していなくても、伝統的に同居が期待されていた成員を、家族として考える意識は強い。

@このうち、父系成員への、家族集団包含意識は強い。

ex. 別居の既婚の息子>同居の既婚の娘

同居・別居にかかわらず(差はあるが) 息子の子供>娘の子供
父の兄弟姉妹>母の兄弟姉妹

@実際には既婚の(夫の)兄弟姉妹や甥・姪との同居は皆無であるが、これらを家族に含める意識は強い。

#教育と養育に対する責任の範囲（表6）

息子・娘はもちろん、自分の兄弟、その子供たちである甥姪への責任意識が半数を占めている。

負債をする時などの保証についても、生殖核家族の範囲以外の親族をあげる人が2割程度みられる。

#老後の介護をだれに頼むかについては、「子供」に集中し、中でも長男の比率が女性で55%、男性はやや低く45%である。

男性より相対的に若く、平均寿命のながい女性の間で、「配偶者」を選ぶ比率が高い（表7）。

#以上からすると、家族の潜在的体系は、かなり強く維持されているといえる。

4. 問題点

家族レベル・・・高齢化、介護問題の顕在化、負債、就労意欲、家族崩壊の徴候

地域レベル・・・親族関係の形骸化、地域統合（ムラづくり）のリーダー不在

地域農業レベル・・・耕作放棄、高齢化による生産力低下

<表1> 家族の範囲の考え方（福岡・ソウルの比較）*1

	ソウ ル	福 岡
配偶者	99.1	76.4
子供	99.1	79.0
自分の親	95.2	52.2
配偶者の親	84.6	22.4
兄弟姉妹	80.1	30.7
配偶者の兄弟姉妹	59.4	8.2
内孫	71.3	15.3
外孫	55.3	6.4
息子の妻	68.3	15.8
娘の夫	54.5	7.8
その他の親類	8.1	2.0
その他の人	1.0	0.9
自分だけ	0.2	1.0
甥姪	40.4	
兄弟姉妹の配偶者	62.0	

*1：『日本と韓国の家族意識の比較研究』より

＜表2＞ 対象者の職業と農家経営規模

		K 地区		F 地区		
		男	女	男	女	
職	1. 農林水産業	71.1% 32人	59.6% 31人	74.0% 29人	71.1% 32人	
	2. 兼業農家	2.2% 1人	5.8% 3人	8.0% 3人	4.4% 2人	
	3. 公務員・軍人	2.2% 1人	0人	0人	0人	
	4. 農協など	0人	0人	0人	0人	
	5. 工場労働・運転手	6.7% 3人	0人	0人	4.4% 2人	
	6. 事務員	0人	0人	0人	0人	
	7. 販売員	0人	0人	0人	0人	
	8. 自由業	2.2% 1人	1.7% 1人	3.0% 1人	0人	
	9. 専業主婦	0人	19.2% 10人	0人	4.4% 2人	
	10. 無職	13.3% 6人	13.5% 7人	15.0% 6人	15.6% 7人	
	11. 失業中	0人	0人	0人	0人	
	業	わからない	2.2% 1人	0人	0人	0人
	計	100% 45人	100% 52人	100% 37人	100% 45人	
	うち 生活保護	7.3% 9人		0人		
営 模		K 地区		F 地区		計
	1,000 坪未満	5.8% 3人		2.2% 1人		4.1% 4人
	2,000	13.5% 7人		8.9% 4人		11.3% 11人
	3,000	5.8% 3人		4.4% 2人		5.2% 5人
	4,000	3.8% 2人		8.9% 4人		6.2% 6人
	5,000	9.6% 5人		20.0% 9人		14.4% 14人
	6,000	1.9% 1人		11.1% 5人		6.2% 6人
	7,000	7.7% 4人		6.7% 3人		7.2% 7人
	8,000	1.9% 1人		0人		1.0% 1人
	9,000	15.4% 8人		2.2% 1人		7.3% 9人
	10,000	1.9% 1人		2.2% 1人		2.1% 2人
	10,000 以上	3.8% 2人		6.7% 3人		5.2% 5人
	わからない	28.8% 15人		26.7% 12人		27.8% 27人
	計	100% 52人		100% 45人		100% 97人

<表3> 対象者の性別・年齢別構成

		K 地 区		F 地 区		計	
世帯主の性別	男	86.5%	45人	86.7%	39人	86.6%	84人
	女	13.5%	7人	13.3%	6人	13.4%	13人
	計	100%	52人	100%	45人	100%	97人
世帯主の年齢	20代		0人		0人		0人
	30代	3.8%	2人	8.9%	4人	6.2%	6人
	40代	30.8%	16人	20.0%	9人	25.8%	25人
	50代	17.3%	9人	22.2%	10人	17.6%	19人
	60代	32.7%	17人	33.3%	15人	33.0%	32人
	70代	15.4%	8人	13.3%	6人	14.4%	14人
	80以上		0人	2.2%	1人	1.0%	1人
	計		100%	52人	100%	45人	100%
女性の年齢	20代		0人		0人		0人
	30代	15.4%	8人	13.3%	6人	14.4%	14人
	40代	25.0%	13人	24.4%	11人	24.7%	24人
	50代	25.0%	13人	24.4%	11人	24.7%	24人
	60代	25.0%	13人	28.9%	13人	26.8%	26人
	70代	9.6%	5人	8.9%	4人	7.3%	9人
	80以上		0人		0人		0人
	計		100%	52人	100%	45人	99.9%

<表4> 世帯類型

		K 地 区		F 地 区		計	
世帯類型	単身世帯	11.5%	6	13.3%	6	12.4%	12
	片親世帯	7.7%	4		0	4.1%	4
	夫婦のみ	23.1%	12	42.2%	19	32.0%	31
	核家族	40.4%	21	35.6%	16	38.1%	37
	拡大家族	17.3%	9	8.9%	4	13.4%	13
	うち夫出稼ぎ	5.8%	3		0	3.1%	3
	計		100%	52	100%	45	100%

<表5> 家族の範囲についての考え方 *2

%

回答者別 一緒に暮らしている	男 性	女 性	回答者別 一緒に暮らしていない	男 性	女 性
	1. 自分の親	100		100	21. 自分の親
2. 舅・姑	91.4	100	22. 舅・姑	88.6	93.3
3. 義父母	71.4	77.7	23. 義父母	42.9	40.0
4. 既婚の息子	94.3	97.7	24. 既婚の息子	77.1	93.3
5. 既婚の娘	60.0	68.9	25. 既婚の娘	40.0	37.8
6. 既婚の兄弟姉妹	80.0	73.3	26. 既婚の兄弟姉妹	51.4	33.3
7. 未婚の兄弟姉妹	94.3	84.4	27. 未婚の兄弟姉妹	68.6	48.9
8. 既婚の義兄弟姉妹	54.3	71.1	28. 既婚の義兄弟姉妹	22.9	46.7
9. 未婚の義兄弟姉妹	74.3	88.9	29. 未婚の義兄弟姉妹	45.7	62.2
10. 既婚の妻の兄弟姉妹	22.9	40.0	30. 既婚の妻の兄弟姉妹	5.7	11.1
11. 未婚の妻の兄弟姉妹	31.4	46.7	31. 未婚の妻の兄弟姉妹	5.7	20.0
12. 息子の子(孫)	97.1	95.6	32. 息子の子(孫)	85.7	86.7
13. 娘の子(外孫)	34.3	57.8	33. 娘の子(外孫)	14.3	24.4
14. 父の兄弟姉妹	48.6	62.2	34. 父の兄弟姉妹	17.1	22.2
15. 母の兄弟姉妹	20.0	24.4	35. 母の兄弟姉妹	2.9	6.7
16. 甥・姪	71.4	86.7	36. 甥・姪	37.1	35.6

*2 : F地区のみ

<表6> あなたは、家族や親族の中で、誰までを教育と養育に対する責任を感じますか? (複数回答)

%

	男	女
合 計 (人)	35	45
1. 息子	97.1	97.8
2. 娘	88.6	97.8
3. 兄弟	62.9	53.3
4. 甥姪	51.4	46.7
5. 従兄弟	22.9	20.0

<表7> 年にとって身体的に不自由になった場合、
誰に世話になりたいですか？（一人だけ）

％

	男	女
計（人）	35	45
1. 長男	45.7	55.6
2. 他の息子	8.6	6.7
3. 娘	0	0
4. 世話をしたいという子	22.9	11.1
5. 配偶者	8.2	22.2
6. 社会福祉施設	0	0
7. その他	4.0	4.4

東北アジアの局地的経済協力と豆満江地域開発の展望

朴 柱應 教授（韓国圓光大学校アジア経済研究所所長）

1. はじめに

東西冷戦が終結した世界では、新しい国際秩序を模索する動きが続いている。経済面においても次世代の世界経済秩序を探る動きが続いているが、ひときわ注目を集めているのが、世界自由貿易推進を目指すガット・ウルグアイ・ラウンドが1993年12月15日に妥結し、1994年1月にECとEFTAが拡大したEEAがスタートし、また北米で世界最大の自由貿易圏、NAFTAが誕生している。

このグローバリズムとリージョナリズムという相対する二つの動きがみられる。

アジア・太平洋経済統合については、1965年日本の小島清教授の論文で太平洋経済圏構想が提起されて以来、学界とか実業界からいろいろなアイデアが活発に出されており、企業人間の協力機構であり太平洋経済協議会（PBEC）と政府、学界、財界が参加している太平洋経済協力会（PECC）がアジア・太平洋経済協力を促進する上で非常に望ましいことである。

政府関係の機構がだんだん強まって1989年11月に豪州でアジア・太平洋経済協力閣僚会議（APEC：Asia Pacific Economic Cooperation—Ministerial Level）という協議機関が設立されたが、ここではアジア・太平洋地域を開かれた経済地域として発展させることで合意ができています。その結果、世界は並立するEEA・NAFTAの二大経済圏と、いずれの経済圏にも属さず地域内の相互依存関係をてこに成長を続ける、日本を始めとするアジア諸国を加えた三極を中心とした体制に衣替える。

日本の外務省はECの市場統合やNAFTA締結など、世界的に地域統合の機運が高まる中、アジア・太平洋地域の今後の選択肢を比較検討し発表した。(1) その結果、アメリカや韓国など同地域18ヶ国から構成するAPECの機能・地域を拡充することで、緩やかな地域統合形態を確立することが有益、と提言している。現在同様、制度的枠組みや地域内での政策調整がないままの経済発展は困難であるため、APECの枠組みを活用しつつ、非関税障壁を含めた貿易の自由化、投資規制の緩和、制度面での調和、マクロ経済・産業政策調整などを実施してゆく必要があると結論付けている。

かくして、アジアの社会主義諸国と日本、NIES、ASEANなど自由経済諸国との間に潜在していた経済的補完関係が一挙に顕在化し、豆満江経済圏などの局地経済圏が、アジアの局地的経済協力をぬりかえる新しい主役として登場してきた。東北アジア諸国は世界経済の地域主義的な趨勢に対応する一方、この地域に集中してきた国際間の葛藤構造を解消し、和解と平等を基礎とした東北アジア型新国際秩序の樹立に関心を注がざるを得ない。

本研究は、このような東北アジア型新国際経済秩序の樹立に接近する一つの方案として、地域内の多角的な経済協力圏形成の問題を検討しようとするものである。しかし、東北アジア地域では、経済体制の違い、経済構造及び経済力の格差、そして政治軍事的な覇権主義などにより、経済圏の形成に対する基礎的与件が不安定な状態にある。従って、東北アジア経済圏の形成問題は当面の政策課題ではなく、2000年代に向かう長期的な研究課題として認識すべきであり、いまのところ、それに接近しうる段階的な方策を模索・検討することが重要な課題であろう。

本研究の目的は、このような基本認識にたつて長期的に接近すべき東北アジア経済圏の概念を明らかにし、その可能性、選択可能な協力形態、そしてこれに対する最初の段階として豆満江流域の国際協力開発事業の重要性を強調することである。

2. 東北アジアの局地的経済協力に関する理論的展開

1) 環太平洋経済成長圏への展望

米国、カナダ、そして追って参加するであろうメキシコを含めたAPECは、NAFTAやEAECのように、アジア・太平洋地域に対立を招く組織ではなく、これを一つの緩やかな開かれた経済圏として育成しようとするもので、日本を始め多くのアジアの国々より支持されている。NAFTA、EAEC、AFTAの進展、およびこれに対する日本の対応とAPECの関係は今後のアジア・太平洋地域経済をみる上で大きな視点といえよう。

APECの年次総会は通常、外相と貿易担当レベルが集まり、アジア・太平洋での貿易自由化、地域内の経済協力を討議する。1993年11月に米国のシアトルで開かれた5次総会と経済非公式トップ会議は、1994年11月のインドネシア総会を公式首脳会議にすることを正式提案するものとみられる。この提案はAPECを首脳レベルに格上げしようということであり、クリントン米政権がアジア・太平洋地域での経済圏づくりを重視していることを示し、地域内でのアメリカの主導性を確保する狙いがあるとみられる。

アジアにとって最も望ましい経済協力は、多角的な自由貿易を志向するGATTのルールに沿った国際的な貿易・投資関係をアジア・太平洋地域に醸成しつつ、いずれか一国による主導性を排除し、地域の国々の総意による開かれた経済圏をつくることであり、APECの場にNAFTAをも包含するような組織づくりが期待される。換言すれば、アジア・太平洋経済という中に、日本、NIES、ASEAN、NAFTA加盟国が貿易、投資の相互依存関係を形成しつつ、ますます経済規模を拡大する方向を目指す、より大きく、かつ他の経済地域とも対等で開かれた「環太平洋経済成長圏」ともいうべき経済圏の構築を目指すのが望ましい。

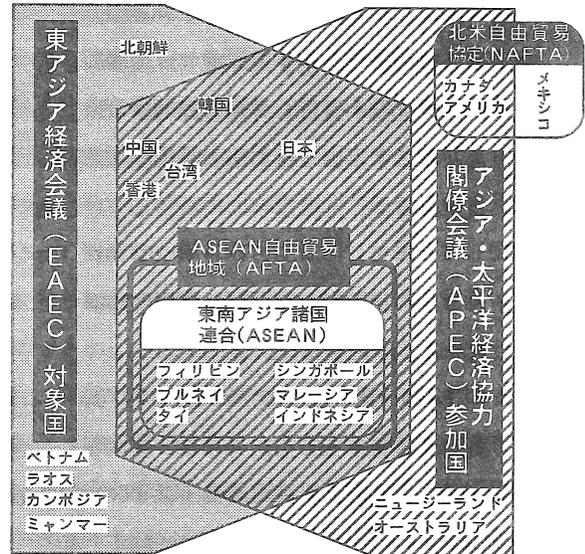
90年代においては、NAFTAを主軸としてそれをアジアに拡大し、主導権を確保しようとする米国と、アジア・太平洋地域の経済機構としてAPECを育成、強化しようとする日本を

始めアジア諸国との相剋が予想される。こうした過程を経て、21世紀にはNAFTAがAPECの中に包含され、各国対等な立場を維持したアジア・太平洋地域にまたがる一大経済圏として発展を続ける経済成長圏が誕生すると図1 アジア・太平洋地域の経済協力協議体と経済圏展望する(図1参照)。

2) アジアに急増する局地経済圏

以上のようなアジア・太平洋地域での一大経済圏形成への模索と運動しながら、それをさらに促進してきたのが、アジア社会主義諸国と周辺諸国を中心とした各種局地経済圏の生成である(表1)。

アジア社会主義諸国と周辺国との国境をまたぐ諸地域間に潜在していた経済的補完関係が、冷戦構造の溶解とともにいちどきに顕在化したのである。NAFTAやEEAは国の大きさも、まとまった時の



規模も巨大であるが、アジアの場合は、どちらかという民間主導の自然発生的な小さな経済圏が数多く見られるのが特徴である(表1)。アジアでのこうした国境をまたぐ経済の結び付きは局地経済圏といわれている。局地経済圏のなかで最近取り上げられることの多いのは環黄海経済圏である。この経済圏は、日本の九州北部と韓国の西海岸、そして中国の遼寧省、山東省を中心とした黄海沿海部などから構成されるが、この経済圏に対しては日本、とくに九州北部で強い関心が寄せられている(2)。それらの地域では近年相互間の交流が非常に活発になっており、以前から経済交流を続けてきた韓国と中国が国交を樹立したし、地域レベルでも九州、山口地域で「東アジア六都市会議」(3)や「日韓海峡沿岸県市道知事会議」(4)が開催されたりしている。

もう一つは環日本海(東海)経済圏である。この経済圏は日本海を取り巻く日本、極東ロシア、中国、韓国、北韓(北朝鮮)(5)を含むが、日本では新潟県、富山県、北海道といった日本海に面した自治体が環日本海経済圏の一翼を担おうと活発に動いている。具体的には日本の自治体と極東ロシア各州、市が友好姉妹都市の関係を結び、文化・経済交流を深めようとしているほか、日本の地元企業も幅広く進出し始めている。自治体や民間レベルでロシア極東地域との人的交流を活発にするための「日ロ交流極東合同協議」(6)が1993年5月28日ウラジオストクで開かれ、今後の日本海をはさんで向かい合う。

東北アジアにおいて活発に論議しているのは豆満江経済である。豆満江というのはロシア、沿海地方の一番南にある川で、中国、北朝鮮の国境に沿って流れている。この計画はUNDP

(国連開発計画)が中心となってまとめた。計画の対象となる地域は中国の琿春、北朝鮮の羅津、ロシアのポシェットを結ぶ三角地帯、社会主義三国の国境が接する地帯での国際的共同開発が実現し経済圏形成が考えられるようになってきたということがある。

1992年1月にシンガポールで開かれた第4回ASEAN首脳会談ではASEAN自由貿易地域(AFTA: ASEAN Free Trade Area)の設立という目標も立てた。これは1993年1月に、共通効果特惠関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff)制度を発効せしめ、15年かけて自由貿易圏を完成させようとするものであるが、アジア・太平洋経済圏の核をもくろむ米国(NAFTA)に対する動きともうかがえよう。

90年末にマレーシアのマハティール首相が東アジア経済協議体(EAEC:

East Asia Economic Caucus)を地域主義志向を強める欧米に対し、国際舞台でアジアの発言権を高めようという目的で提唱されたものである(表1)。これについては仲間はずれにされた感のある米国が強く反発していることもあり、日本や韓国もこの呼びかけには慎重である。

最近、めざましい発展を遂げている中国の南部と香港、台湾を含む華南経済圏も有名である。このうち台湾海峡をはさむ台湾と中国・福建省を兩岸経済圏と呼ぶこともある。これは、台湾企業が出身地である対岸の福建省に活発な投資を続け、結びつきを強めているためである。このほか、タイとカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを含めた一帯をタイの通貨である「バーツ」の影響力が強まっていることからバーツ経済圏と呼んでいる。シンガポールとマレーシアの南部、インドネシア北部を結ぶ地帯も成長の3角地帯として脚光を浴びている。政治的な対立が少なくなったことを背景に、どの国もどちらかという経済を大切に

〈表1〉アジア・太平洋地域における経済圏、経済協力機構
(構想段階のものも含む)

名 称	構 成 国 ・ 地 域
アジア太平洋経済協力関係会議 (APEC)	日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN6カ国、韓国、中国、台湾、香港
太平洋経済協力会議 (PECC)	APECとチリ、ペルー、メキシコ、太平洋島しょ国
東南アジア諸国連合 (ASEAN)	シンガポール、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、フィリピン、タイ
東アジア経済協議体 (EAEC)	日本、中国、台湾、香港、韓国、ASEAN6カ国など
南アジア地域協力連合 (SAARC)	インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ブータン、ネパール、モルジブ
成長の3角地帯	マレーシアのジョホール州、シンガポール、インドネシアのリアウ州
北部成長の3角地帯	タイ南部、マレーシア北部、インドネシアのアチエ州
バーツ経済圏	タイ、カンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマー
トンキン・メコン経済圏	香港、中国の西南部、ベトナム北部、タイ北東部、ラオス
華南経済圏 大中華経済圏	中国の上海以南、香港、台湾 中国南部、香港、マカオ、台湾
環黄海経済圏	日本、韓国、中国の長江以北遼寧省まで
環日本海経済圏	日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、極東ロシア、中国
豆満江経済圏	中国の吉林省、北朝鮮の咸境北道、ロシアの極東

出所：日本経済新聞社編、アジア経済入門、1993年1月、34頁から作成。

考えている。その結果、近くにいるもの同士がお互いの長所を活かして経済をもっと発展させようという局地経済圏が今後、さらに重要性を増す。

3) 東北アジア経済圏に関する基本的概念

東北アジア地域の概念に関する色々な意見がありうるが、東北アジア経済協力の地理的範囲に対して、厳密な境界を定める必要はなく、実際に需要に沿って、自然に発展させていくほうが良いと思う。

東北アジア経済圏は、東北アジア地域諸国の文化的な共通性と地理的隣接性の土台の上で、各国間または地方間の経済的多様性と補完性を相互に結合することによって、地域全体のバランスのとれた、経済発展と地域内住民の生活安定を図り、さらに世界全体の貿易と生産力拡大に寄与できる地域規模の多国間経済協力の組織を意味する。東北アジア経済圏の地理的な領域は共同経済圏としての経済的効率性を極大化することができ、そして現実的に相互接合が可能な地域に制限されなければならない。したがって東北アジア経済圏は国家基準に照らしてみても、韓国、北朝鮮、日本、中国、モンゴル、台湾、香港及びロシア共和国で構成されるであろう。この中で、中国とロシア共和国は西アジアと南アジア諸国またはヨーロッパとの協力関係をも重要視しているので、国民経済全体の東北アジア経済圏への全面的な接合は不可能であろう。したがって、中国の場合、黄海沿岸の開放特区と東北三省に制限し、ロシア共和国の場合は開放特区が設置される極東沿海州地域に限定する必要がある。

東北アジア地域の1989年の人口は3億1,500万人(表2)で、北東アジアの開発されている地域は豊富な天然資源、大量の資本と技術的ノウハウをもっている。周知のとおり、当該地域における国家(地区)は天然資源、労働力、資金、技術などの生産要素の面において、相当な差があり、それぞれ優位性を持っている。このように経済上の相互補完性(表3)が

〈表2〉 東北アジア地域の人口

下 位 区 分	面積 (1,000km)	人口 (1,000人)	密度 (人/km)
ソ連極東地域 (1989年)	6,216	7,941	1.3
カムチャツカ	472	466	1.0
マガダシ	1,199	543	0.5
アムール	364	1,058	2.9
サハリン	87	709	8.1
沿岸地方	166	2,260	13.6
ハバロフスク	825	1,824	2.2
中国東北地区 (1989年)	1,970	119,110	60.5
黒竜江省	454	35,100	77.3
吉林省	187	24,030	128.2
遼寧省	146	38,760	266.0
内モンゴル	1,183	21,220	17.9
北朝鮮 (1989年)	125	21,370	170.6
韓国 (1990年)	99	43,520	439.5
日本 (1988年)	378	122,783	329.3
合 計	8,788	314,724	35.8

出所：ソ連についてはSallnow (1989年)、中国東北地区については国家統計局 (State Statistical Bureau, 1990年)、北朝鮮については韓国国土統一院 (1990年)、韓国については経済企画院 (1990年)、日本については総務庁 (1989年)。

存在しているため、相互に協力しあい、それぞれの優位性を発揮させ、短所を補い合うのは、関係各方向にも有利といえる。

しかし、東北アジア地域においては、国際共通の市場メカニズムが無いのみならず、かつての冷戦体制下での交流障壁のために、市場メカニズムが導入されたとしても地域が持っている経済活力を相互補完的に結合しうる市場基盤と経済交流慣行が成熟されていないという問題点がある。したがって、東北アジア地域の経済協力は、域内の成長動因を相互に連結し得る経済交流の慣行と市場基盤を改めて樹立させることに目標を置く必要がある。このために東北アジア経済圏は地域内に散在する経済的補完性を相互に結合し、地域内の資源の最

〈表3〉 東北アジア諸国の相互補完的条件

国または地域	長 所	短 所
日 本	資本蓄積、先進技術、すぐ移動できる高度機器が多数存在すること、先進的な工業製品、経営の経験。	エネルギーと工業資源の深刻な不足、家畜飼料用穀物と一部農産品の不足、労働力の相対的不足。
ソ連極東地域	森林、非鉄金属鉱石、石油、ガス、石炭、一部の重化学工業製品（鉄鋼、肥料など）の豊富な存在。	農産品および軽工業製品の深刻な不足、労働と資本の不足、後進的な産業機器と経営技術。
中国東北地方	有利な農業条件。十分で多様な農産品（トウモロコシ、大豆、食肉、果実など）、一部繊維工業製品、石油、石炭、建築材料、漢方薬、過剰労働力。	資本、先進機器、技術および経営の経験が不足していること。一部の鉱物資源と整備されたインフラストラクチャーの相対的不足。
北 朝 鮮	豊かな鉱物資源、金属鉱石、単純加工品、水産物、ある種の工業品、豊富な労働力。	資本不足、農産品ならびに副次的軽工業品の不足、後進的な機器および技術。
韓 国	過剰資本、先進的技術、移動可能な機器、先進的工業製品。	エネルギーと工業資源の不足、家畜飼料の不足、労働力不足。
モ ン ゴ ル	豊富な畜産品および鉱物鉱石、特に螢石	他の北東アジア諸国と直接連絡する便利な方法がないこと。資本、技術、機器、農産品、軽工業品の不足。

出所：Chen Cal Yuan Shuren, Wang Li and Ding Sibao. 「東北アジアおよび豆満江下流デルタ地域の開発における地域協力」(第2回東北アジア経済技術開発会議、長春、1991年)、中国吉林省東北師範大学東北アジア地理研究所。

適配分と最適活用を図るべき貿易メカニズムを創出できるような機能をもたらすように構想されなければならない。

経済統合理論にもとづいて、東北アジア地域の経済圏形成の可能性を論ずる場合、まず経済圏形成の基本条件として、諸国間の政策目標の収斂性、経済的補完性、経済統合の期待利益、地理的隣接性そして文化的共通性などを考慮しなければならない。まず、域内諸国間の政策目標の収斂性を考慮する場合、東北アジア地域では市場経済地域の外延的な拡張政策と

計画経済地域からの開発輸入政策が、相互に結合できる収斂性をもっており、日本、台湾の黒字調整政策と北方諸国の外資導入政策が相互に結合され得る点を挙げることができる。東北アジア地域の期待利益としては、市場拡大の利益と工業化政策の効率的な遂行及び政治軍事的な緊張緩和などの利益が期待される。

そして東北アジア諸国は地理的に隣接しているだけでなく、儒教思想、漢字文化圏という面で共通点があり、経済圏形成に関する文化的な要件を備えている。しかしこのような肯定的な要因にもかかわらず、東北アジア諸国が抱えている政治経済的な特殊性により、次のような機能的要因を経済圏形成の前提条件として考慮しなければならない。

第一は、東北アジア経済圏は生産要素の補完性を活用できるような統合メカニズムを確保する必要がある。社会主義諸国の購買力と市場基盤を拡大する開発計画の推進が不可欠である。したがって東北アジアの経済協力は、社会主義諸国の開発事業を推進、支援する方向で形成されなければならない。

第二は、東北アジア経済圏形成は社会主義諸国の開放特区を媒介としてこそ可能になり、開放特区は世界全体に対する一般的な開放性を前提にして設置されなければならない。

第三は、各国毎の経済の異質性と多様性によって、相互間の強力な政策調整とか画一的な統制が要求される経済圏にはなれない。経済的な交流基盤を支える社会、文化、学術、観光などの非経済的な分野における協力が同時に推進されなければならない。従って東北アジア経済圏は包括的で、柔軟性のある共同体としての属性を有すべく協力構想される必要がある。

第四に、東北アジア経済圏は、単純協力体制から出発して漸進的に内部の結束力が強い制度的な統合体に発展していく、動態的な接近政策によってのみ実現されるということを確認する必要がある。

4) 東北アジア経済圏の可能な形態

以上で述べたように、東北アジアでは欧米のような市場依存型の平面的な統合は難しいものと予想される。組織的統合をその前提としない限り、この地域での経済圏形成が全く不可能であるというようなことではない。地理的に制限され、機能的な相互義務負担が少ない初歩的な形態、いわば自然発生的な経済統合が予想される段階に至っており、このような自然発生的な統合の範囲内で柔軟性のある地域経済圏の形成が可能になると予想されるのである。最近の状況下で可視的な自然発生的統合の形態としては、社会主義経済圏の経済特区と市場経済圏の海岸都市を相互連結する、拠点都市ネットワーク型の部分的自由貿易地帯及び特定地域だけを統合の対象とする局地的な統合のモデルが考えられる。

(1) 局地的な経済統合モデル

前述した経済圏形成の前提条件を考慮してみると、東北アジア地域で考えられる多角的な経済協力圏の基本形態は、局地的な経済統合モデルによって構想されるべきであろう。

局地的な経済統合モデルとは、国際間の共同利害関係にある特定地域だけを制限的に相互開放して、国民経済間の補完関係を深化させていく国際間協力方式のことである。このような統合の主体は中央政府あるいは中央政府の委任を受けた地方政府となり、事後管理や運営は地方政府が主管する。このような局地的統合は、次のようないくつかの側面で、全面的な経済統合と違う。即ち、地域的経済統合は、参加国相互間においては関税、その他の貿易障壁を撤廃、あるいは緩和し、域内諸国間で貿易の自由化を図る一方、域外諸国に対しては差別的になる。しかし局地的な統合においては、国家単位の統合でないために域内諸国間の全面的な貿易自由化や域外諸国に対する貿易の差別化措置をとらず、域内諸国間の戦略的な開発目標の遂行のために、部分的貿易自由化のみを推進する統合形態である。ECなどの地域的統合が貿易ブロック化の属性をもっているのに反して、東北アジアの局地的統合はクラブ的な地域主義になり、対外開放性を持続的に維持していけるのである。

しかし、局地的な統合は特定地域（海岸地域の経済特区、保税加工区域、自由貿易地域など）のみを対象とし、地方政府も統合行為の主体になることができる。このような統合の形態はその推進が容易であり、経済発展が遅れている地域、成長潜在力が大きい地域そして資源保有地域などが、地域開発政策を遂行するために戦略的に活用できる統合形態であるといえる。東北アジア地域は、局地的統合モデルによって世界経済におけるブロック化を誘発せずに域内の開発拠点地域の国際的な開発を図ることができ、これを通じて東北アジア全体の動的な成長を推進することができるであろう。

実際に東北アジア地域では、最近になってかかる統合方式の実現を可能にする可視的な条件が漸次成熟化されつつある。中国、ロシア内で東北アジア圏に編入される地域の分権化、開放化が進んでいるばかりでなく、閉鎖的な経済体制を維持していた北朝鮮も1991年以来、豆満江河口の羅津地域を中心とする経済貿易地帯の設置を準備しているがゆえに、これら開放地域を対象にする局地的な経済統合の可能性が高まっている。これに加えて韓国の地方自治制の実施、日本の地方の国際化時代の到来で、地方都市間による国際協力の可能性が拡大されている。このように、特定地域を中心とする局地的な経済協力体制は、各国の経済体制及び対外経済政策の根幹を変化させない範囲内で経済的な多様性と補完性を相互に連結する方法であることから、一般的な経済統合の障害要因が多く存在する東北アジア地域では最も実現可能性が高い統合形態であるといえよう。

こうした局地的経済統合の現実的な適用は、国際分業型経済圏と国際協業型経済圏との二つの類型で説明される。東北アジア経済圏では、この二つの形態を同時に推進するか、または国際協業型経済圏を推進してから次の段階でより広範囲の国際分業型の経済圏を形成していくこともできるであろう。

(2) 国際協業型経済協力

国際協業型経済協力は、国家間の共同利害関係にあり、国際開発の可能性と開発効果の大きい地域を選定して、域内諸国が共同的に開発する。いわば、共同開発プロジェクトの推進を通じて形成される。現在、東北アジア地域で具体的な開発拠点地域としては、豆満江開発計画とこれら社会主義諸国が最近指定している経済開発区域及び経済特区地域があげられる。

協業型経済協力圏形成においてのもう一つの接近としては、地域内の商工業及び交通の中心地域に国際共同の多国籍保税加工区域または多国籍管理下の自由貿易地帯を設置する方法が考えられている。このような国際的自由貿易地帯の対象地域としては国際的に交通の要衝地であり、周辺の資源と生産要素が活用でき、また当該国の国内市場に対する錯乱要因の少ない地域でなければならない。このような諸条件を備えている地域としても、豆満江流域をより戦略的に検討することができよう。

(3) 拠点自由貿易地帯ネットワーク

東北アジア諸国が抱えている経済的な補完性と産業構造の多様性と部分的に統合する協力メカニズムの導入で、経済圏を形成することが必要である。ここでの部分的な結合メカニズムとは、制限された地域、制限された産業に限って、各国間の貿易並びに資本移動上の自由化措置をとる部分的な自由貿易地帯を意味する。

これは、具体的には各国の海岸の開放型経済特区を連結する形態である自由貿易地帯としてネットワークを形成していくことである。このような自由貿易地帯を形成するためには各国ごとに一つ以上の開放都市をそれぞれ指定し、その都市内に保税加工区域または自由貿易区と自由貿易港を設置することである。そしてここで製造、加工された加工品及び中間財は、域内の交易相手国の自由貿易区へ無関税あるいは特惠関税で輸出できるようにして、各国の比較優位構造の有機的な結合を強化する。これは開発事業が推進される地方都市を中心とする局地的統合であるので、協力体制の構築を容易にし、特定都市間だけに貿易を自由化し、国内市場との関係は、国別政策に委ねられるので、参加国の国別対外政策基調と国内市場に対する錯乱要因が最大限に抑制できるという利点も兼ね備えることになる。しかし、域内諸国間の非対照的な依存関係の深化を防止するために、自由貿易の対象品目は開発プロジェクトに関連する生産物と工業用中間財などに制限する必要があり、後進地域の工業開発と域内先後進国間の発展格差が減少する方向へと開放都市を選定しなければならない。このような拠点自由貿易地帯は海岸地域を中心にネットワークするので、全ての国境を自由貿易化する一般的な自由貿易地域とは自由貿易の対象領域、対象品目並びに貿易自由化の方法などで違うわけである。拠点自由貿易地帯ネットワークは、戦略的な品目の貿易自由化を通じて開発拠点地域、並びに特定産業を集中的に育成するための戦

略的な開発政策として選好されるのである。

3. 豆満江地域国際協力開発の現状と展望

1) 豆満江地域国際協力事業の構想

東北アジア経済圏に関する論議が昨今ますます盛んとなる中で、この豆満江地域開発計画も学者・研究者レベルによる論議の段階から、徐々に調査実行の段階へと進みつつある。

今後具体化に向けた動きが、関係国の間で一層活発になっていくことが期待される場所である。

豆満江地域開発事業 (Tumen River Area Development Programme : TRADP) は、UNDP主管下に推進されている南北韓、中国、ロシア、日本、^{モンゴル}蒙古などが参与している初めての多者間経済協力事業である。豆満江地域開発構想は、1990年7月に中国吉林省の長春市で開かれた東北アジア経済技術開発シンポジウムの際に、中国側が提起したことに端を発する。この国際シンポジウムに参加したのは中国、ロシア (当時はソ連) 韓国、北韓、日本の研究者、企業家などであったが、参加者は中国側の提案に強い関心を示した。1990年以来注目を浴びようになったのが豆満江地域開発構想である。

1991年7月モンゴルのウランバートルでUNDP主催の会議が開かれ、UNDPの東北アジアにおける今後5年間 (1992-96年) の技術協力プロジェクトが検討された。援助対象であるモンゴル、中国、韓国、北韓の政府関係者が同会議に参加したが、提案された豆満江地域開発、石炭利用と大気汚染防止、温帯作物の作付け拡大、資源のリサイクルと新エネルギーの四つのプロジェクトのうち、豆満江地域開発を最優先で取り上げることとした。1991年8月、前年度に引き続き長春で第2回東北アジア経済技術開発シンポジウムが開催され、もっぱら豆満江地域開発問題が論議された。

UNDPの専門家ミッションが1991年8月から9月にかけて現地調査と関係国 (中国、ロシア、韓国、北韓、モンゴル) との協議を行い、「豆満江地域開発ミッション・レポート」を作成した。UNDPの調査結果と勧告は、10月に平壤で開催されたUNDP主催の豆満江地域開発計画に関する関係国会議に提出された。平壤会議には、関係5カ国と日本 (オブザーバー) の政府関係者が参加した。

UNDP調査は、豆満江地域の可能性をやや過大と思われるほどに高く評価した。UNDPは各国の意見を集約して、この地域の開発について次の3つのコンセプトにまとめた。

第1は、国境を接する各国が自国地域内に1つまたは2つ以上の地区を特別貿易区に設定、開発する。それぞれの特別貿易区の政策、手続、管理はある程度調整される。

第2は、中・ロ・朝3カ国が各国に隣接する地域 (豆満江下流地域) に特別区を設定、開発する。管理機関は3つ別々であるが、政策、手続、管理方法は調整される。

第3は、3カ国が共同で1地域を特別経済区の1部として設定する。開発と経営は共同で管理する。3カ国を含む各国が共同所有、共同経営の企業を設立（あるいはリース）し、この企業が港湾、電力、道路、鉄道や工業団地、工場、事務所、住宅などの建設に責任を負う。この企業は土地と住民に対する各国の主権を弱めるものではない。地区や地域の規模は後で決定するが、次の2種類の規模が考えられる。まず、北韓の羅津—中国の敬信または琿春—ロシアのポシェットを結ぶ約1,000K²の小デルタ地帯。次に北韓の清津—中国の延吉—ロシアのウラジオストクを結ぶ約1万km²の大デルタ地帯である。デルタ地域は、日本海に面し、将来東北アジアの交通の要衝、輸出加工基地となる可能性があるとして周辺各国の期待と関心を集めるようになってきている。同地域の開発構想は、中、朝、ロ3カ国の国別の経済特区と中、ロ、朝3カ国を中心とした国際経済特区の二つに分ける。

また、会議では、豆満江を浚渫し、中国領内の防川ないし琿春に国際港を建設するという中国案については、豆満江は浚渫しても大型船の航行はできない、周辺のロシア、北韓の既存の港湾を拡充するほうが経済的であるとの意見がでた。ロシア、北韓の港で陸揚げした中国向け貨物は鉄道で輸送し、中国内に設置する輸送基地（インランド・ポート）で通関するとの提案も示された。UNDPミッション・レポートの結論を概ね支持し、今後計画を推進するために、プログラム・マネージメント・コミティー（PMC）を設置した。

第1回PMCは、1992年2月にソウルで開催された。同会議では、①93年末の各国政府ベースでの決定促進、②資金調達可能な計画案の策定、③日本とアジア開発銀行をオブザーバーとして招く、ことを決めた。同会議では地域別に異なる開発が論議された。小デルタの豆満江経済地帯（Tumen River Economic Zone : TREZ）では、国家主権を損なうことのないような集中的な開発、国際協力、国際経営が提案された。大デルタの豆満江経済開発地域（Tumen River Economic Development Area : TREDA）では、政策の協助と一般的な経済協力が望ましいとされた。より大きな地域を含む東北アジア開発地域（North East Asia Region Development Area : NEARDA）では、インフラの改善、工業開発、原料開発が重要とされた。

第2回PMCが、92年10月に北京で開催された。この会議で中国、韓国、北韓、モンゴル、ロシアの5カ国は、①リースする領土に対する主権の維持、②各国投資法に基づく土地のリース（隣接3カ国が各100km²提供）、③国際経営、④大きな魅力のある国際投資地域とすること、という四つの主要原則について合意した。さらに、機構面についても二層の機構を作ることでも合意した。1つはPMCに類似した政府間調整委員会で、メンバー国とオブザーバーで構成される。2つは、豆満江経済地帯（TREZ）とその周辺地域の開発にあたる機構で、この機構は流域3国の調整委員会と3カ国・その他の株主からなる会社の2種類になる。会社はリースした土地を国際的に経営する。

第3回PMCは、93年5月9日～10日に平壤で開催された。同会議では、①豆満江地域開発株式会社（Tumen River Area Development Corporation：TRADCO）を設立して、沿岸3カ国の政府はこの会社への土地と施設及び設備のリースを承認する。②TRADCO関係各国、豆満江地域開発計画のための政府間調整、諮問委員会（Intergovernmental commission）を設立する。③沿岸3カ国の各国政府代表者によって豆満江地域開発調整委員会（Tumen River Area Coordination committee）設立を合意した。以上のように3回にわたってPMCが開かれ、法、制度、金融、通信、産業など各分野別にworkshopが数回開催された。ここで露呈した事実は、豆満江地域開発をめぐる国家間の利害が鋭く対立しており、各国開発計画間の調整が容易でないだろうという点である。もし、今年1月に開かれる第2次法、制度、金融に関するモスクワworkshopからTRADCOの性格、運営主体、株式の種類と配分方法、理事の選任など主要案件に関して当事国が合意に至りさえすれば、第4回PMCで仮署名、第5回PMCで正式署名を経て、本格的な妥当性調査と投資誘致段階に突入することになる。（表6）問題は、北韓の今後の政治変化だろう。この点は、日本や韓国の外交利益とも一致している。

〈表4〉 豆満江地域開発事業関係会議概要

日 時	会 議 名 称	場 所	主 要 決 定 事 項 及 び 計 画
93年1月	第1次豆満江地域通信専門家会議	ソウル	UNDPの通信開発master plan説明、各国の意見提示及び合議
“ 3月	UNDP運送分野workshop	北 京	運送分野開発計画及び優先順位検討
“ 5月	第3次PMC会議	平 壤	豆満江地域開発会社、豆満江地域開発調整委員会、政府間調整及び協議委員会設立合議
“ 6月	UNDP会議	ウラジオストク	豆満江開発第1段階5個事業確定
“ 9月	UNDP法、制度、金融第1次workshop	北 京	豆満江地域開発会社設立のための法規論議
“ 11月	TRADCO関係産業・資源に関する第2次workshop	ソウル	UNIDO調査団結果報告、UNDP運送分野Master plan、北韓の羅津、先鋒投資対象案内
94年1月	UNDP法、制度、金融第2次workshop	モスクワ	豆満江地域開発会社性格、運営主体、理事陣構成論議
“ 7月	第4次PMC会議	モスクワ	豆満江地域開発会社仮署名

出所：毎日経済新聞、1994.1.1 ソウル、韓国。

2) 豆満江地域開発の現状

豆満江地域開発事業が本格化し始めた。韓国を加えた5カ国政府が今年上半期中に共同開発協定に調印する運びである。ユーラシア大陸東端の国際港湾都市建設開始を前に、中国は

すでに国境に近い琿春市を一級開放都市に指定し、北韓、ロシア両国と鉄道、港湾の共同利用計画を進めている。中国にとって、念願の日本海へのルートが開かれようとしている。また、今年から世界銀行など国際機関の融資が始まる予定になっている。計画には日本とフィンランドもオブザーバーで参加している。ロシア、北韓との輸送網整備も急ピッチで進んでいる。

中国吉林省政府とロシアの沿海地方政府は92年8月、経済協力協定に調印した。また、中・ロ双方は中国側がザルビノ港を中継貿易港として利用する協定にも調印した。協定を実行するため、93年2月、中・ロ間にザルビノ港と鉄道の2つの合併会社が設立された。中国東北地方の日本海へ出るルートとしては、これまでの吉林省から北韓の清津港経由（鉄道）、黒龍江省から松花江—アムール川経由（船）に加えて、第3のルートができることになる。琿春—クラスキノ間の鉄道は40km（琿春—長嶺子17.5km、長嶺子—クラスキノ22.5km）で93年着工、94年完成の予定で、建設費は中国側負担、同じルートの道路の幅員を12mに広げる。琿春—ザルビノ港は62km（70km余説もある）。ザルビノ港の潜在能力は120万トン。これを第1期250万トン、第2期700万トンに拡張する予定である。

北韓は1991年12月28日、羅津、先鋒地区621km²を自由経済貿易地帯とすることを正式決定した。さらに1993年末に同地区を拡大して125km²を指定した。また、羅津・先鋒市を政務院直轄市に昇格した。(7) 外国人投資関聯法を制定したのに次いで、1993年10月27日には土地賃貸法、11月24日に外国投資銀法、11月29日に自由経済貿易地帯外国人出入規程（政務院決定第75号）を採択した。また、羅津、先鋒、清津の3港を自由貿易港とすることを決めている。

北韓の対外経済協力推進委員会が立案した羅津—先鋒自由経済貿易地帯国土建設計画によれば、羅津—先鋒地域開発計画は3段階に推進する。第1段階（1993—1995）は、道路、鉄道、港湾など同地域を国際貨物中継基地にするために基幹施設を整備し、第2段階（1996—2000）では、輸出主導型製造業外国人投資を本格的に誘致する。第3段階（2001—2010）では、中継貿易輸出加工、観光及び金融など諸機能を総合的に遂行する国際交流の拠点都市に育成する計画である。

ロシア極東地域、とくに沿海地方は、豆満江地域開発構想に対して沿海地方の利益になるものである限り一般論として賛意を表明していた。ロシアにもいくつかの開発計画・構想があった。その1つがロシアで最初に自由経済区に指定されたナホトカ自由経済区であった。もう1つの開発構想は、沿海地方政府がUNIDO（国連工業開発機関）に委託したもので、実際の構想案の策定を担当したのは日本の海外コンサルティング企業協会（ECEF）であった。UNIDOが91年夏に最終案として成した大ウラジオストク自由経済地域（Greater Vladivostok Free Economic Zone）である。この計画中の3つの自由経済地域案（ナホトカ、

ウラジオストク、ハサンスキー)は、1つにまとめるべきである。ただロシアだけは豆満江地域開発事業には国内政情の不確実性、中央・地方間あるいは地方政府間の利害摩擦、環境保護の問題があり、消極的である。

日本の銀行、証券、商社、製造業体、経済団体などの16個団が「北東アジア経済委員会」を組織して、豆満江開発の日本側協力窓口の役割をしている。北東アジア経済委員会がザルビノ港の改修費用として1,000万ドル、鉄道敷設に必要な資材調達費用として4,000万ドル、計5,000万ドルを融資することの決定をみた。(8)

韓国の三星物産は、中国の琿春ーロシアのザルビノを結ぶ鉄道建設事業を包含した大規模の豆満江開発に参加する予定である。(9)

4. 展 望

東北アジア経済圏をつくる前に豆満江経済圏づくりが大きな課題であることだけは間違いない。東北アジア経済圏の産業特化発展方向は、第1段階(～1999)では、豆満江小三角地域(TREZ)を中心にして労働集約的な原材料単純加工及び輸出産業賃加工形態の軽工業が発展とともにインフラ建設事業も活発に推進するだろう。第2段階(～2010)で、大三角地帯(TREDA)は産業分化が拡大しながら労働集約的軽工業が深化発展し、電子、自動車部品などの資本、技術集約的産業も漸次流入する。第3段階(2010～)では、東北アジア地域(NEARDA)全体的次元において産業間の分化と分業化が高度化しながら、重化学工業と金融、観光等サービス産業も発展する展望がある。

豆満江地域国際経済特区構想の主な課題は、東北アジア物流ネットワークの大大的な形成であり、未解決の政治問題も重要である。日・朝の国交樹立、日・ロ間の北方問題の解決、韓国と北韓の関係改善が進めばこの地域の経済交流・協力が大きく進展するようになる。日朝間で国交正常化交渉が進められているが、国交樹立となれば日本から政府ベースの経済協力資金が提供されることになろう。日・ロ間の北方領土問題が解決されれば、円借款や日本輸出入銀行の資源開発ローンの提供が可能となる。韓国と北韓の関係がよくなれば両国間の経済協力は進展し、韓国企業の対北韓投資が拡大する。これらはすべて、豆満江地域国際経済特区にとって有利点となる。これからの問題解決のため「東北アジア安保協議会」、「東北アジア会議」、「東北アジア開発銀行」を提唱する。豆満江地域開発によって日本の日本海沿岸地域や韓国の東海岸地域も、ザルビノ港や清津港を通して、ロシア沿海州、吉林省やモンゴルにまで地方間経済協力の環を広げることが出来る。そうなれば、欧州ランド・ブリッジ、環日本経済圏や東北アジア経済圏の誕生も近い。さらに、韓国の東海岸地域の釜山や浦項とも直行航路で結ばれよう。そうなれば、2つの地方間経済交流の環が出来上がることになる。1つは中国の黄海沿岸地域と南北韓の西海岸地域、日本の北部九州地域との地方間経済交流であり、いま1つは中国の黒

龍江・吉林省、ロシアの極東地域、南北韓の東海岸地域、そして日本の日本海沿岸地域の地方間経済交流である。前者は環黄海経済圏であり、後者は環日本海経済圏である。これら2つの経済圏はいずれ結合され、近い将来、東北アジア経済圏を形成するものと思われる。

問題は、北韓の政治情勢がどのように推移するにせよ、現時点で開放を促し、国際的な経済ネットワークに取り込んでおくことが東アジア地域の安定要因として働く、と考えているのは間違いない。

豆満江地域開発計画は、当面合意が得られたとしても、今後まだ于余曲折がある可能性がある。この計画は21世紀にまたがる壮大なプロジェクトとして、国際的な協力も得ながら着実に取り組んでいく必要がある。特に、日・韓間に相互協力方策の模索を強調する。

(註)

- (1) 読売新聞、1993年4月20日号
- (2) これらの地域における経済圏構想を日本で最初に提起したのは、北九州市に1989年設立された国際東アジア研究センターである。
- (3) 「東アジア六都市会議」とは、北九州市と下関市がそれぞれ姉妹関係のある韓国の仁川市・釜山市、中国の大連市・青島市とで、1991年から開催している会議である。そこでは経済交流をはじめ文化交流、環境問題にいたるまで討議し、黄海に沿って位置しているこれら6都市の間の意見調整と相互協力を図ろうとするものである。今年過去2回の成果をふまえて「市長会議」が開催された。
- (4) 「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」とは、1992年8月から毎年、日本の福岡県、佐賀県、長崎県と韓国の釜山市、全羅南道、慶尚南道、済州道間に各種交流事業を展開している。
- (5) 北韓を日本では慣例的に北朝鮮と略称する。南北韓は南北朝鮮と記するものとする。
- (6) 自治体や民間レベルでロシア極東地域との人的交流を活発にするための会議が1993年5月28日ウラジオストクで開かれた。この協議会は、外務省の呼びかけで発足し、昨年4月に初会合を東京で開催した。日本海をはさんで向かい合う日本の外務・自治省と16自治体、24の民間団体がメンバーで、ロシア側からは外務省やサハリン州、沿海州、ハバロフスク地方政府の幹部が参加している(朝日新聞、1993年5月24日)。
- (7) ソウルで開催されたTRADP第2次産業、資源分野workshop(1993.11.8-10)で北韓代表が発表した。
- (8) 日本経済新聞、1993年3月20日号
- (9) 毎日経済新聞、ソウル、1993年12月26日号

参考文献

- 朴 柱應、アジア太平洋経済統合と東北アジア経済圏構想、1992年。
- 尹 明憲、北朝鮮の経済政策と南北朝鮮の経済交流、国際東アジア研究センター、1993年。
- 小川雄平 論文、東北アジア地域の地方間経済交流と北部九州の経済協力。
- 孫炳海、東北アジア、局地的経済統合論の展開、世界経済評論、1992年 6月。
- 内藤徹雄、NAFTAとアジアへの影響、さくら総合研究所、1993年vol. 1。
- 王 勝今、図們江流域国際協力開発戦略の構想、中国経済、JETRO、1992年 8月。
- 今井理文、環日本海経済圏と中国、中国経済、JETRO、1991年11月。
- 渡辺利夫、局地経済の時代、サイマル出版社、1992年。
- 柳田 侃、アジア経済論、ミネルヴァ書房、1993年。
- 日中東北開発協会、朝鮮北部港湾視察団報告書（1991年12月13-24日）。
- 慶応大学地域研究センター、アジア・太平洋経済圏の新時代、1992年。
- 日本経済新聞社、アジア経済入門、1993年。
- 経済地理学会、経済地理学年報、1993年 No. 1。
- 東アジアレビュー、Asia Information Business, Co, LTD, 1993年 4月。
- UNDP Mission Report, Tumen River Area Development, Pyongyang, October, 1991年。
- 韓国、経済企劃院・對外経済政策研究院共編、TRADP関聯産業・資源に関する第二次ソウル workshop資料集（1993.11.8-10）。

分科会(2)
東南アジア研究会

理想的支配者を求めて－ミャンマー「民主化」運動下の民衆像－

北九州大学法学部講師 伊野 憲治

はじめに

1988年にミャンマー(1)で発生したいわゆる「民主化」運動は、ミャンマー史上最大の大衆運動となった。同年8月8日にヤンゴン等いくつかの都市で発生したデモやストは、わずか一カ月半の間にミャンマー全土を巻き込む運動へと発展した。この運動は、発生当初より、日本でも「民主化運動」として大々的に報じられた、1980年代より世界的に顕著になってきた、政治的「民主化」の流れの中で、その一事例として取り上げられる傾向が強かった。東南アジアの片隅で発生したが、それでいて現代世界の潮流を象徴的に表す事例といった認識が創られていった。そうした認識は、1991年に、民主化運動指導者の一人であるアウンサンスーチーが、ノーベル平和賞を受賞することにより、一層固定化し、人々のイメージに定着することになった。

確かに、運動自体に西欧近代的「民主主義」・「政治的自由」・「人権」の獲得を目的とした側面があったことは否定できない。しかしながら、その面のみを強調すれば、我々のこの運動に対する認識、ひいてはミャンマーの人々や社会に対する認識は、非常に偏ったものになる可能性がある。運動に参加していった民衆の「血肉」すらも見えてこないかも知れない。

さらに、そうした一面的な観方は、逆説的に思われるかもしれないが、「民主化」の流れを逆流させた国軍のクーデター介入正当化の論理を、容認する危険性さえ生み出しかねない。国軍は、大意次のような論理で自らのクーデター介入を正当化した。

当初、国民は、誠実に民主主義の実現を要求した。しかし、一部の国民は、民主主義の何たるかを知らず、破壊・略奪・リンチ・処刑等およそ好き勝手な行動に走った。国内の治安は乱れ、誠実に民主主義の実現を望む人々の生命・財産は脅かされるに至った。それ故、国軍は、国民大多数が望む民主主義導入のために、国家の全権を引き受けざるを得なかった。

このような論理は、軍事政権(SLORC)側の詭弁にすぎないとしてかたづけられることもできよう。しかしながら、こうした理解のみに終わってしまうならば、我々は運動の実情をかなり歪曲したことになる。

8月8日に始まり、その後約一カ月半に渡って続いたデモ・ストは、ミャンマー全土をマヒ状態にした。整然としたデモ、集会、ストが続けられる一方で、物価は高騰し、火事場泥棒的な略奪等も懸念された。民衆による政府所有の工場・倉庫を対象とした「破壊・略奪」が横行した。また、デモ隊の飲む水瓶に毒を入れた容疑等で、当局側が雇ったとされる破壊分子等への民衆による「リンチ・首切」が多発した。こうした、民衆による「破壊・略奪・リンチ・処刑」行為があったという事実は否定できない。

ところで、ここで挙げたSLORCの詭弁は、自由の意味をはき違えた民衆の民主主義的成熟度の低さを指摘したものであり、正当な裁判も行わず容疑者を処刑した民衆の人権意識の欠如を非難したものである。つまり、SLORCは自らのクーデター介入を、西欧近代的な民主主義の理念と民衆の行為（ミャンマーの現実）とを対比し、その大きな隔たりを強調することによって、正当化しようとしたのであった。この論理の欺瞞性を指摘することはある意味では容易である。しかし、この論理にはらまれている問題を、我々はこれまであまりにも軽視しすぎてきたのではないだろうか。たとえSLORCの論理が意図的に西欧近代の民主主義理念で粉飾されたものであったにせよ、我々がこれまで民主化運動と言ってきた時の「民主化」の意味と、SLORCがここで言う「民主主義」の意味内容に大差はなく、同一の価値前提の上に語られたものであろう。だとするならば、民衆の「破壊・略奪・リンチ・処刑」行為を黙殺してのSLORC批判は、本質的なものになり得ないのではないか。

本報告は、運動下の民衆像、運動に参加した民衆の論理を明らかにして行くことで、こうした我々の一面的な理解に対して疑問を提示し、運動を別の側面から浮き彫りにすることによって、我々のミャンマー認識をいま一度考え直す素材を提供することにある。そのことはまた、SLORCの論理の欺瞞性をも根源的に明らかにすることにもつながっていくと考える。

以下では、まず運動発生当時の民衆の世界観（意識構造）を措定する。次にそうして措定した世界観と民衆の諸観念、具体的行動との関連を分析しながら、一つの民衆像を提示してみる。そして最後にこの民衆像を補足する意味合いもこめて、民衆にとってアウンサンスーチーが如何なる存在であったのかを考えてみる。こうした一連の作業を通じて、民衆の論理に迫っていきたい。

I. 民衆の世界観（意識構造）

これまで、ビルマ人に限らずいわゆる上座部仏教文化圏（タイ、スリランカ等）の人々の世界観（意識構造）に関しては、人類学、宗教学、歴史学等の分野で少なからぬ観察、研究が蓄積されてきている。その際、特に問題となっているのは、上座部仏教、バラモン教、アニミズム信仰（特にナッ信仰）といった三つの宗教的要素の関連性の把握である。ここでは、こうした研究の中で、特に示唆に富むN. ムルダーが提示したタイ人の二元的世界観⁽²⁾を援用しながら、現代ビルマ人の世界観を考えてみたい。

ムルダーがタイ人の世界観として描いた二元的世界観は、「道徳的善（クナ）」と「威力（デーチャ）」という概念によって表される二つの領域をその基本的構造としている。そして、その基本的二元構造の中で、上座部仏教、バラモン教、アニミズム信仰が、どのように位置付き、いかなる機能を果たしているのかといった捉え方をする点に彼の特徴がある。こうした観点にたつて、ムルダーは「道徳的善」と「威力」の二領域を、それぞれ「人間に操作可能」領域と「人間に操作不可能」領域に分ける。つまり、この世界観は、第1図（41頁）のように四つの

サブ領域から構成される。

(a)は、超人間的な秩序を持つと考えられ、仏陀、仏法、サンガ（僧団）等によって象徴されるような、純粋な善徳が支配する領域である。

(b)は、善の秩序を有すると考えられ、母、親、教師等によって象徴されるような、深い道徳性を持つ領域である。この領域における人間関係は、信頼、思いやり、愛、保護、感謝、尊敬等の感情に基づいて成り立っている。

(c)は、あいまいな秩序を持つと考えられ、サクシット（神霊力）によって象徴されるような超道徳的な領域である。この領域に属する威力は、相手の意図、事の善悪にかかわりなく、目に見える操作、尊敬の表示、正しい儀礼に機械的に反応する。人間とこれらの威力は、一種の契約関係を取り結ぶことができ、人間はその威力を操作、あやつることができる。この領域に属する威力を導くより高次の道徳的原理は存在しない。

(d)は、混沌（とした秩序）であると考えられ、悪霊によって象徴されるような不道徳の支配する領域である。この領域に属する威力は、本質的に人間に対し悪意を持っている。人間は、こうした悪霊的威力から身を守るため仏教僧や精霊医等が持つ威力に頼る。

このようにムルダーは各領域の特質を示した上で、人間個々人の日常的行動を考えたとき、彼らは、それぞれの領域に、それぞれの方法で対応していると捉える。また、こうした世界観においては、仏教は主に「道徳的善」の領域を代表するものとして位置付けられ（但し「道徳的善」の領域＝仏教信仰ではない）、他方アニミズム信仰は「威力」の領域と関連したものとして位置付けられる。つまり、仏教とアニミズムの二つの信仰は対立・矛盾するものではなく、むしろ相補的な関係として位置付けられているのである。

ムルダーの研究で参考になるのは、こうした個々人の世界観が、彼らの社会集団形成とどのように関わりあってくるかという問題に取り組んでいる点である。そうした認識視角は、第2図（41頁）のように、「媒介」領域を設定することに現れている。

家族から国家までを含むある社会集団（共同体）は、上述した二元的世界観に照らし合わせて考えた場合、内部集団として認識される。内部集団では、基本的に「道徳的善」の原理によって人間関係（社会関係）は規定される。しかし、この世界観は、アニミズムの土台（歴史的背景）の上に築かれたものであるため、人々には、その集団が、「外部世界」からの「威力」によって、常に危険にさらされ、集団の安全、安定、持続を脅かされていると捉えられる。こうした「威力」の領域からの脅威に対抗するためには、それに対抗し得る「威力」をもった存在が必要となってくる。つまり、集団の安全、安定、持続をはかる存在は、「内部世界」に対しては「道徳的善」の原理で対応でき、「外部世界」に対しては「威力」の原理で対抗できる存在でなければならない。そこで、「媒介」領域(e)が必要となってくるのである。

「媒介」領域は、共同体の秩序として考えられる。そして、現実の社会においては、その秩

序を維持する代表的存在として、父や国王といった「理想的指導者」があげられる。「理想的指導者」は、「道徳的善」の領域及び「威力」の領域双方の性格を合わせ持つが、「媒介」はあくまで媒介であって、どちらか一方の領域の代表ではない。どちらか一方の領域の資質を持つだけでは、「理想的指導者」とは身做されない。

次に、ムルダーの指定した二元的世界観を、ビルマ語の概念に即して考えてみたのが第3図(41頁)である。

まず、「道徳的善」は、「ゴウン (goun)」というビルマ語をもって表す。「ゴウン」の概念は、立派な人格、特別な宗教的教養や敬虔さ、あるいは議論などでの公明正大さを表す道徳的な概念であるといわれている。「ミッター (慈悲)」、「ポウン (徳)」等の諸概念は、「ゴウン」の概念に包括されるものとして位置付けられる。また、「人間に操作可能なゴウン領域」の象徴としては、「母」、「親」に代表され、「無償の慈愛」、「ミッター」や「セーダナー (真心、無償の善意)」といった属性を有していると捉えることができる。

「威力」は、「ダゴー (tankaw)」というビルマ語をもって表す。「ダゴー」という観念については、これまであまり論じられてきていないが、日常生活において「ダゴー」という言葉は、人や物体に対して「ダゴー・デー・デー」つまり「威力がある」、「霊験あらたかな」といった意味合いで頻繁に使われている。「ダゴー」という言葉によって表される「威力」というものに対し、ビルマ人は一種の畏怖・畏敬を抱いている。

「人間に操作可能なダゴー領域」を象徴するものは、神霊力を持つ「ナッ (nat)」であろう。「ナッ」は、木・石・水など諸々の自然物に住むとされるものから、固有名詞を持ち伝説が付随するものまで、多種多様である。その中で、「デーヴァー (仏教の諸守護精霊)」を除くものが「人間に操作可能なダゴー領域」を象徴するナッであるが、その最も原型となっているのは、人間にとって潜在的には危険な存在である「自然物に宿るナッ」であると言えよう。自然物に宿るナッは、その領域の嫉妬深い領主であり、領主権に対して正しい知識を持たないものに対しては危害を加える。他方、正しい供儀を行えば彼は保護を与える。

「人間に操作不可能なダゴー領域」を象徴するものは、「ソウン (soun)」に代表される妖怪、「タイエー (thaye)」に代表される死霊、「バルー (bilu)」に代表される悪鬼等のいわゆる悪霊を挙げることができる。これらの特性は、人間に対して、明らかに危害、危険をもたらす点にある。

「媒介」領域の具体的象徴は、「ダンマ・ヤーザー (正法王)」、「セッチャー・ミン (転輪聖王)」、「ポウダ・ヤーザー (仏教王)」の用語をもって表される神話上、歴史上の理想的支配者から、村落の「ルーダー (有力者、大物)」に至るまで、時代、社会集団のレベルの違いによって、様々な名称で呼ばれてきたが、一般的には「理想的指導者」と言うことができよう。「理想的指導者」とは、「ゴウン (特にポウン)」と「ダゴー」を有することで、「オーザー (威信・

社会的影響力)」を持った人間である。ある支配者に、人々が「オーザー」を認めるか否かは、「アーナー(権力・強制力)」を認めるか否かとは、別のレベルで考えなければならない。「アーナー・シン(権力者、独裁者)」は、ビルマ人の価値観からすれば、「ダゴー」によってのみ人々を支配する否定的イメージをもって捉えられると言えよう。

重要な点はある集団の秩序(社会秩序)は、こうした両領域の資質を兼ね備えた指導者という人間の存在によって安定、安全なものとなり、維持される点である。民衆の側からすれば、「エー・エー・セー・ゼー・ネー・デン・デー(平穩に暮らしたい)」という願望を、満たしてくれる人間が「理想的指導者」となる。それ故、民衆の生活が困窮するといった、社会秩序の混乱状況が生ずること自体、時の支配者が、「理想的支配者」としての資質、つまり「ゴウン」と「ダゴー」の双方あるいはそのいずれかを欠いているためであると見做される。また、社会の安定、安全、維持が、「媒介」としての「理想的支配者」の存在に依っているだけに、そうした指導者に逆らい、社会秩序を乱すものは、「アピェッ・ダマー(破壊分子)」と見做される。「アピェッ・ダマー」は、「外部世界」に属する「威力」の代理人として捉えられる。「アピェッ・ダマー」に対しては、往々にして「理想的支配者」の有する「威力」によって、社会的制裁が下される。

II. 運動下の民衆像

ここでは、Iで措定した民衆の世界観を念頭に置きながら、民衆運動の発生、展開、終息の過程に見られる民衆意識の変遷と彼らの具体的行動との関連を明らかにしてゆくことで、運動下の民衆像を示す。

(1) 民衆の不満

いわゆる「民主化」運動発生の背景として、これまで多くの論者は、①「ビルマ式社会主義」体制における経済的破綻、②ネーウィン体制下における特権階層(主に軍部高官)の出現とそれによる経済的富、社会的恩典の独占、③1987年9月5日の廃貨措置に対する不満、等を指摘している。

また、こうした要因の他にも、世界的な民主化の動き、影響等を指摘することができるかもしれない。しかしながら、こうした客観的状况と、民衆がその状況を如何に捉えたか、といった主観的状况認識とは、密接に関連しつつも、一応区別して考えなければならない。民衆は、自らの「手持ちの知識」を依りどころにして、こうした状況を把握し、その状況がもたらされた原因を、民衆なりの論理をもって、追求するものであろう。それ故、大衆運動を組織しようとする、「目覚めた」知識人(学生等)は、民衆の支持・支援を獲得し、彼らを運動に動員するために、民衆の意識に直接訴えるような、要求、スローガンを前面に押し出してくる。「3月事件」以降、「学生連盟」によって、民衆に直接訴えられた次のような声明

文の内容等は、その辺の事情を良く物語っている。

- ①26年に及ぶ現政権の支配下で、経済、社会、政治は最悪の状態となった。物価は上昇し、国民は生活苦にあえぐ一方、一部の権力者は社会主義体制の下で、甘い汁を吸っている。
- ②ネーウィンは、国民から収奪した金を外国の銀行に預金し、・・・世界的な大富豪の仲間入りをしている。他方、かつては東南アジアで最も豊かな国が、今では世界で最も貧しい国の一つとなってしまった。
- ③経済的に行き詰まった政府は、農民を欺き、ひどい目に合わせている。ネーウィン政権下では、農民の生活は何ら改善されておらず、植民地時代と全く変わらない。
- ④国民から生まれた国軍は、いまや、ネーウィンの私兵となっており、少数の特権階級の権力を永続させるために働いているにすぎない。国家財産の多くが、ネーウィンの軍隊のために浪費されている。

この声明文で特に注目したいのは、民衆の抱える諸問題、諸悪の根源が、「ネーウィンによる支配」に措定されている点である。ビルマ社会主義計画党（BSPP）政権の具体的政策が問題とされているのではなく、支配者に全ての責任が帰されている。そこには、生活苦を含む社会秩序の混乱状況に対する民衆的認識が反映されている。先に措定したビルマ人の世界観との関連からこの事実を捉え直せば、社会秩序の混乱は、秩序を維持する支配者の資質の問題と直結してくる。つまり、民衆の世界観においては、社会秩序の安定、人々の安穏な生活は、支配者の持つ「徳」、「慈愛」、「慈悲心」といった「道徳的善」の領域に属する資質と「威力」の領域に属する資質によって、保たれているものである。それ故、民衆の生活苦や社会秩序の混乱が生じること自体、民衆にとっては、時の支配者にそうした資質の一方または両方が欠如している為である、と認識される。

そして今回の運動の場合、民衆は、生活状況の悪化、社会秩序の混乱の原因を、「内部世界」に対するネーウィン支配の在り方に求めた。そのことは、88年6月8日付けで出された「アウンダー書簡」に対する民衆の反応からもうかがい知ることができる。この書簡では、「3月事件」に際して行われた政府の学生に対する暴挙が徹底的に暴かれている。アウンダー自身は、ネーウィンに対して、「3月事件」に関与した直接の責任者を処罰することを要求したのだが、民衆は、民衆なりにこの書簡を解釈し、この書簡で暴かれた政府（ネーウィン）の残虐性、不当性を特に問題とした。民衆にとって、この書簡は、ネーウィンの「理想的支配者」としての資質である「徳」、「慈愛」、「慈悲心」の欠如を訴えたものとして受け取られた。

さらに重要なのは、ネーウィンは、単に「道徳的善」という資質を欠いた存在だけでなかった点である。民衆の目からすれば、彼が権力を握っているのは、国軍という一つの強力な「威力」を保持しているためであった。民衆的理想や願望から言えば、本来「外部の威力」

から「内部世界」を護るために使われるべき「威力」を、ネーウィンは自らの権力を保持するために、「内部世界」そのものに向けたのであった。上に挙げた声明文では、国軍は「ネーウィンの私兵」であるとされているが、これはそのような民衆感情を見事に表している。「学生連盟」の訴えが、諸悪の根源をネーウィンの支配に帰すことによって、各人の抱く様々な違和感、不安、不満、憤り、怒りが、民衆一般の共有する支配者の資質の問題に還元、集約されていったのである。そのことは、運動発生当初、デモ隊のメイン・スローガンが、「デモクラシーの獲得」、「複数政党制の導入」といったものではなく「セインルインの辞任」であったことから理解できる。セインルインとは、即ちネーウィンの「飼い犬」であり、セインルインの打倒とは、ネーウィンの打倒を意味した。

(2) 運動参加への「跳躍台」

民衆が諸悪の根源をネーウィンの支配者としての資質の問題に指定する論理においては、問題のレベルが民衆の世界観に密接に関連し、それによって規定されているが故に、その不当な支配への民衆的な抵抗の論理も、彼らの世界観と切り離しては考えられないものとなってこよう。その際、民衆運動発生の第一の規制力となっているのは、ネーウィンが、依然として「威力」を持っている、という民衆自身の認識である。それ故、ネーウィンの持つ「威力」の絶対性がなんらかの形で崩れないかぎり、あるいは、ネーウィンの持つ「威力」に対抗できる「威力」を有する指導者が出現し、その「威力」の加護の下に属して行動を起こさない限り、人々は正面切って反抗運動へ身を投じるような危険を冒しはしない。日常生活者としての民衆を権力への反抗運動に駆り立てる「跳躍台」は、ビルマの場合、対抗する「威力」への畏怖感を、如何に除去するかにかかっている。

今回の運動の場合、民衆はネーウィンの持つ「威力」に対抗できる「威力」を持った一人の強力な指導者に付き従っていったというよりも、まずネーウィンの持つ「威力」そのものの無効性を自ら認識することから始まったと言えよう。その際、この「跳躍台」となったのが、無名の学生達（「学生連盟」）であり、「8888学生決起」であった。

1988年8月8日に始まる、反政府デモは、当初から広汎な民衆の参加があったわけではない。「3月事件」、「6月事件」当時に比べれば、確かに一般民衆の参加は増えていたが、それでもデモ隊の主体は学生、青年層であった。当初、このデモ隊に対し、当局は、これまで同様、発砲という強行手段で応じ、デモ隊からは、多数の死傷者が出た。今回の事件は、多くの民衆が直接の目撃者であった。民衆の道徳感情からすれば、こうした当局の対応は、決定的に残虐で無慈悲なものであり、ネーウィン支配に対する不当性、欺瞞性の認識は極限に達したことであろう。しかし、この時点では、人々の間に、その社会変革の推進主体は民衆自身であるといった認識は、一般化していなかった。民衆の経験に基づいた状況認識からす

れば、当局の発砲によって、この運動も終息するはずであった。ところが、今回の運動の場合、多大な犠牲者が出たにもかかわらず、反政府デモは続けられた。この点が、民衆が運動に参加した要因として極めて重要である。つまり、発砲というネーウィンの「威力」を誇示する最終手段をもってしても、事態が収まらないということ、人々は、ネーウィンの「威力」の急激な低下と身做した。

ここにおいて初めて、民衆は、自らの明確な意思を示すことが可能になったと言えよう。その意思表示の具体的な表れとしては、デモ隊に直接合流するといったものではなく、デモ隊を護り、軍の動きを封じるためにバリケードをめぐらすといった、いわば「銃後的」形態であったが、ネーウィンの支配者としての絶対的不当性を、民衆なりに主張したものであった。しかし、やはりそれは、自らデモに参加し、反政府スローガンを叫ぶレベルまでには至っていなかった。生活者としての民衆は、彼らなりの論理をもって、極めて慎重に運動に加わっていったのである。

その後数日間ヤンゴン市内は、民衆の構築したバリケードでかためられ、軍と反政府勢力との睨み合いが続き、結局、8月12日、セインルインは辞任に追い込まれた。8月19日に、穏健派と見られていたマウンマウン政権が発足すると、同政権は、反政府勢力の掲げる要求に対して、譲歩に次ぐ譲歩を重ねていった。しかし人々は、マウンマウンをネーウィンの「操り人形」としか見做さなかった。再び大規模なスト・デモが組織され、軍による発砲が抑えられていたこともあって、日増しにデモ隊への参加者も増加していった。そうした状況下、民衆の運動への参加形態を決定的に変えたのは、8月24日の戒厳令・外出禁止令の解除である。運動は、これ以降本格的に、全国、全階層の人々が直接的にデモに参加する大衆運動となっていった。戒厳令・外出禁止令の解除は、民衆にとって、単に民衆行動を規制する法令の解除のみを意味したのではない。それは、当面の事態の收拾に責任を負っているマウンマウンの「威力」の欠如をも意味した。そして、マウンマウンの「威力」の欠如は、彼を操るネーウィンの「威力」の絶対性が崩れたことを意味した。ネーウィンの持つ「威力」の脅威からこのようにして完全に解放されることによって、多くの人々は、はじめて直接行動（デモへの参加）が可能になったのである。

(3) 民衆意識の展開

大衆運動が創出され、マウンマウン政権が反政府勢力の要求に対して譲歩に次ぐ譲歩を重ね、実質的な統治能力を失って行く過程で、8月後半頃からは、「学生連盟」と民衆が地域社会の権威と権力を掌握し、「小秩序」を形成するといった状況が生まれた。民衆は、ネーウィンの「威力」に対する畏怖感から解放され、その「小秩序」の中で、一時的にせよ意識の自由な羽ばたきを自らのものとした。

但し、こうした解放感をすぐに民衆のいわゆる近代的自我意識の目覚めと捉えることについては、若干の疑問が残る。また、民衆意識の方向性が、西洋近代的民主主義、人権の獲得といった方向を示していた、と安易に結論を下すこともできない。そのことは、9月1日のマウンマウンの演説に対する、ザーガナの反論からもうかがい知ることができる。ザーガナは民衆に絶大な人気があった漫談師で、彼のこの反論は、肉声でカセット・テープに吹き込まれ、当時多くの茶店で流された。その中で彼は、次のように反論した。

「我々が欲しているデモクラシーとは何か、我々は知る術もない。我々はそれが何か本当に知らないのだ。何故ならば、26年に及ぶマ・サ・ラ（BSPP）一党独裁体制の下、我々のように目を塞がれ、耳を塞がれ、口を塞がれてきた人々、可能性というものを全て奪われてきた人々にとって、デモクラシーとは、夢のようなものでしかなかったからだ。」

確かに、この一節は、マウンマウンの発言に対するザーガナ得意の皮肉であるが、民衆の置かれてきた状況の一面を表しているとも言える。また、同様のことは、クーデター後に行われたアウンサンスーチーの地方遊説における演説内容からも推察できる。彼女は、人々に、いわゆる「民主主義」とは何かを解りやすい言葉で説いて廻った。この事実は、民衆の間にそのような認識・思想が如何に馴染みの薄いものであったかを示している。こうした事実を考えると、この時点における民衆意識の内容は、主にネーウィンの「威力」に対する畏怖、脅威からの解放感であり、これまで自らの行動を規制してきた権力の自己意識内における否定という側面に止まっていたと言うことができよう。

ところで、こうした既存の権力（秩序）の崩壊とそれに伴う民衆の精神的解放感、地域社会における民衆の権力（小秩序）の出現は、民衆の整然とした運動への参加といった行動をもたらしたが、他方で、8月末から始まる刑事犯の大量釈放等に見られる当局側の治安攪乱工作も相俟って、民衆の「破壊・略奪」行為および「リンチ・処刑」行為といったいわゆる「民主化運動」とも、一般に言われているビルマ人の道德規範（例えば仏教の「五戒」の遵守）ともそぐわない行為をももたらした。確かに、SLORC政権が主張するように、こうした行為は存在した。しかし、SLORCが批判するように、彼らの行為を、西欧近代的な「民主主義」や「人権思想」を基準にして、安易に評価することには疑問が残る。民衆による「破壊・略奪」の対象は、民衆的な暗黙の了解で限定されていたし、「リンチ・処刑」行為にも彼らなりの理屈があった。

例えば、マウンマウン政権下の「破壊・略奪」行為を単なる怨恨感情の発露と見做すことはできない。対象は、いわば政府の所有物に向けられており、民間の財は除外された。また、略奪品は、多くの場合市中に堂々と設けられた「泥棒市場」で、安価な価格で人々に売られた。略奪を行った者にとっては、政府所有の財は、ネーウィンの個人的財産であった。そうした財は、彼が「理想的支配者」であるならば、困窮した民衆に本来与えられて然るべきも

のであった。民衆の世界観においては、「理想的支配者」には、民衆が困った際、彼の持つ「道徳的善」によって、「慈悲」を垂れ、民衆を保護する義務があった。政府所有の財とは、すなわちネーウィングが、自分とその取り巻きの為だけに蓄えてきたものであった。それ故、政府所有の財を「略奪」し、民衆に利益を還元する行為は、ネーウィンに成り代わって、「正義」を行ったのであり、民衆の論理からすれば決して「盗み」ではなかった。民衆にとって、それは、「盗むなかれ」といった仏教的道徳規範を超えた行為であった。

また、「リンチ・処刑」行為に関しても、単なる「バンダリズム」、「オーダー」として片付けられない、民衆の論理があったと言える。マウンマウン政権下で対象となったのは、治安攪乱工作、民主化運動湮滅を狙った「放火」、「投毒」行為を行った、あるいは行おうとしたと見做された、民衆にとっての「アピェッ・ダマー（破壊分子）」である。つまり、彼らは、民衆の世界観からすれば、地域社会に成立しつつあった小秩序・「内部秩序」を乱そうとする「外部の威力」からの攻撃を担った人々であった。ここでも、仏教の「五戒」の一つである「殺すなかれ」といった道徳規範が破られた。「人民」裁判が行われたり、処刑に際しては仏教僧が立ち合う場合すらもあった。通常のビルマ人からは思いもよらない行為が可能になったのである。そうした行為が可能になったのは、「外部世界」に対しては、「内部世界」の倫理・道徳規範は適用する必要がない、という民衆の論理があったからである。「処刑」方法が極めて残忍なものであったのも、「威力」に対しては、徹底的に「威力」でもって応えるといった観念によるものであり、「内部世界」の制裁観念とは異なった次元の問題であった。

(3) 新たな秩序の模索と「妥協」

既存の秩序の崩壊によって、民衆は精神的解放感を味わい、日常生活者からは思いもよらない行為が可能となったのであるが、他方ではこうした状況は、民衆に新たな安定した秩序到来への期待、願望を抱かせる結果となった。マウンマウン政権が、有名無実的存在となり、反政府勢力が地域社会の実質的な権力を握っていたとしても、多くの人々にとって、「学生連盟」による指導体制は、強力な中心、象徴を欠くものであった。諸「学生連盟」間でも、はっきりとした統一組織は結成されていなかったし、8月末から政治の表舞台に登場してきた、ウー・ヌ、ポー・ヤンナイン、アウンダー、ティンウー、アウンサンスーチー等のいわゆる「大物（ルーダー）」指導者達にしても足並みが必ずしも揃っているとは言えなかった。当局による治安攪乱工作、民主化運動湮滅工作が行われ、「破壊・略奪」行為、「リンチ・処刑」行為が激増して行く一方で、マウンマウン政権と民主化勢力の間では、政治的閉塞状況が続いた。こうした状況下、人々の間には、社会秩序に対する極度の不安感が高まっていった。8月末より、不審な人物・「破壊分子」の進入から地域社会を護るため、各地区ごとに

竹の防御柵が巡らされ、見張り番が置かれたことなど、その辺の事情を物語っている。

こうした極度の不安感を抱く民衆は、その不安感を取り除き、自分達に安定した秩序、生活をもたらしてくれる強力な指導者の登場を渴望した。8月末のアウンサンスーチーの登場は、そうした民衆意識に直接訴えかけ、応えるものであった。多くの「大物」指導者が登場してくる中で、何故アウンサンスーチーが人々の期待を一身に担ったかといった点に関しては、Ⅲで考えてみるが、とにかく彼女の人気は群を抜いていた。

その後、マウンマウン政権と民主化勢力との政治的閉塞状況は続き、9月16日の「国防省事件」、17日の「貿易省事件」という民衆と軍の直接対決につながっていった。この二つの事件が引き金となって、翌18日に国軍がクーデターによって全権を掌握した。新たに登場したSLORC政権は、民衆の期待とは裏腹に、発砲という手段で運動の鎮圧をはかった。当初、民衆側も再びバリケードを築くなどして、反クーデターの意思表示をしたが、2～3日後には、バリケードも撤去され、表立った抵抗は見られなくなっていった。民衆は、抵抗を貫徹することはできず、急速に日常生活者としての存在に戻っていった。

急速な日常化の背景には、民主化勢力側の組織的基盤の問題等様々な要因が考えられるが、民衆の行動様式といった観点からすれば、彼らの行動には、「威力」についての民衆的認識が色濃く反映されていたと言えよう。民衆にとって、国軍のクーデター介入は、ネーウィンの「威力」による巻返しを意味した。そうした現実に直面した時、人々は、これまで経験的につかんできた処世知から、自らの生活を護る最良の方法を選択するであろう。その最良の方法とは、ネーウィンの「威力」と真っ向から対決し、政治的主義主張のために殉死することではない。彼らの選択は、強力な「威力」からの脅威に対しては、その「威力」に対抗できる「道徳的善」と「威力」を兼ね備えた人物が現れるまで、その「威力」には逆らわず宥めすかすことによって、災いを極力回避することであり、そのことによって自らの生活を維持して行くというものであった。こうした民衆の対応は、確かにある意味では、一つの敗北、妥協であるが、それは、民衆の「敗北」、「妥協」であって、単なる銃口への恐怖から行われたと見たり、民衆の政治意識の欠如と見做すのは、余りにも一面的な捉え方である。再確立された秩序は、ネーウィンの「威力」によって創りだされたものであり、その限りにおいて民衆の正当性は持ち得ないものであった。民衆は、表面的にはネーウィン（SLORC）に対し恭順の姿勢は取るが、それは必ずしも彼らの本音を表すものではなかった。条件さえ整えば、民衆は、彼らなりに抵抗の機会を狙っていた。

そのような形態での民衆の抵抗は、1990年5月に実施された総選挙において最も典型的に現われたと言えよう。SLORCによるアウンサンスーチーの自宅軟禁及び被選挙権の剥奪・度重なる民主化勢力への弾圧にもかかわらず、選挙において秘密投票が守られることが明らかになると、人々は、この機にと投票所へ詰め掛け、自由な一票を投じた。選挙結果は、国

民民主連盟（NLD）の圧倒的勝利に終わった。但し、この勝利は、人々がNLDという近代的政党組織を選択したということをも必ずしも意味しない点が重要である。総選挙では、あくまでアウンサンスーチーが勝利したのである。そのことは、NLDが選挙直前に採用したキャンペーン・スローガンが、彼女自身が立候補していなかったにもかかわらず、「スー（アウンサンスーチー）が勝ってこそ幸せになれる」であったことから分かる。

SLORC政権は、こうした民衆の選択に対して、ありとあらゆる詭弁を弄して応えようとせず、ひたすら民主化陣営への弾圧をもって対応した。民衆の期待、願望は、ネーウィン・SLORCの「威力」の前に、再び内向せざるを得なかった。しかしながら、これまでに見てきた民衆の世界観、論理に照らし合わせて考えるならば、民衆は、ネーウィン・SLORC支配に全く正当性を見出していないことは確かであろう。ネーウィン・SLORC支配は、民衆の考える理想的支配とは、かけ離れたものである。こうした「素朴」な民衆感情が、仏教的「諦観」に包摂される事無く生き続けるならば、民衆なりの抵抗も消えることは無いであろう。その際、こうした民衆の抵抗が、仏教的「諦観」によって、その勢いと根強さを失ってゆく歯止めとなるのは、今のところ、やはりアウンサンスーチーの存在であろう。自宅軟禁状態であっても、彼女がミャンマー国内に踏み止まる限り、民衆の脳裏から、ネーウィン支配の不当性、民衆的抵抗の記憶は忘れ去られることはない。SLORC政権が、アウンサンスーチーの国外脱出を願っているのも、彼女さえミャンマーにいなければ、情報統制・操作を含むあらゆる手段を用いて、民衆を仏教的「諦観」の畏に導けるとふんでいるためであろう。

III. 民衆にとってのアウンサンスーチー

IIでは、この運動に見られる民衆の論理を把握するため、民衆の意識と行動の関係を中心に、運動下の民衆像を明らかにしてきたが、ここで示した民衆像を補う意味で、以下、民衆における「アウンサンスーチー人気」の内容を検討してみたい。

アウンサンスーチーが政治の表舞台に登場したのは、1988年8月末のことであり、運動が既に大衆化していた時期であった。だから、この運動自体が彼女の指導のもとに発生・展開したとは言えない。しかし、彼女の存在が、その後の運動の展開において、極めて重要な意味を持ったということは言えよう。

登場当初のアウンサンスーチー人気の背景としては、様々な要因が考えられるが、その最も重要な要因として、彼女自身の指導者としての資質、彼女の持つ指導者としてのイメージをあげることができる。しかし、そのことは、彼女の政治哲学や主義主張に、民衆が共感したことを意味するものではない。ここで言う彼女の資質、イメージとは、民衆的世界観に規定された「理想的指導者」としての資質、イメージである。

88年8月末に政治の表舞台に登場した時、民衆は、「無償の慈愛」をもって人々を護る「母」

の姿を彼女に見た。このイメージは、「威力」によって民衆を支配してきたネーウィンのイメージと対極をなすものであった。同年9月のクーデター後に行われた彼女の地方遊説でも、こうした彼女のイメージが人々に印象付けられた。彼女の地方遊説の様子は、NLDによってビデオ化され、多くの人々に見られたが、それらのテープでは、「慈愛」をもって民衆に接する「母」、人々を力づけ、彼らに勇気を持つことを論ず「教師」といったアウンサンスーチー像が描かれている。

こうした「道徳的善」を象徴するイメージとともに、彼女の人気を一層高めたのが、SLORC政権、ネーウィン支配に対して、何憚る事無く発言し、銃をかまえる軍人の前でも堂々と行進してみせる彼女の姿であった。ヤンゴン市内の集会等で、ネーウィン、国軍、SLORCを真っ向から批判しだして以降、彼女の人気は他の追随を許さないものになっていった。こうした彼女の姿を見て、民衆は、彼女の持つ「威力」を感じ取ったのである。民衆の意識内では、「道徳的善」と「威力」を兼ね備えた「理想的指導者」としてのアウンサンスーチー像が形成されていった。もしこの時、彼女がある決断をすれば、彼女の呼び掛けに応じて、再び大規模な民衆運動が発生する可能性はあった。しかし、こうした民衆の心情を敏感に読み取ったSLORCは、7月20日、アウンサンスーチーを自宅軟禁措置にした。民衆のエネルギーは再爆発の直前で火種を摘み取られてしまったのである。民衆にとっては、アウンサンスーチーに代わる「道徳的善」と「威力」をもって、ネーウィン・SLORCの「威力」に対抗できる指導者はいなかった。その後民衆は、IIでも見てきたように、再び彼らなりの「弱者の武器」で抵抗を続けることになったのである。

このように、民衆にとってのアウンサンスーチーは、民衆が彼らの持つ論理の文脈で造り上げた指導者であって、第三者が、彼女の行動、政治哲学、主義主張から描き出すアウンサンスーチー像と必ずしも一致しているとは言い難い。アウンサンスーチーのノーベル平和賞受賞以降、彼女の主張が世界的に知れ渡るようになると、彼女の主張即ちミャンマー民衆の政治意識といった図式が出来上がりつつあるように思われるが、こうした捉え方は、やはり問題の表層を見ているだけのもので、民衆の現実の姿、民衆の論理への洞察に欠けるものと言わざるを得ない。民衆の論理からすれば、選挙直前にNLDが採用した「スーが勝ってこそ幸せになれる」といったスローガンは、「NLD」ではなく「スー」でなければならなかった。民衆は、彼らの世界観、論理から導きだされた「理想的支配者」を求め、その支配者によって創りだされる安穏な秩序の到来を願ったのである。

おわりに

以上のように、Iでは、ビルマ人民衆の世界観を措定し、民衆の有する諸概念が、その世界観の中でどのように位置付けているのかを検討した。そして、民衆の世界観が、「道徳的善（ゴウン）」と「威力（ダゴー）」といった概念で表すことができる二元的な構造を有しており、彼らが社会集団（秩序）を形成、維持するにあたっては、媒介として、人間である「理想的指導者」の存在が極めて重要であることを明らかにしてきた。次にIIでは、この世界観を念頭に置きながら、民衆の意識と行動の変遷を辿ることによって、運動下の民衆像を提示した。民衆の行動は、直接的には、様々な諸観念に規定されているのであるが、一見ある観念（例えば、仏教的道徳規範）と矛盾するように見える行動も、その意味を彼らの有する世界観にまで遡って考えてみるならば、そこには、彼らなりの一貫した論理が読み取れる。そのような彼らの論理から、今回のいわゆる「民主化」運動を捉え直してみると、西洋近代的民主主義、人権の獲得のための運動といった一面的な捉え方では理解できない要素が少なくない。今回の運動は、むしろ民衆の世界観から由来する「不当な支配者」への反抗運動であり、「理想的支配者」を求める運動という側面が強かったとすることができる。そこでIIIでは、民衆が支配者として選んだアウンサンスーチーに注目し、IIでの記述を補う形で、民衆にとっての彼女の存在意義、位置付けについて検討を加えた。そして、民衆にとって、アウンサンスーチーは、単なる民主化運動の指導者という位置付けを超えて、理想的な社会秩序を創出し、人々に安穏な生活を保証してくれる存在、つまり二元的な世界観における「理想的指導者」、「理想的支配者」であった点を確認した。

以上、見てきたように、民衆は独自の論理を有しており、一般的には民主化運動として括られてしまう運動も、歴史的、文化的に規定された民衆の論理から捉え直してみれば、また別の側面が見えてくる。その論理はまた、はじめに述べたようなSLORCの詭弁も受け付けられない独特な力強さを持っている。本報告は、問題提起の域に止まっている箇所も少なくないが、そうした民衆の論理を彼らの世界観にまで遡って明らかにし、この運動をビルマ人民衆の「伝統（歴史と文化）」の文脈で捉え直そうとした一つの試みである。

(注)

- (1) 1988年9月18日のクーデターによって登場した軍事政権は、国名の英語表記をミャンマー連邦（Union of Myanmar）と変更した。その後日本では、「ビルマ」を用いるか「ミャンマー」を用いるか議論となっているが、本報告では、便宜上、国名及び領土をさす場合には「ミャンマー」を用いた。その他、民族としてのビルマ人、ビルマ語、「ビルマ式社会主義」等の歴史的呼称については、従来どおり「ビルマ」を用いた。いずれにしても、本報告の場合あくまで便宜上使い分けており、政治的意味合いは含まれていない。
- (2) Niels Mulder, “Concepts of Power and Moral Goodness in Contemporary Thai

Worldview," Journal of the Siam Society, Vol. 67, Part 1, 1979, pp. 111-131.

〔付記〕

本稿は、学会での発表をもとに書きなおしたものであるが、注記は最小限に止めた。詳細については、拙稿「理想的支配者を求めて－ミャンマー「民主化」運動下の民衆像－」（田中忠治先生退官記念論文集刊行委員会編『地域学を求めて－田中忠治先生退官記念論文集－』田中忠治先生退官記念論文集刊行委員会、東京、1994年、209～251ページ。）を参照して頂きたい。

第1図：二元的世界観の基本構造

道 徳 的 善 の 領 域		威 力 の 領 域	
人間に操作不可能 (a)	人間に操作可能 (b)	人間に操作可能 (c)	人間に操作不可能 (d)

第2図：二元的世界観の構造

道徳的善の領域		媒介領域 (e)	威力の領域	
人間に操作不可能	人間に操作可能		人間に操作可能	人間に操作不可能

第3図：ビルマ人の世界観

	ゴウン（道徳的善）の領域：		媒介	：タゴ（威力）の領域	
秩 序 象 徴 質	超人間的秩序 仏 陀 真の道徳性	善の秩序 「母」 深い道徳	共同体の秩序 理想的指導者、「父」、「師」 安全、互恵、安定性、持続性	曖昧な秩序 ナッ（神霊力） 超 道 徳	混 沌 悪 霊 不 道 徳
	<.....>	<.....人間に操作可能な領域.....> 人間に操作不可能な領域		<.....>	

シンガポールの『草の根組織』と人民行動党

下関市立大学経済学部助教授 田村 慶子

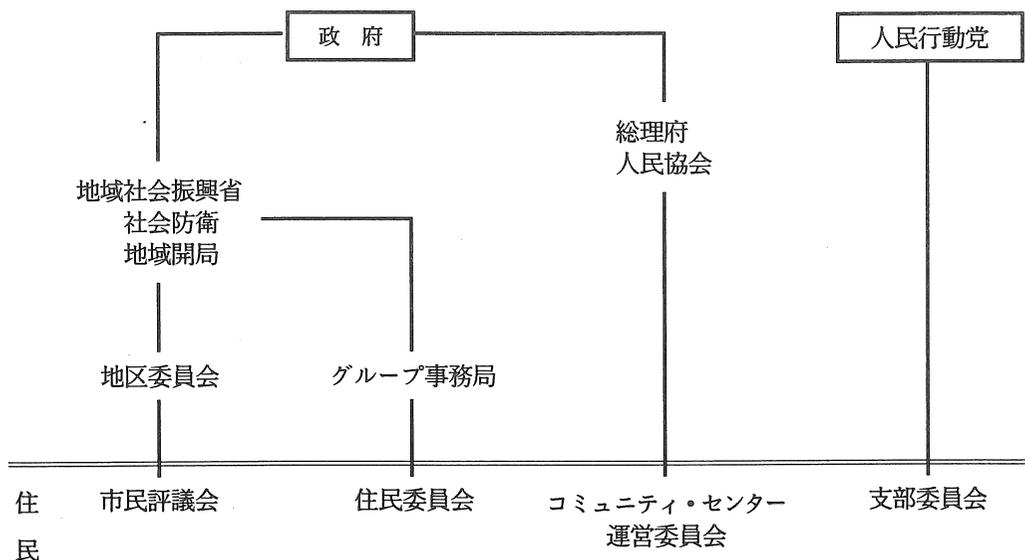
はじめに

マレー半島の南端に位置する小さな都市国家シンガポールが、1960年代後半から外資主導の輸出指向型工業化政策に成功し、今や「アジアNIESの優等生」と称される驚異的な経済成長を遂げたことは周知の通りである。そして、その経済的成功は、与党人民行動党による「開発政治体制」の結果であることもよく知られている(1)。

しかしながら、「では、なぜシンガポールでは台湾や韓国のように政治的民主化が進まないのか」という問いに対する答には、人民行動党政府の強権的側面の分析のみでは不十分であり、その支配を下から支える「草の根組織」を考慮に入れなければならないと考える。(2)

以上のような問題意識から、本報告は、シンガポール人民行動党政府の「草の根組織」が一党支配の維持と継続に果たす役割を考察する。

I コミュニティ・センター (Community Center)



コミュニティ・センターは、1946年にイギリス植民地省が地域レベルでの社会福祉（孤児や貧民の救済）を推進するために設立した施設を起源とする。だが、この時期は政治的・社会的不安定によってセンターは目立った活動は出来ず、もっぱら娯楽活動に専念していた。1959年に政権を取った人民行動党は、センターの大々的な再編に乗り出し、1960年にセンターを統括

的に運営する政府機関として人民協会を設立した。

センターは1991年で全国に110あり、各選挙区に1から4つ置かれている。センターの役割は多岐にわたる。娯楽（スポーツ等）、生涯教育（語学や料理教室等）から、特別活動（幼稚園や保育園の運営）まであり、他に行政事務の一部も代行している。また運営は、その選挙区の人民行動党選出の国会議員が推薦する運営委員会委員（各センター約10名）と、人民協会に所属するセンター・スタッフによって行われる。

II 市民評議会 (Citizens' Consultative Committee)

市民評議会は、1964年に各選挙区に1つの割合で設立させた。当時は、人民行動党が分裂して結成された野党社会主義戦線との熾烈な争いの時期であり、分裂によって人民行動党は下部組織の過半数を失ったため、新たな支持基盤を確立する必要から創設された。各評議会は、当該選挙区選出の人民行動党議員の推薦を受けた25名前後の委員で構成され、事務局は、コミュニティ・センターの一角に置かれている。

評議会は、選挙区内の政治や行政（人民行動党議員やセンター運営委員と協力して選挙区ニューズレターを発行、政府の各種キャンペーンの推進等）、社会生活（自己調達した資金を生活困窮家庭に貸与等）、治安（自警団の組織等）の割合を担っている。また、センター運営委員会と次に述べる住民委員会の活動を総合的に統括する役目も負っている。

III 住民委員会 (Residents' Committee)

1970年代からシンガポールでは高層公共住宅に入居する国民が増加し、それにつれて政府は、公共住宅の管理・運営を行い、また新しい環境での隣人意識を育てるために住民委員会を創設した。現在では、高層公共住宅を有する選挙区に、すべて住民委員会が設置された。各委員会は、やはり当該選挙区選出の人民行動党議員が推薦した約15名の委員から成り、主な仕事は公共住宅の秩序維持や管理、文化的行事（スポーツ大会）、治安（自警団の組織等）であり、事務局は公共住宅内にある。

センター運営委員、市民評議会委員、それに住民委員会委員もすべて無報酬であり、一種の名誉職である。何年も委員を務める者は「国家の統一を促す触媒であり、社会発展を促す力のある人物」として政府から表彰される。

おわりに

戦後、アジアの発展途上国の国家建設に共通する特徴は、国家の介入による急速な資本主義化と、国家による社会統制の組織化であろう（3）。外資を中心とする大規模で組織的な工業化政策が国家主導の下で行われる一方で、強力な国家機構による反対勢力の統制・弾圧が行われ、ま

た中央から地方にいたる国家機構の統合と中央集権化が進められた。一般に「開発政治体制」と定義されるこのようなアジアの発展途上国の様相は、しかしながら、個々の国の歴史や、社会状況などによって当然それぞれに異なっている。シンガポールの「草の根組織」による独特な支配は小さな都市国家シンガポールに独自のものであるが、シンガポール国家による社会の包摂や統制を考える際には重要な視点となろう。

- (1) 拙著『頭脳国家シンガポール—超管理の彼方に』講談社現代新書、1993年を参照のこと。
- (2) 「草の根組織」の先行研究としては、Chan, H. C., *The Dynamics of One Party Dominance: The PAP at the Grass-roots*, Singapore University Press, 1978. 岩崎育夫「人民行動党支配体制の下部構造」『アジアトレンド』1990—Ⅲ, pp.80—102.
- (3) 藤原帰一「政治変動の諸様相」矢野暢編『東南アジアの政治』（東南アジア学講座7）弘文堂、1992年、pp.217—234.

分科会(3)

国際経済学会九州・山口地区研究会

経済開発における市場メカニズムと政策介入

—— 新古典派開発論とその問題点 ——

九州大学大学院経済学研究科博士課程

山本 一哉

はじめに

第二次大戦後、1940年代後半から1950年代にかけて、伝統的開発経済学は当時主流であった正統派（新古典派）経済理論を発展途上国にまで一般化することへの批判として誕生し、1960年代の半ばまで広く受け入れられた。その批判とは、発展途上国には特有の経済的・社会的な「構造的硬直性」が存在し、新古典派が信頼をよせる市場メカニズムには限界があることから、計画的で大規模な投資など政府の主導的な役割が必要である、というものであった。そして、この伝統的開発経済学の基盤を築いたのがローゼンスタイン・ロダン [Rosenstein-Rodan]、ヌルクセ [Nurkse]、ルイス [Lewis]、プレビシュ [Prebisch]、シンガー [Singer]、ミュルダール [Myrdal]、ハーシュマン [Hirschman]、らであった。彼らの理論や政策は決して一致したものではなかったが、国民経済の建設を第一の目標として、政府主導による国内経済の拡大を中心とした工業化政策、いわゆる「輸入代替(import-substitution)工業化戦略」という形で具体化された。そしてこの戦略は、ラテン・アメリカ諸国だけでなく多くのアジア諸国でも採用された。しかし、「輸入代替戦略(import-substitution strategy)」を中心に政府主導の工業化を続けたラテン・アメリカ諸国では経済が停滞したのに対して、1960年代後半から比較的経済を自由化し、「輸出促進戦略(export-promotion strategy)」を行なったアジアNIEsが急激な経済成長に成功した。これらを背景として1960年代後半から伝統的開発経済学は新古典派から激しい批判を浴び、その後、開発理論の分野では伝統的開発理論に代わって新古典派経済理論が主流となった。Little [5] や Myint [6] はこの流れを「新古典派の復興(neoclassical resurgence)」と、また Toye [8] らは新古典派による「反革命(counter-revolution)」と呼んでいる。

この流れは1980年代に入るとますます強まり、かつて伝統的開発理論の基礎を築いた者の一人である Hirschman [3] まだが、開発経済学の終焉を宣言し、Lal [4] は開発経済学を激しく批判して、「開発経済学の終焉は、経済学と発展途上国の健全性に貢献するだろう」と結論づけた。また Harberler [2] は、東アジア・東南アジア諸国は概して自由で市場指向的政策(liberal and market-oriented policy)を実行したのであり、これらの国の成功は新古典派のパラダイムで説明がつくとともに、このパラダイムの正当性を立証するものであるとした。そしてハーバラーは、発展途上国の構造は先進国と異なるため別の理論を適用すべきという「二重経済学(duoconomics)」の考え方を否定し、発展途上国にも先進国と同様の経済理論（つまりは新古典派経済

理論)を適用すべきであるという「モノエコノミックス(moneoeconomics)」を提唱した。以上のような主張は、経済学における固有の分野としての開発経済学の存在そのものを否定するものである。

開発理論における「新古典派の復興」は、発展途上国の開発政策に対して直接的に影響を与えただけでなく、世界銀行やIMFによる「構造調整融資(structural adjustment lending)」のコンディショナリティー(融資条件)を通して間接的にも大きな影響を与えるようになっている。

本報告では、新古典派開発理論とそれに基づく開発政策(特に産業政策と貿易戦略)の問題点を指摘することを通じて、経済発展プロセスにおける市場メカニズムと政府介入の役割と両者の補完関係を考察する。なおその際、1960年代から70年代にかけて急激な経済成長に成功したアジアNIEs、なかでも特に韓国と台湾で行われた開発政策に注目する。

I. 新古典派開発理論と開発政策

開発理論における「新古典派の復興」はアジアNIEsの経済発展の成功とともに訪れたといえることができる。その新古典派の中心となるのが、ラル[Lal]、リトル[Little]、バラッサ[Balassa]、バグワティ[Bhagwati]、スリニバサン[Srinivasan]、クルーガー[Krueger]、メイヤー[Meier]やグリーンウエイ[Greenaway]らである。彼らの解釈によれば、1960年代中ごろからアジアNIEsは経済を自由化してより市場メカニズムを活用するとともに、「輸出促進戦略」を行うことによって輸出を拡大させたことが経済成長につながったことになる。かつて「構造主義」的アプローチに立つ伝統的開発論者たちは、発展途上国の経済発展の遅れの理由として「市場の失敗(market failure)」を挙げ、それを補うために積極的な政府介入を必要とした。これに対して新古典派は、その最大の理由として政府の介入が「価格の歪み(price distortion)」を引き起こしたこと、つまりは「政府の失敗(government failure)」を挙げ、経済を自由化し、国内的にも国際的にも市場メカニズムを積極的に活用することが経済発展につながる、と主張している。

1. 中心となる理論

新古典派開発理論の根底には、伝統的開発論者と対照的に、発展途上国においても基本的に先進国経済と同様の世界が広がっており、同様の経済理論で分析が可能である、といういわゆる「モノエコノミックス」的な考えが流れている点をまず指摘しておかなければならない。

伝統的開発理論に基づく発展戦略が「政府主導閉鎖経済」発展戦略であったのに対して、新古典派の発展戦略は、市場メカニズムと比較優位に基づいた自由貿易の有効性を柱とした「市場指向開放経済」発展戦略、ということができる。そして、この新古典派の「市場指向

開放経済」発展戦略の拠り所となる理論の一つが、市場メカニズムによる「資源の効率的配分」が社会的厚生を最大化、ひいては経済成長につながる、というものである。このことから彼らは、「資源の効率的配分」を妨げるような「価格の歪み」が少なれば少ないほど生産性は上昇し、経済成長につながると考える。たとえばAgarwala [7] は、31の発展途上国における製造業の有効保護率、為替レートや実質利子率など7つの指標と経済成長の相関関係を調べ、これらの指標においてより「価格の歪み」が小さい国の方が大きい国よりも高い経済成長率を示した、としている。

また、もう一つの拠り所となる理論が「比較優位の理論」(ヘクシャー [Heckscher] = オリン [Ohlin] の「要素賦存理論」) である。この「比較優位の理論」によれば、各国は国内に比較的豊富に存在する生産要素を集約的に使用する財に比較優位を持ち、その財の生産に特化し、輸出することが利益につながるとされる。したがって相対的に労働力が豊富な発展途上国は労働集約的な財に特化し、輸出することが望ましいことになる。このように新古典派は、ミュルダール、シンガーやプレビシュなど伝統的開発論者とは逆に、発展途上国といえどもグローバルな市場メカニズムの中で比較優位にしたがって自由貿易を行なうこと、言い換えるなら、貿易を通して発展途上国の国内市場(国内経済)を国際市場(国際経済)の中に統合することが最大の利益につながるとする。また、これは発展途上国国内において「資源の効率的配分」をもたらすだけでなく、理想的な国際分業、つまりはグローバルな「資源の効率的配分」につながる、と考えている。

2. 新古典派の認める政府介入

新古典派によると政府の適切な役割は、市場メカニズムが「資源の効率的配分」を実現できるような経済的環境を準備することであり、「市場の失敗」を取り除くなどという特別な場合を除いて、ある産業に他の産業よりも大きなインセンティブを与えるべきでないとされる。つまり、政府介入は市場メカニズムをうまく機能させるような基本的な「フレームワーク」を提供する範囲に限定されるべきであり、決してその過程で市場に「価格の歪み」を発生させてはならないのである。よって、新古典派の提唱する政策は、産業政策においても貿易戦略においてもバイアスを持ち込まない(産業バイアスも貿易バイアスもない)ような「中立的政策」である。また特に貿易戦略においては、関税や輸入数量制限など政府介入を伴う「輸入代替戦略」でなく、より自由な貿易体制下で行われる「輸出促進戦略」を提唱する。

より急進的なLal [4] は、途上国でさえ市場の失敗は稀で、第三世界の価格メカニズムにおける重大な歪みのほとんどが価格メカニズム固有の不完全性(いわゆる市場の失敗)によるものでなく、非合理的な政府介入によるものとする。つまりこの政府による統制(dirigisme)

が価格に「政策によって誘発された歪み(policy-induced distortion)」を引き起こし、多くの発展途上国の経済を停滞させたというのである。さらにラルは「不完全な市場は不完全な計画(planning)に優る」として発展途上国ではできるだけ政府の市場への介入を抑制するなど経済を自由化し、より市場メカニズムを活用することで「(政府の介入により歪められた) 価格を適正にする(getting the prices right)」ことが必要とする。

世銀の提唱する政策は以上のような新古典派理論を強く反映しており、World Bank [9]によると政府介入は市場メカニズムを阻害せず、市場に「価格の歪み」を引き起こさない時のみ生産性の上昇、ひいては経済成長につながるとしている。確かに同レポートから世銀の基本的な姿勢がこれまでの経済自由化一辺倒から、ある一定の政府の役割を認める方向に変化していることがうかがえるが、その認められる政府介入は非常に限定されたものである。同レポートは、市場メカニズムを補完する理想的な形の政府介入を「市場調和的(market-friendly)」介入と呼び、それは以下のような原則に従うものであるとする。第一に、介入することが明らかに良いと思われる場合以外は市場に任せるということである。そこでこの原則に従うと政府の介入が認められるのは、市場が成立しえないかまたは困難な領域、たとえば公共財(インフラ、基礎教育、法制度)や安定したマクロ経済的環境の提供、貧困層の救済、人口管理や環境保護などに限定されることになる。第二に、介入は国際市場、国内市場の規律(discipline)に従うということである。つまり、もし市場パフォーマンスからある産業への介入が失敗であることが明らかになれば、ただちにそれを中止しなければならない、ということである。第三に、介入はシンプルかつ明瞭であり政府の役人の裁量で行われるのではなく一定のルールに従う、ということである。以上のような「市場調和的」介入の原理にしたがえば、当然に優遇税制、政策金融、関税や輸入数量制限などを駆使し、特定の産業のみを対象とした政府の選択的な介入は、「価格の歪み」を発生させて「資源の効率的配分」を阻害することから完全に否定されることになる。したがって、政府介入は人的資本への投資、マクロ経済の安定や「輸出促進戦略」など「価格の歪み」を発生させない「中立的政策」に限られることになる。

次に政府の介入の中でも、貿易戦略に焦点を絞って見ていくことにする。新古典派は、「輸入代替戦略」と「輸出促進戦略」を代替的なものにとらえたうえで、貿易戦略としては後者の方が前者より優れており、輸出の増大、ひいては経済成長をもたらすとしている。まず「輸入代替戦略」の定義であるが、一般的には関税、輸入数量制限(quantitative restrictions)や外国為替管理政策等の政策により国内市場を保護するとともに、税金や融資の面での優遇措置などを行うことによって、それまで輸入に頼っていた財を国内で生産された財で代替していく戦略とされる。また新古典派はインセンティブにより貿易戦略を定義しており、平均的に輸出活動よりも輸入代替(国内販売)に対して大きなインセンティブを与える戦略

が「輸入代替戦略」である、としている。この「輸入代替戦略」はラテン・アメリカ諸国だけでなく韓国や台湾を含む多くの発展途上国で行われたが、1970年代から各国の経験に基づき、多くの問題点が新古典派によって指摘された。新古典派の指摘する「輸入代替戦略」の主要な問題点は、戦略実施に伴う政府介入が「価格の歪み」を引き起こして「資源の効率的配分」を阻害するとともに、輸出活動に対して反インセンティブを与え、輸出の拡大を阻害する、ということである。

他方、新古典派によれば「輸出促進戦略」は関税の撤廃や輸入数量制限の緩和など貿易を自由化したり、為替レートを適正化することによって輸出に対する反インセンティブを減少させたり、輸出財生産者への補助金の提供、輸出財の生産に必要な輸入投入財への関税やその他の税の免除によってこれらの反インセンティブを「相殺」し、平均的に輸出活動と輸入代替に等しいインセンティブを与える貿易戦略である。そして新古典派は、この「輸出促進戦略」下では輸出財生産者は事実上「自由貿易体制」で活動することが可能となり、結果的に自国の要素賦存に適した財の輸出を拡大させて、比較優位の利益を最大限に享受することができる、と主張する。また、国際市場への輸出は規模の経済の利益を享受につながるとともに、そこでの他国との競争が生産の効率性を高め、生産性を上昇させるとする。

II. 新古典派開発理論と開発政策の問題点

1980年代に入り、ウェストファル [Westphal]、パック [Pack]、ラル [Lall]、ウエード [Wade]、アムスデン [Amsden]、ブラッドフォード [Bradford] らを中心に、市場メカニズムを過大評価し、政府介入の役割を軽視する新古典派開発理論と、それに基づく開発政策を批判するものたちが現われた。以下では韓国・台湾の成功例に触れながら、新古典派開発理論とそれに基づく開発政策の問題点を指摘する。

1. 新古典派開発理論の問題点

先に見たように、新古典派は市場メカニズムの有効性を強調し、政府介入を抑制することによって「価格の歪み」を取り除けば「資源の効率的配分」が行われ、経済発展につながると考えていた。また、「比較優位の理論」が経済発展を分析するためのフレームワークの中心的な理論として位置づけていた。しかし、経済発展とは「資源の効率的配分」や「比較優位の理論」でかたづけられるような「静態的」なものではなく、構造的変化を伴うより「動態的」なものである。そう考えると、経済発展にとって「価格を適正にする」ことは必須条件ではなく、場合によっては政府が市場に介入し、「価格を不適正にする (getting the prices wrong)」ことも必要である。たとえば投資を刺激して資本形成、工業化そして産業構造の変化を促すには、利子率や投資財価格を意図的に市場価格よりも安くすることが必要である

し、幼稚産業を育成するには関税による保護や補助金によって「価格の歪み」を意図的に引き起こすことも必要となる。確かに「価格の歪み」を引き起こすような政府介入は、「短期的」で「静態的」な視点から見れば「資源の効率的配分」を妨げて非効率のかもしれないが、「長期的」で「動態的」な視点から見れば望ましい。また新古典派は、経済を自由化して「価格を適正にする」ことが経済発展をもたらす、と主張するが、発展途上国ではむしろ因果関係が逆で、経済発展とともに生産能力が獲得され、市場がより発達して初めて政策的にも経済を自由化することが可能となり、結果的に「価格が適正になる」といえるのではないだろうか。

また新古典派が拠り所とする「比較優位の理論」によれば、発展途上国は自由貿易の下で、自国の要素賦存にしたがって労働集約的な財の生産に特化し、輸出することが最適とされる。確かに発展途上国は相対的に労働力が豊富であり、そのような財の生産はコスト的に有利であり、実際にアジアNIEsは労働集約的な財の輸出を通じて経済発展に成功した。しかし、労働集約的な財とはいえ、適切な生産技術の習得が行われなければ国際競争力を獲得することは不可能であり、その生産技術の習得には直接的、間接的な政府介入が必要とされる。また「比較優位の理論」は、現時点の要素賦存と技術水準を所与として展開されており、輸出財構成の変化や生産構造の高度化というアジアNIEsで見られた「動態的」な変化を十分に説明できない。特に発展途上国では、新古典派がいうように自由貿易を行い市場メカニズムに任せれば自動的にその変化は起こるわけではない。この点を無視した「静態的」な「比較優位の理論」のみに基づいて、アジアNIEsにおける輸出の増大と、その結果としての経済発展を説明することは問題である。

2. 韓国・台湾の経験と新古典派開発政策の問題点

韓国や台湾では積極的で差別的な政府介入が行われ、その政策は決して新古典派が言うような「中立的政策」ではなかった。つまり両国においては産業政策においても貿易戦略においても、現時点で比較優位を持ち国際市場で十分活動していくことが可能な産業部門と、現在はまだ確立されていないが将来的には比較優位を持ち得ると認められた幼稚産業との間に、差別的な取り扱いがなされていた（ちなみにPack and Westphal [7] は、このような政策を「二重(dual)政策」と呼んでいる）。このように両国で行われた政策は、決して新古典派がいうように「自由で市場指向的」なものでも、「中立的」なものでもなかったのであり、政府の差別的な介入が頻繁に行われ、それは経済発展にとって重要な役割を果たしたのである。

韓国や台湾で行われた「二重政策」下の産業政策においては、将来的に有望と認められた幼稚産業に対しては、税金の免除、補助金の提供や信用優遇など有利な政策が実施されてい

たが、すでに確立し国際競争力を獲得した産業に対する政府介入は、幼稚産業に対するものと比べて緩やかであった。また貿易戦略においては、幼稚産業の場合、国内市場は「輸入代替戦略」の下で関税や輸入数量規制等によって保護されていたが、すでに国際競争力を持つ産業は「輸出促進戦略」の下、事実上「自由貿易（体制）」に近い状態で活動していた。このような政策は、一方で現時点での比較優位を享受しながら、他方で将来的な比較優位を確立しようというものであり、現存する産業の「短期的」で「静態的」な効率性ではなく、新たな産業の育成というより「長期的」で「動態的」な効率性を考慮したものである、ということができる。

ただし注意すべき点は、両国における政策は決して市場メカニズムの役割を無視しておらず、市場メカニズムと政府介入の補完性を十分に考慮したものであった、ということである。また両国政府は、シンガーやプレビッシュなど伝統的開発論者とは違い、発展途上国の経済発展にとって国際貿易は有効であると認め、国際市場メカニズムを積極的に利用しようとした点である。確かに幼稚産業に対する関税や輸入数量制限などの保護的手段を使用したか、それは産業が国際競争力を獲得するまでの短期的なものと考えていたのである。つまり保護は一時的に競争を阻害するが、将来的には国際市場における先進国との競争関係を生み出し、水平的な分業を実現する手段ととらえていたのである。結局、両国は国際市場メカニズムに全面的に身を委ねるのでなく、関税、輸入数量制限や補助金という保護的な政策を戦略的に利用しながら、結果的に自立的な国民経済の建設に成功した、ということができる。

新古典派は「輸出促進戦略」と「輸入代替戦略」を二者択一的で排他的なものとしてとらえる傾向があるが、両者は決して代替的なものではない。実際に韓国や台湾においても両戦略は併存していたのであり、「輸入代替戦略」において用いられた関税や輸入数量制限は輸出産業の育成にとって不可欠であった。関税や輸入数量制限の撤廃など貿易を自由化し、要素賦存に適した財に特化すれば自動的に輸出が増大するものではない。産業基盤の弱い発展途上国では、輸出の増大は関税、補助金や低利融資の提供を通じて国際市場で十分競争していける力を獲得する必要がある。韓国や台湾では、ある産業が幼稚産業の時期には「輸入代替戦略」が適用されたが、国際競争力を獲得するにつれ徐々に保護措置は緩められ、「輸出促進戦略」に転換された。このように、時系列的にみれば両戦略は補完的で連続的なものととらえることができる。また一国においては、発展段階を異にする多くの産業が併存することから、当然、両戦略は個々の産業の発展段階にあわせて適用され、重層的に存在するもの、ということもできる。

では、なぜ同じような幼稚産業保護的な政策手段を使用しながら、一方で、韓国や台湾は経済発展に成功し、他方でラテン・アメリカ諸国は失敗したのだろうか。その要因として以下のような点が挙げられる。第一に、ラテン・アメリカ諸国で行われた「輸入代替戦略」が、

非選択的で「幼稚産業保護」というより「幼稚経済保護」であったのに対して、韓国や台湾では特定の産業に選択的に行なわれたということである。つまり、あくまで将来的に有望と思われる産業に的を絞った形で行われたということである。また、これは発展途上国において一般的に不足している物的・人的資源を効率的に集中することを可能とするという利点もある。第二に、保護は自主的な学習やイノベーションを促すような国際市場での「競争」とバランスする形で与えられたということである。関税や輸入数量制限によって国内市場は保護されていたが、ある程度成長したら積極的に輸出を行なうように促されていたため、国際市場での他国企業との競争にさらされ、学習やイノベーションなど生産能力の獲得のための積極的な投資につながった。第三に、保護はあらかじめ期間を限定して与えられたということである。第四に、補助金や関税などを提供する条件として、あらかじめ達成すべき具体的なパフォーマンス基準を与えていたことである。

結びにかえて

経済発展にとっては、まず物的インフラ、制度・組織的インフラ、人的資本、安定して効率的な政治・行政システムや安定したマクロ経済（特にインフレの抑制）などという基本的な「フレームワーク」を確立することが不可欠であり、そのためには政府の主導的な役割が求められる。タイやインドネシアでは、エネルギーや輸送というインフラのボトルネックが急速な成長に影を落とし、フィリピンでは、国内政治の混乱から経済が停滞している。また、ラテン・アメリカ諸国では、財政赤字によるハイパー・インフレーションが経済発展を妨げた。

経済発展を促すうえで市場メカニズムと政府介入は、二者択一的なものにとらえられる傾向があるが、韓国や台湾の成功例をみても、どちらか一方の力だけでは不可能であることは明らかである。先に述べたように、韓国や台湾では政府介入は経済発展にとって重要な役割を果たしたが、積極的な学習、技術の習得やイノベーションを促すうえで国内および国際市場における競争は重要であった。現在、開発理論に求められているものは、単に市場メカニズムと政府介入のどちらが優れているかを議論することではなく、各発展途上国の特性、発展段階やその国のおかれた地域的・世界的な経済環境に最も適した両者の役割と補完性を明らかにすることである。

また、政府介入を議論するうえで重要なのは、介入の「種類」や「程度」だけでなく、その「質」である。同様の政策手段を同程度で使用したとしても、使用の仕方によってその結果は大きく異なってくる。こう考えると、発展途上国政府の行政能力が、経済発展にとって重要な意味をもってくるといえよう。

参考文献

- [1] Agarawala,R.(1983), "Price Distortions and Growth in Developing Countries",
World Bank Staff Working Paper, 575, Washington, DC:The World Bank.
- [2] Haberler,G.(1987), "Liberal and Illiberal Development Policy" in Meier,G.M.(ed)
Pioneer in Development:Second Series, Oxford:Oxford University.
- [3] Hirschman, A. (1987), "The Rise and Decline of Development Economics", in *Essays
in Trespassing: Economics to Politics and Beyond*, Cambridge University Press.
- [4] Lal,D.(1985), *The Poverty of Development Economics*, Harvard University Press.
- [5] Little,I.M.D.(1982), *Economic Development:Theory, Policy and International Relations*,
New York:Basic Books.
- [6] Myint,H.(1987), "The Neoclassical Resurgence of Development Economics:Its Strength
and Limitation", in Meier,G.M.(ed.) *Pioneer in Development:Second Series*, Oxford
University
- [7] Pack,H.L.,and L.E.Westphal(1986), "Industrial Strategy and Technological Change:
Theory versus Reality", *Journal of Development Economics*, 22, pp. 87—128
- [8] Toye,J.(1987),*Dilemmas of Development:Reflections on the Counter—Revolution in
Development Theory and Policy*, Basil Blackwell, Oxford.
- [9] World Bank (1991), *World Development Report*, Oxford:Oxford University Press.

共通論題国際討論会

テーマ

「東アジアにおける地域経済圏の諸相」

釜山広域圏と九州地域との経済統合の課題：規範的アプローチ

韓国釜山大学校 商科大学副教授 李 甲鉄

I 東南経済圏（韓国）と九州経済圏（日本）との経済協力の必要性

東南経済圏というのは韓国の東南部、即ち釜山直轄市、大邱直轄市、慶尚南・北道を一体的に総称するものである。この地域は70年代まで、韓国における工業の中心地として脚光を浴びたが、現在では首都圏（ソウル及び京畿道）の威勢に押され相対的に経済的な地位が低下している。東南圏の域内人口は1,250万人で、全国比重の約28.9%を占めており、域内生産は約450億ドルで全国比重の26.2%を占めている。

この地域の問題点は以下の通りである。

- ・釜山・大邱・慶尚北道地域経済の長期的な沈滞
- ・産業構造調整の緩慢：リーディング産業の不在
- ・域内頭脳の流出：研究所、大学の首都圏集中
- ・首都圏依存の深化：特に金融、行政部門

永い歴史をもつ九州地域をはじめとする日本の西南圏は、中世に至るまで日本列島の政治・経済の中心地として繁栄していたが、徳川幕府の東京遷都以後、周辺部に押しやられてしまった。特に、第二次世界大戦以後、日・米の同盟体制は東京中心の経済体制をいっそう強固にし、結果的に東京から遠距離に位置する九州地方は辺境の経済へと没落した。

九州地方の経済力の現況は、域内人口1,350万人で全国比重は約11.8%で、域内生産は約2,200億ドルで全国比重の約11.1%を占めている。

韓国の東南圏と日本の西南圏、この両地域の問題点は互いに類似している。即ち、両地域はいずれも首都中心の発展軸において周辺化されていることである。これは両国がこれまで推進してきた行政中心の経済開発の結果であると言える。

（表－1）韓国東南圏と九州地域の経済力比較

区 分	人 口 (千人)	面 積 (km)	地域生産額 (億ドル)
東南圏*	12,573	32,196	450
九州圏**	13,296	42,000	2,171

* : 1991年の資料/釜山、大邱、慶尚南・北道の合計

** : 1987年の資料

現在、全世界的に地方化や分権化が図られている。これは市場経済の深化によって必然的に発生するもので、韓国ばかりでなく日本においても主要課題として台頭している。しかも、韓国の東南圏と日本の九州地方は首都圏中心の中央集権的な経済体制の下、最も被害を受けた地域で、これに対する強い反発を示している。そのため、両地域は都市や地域間での実質的な協力を増大させることで、経済的な周辺化を克服できると考えられる。

両地域の経済統合の可能性は少なくない。なぜなら、この地域は地理的に近接しているばかりでなく、歴史的、文化的に同質性が大きいためである。そのため、両国の中央政府の統制から脱することができれば、相当な水準の経済的統合が可能であると考えられる。

現在、国境が隣接している世界の多くの地域は、実質的な経済統合を通じて一つの経済圏を形成している。

II. 地方間における経済統合の理論的背景

1. Theory of Inter-Regional Trade

スウェーデン出身の経済学者「B. Ohlin」によれば、ヨーロッパ諸国の経済統合は相当部分、国境都市または沿岸都市間の地域交流の形態となって現れたとしている。言うなれば、国際貿易は、国家間 (inter-national) 交易よりも地域間 (inter-regional) 経済交流の性格がより強いということである。地理的に隣接しているということは、ただ単に輸送費を節減するという以上の意味をもっている。文化的な共感帯を形成し、需要の面においても同質的な様相を示すためである。これは、伝統的な貿易理論であるRicardoやHeckscher-Ohlinの定理でいうところの生産費差異と異なる次元の内容である。

地方間の国際経済統合の現状は、EC統合の歴史に見ることができる。特に、フランスのAlsace-Lorraine地方とドイツのBaden地方間の機能的経済統合や、Benelux三国同盟などはその典型的な形態である。また、America-Canadaの五大湖周辺地方の統合や、最近、論議されている北西アメリカのCascadia地域の経済統合 (Oregon州、Washington州、カナダ領 British Columbia間の統合) なども国家間ではなく、地方間における経済統合の形態である。古代の東北アジアにおいても、黄海と東シナ海を中心に巨大な地域経済統合体が存在していた。最近のUNDPによる豆満江三角地帯の開発計画も、こうした概念に立脚していると見ることができる。

2. 「顔」のある貿易論

小川雄平教授（西南学院大学）によれば、現在、日本をはじめとする先進工業国の対外投資は顔のない資本理論にのみ依存しているため、被投資国の環境破壊や搾取ばかりか、外圧的工業化を強要する結果を招いているとし、顔をもった貿易や投資を主張している。

そのため、これからの国際貿易は、

- ・脱政治、文化的、人道的な交流
- ・地方間の国際貿易や投資の促進
- ・地方間における国際分業の促進

などを主要内容とする「顔」のある貿易に変化しなければならないとしている。

小川教授の国際貿易論は、地方の国際化と互惠平等の国際分業のための画期的な転換理論であると考えられる。この理論は釜山圏と九州圏の貿易や国際分業論へと発展させることができ、脱政治的な韓・日経済関係の新たな地平を開くことができる。

3. 「釜・福・北200万の経済圏」

坂口光一（九州経済調査協会）は、文化的・地理的な隣接性に立脚して、釜山、福岡、北九州を拠点とする、いわゆる「釜・福・北200万の経済圏」を提示している。これは、実質的な経済圏域を示す興味深い提案である。この提案が直ちに実現されることは難しいが、長期的に見ると実現の可能性は高いと言えよう。

4. 機能的統合論と制度的統合論

経済統合には機能的な（functional）ものと、制度的な（institutional）ものがある。前者は純粋な経済的動因によって地域間の経済が自然的な統合現象を示すもので、後者は政府または準政府的な次元から政治的決意を通じて経済交流を強化するものと見ることができる。一般的に地域間の共同経済利益が少しでも存在すれば（機能的な総合動機の存在）、多少の制度的な統合によってより大きな、新たな共同経済利益を生み出すことができる。しかも、より大きく新たな共同利益の存在は、より大きなスケールの機能的統合を生み出し、さらにまた、もっと大きな制度的統合への道を進むようになるのである。こうした両者の有機的、かつ動的な相互関係の発展によって、二つの地域間の経済統合は成熟して行くものと考えられる。以上の過程を次の図で示すことができる。

$F I_0 \rightarrow I I_1 \rightarrow F I_1 \rightarrow I I_2 \rightarrow F I_2 \rightarrow$

- F I₀ : 両地域間の自然的な経済交流
- I I₁ : 交流拡大のための人為的な措置（協定、条約）
- F I₁ : より大きな経済利益の存在：経済交流の自発的な拡大
- I I₂ : 統合のためのより具体的な措置（FTA、関税同盟など）

以上の論理は、地方経済に適用することができる。現在、釜山圏と九州圏の両地域間に存在する自然的な経済利益をより高揚させるためには、両地方政府間及び民間団体間の交流を強化し、制度的な合意を導き出すよう努力しなければならない。言うなれば、貿易、投資、人的交流を支援するため、両政府が実質的に強力することである。小島清教授は、いわゆる「合意的分業論」(agreed division of labor) を地方経済間にも適用してはどうかとしている。

Ⅲ. 東南経済圏と九州経済圏の協力戦略

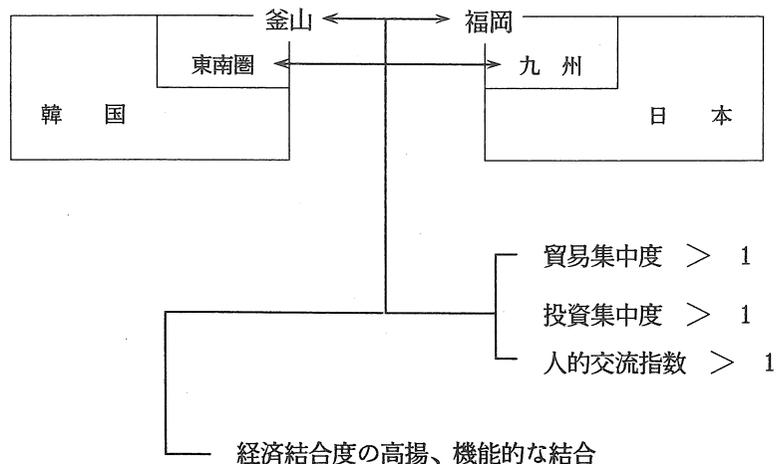
筆者が主張する両地域の協力強化のための戦略は、「点→線→面の戦略」と言うことができる。先ず、点と点である釜山市と福岡市（北九州市）との拠点都市間の交流協力を強化する。経済強力の方法には、次の3つの次元で考えられる。

- ・釜山－福岡など、拠点都市の地方政府の役割増大（制度的障害の除去）
- ・民間企業または商工会議所単位の相互交流
- ・研究機関や大学間の交流を通じて学術部分の統合支援

以上、3つの次元の協力は一種の制度的な統合努力であり、その結果、貿易や投資面での関心が高まってくる。

- ・貿易面 : 財貨及びサービス貿易の拡大（水平分業の深化）
- ・投資面 : 両地方企業の相互投資の増大

〈図－2〉 両地域間経済力の点・線・面



〈表-2〉 韓国企業の対九州地域投資現況（1991年 現在）

投 資 者	投 資 地	投 資 業 種	投資金額（千ドル）
高麗海運	福 岡	運輸、保管業	1,514（未投資）
大 宇	”	技術開発	6,764
サムジョン	”	貿易業	46（未投資）
双 龍	”	総合貿易業	491
セボル(SAEBEOL)	”	装飾資材製造	113
世 邦	”	運輸、保管業	726
オクソン(UKSUNG)	”	貿易業（繊維）	7

資料提供：大韓貿易振興公社

（表-2）は、韓国企業の九州地域に対する投資実態である。1991年現在、7社の韓国企業が九州地域に投資、または投資を計画していることがわかる。しかしながら、釜山の企業が九州地域に投資しているという例はまだない。これは、九州や韓国東南圏が共に相互の存在を意識できていない証拠であるとも言える。今日まで、釜山圏や九州地域はそれぞれの首都圏の影響下で独自の経済的地位を確立できなかった。しかし、今後、展開される国際化社会においては地方の役割が増加することは明らかである。そのため、両地域はそこに大きな経済的潜在利益が存在していることを認め、国際強力の主要当事者としての相互認識が必要である。予想される問題点として、両地域間の経済発展段階の違いや、言語及び文化的な障壁があげられるが、今後はこれらを克服していかなければならない。

（ 参 考 資 料 ）

1. 小島 清：応用国際経済学、文信堂、1992.
2. 坂口光一：九州工業の構造変化と国際化戦略、1988年度九州経済白書。
3. 同上：「釜山-福岡」交流の意義と展望、1991.
4. 小川雄平：東北アジア地域の地方間経済交流と北部九州の経済協力。1993. 6.
5. 孫 炳海：経済統合論、法文社、1988.
6. 李 甲銖：黄海共同開発構想と韓・中協力の可能性（黄海地域の経済統合を中心に）
釜山大学校 中蘇問題研究所、1990.
7. El-Agraa, A. : The Theory Measurement of International Economic Integration, St. Martin s PRESS, 1989.
8. Predoehl, A. : Aussenwirtschaft, Vandenhoeck & Ruprecht, 1971.

東北アジアにおける海陸輸送網の発展過程と展望

韓国海洋大学校 社会科学大学

海運経営学科長、経済学博士 李 太雨

1. はじめに

1980年代後半からの政府の積極的な北方政策に支えられ、韓・中・ソ間の経済交流が増大しはじめた。その結果、1988年に釜山港とソ連のポストチニ（Vostochny）港との間に韓・ソ直航路が開設され、1990年7月には仁川、大連、釜山を結ぶ韓・中航路が開設された。1990年の韓・ソ修交、及び韓・中両国間の貿易代表部設置に続き、1992年には韓・中修交が成されたことで両国間の経済交流関係が一層強化されている。

また、第5次南北高位級会談で南・北韓間の和解と不可侵、及び交流協力に関する基本合意書が採択されて後、船舶による南・北韓間の海上輸送物流量が増大しはじめ、核問題を含む政治的な諸問題が妥結すれば、南・北韓の交易量も増加するものとみられる。こうしたわが国（以下、韓国と言う）の北方交易の活性化は物流量の増加を促進し、韓半島の地理的特性と海上輸送サービスの派生需要（derived demand）特性によって、ほとんど大部分の物流は海上輸送に依存しなければならない実情にある。

釜山港は北太平洋航路と欧州航路の中間に位置する港であり、ロシアの沿海州、中国大陸及び日本との海上物流を処理する中心港として、環東海経済圏でこれまで以上に多機能的な役割を遂行できる位置にあるということが出来る。また、仁川港は韓・中修交と共に環黄海経済圏における物流の中心地としての価値を高めている。

欧州と中東を目的地とする韓国の輸出コンテナ貨物が釜山港を出発し、ロシアの沿海州にあるポストチニ港まで海上輸送されたコンテナ貨物は、そこでシベリア鉄道を通してロッテルダムやアムステルダムなどに陸送（これをTrans-Siberian Railwayと言う、TSR）されている。韓・ロ間のこうした円滑な海上・鉄道運送は、東北アジア地域の経済協力を増大させるばかりでなく、北方経済交流をより一層促進させる要素である。

また、欧州や中東行のコンテナ輸出貨物のためのもう一つの新たな輸送網利用の可能性が高まっている。それは欧州や中東に輸出されるコンテナ貨物が釜山港或いは仁川港を出発して、連雲港まで海上輸送され、そこから鉄道で欧州の目的地まで陸送（これをTrans-Chinese Railwayと言う、TCR）される輸送網である。TCRは1992年12月1日に連雲港から開通した。TCRはTSRよりも運送距離が3000km短縮され、また、釜山港からスエズ運河を経由してロッテルダムに向かう海上輸送距離よりも7000kmほど短い。

こうしたことから、本稿では旧韓末時代、韓半島を中心とした近海航路の発展過程を歴史的

に考察した後、東北アジア地域における経済協力の増大に伴い、徐々に開設され発展しはじめた海陸輸送網の発展過程とその展望を主に韓国の観点から述べてみたい。

本研究で設定した目的を達成するために用いる研究方法は、文献調査、現場調査、並びに面接法である。TSRとTCRに関連するロシア政府交通部傘下の海運局をはじめ、各組織の最高責任者や主要人物を対象に数回にわたる面接と現場調査を実施した。韓国、日本、ロシアの海運研究機関の主要人物、TSRやTCR関連の業務を担当している韓国企業の最高責任者なども、この研究の面接対象に含まれている。尚、訪問した機関は以下の通りである。

- (1) 海運産業研究院（韓国、ソウル）
- (2) ロシア交通部海運局（ロシア、モスクワ）
- (3) ソ連国家海運開発研究院（SOYUZMORNII PROEKT:ロシア、モスクワ）
- (4) ロシア複合交通研究院（Institute of Complex of Transport Problems:ロシア、モスクワ）：経済部傘下の研究院
- (5) サンペテルブルグ（レニングラード）海運港湾庁
- (6) ポストチニ港湾庁
- (7) ポストチニ・ナホトカ鉄道駅（ロシア、ポストチニ）：TSR始発駅
- (8) 極東海運会社（Far Eastern Shipping Co. :ロシア、ウラジオストク）
- (9) プリモルスク海運会社（Primorsk Shipping Co. :ロシア、ナホトカ）
- (10) 黒海海運会社（Black Sea Shipping Co. :ウクライナ、オデッサ）
- (11) 北極海運会社（Arctic shipping Co., :ロシア）
- (12) 日本海事問題研究所（日本、東京）
- (13) 東洋共同海運株式会社（日本、東京）
- (14) ロシアの海運私企業 7社
- (15) 国内海運会社 8社

現在ロシアは、不完全な市場経済体制や進行中の私有化プログラム（privatization programme）によって、ロシアの海運と鉄道部門は大きく変化しており、また、中国も経済改革を加速化させている。そのため、ロシアを含む独立国連合の政治・経済・社会の不安定性や不確実性、さらには中国海運についての資料不足や未公開政策などによって、中国とロシアの海運に関する科学的、かつ客観的な資料に基づく正確な実情を把握することは極めて困難である。

こうした点を多少なりとも克服するため、この研究は文献調査をはじめ、中国・ソ連を直接訪問し、海運関係者との面接、現地調査、及び韓・ロ間の海運合弁投資によって設立された企業の調査、重役陣との面接などによって成されたことを明らかにしておく。

2. 旧韓末の極東における主要なロシア海運企業と航路

1) ロシア義勇艦隊 (Russian Volunteer Fleet Association)

この会社はシベリア鉄道が開通する以前の1878年に設立され、黒海のおデッサからウラジオストク(1)間に定期航路を開通した。同社は極東の新たな領土を植民地化し、経営することに絶対的な役割を果たした。しかし、1890年にシベリア鉄道が開通したことでおデッサからウラジオストク間の定期航路の役割が衰退しはじめた。

しかし、ロシア政府の極東植民地の開拓・経営を支えるため、同社は新航路として北方海域航路(カムチャッカ・ベーリング海方面)、ウラジオストク～韓半島の清津、元山、釜山～中国の青島、上海を結ぶ航路を構築した。同社の経営する定期船航路はロシア政府からの政府補助金を受けて運営されていた。しかも、同社では韓国、日本、中国の各港に不定期船を就航させ、また北米航路にも不定期船を配船していた。

1915年に同社が保有していた船舶総数は31隻で、総トン数120,721トン、平均船齢が10年未満の優秀な船舶で構成されていた。トン数の面だけみても、韓国の1964年度の船舶数と同程度の規模で、当時の海運事情からしても膨大な船舶量が極東に配置されていたことになる。

ロシア政府の極東での植民地政策に伴い、ロシア義勇艦隊は1902年にセベレフ汽船会社を、また1905年に東清鉄道会社汽船部を、さらに1916年にはカイゼリン伯汽船会社をそれぞれ吸収合併した。そのため、この会社はロシアと極東植民地を連結する対沿岸航路の特殊輸送や、極東植民地を拠点として極東植民地沿岸や韓国・中国(清)・日本との海上輸送を専門とする巨大な海運企業に成長した。

こうしたことから、時期別に同社の性格や航路、輸送貨物の内訳、さらには韓国地域への進出状況などについて述べて見たい。

注：(1) ウラジオストク港は1992年1月1日に軍港から商港に変更された。

(1) 創立から初期段階の時期(1880～1904年)

シベリア鉄道が開通する以前、初期段階の義勇艦隊は極東植民地への軍隊の派遣、官司、移民、罪人などの人員や、彼らの食料、郵便、必需品、さらには鉄道、港湾、都市、軍事施設を建設する資材などの特殊輸送を目的としていた。そのため、義勇艦隊は貿易の促進、植民地の物価安定、極東植民地航路の開拓と保護に寄与するなど、極東における植民地の確保と発展に大きな役割を果たした。

尚、義勇艦隊が輸送した人員と貨物は以下の通りである。

① 人員(1880～1900年)

移民：20万人、軍人：7万3千人、罪人：3万人(合計：30万3千人)

② 貨物 (1895～1903年)

鉄道資材：1,200万トン、その他：2,500万トン（合計：3,700万トン）

(2) 営利会社として経営された時期 (1905～1918年)

この時期は露日戦争に負けて以後、1905年からロシア革命の勃発した1918年頃までである。初期の頃には極東植民地政策に呼応していた義勇艦隊は、この時期、ウラジオストクを中心にして、韓・清・日間の極東植民地沿岸航路に加え、外国航路に力を入れ、一般の輸送需要に対応しながら営利を追求する会社となったところにその特徴がある。

義勇艦隊がこうした特徴を持つようになった背景には、

第一に、1900年にシベリア鉄道が開通したことで、海路による人員輸送の必要性が急激に減少したこと。

第二に、露日戦争に敗北したことで、それまで清への前進基地としての役割を担っていた旅順や大連地域を喪失し、清への貨物輸送量が減少。

第三に、露日戦争前の1902年に東清鉄道会社汽船部がウラジオストクにあったセベレフ汽船会社を吸収合併し、大連に本店を置いていたが、ロシアの敗戦によってこの会社は義勇艦隊に吸収合併された。そのため、義勇艦隊はその会社の私企業的業務を引き続き遂行するようになった、という点を指摘することができる。

① 航路

- ・オデッサ～ウラジオストクの対沿岸航路：総延長約9,850海里の航路で、長崎、上海、シンガポール、コンスタンチノーブルなどに寄港。この航路は一航海に所要する日数が約50日程度で、9隻の汽船が年間18回航行した。
- ・タートル海峡航路：ウラジオストクから沿海州やサハリンなどの各港を経由する航路で、汽船4隻が年間16回航行していた。
- ・カムチャッカ～ベーリング海方面航路：オホーツク海、カムチャッカ半島の東西岸、ベーリング海などの各港に至る5つの小航路で構成され、10隻の汽船が年間23回航行し、漁業を支援していた。
- ・北極航路：ウラジオストクからチクシ (Tiksi) などの北極地域に至る航路で、1911年以後、年1回1隻の汽船が配船され、この航路は莫大な国庫補助によってレナ (Lena) 江の河口まで延長された。
- ・ウラジオストク～上海航路：セベレフ汽船会社が運営していたのを引き継いだもので、1907年からはシベリア鉄道に連結された。初めの頃は釜山にも寄港していた。
- ・ウラジオストク～敦賀航路：義勇艦隊が新たに開拓した航路で、シベリア鉄道がウラジオストクに連結。海路によって敦賀までの航路が開設され、敦賀からは日本国有鉄道が接続された。

- ・ウラジオストク～北清航路 : 東清鉄道会社汽船部の航路を引き継いだもので、ウラジオストクから青島、營口を経て秦皇島に至る航路。第1次世界大戦とロシア革命によって廃止された。
- ・ウラジオストク～清津～元山航路 : 1918年の秋に開設された航路で、状況によって釜山まで延長されることもあった。
- ・その他の航路 : 米国航路、韓国及び日本への数多くの不定期船航路。

② 韓国海域への配船

ロシアがウラジオストクを占領し、ここを極東地域における植民地経営の中心地とするにおいて、韓半島は経済的側面で重要な地域と見なされた。義勇艦隊はウラジオストク～上海航路、ウラジオストク～清津～元山航路、さらには不定期船航路を通じて韓半島からシベリア鉄道建設やウラジオストク地域の建設に必要な季節労働者と食糧などの生活必需品を輸送していた。

ウラジオストクと韓国の港を結んだ航路は露日戦の敗北、韓国海域での日本海運との競争劣化、さらには韓国が日本の植民地となったことで徐々に閉鎖されていった。

2) セベレフ汽船会社

この会社は4人のロシア人によって設立された民間海運合資会社で、1881年ウラジオストクにおいて創立された。ロシアがウラジオストクを占領して開港するや、同社は韓半島とロシア間の海上需要を担当した。

同社は政府からの補助を受けながら、1889年から海軍要塞となったウラジオストクと中国の上海間に定期航路を開設・運営し、元山、釜山、長崎などを中間寄港地としていた。この航路に就航した最初の船舶はウラダミル号（総トン数：715トン）で、その後、バイカル号（713トン）やストロク号（190トン）などが就航した。

1889年に開設されたウラジオストク～上海間の定期航路には韓半島の港として、元山港と釜山港が含まれ、1892年には両港に同社船舶が18回入港した。また、1896年には韓国の重要性が浮上してきたことで、仁川港も同航路の中間寄港地に含まれた。

ウラジオストク～上海間の定期航路でウラジオストクに輸送された貨物は、①咸鏡南道からウラジオストクに移動する季節労働者、生牛、牛皮、米穀などの食糧や、②清、日本、韓国からは米穀、生牛、野菜などの食料品があげられる。

ウラジオストクから韓半島や中国に輸送された貨物としては、①織布を中心とする欧州の商品、②ウラジオストク近海の漁獲物であった。

また、上海から韓国（元山、釜山）、長崎、ウラジオストクに輸出された貨物は、欧州から上海に輸送された欧州商品で、上海からはシベリア鉄道やウラジオストク港湾の建設に必要な労働者の輸送が行われた。

3) 東清鉄道会社汽船部

(Steamship Department of the Chinese Eastern Railway Company)

ロシアの極東植民地経営における鉄道と海運の重要性が認識され、同社は海運が鉄道の建設を支援・促進する役割を担うために設立された。ここに鉄道と海運との連繋運送方法が出現し、この運送方法は同社を吸収合併したロシア義勇艦隊に継承され、ウラジオストク～上海線の高速定期航路が生まれた。

1903年、同社は18隻、総トン数にして34,418トンの船舶を保有し、極東植民地政策に伴なう国営企業的な性格をもって運営された。

ウラジオストク～上海航路（同社ではこの航路を韓国航路と呼称する）では、元山、釜山、仁川に支店を設置し、定期的に韓国の開港場に寄港した。

3. ソ連邦解体以後のロシア海運私企業の形成メカニズムとその影響

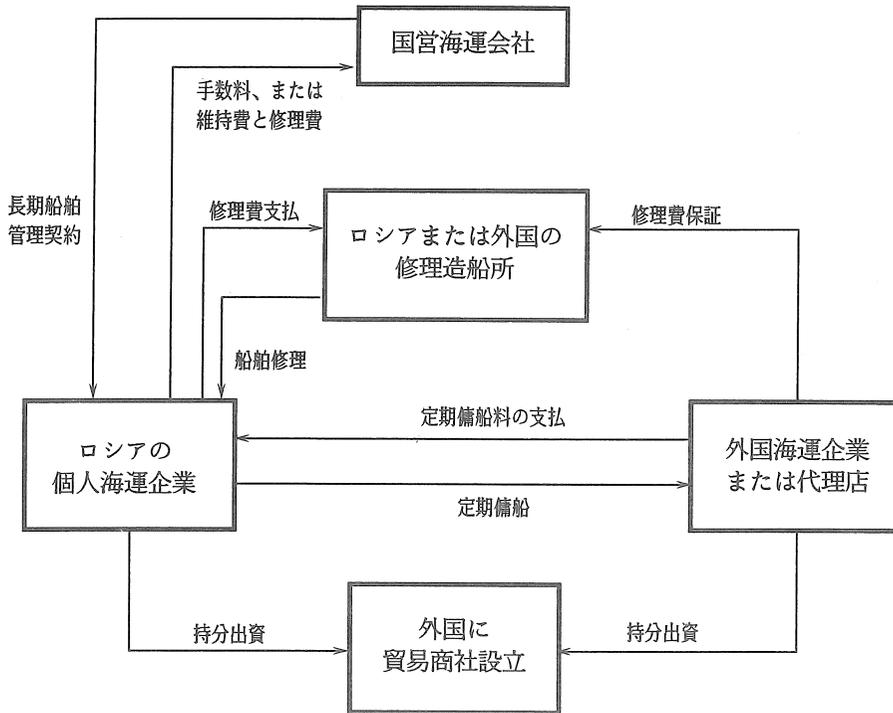
東北アジア地域において韓・ロ間の海上運送事業が活発化した諸要因の内、その一つとして、韓・ソ修交以後、多くのロシア船舶が釜山港に自由に入港できるようになったことがあげられる。釜山港に寄港したロシア船舶の隻数は1989年に100隻、1990年263隻、1991年657隻、1992年1,066隻となり、1993年にはおよそ1,200隻の船舶が寄港したと推定される。

本節では、ソ連の連邦解体以後、極東地域において形成されはじめたロシアの海運私企業の背景や経営形態を分析することで、こうしたロシアの海運私企業が保有している船舶が韓国の釜山港を拠点とし、近海航路の活性化に及ぼす影響を考察する。

最近、著者が行った研究・調査によれば、最近の3年間にウラジオストク、ナホトカ、ハバロフスク、ユジノサハリンスクなどの極東地域に約20数社の海運私企業が形成されており、主要な海運私企業はウラジオストクに位置していることがわかった。

ロシアの現在の経済状況から見て、海運私企業は資本力が非常に脆弱で、海外金融機関に対する信用度がかなり低いにもかかわらず、莫大な資本を要する中古船をどのように取得し、海運資本を蓄積することができるのか。こうした問題提起についての解答は次のような図から求めることができる。

〈図-1〉 船舶取得（海運資本生成）のメカニズム



注：筆者が作成したものである。

〈図-1〉のメカニズムを簡単に説明すると、次のようになる。

- ① ロシア経済の沈滞が深刻化するに伴い既存のロシア国営海運会社が保有していた船舶は過剰状態となり、経営収支が悪化。国営海運企業が中央計画による経営形態から独立採算性の経営形態に転換され、連邦政府からの補助金が中断したことで、国営企業自体が船舶を修理し、維持するだけの能力を失ってしまった。

こうした状況のなか、国営海運会社で長年に渡って海運運営のノウハウを蓄積した者たちが、特権階級の庇護のもと、国営海運会社が保有している船舶を船員費支出と船舶維持・管理の責任条件のみで、長期間にわたる定期備船を行うようになった。国営海運企業としては、費用支出なしで過剰となった船舶を運航可能な状態に維持できるといった点で、また、備船者の側からすれば、国際海運市場の定期備船料と比較しても、非常に安い価格で船舶を借りることができるといった点で、相互利益を図ることができた。

- ② 国営海運会社から長期間にわたって船舶を備船した私企業は、必要な場合にその船舶を修理した後、外国の海運企業または代理店に国際時勢の約半値で定期備船した。ロシアの海運私企業は外国の海運企業から定期備船料をドル硬貨で受けとることになるが、その金額はロシア国内で発生する費用に充当しても、充分残るほどの大きな収益となった。その理由として、①項で説明したように、ロシアの海運私企業は国営海運会社から

ほとんど無料で船舶を借り受けており、また、ロシア国内の急激なインフレによって、ドル対ルーブルの為替差益が莫大であったためである。そのため、傭船料収入の一部はロシアの国内法を侵して外国の銀行口座に入金され、現地のパートナーと共に総合貿易商社を設立するためなどに投資された。

- ③ ロシアの海運私企業が国営海運私企業から傭船した老朽船を外国の造船所で修理する必要がある場合、外国海運会社や代理店が支払う定期傭船料を担保にして船舶修理が行われる。
- ④ ロシアの海運私企業は周期的な傭船料収入によって蓄積された資本で、傭船した船舶を国営海運企業から購入。ロシアの海運私企業は資本の原始的な蓄積過程がないにも拘らず、海運企業の主要資産である船舶を取得することができる。
- ⑤ また、ロシアの海運私企業は周期的な傭船料収入で蓄積された資本を利用して、外国の現地パートナーとの合併投資を通じて貿易商社を設立し、消費資材や中古車などをロシアに持ち込むことで商業利潤をあげている。この時、使用される運送手段は傭船中の船舶となるケースが多い。

こうしたメカニズムのなかで、傭船された船舶の平均的な財貨重量トン数は3,500トンで、河川または近海航路を運航できる船舶 (river sea type vessel) として、主に乾貨物の輸送に従事している。筆者の調査研究によれば、上述したメカニズムによって、ロシアの海運私企業と韓国海運企業または海運代理店とが提携し、運航されている船舶は、1992年7月の時点で21隻であったが、1993年3月現在、その隻数は多少減少したものと見られる。

以上で述べた主要内容を要約・分析すると、まず第一に、ロシアの海運私企業はソ連邦の傘下にあった国営海運企業から提供された非常に安い傭船料の船舶と、韓国の近海船会社または代理店とのノウハウの結合によって形成され、第二に、こうしたメカニズムによって、韓国の近海地域で営業活動を展開している船舶は、財貨重量トン数およそ4,000~5,000トン程度の河川や近海海域を運行できる乾貨物船で、その数は40数隻に達している。

第三に、こうした船舶の傭船料は1992年3月の時点で、韓国の近海海運市場において形成された傭船料水準の50~60%であったが、韓国の代理店間の過当競争によって、その傭船料率は1993年6月現在、60~70%水準となり、多少引き上げられた。

第四に、韓国の近海貨物市場に浸透し、集貨活動を円滑に行うため、一部の船舶は便宜置籍国の船籍を利用して運航しており、第五に、ロシアの商船勢力を拡張し、台湾や香港、シンガポールなど東南アジアにまで運行させるため、釜山港をその拠点港に指定している。

第六に、こうしたロシア船舶の出現は、東北アジア地域における船舶供給量の増大に貢献すると共に、海上物流量の円滑な輸送に寄与しているという点である。

4. 東北アジア地域のTSR及びTCR海陸輸送網の発展過程と現況

1) TSRの発展過程

TSRとは、韓国、日本、香港などの東アジア地域の港から、船舶を利用してロシアのポストチニ港やナホトカ港までコンテナ貨物で運び、この貨物はポストチニにあるポストチニ〜ナホトカ鉄道駅からコンテナ輸送専用鉄道車両に積載され、シベリア大陸横断鉄道を利用して、欧州や中東、さらにはスカンジナビア半島国家にまで輸送する複合一貫運送システムを言う。TSRは中国大陸横断鉄道（TCR）や米国のMLB（Mini-Land Bridge）と並ぶ世界の三大複合運送システムで、世界最大の複合運送経路である。

大陸横断鉄道運送は19世紀末にシベリア鉄道が敷設されてから始まり、その当時は旅客運送だけを行っていたが、1930年代初めから本格的な貨物運送がはじまった。シベリア鉄道では主に旧ソ連の国内物資や旅客が運ばれ、一部、日本の物資輸送も行われていた。

TSR運送は、1958年に日本の各港と旧ソ連のナホトカ港との間に貨物船による定期航路が開設され、1967年に日本と欧州間にコンテナ貨物輸送が始まったことで、複合一貫運送システムとして注目されはじめた。

TSRが本格的に活性化した背景には、なによりもバイカル〜アムール主鉄道（Baikal-Amur Mainline: BAM）の完成がある。BAMはアムール川の北側に位置する鉄道で、ソ連の第2次経済開発計画（1933〜37）の期間にその建設が始まった。しかし、1942年、第二次世界大戦によってその事業が中断されたが、1974年にBAM建設事業が再開され、1984年には2,700マイルの鉄道が完成した。

1971年、TSRによって運送されたコンテナ物流量は、2,000TEUであったが、1976年5月ポストチニ港が開港したことで、旧ソ連極東地域の大陸横断鉄道を利用する港湾が2港となり、また既存のナホトカ港のコンテナ埠頭整備などで、港湾での停滞現象が緩和され、1976年の物流量は12万TEUまで増加した。その後、海上運送に比べ運送距離の短縮や相対的な低運賃によって、韓国、日本、欧州間のTSR輸出入の物流量は1990年に74,000TEUにまで増加した。

（表-1）は1992年1月から5月までの韓国のTSR輸送実績を表しており、5ヵ月間の輸出入取扱量は約4,500TEUに達している。

（表-1）韓・ロ直行路のコンテナ運送実績

（単価：TEU,US\$）

		取扱物流量			運賃収入		
		直交易	TSR	計	直交易	TSR	計
92年1月	輸出	7,654	2,533	10,187	3,634,616	925,764	4,560,380
92年5月	収入	872	2,008	2,880	301,882	198,613	500,495

資料：海事プレス、「海事データ」、通巻7号、1992年7月15日、P.34.

TSR運営責任は、1980年代の中頃まで全ソ通過貨物公団（SOTRA:SOYUZTRANS）の独占的な運営下にあった。そのため、TSRは運営組織の消費者である貸主に対するサービス精神の欠如、不完全な貨物追跡システム、非効率性、官僚主義などの要因によって、海上航路に比べ競争力が弱まってきた。なかでも、TSRによるコンテナ運送において、欧州に向かうコンテナ輸送量と、極東地域に向かうコンテナ輸送量との不均衡によって、TSRの取扱物流量は1985年を境に減少趨勢を見せてきた。

しかし、ロシア政府は市場経済体制の導入と合わせて、TSRを発展させるため運営組織の改善や私有化プログラムによる外国資本の誘致、TSRに対する共同研究などを通じてTSRの活性化を図っている。

2) TSRの運営組織

ゴルバチョフの改革と解放はTSRを管理する運営組織にも影響を及ぼし、中央政府の計画経済のもとで独占的に運営されていたTSR組織は、競争と自立が許容され、市場経済原理のなかで運営される組織へと改編されることになった。

全ソ通過貨物公団（SOTRA:SOYUZTRANS）が1970年代初めから1980年代中頃まで、TSRの運営において旧ソ連領土通過許可証（Transit Licence）を発給し、国内通過の外国貨物を統制、管理する一方、ドイツのポセイドン社（PCT:Poseidon Container Transport）を総代理店に指定。外国での貨物集荷を担当するなど、TSRの運営を独占的に統括してきた。

しかし、ペレストロイカの影響で1990年から対外貿易省の傘下組織である全ソ対外運輸公団（SVT:V/o SOJUZTRANSIT）がTSR運送に直接関わりはじめた。また、TSRに関連するソ連各共和国の鉄道庁協会は日本のジュロ・コンテナ運送会社（Jeurow Container Transport）との合弁を通じて、ユーラシア運送会社（Eurasia Trans Co.）を設立し、TSRを利用した貨物輸送業務に参画しはじめた。

一方、独占的な運営によって、サービス面での批判を受けてきた全ソ通過貨物公団はサービスを改善するため、1991年4月からジュロ・コンテナ運送会社との協力で、貨物の追跡、集荷、TSR運送関連情報の提供などの面で、サービスの改善を図っている。

また、1990年5月、ソ連の鉄道庁協会はシーランド会社（Sea-Land Co.）とTSRの運営に関する協約を通じて、シーランド社からTSR運営についての先進経営技術とマーケティングを導入。シーランド社はソ連内の総代理店としてトブモトランスを指定し、ソ連内の貨物集荷及びその他の運送サービスを提供するなど、営業拡張の契機をつかんだ。

こうしたことから、1990年以降、TSRの運営組織は全ソ通過貨物公団の独占体制から脱皮し、部分的ながらも競争体制へと発展を遂げ、効率性とサービス改善のための足場を形成していると見ることができる。

3) TSRの貨物運送体系

韓国の荷主がTSRを利用してコンテナ貨物を輸送する場合、先ず、NVOCCを通じてThrough船荷証券の発給を受ける。一般的に、釜山港で韓ソ海運株式会社の船舶に船積されたコンテナはポストチニ港まで運ばれる。

ポストチニ港からは、全ソ通過貨物公団が全ソ対外運輸公団の協力を得て、TSR輸送のための書類作業を終えて後、シベリア横断鉄道を利用して欧州地域の国境駅まで運ばれる。送荷主のパートナーや代理店は、韓国のNVOCCから貨物到着の通知を受け、鉄道やトラックを手配し、最終受荷主まで韓国の輸出貨物を運送する。TSRを利用して欧州から韓国に輸入されるコンテナ貨物の輸送手順は、ほぼ上記の逆過程を経ると言える。

4) TSR運送サービスの長・短所

(1) 長 所

① 運送距離の短縮

釜山からロッテルダムにコンテナ貨物を運送すると仮定した場合、TSRの運送経路を利用すると総運送距離は12,230kmで、TCRの運送経路を利用すると10,370kmとなり、既存の海上運送経路の場合、19,790kmとなる。以上、3つの運送経路の内、TCRが最短運送距離で、海上運送経路に比べ運送距離が9,000km余り短縮される。TSRの場合も海上運送経路に比べ約7,500km短縮され、運送距離の面だけで見ると、大陸横断鉄道による運送が海上運送経路に比べかなり優位にあることが分かる。

(表-2) 大陸横断鉄道と海上運送との距離比較

(単位：km)

運 送 ル ー ト	運送距離 (釜山～ロッテルダム基準)
シベリア横断鉄道(TSR)	12,230
中 国 横断鉄道(TCR)	10,370
海 上 運送ルート	19,790

② 運送期間の短縮

釜山とロッテルダム間の貨物運送期間はTCRとTSRを利用した場合、最低21日から最高35日を要し、海上運送の場合、最短で26日から最長で50日を要する。これを理論的に見ると、TCRとTSRは海上運送経路に比べ運送期間が5日から15日短縮されることが考えられる「(表-3) 参照」。

③ 低廉な運送料

海運産業研究院 (KMI) が業界のデータを基に発表した資料によれば、釜山からロッテルダムに輸入されるコンテナ貨物のTEU当たりのTSR運賃が1,650米ドルであるのに比べ、海上運送運賃は1,876米ドルとなり、TSRの方が海上運送よりも226米ドル安くなる。

また、ロッテルダムから釜山に輸入されるコンテナ貨物の場合も、TSRが海上運送に比べ331米ドル低廉となる「(表-4)参照」。

しかし、1992年10月、筆者が調査したところによれば、TSRで釜山からロッテルダムに輸出されるコンテナ貨物のTEU当たり運賃は2,800米ドルになるため、TCRの2,380米ドル(予定価格)や海上運送に比べ、運賃面でTSRの優位性は徐々に低下していると判断される。

(表-3) 釜山～欧州間の貨物運送期間の比較

主要地域	大陸横断鉄道運送		海上運送	
	TSR	TCR	最短時間の 運行船会社	最長時間の 運行船会社
ドイツ、ベネルクス、 フランス、スイス、 ポーランド	25日～35日	21～31日	26～30日(輸出) 21～25日(輸入)	45～50日(輸出) 45～50日(輸入)
チェコ、オーストリア	30日前後	26日前後	29～30日(輸出) 24～26日(輸入)	45～47日(輸出) 49～51日(輸入)
英国、イタリア、ハン ガリー、スカンジナビア	30～35日	26～31日	26～29日(輸出) 22～28日(輸入)	42～48日(輸出) 43～49日(輸入)

注：輸出は韓国の対欧州輸出貨物を、輸入は韓国の対欧州輸入貨物をそれぞれ意味する。

資料：KMI,SINOTRANS 韓国代理店

(表-4) 大陸横断鉄道と海上運送の運賃比較

(単位：米ドル/TEU)

区分	T S R	海上運送
対欧州輸出貨物		
釜山→ロッテルダム	1,650	1,876
釜山→ミラノ	1,900	2,200
対欧州輸入貨物		
ロッテルダム→釜山	1,155	1,486
ミラノ→釜山	1,330	1,622

注：運賃は1991年6月基準で、運送方法はTRANS-RAIL基準である。

④ DOOR TO DOOR サービスの提供

TRSサービスは国際複合一貫運送サービスの一種で、コンテナによる貨物の安全性を保障するDOOR TO DOORサービスを提供し、生産者から消費者にまで貨物を直結する役割を担っている。

⑤ 東欧圏に対する貨物の直接引渡が可能

欧州内、特に到着地が東欧圏などの内陸国家(ハンガリー、チェコ、ポーランド、ユー

グ、ルーマニアなど)である場合、旧ソ連国境地域から直接、該当地域への鉄道輸送が可能で、海上輸送時間よりはるかに短縮される。目的地と港が離れていればいるほど、TSR輸送は強い競争力を発揮することになる。

⑥ 海運同盟に対する依存からの脱皮

韓国の荷主にとって、TSR運送ルートは欧州航路を運行中の船会社や同盟（FEFC：現在、約7%を占有）に対する代替ルートである。TSRを利用することによって、荷主は、従来から同盟が荷主に課していた各種Surchargeの適用や、T/S Charge及び独断的な同盟の運賃引上に対して異論を提起できる主導権を持つことができる。

(2) 短所

TSR運送ルートは1980年代の中頃以降、TSR運営組織の改編、先進経営技術の導入、BAM鉄道の開通などで、極東～欧州間の重要な貨物運送ルートに浮上したが、荷主たちが積極的に利用するにはサービス上、次のような多くの問題点を抱えている。

- ① 極東地域の対欧州コンテナ輸出が70%である反面、輸入は30%程度で、輸出入コンテナ貨物が不均衡を成しており、また、空コンテナが円滑に還送されず、コンテナが不足するという点がTSR運送の問題点であると指摘されている。
- ② TSRの運営組織である全ソ通過貨物公団と直接的に代理店契約が結べない場合、輸出コンテナ貨物の運送代理店は、海上運送の経路に比べ、貨物輸送の信頼性、迅速性、正確性、貨物追跡能力などの面で、送荷主に満足なサービスを提供できない。
- ③ 旧ソ連鉄道は広軌で欧州鉄道とは軌道が異なるため、旧ソ連・欧州国境での積替の難しさや貨物運送の遅延が問題となっている。
- ④ TSRを利用して極東・欧州間の貨物輸送を行う場合、旧ソ連鉄道施設の老朽化、TSR運営管理の硬直性や非効率性などで、貨物引渡日が守られないケースが数多く発生している。

また、ポストチニ港における積替施設の不足によって船舶と鉄道間の円滑な貨物の積替が行われないケースが起こっており、TSRの始発駅であるポストチニ・ナホトカ鉄道駅の老朽化した管制システムや、ソ連鉄道と欧州鉄道の軌道が異なるといった点で、鉄道による運送時間の浪費が指摘されている。

しかも、ポストチニを出発したコンテナ運送列車が欧州との国境地域に至るまで、30ヵ所の鉄道駅を通過する度毎に機関車と乗務員が交替するわけであるが、旧ソ連の官僚主義的な非効率性のため、各区域毎に機関車や乗務員の交替に数日間を要することになる。

- ⑤ 上述したように、TSR運営組織の官僚的な硬直性と併せて、ナホトカ・ポストチニ鉄

道駅から欧州国境の駅まで、30カ所の鉄道駅からの貨物追跡に関する体制が備わっていないため、送荷主や受荷主に対し、適宜、貨物追跡に関する正確な情報を提供できない。しかし、最近ではシーランドがロシアの鉄道庁協会との提携でTSRの運営に参画し、TSRの貨物追跡システムに先進技法を提供、貨物追跡の難しさは幾分解消されたと見られる。

- ⑥ 海運船会社の経済的な船舶運行技術の発達、海上運送サービスの改善、非同盟船会社と同盟船会社間の欧州航路での競争が熾烈さを増すにつれ、海上輸送経路に比べ運賃競争力のあったTSRが相対的に競争力を喪失する傾向にある。
- ⑦ 運送能力の比較において、年間の出発回数は荷主の利便性という側面で重要である。筆者の現場調査によれば、TSRの出発回数は1回に鉄道車両当たりコンテナ約150TEUが輸送され、一週間に約7～10回の鉄道車両がTSRの始発駅を出発している。

こうした調査資料をもとに、一週間に10回の鉄道車両がコンテナ輸送を行うと仮定した場合、TSRの年間片道貨物運送能力は約78,000TEUになる。この推定値は年間海上運送能力1,985,000TEUの約4%に過ぎない水準である。

(表-5) 貨物運送能力と実績比較

(単位: TEU)

区 分	貨物運送能力	貨物運送実績 (1990年基準)
T S R	78,000	74,000
海上運送ルート	200万	1,286,000

注: 貨物運送実績は1990年度の韓国と日本の対欧州輸出入貨物の運送実績である。

資料: ポストチニーナホトカ鉄道駅

5) TCRの発展過程

欧州大陸とアジア大陸を結ぶランドブリッジとして、既存のシベリア鉄道以外に中国大陸を通過して欧州と直結させるのが中国大陸横断鉄道(Trans-Chinese Railway)である。中国大陸横断鉄道は黄海の連雲港から出発して中国大陸の東西を結び、旧ソ連の国境を通過してTSRに連結。大西洋のロッテルダムまで延びる大陸間横断鉄道として、アジア大陸と欧州を結ぶ運送ルートに活用するため、1956年5月に工事が再開され、1992年12月1日からは本格的な運送活動が可能になると見られる。

TCRを構成する鉄道路線としては次ぎの三つがある。先ず第一は、中国大陸の中心部を東西に横断する1,795kmの鉄道路線である龍海線で、連雲港と徐州間の223kmは2～3年後に複線工事が完了する予定にある。第二の路線としては蘭新線で、蘭州～黄河～固原～砂漠地帯を結ぶ1,892kmの鉄道として、蘭州～武威間の303kmは電鉄化事業が進められており、1996年には複線電鉄化が完成する予定にある。また、北疆線は中国大陸とロシアの鉄道とを連結する鉄道として、ウルムチからゴビ砂漠を過ぎてアラサンクに至る約460kmの鉄道路線であ

る。そのため、TCRは中国大陸の江蘇、河南、陝西、甘肅、新疆の5省を通り、主要通過都市としては連雲港を拠点に徐州、洛陽、西安、宝鶏、夫水、鄭州、蘭州、武威、酒泉、ウルムチ、アラサンクなどがある。中国地域内のTCR鉄道の総延長は4,018kmに達し、中国内の3本の鉄道路線が連結して成り立っている。

TCRは東北アジア地域から欧州地域までの運送において、TSRよりも運送距離が短いうえ、気候条件も整っている。また、海上運送経路よりも遥かに距離が短く、運送時間や運賃の面で他に比べ運送競争力を持つものと見られている。

このようにTCRは韓国を含む東北アジア地域で、欧州までのコンテナを運送できるもう一つの複合一貫輸送システムを形づくっているのである。

6) TCRの貨物運送体制

山東半島の東海接地域域にある青島港と向かい合う開放都市、連雲港はTCRの東の拠点であり、現在、人口50万人の都市で1990年代の中国における新興交易の窓口として発展している。中国大陸を貫通するTCRの東側の始発地である連雲港は、将来、大きく増加するであろう中国横断鉄道のコンテナ貨物基地として備えると同時に、極東アジアの陸上交易の橋頭堡として発展すべく、10万トン級の船舶が停泊できる埠頭建設や3万トン級のコンテナ船舶2隻が同時接岸できるコンテナ埠頭建設を行っている。

TCRの開発と運営を担う組織は、国務院直属傘下のTCR運輸小組で、この組織はTCRの運営と関連の深い中国対外貿易運輸公社（SINOTRANS）、中国遠洋海運公社（COSCO）、さらには、外輸代理店公社（PENAVICO）や鉄道庁から選抜された30数名の職員によって構成されている。TCR運輸小組は海上運送、陸上運送、通関、そして代理店管理などの機能を持つ4つの部署から成っている。

7) TCR運送サービスの長・短所

(1) 長所

次のような長所をあげることができる。

先ず第一に、運送距離の側面から見ると、釜山～ロッテルダム間の場合、TSRや海上運送経路よりも、それぞれ約2千km、約9千km程度の運送距離の短縮が可能である〔(表-2)参照〕。

第二に、貨物の運送日数はTSRや海上運送経路よりも4～6日短縮でき、運送距離と運送日数の短縮によって運送費用が、海上運送経路に比べ15～20%節約できる〔(表-4)参照〕。

第三に、TCR鉄道路線はTSRより緯度の低い地域に位置しているため、冬季においても液体貨物の運送が可能で、酷寒による商品破損や凍破などの危険性が少ない。

第四に、仁川港は地理的にTCRの始発駅である連雲港に近く、仁川港の取扱コンテナ

の圏域別貨物量や釜山港の輸出コンテナ貨物の圏域別現況などを考えると、仁川港のコンテナ港湾の機能強化と運営の効率性が高まれば、韓国の輸出入コンテナ貨物の相当量が釜山港を経由せずにTCRを利用できるなどの利点が考えられる。

(2) 短所

TCRの短所としては、

第一に、TCRは中国内陸地域の鉄道路線とロシア内のTSRに連結されているが、TSRとTCRの鉄道軌道の幅が異なるため、運送コンテナ貨物を積替えなければならず、こうした作業に伴う技術的な難しさが内在している。

第二に、TCRはTSR同様、貨物追跡システムが不完全である。

第三に、TCRの運営主体は運送サービスに関する技術や経営能力が不足しており、海上運送サービスに比べその水準が低い。

第四に、TCRの始発起点である連雲港は十分なコンテナ埠頭施設が整っておらず、TCRの背後道路網や連繫鉄道に対する社会間接資本投資がかなり不足した実情にある。

第五に、TCRは中国国境を過ぎると旧ソ連のTSRに連結しているため、TCR運送経路全体の運賃決定は中国が独自の決定できず、ロシア政府との協議を通じて決定されるため不安定な運賃体系が形成される可能性が高い。また、大陸横断鉄道を通るコンテナ運送において競争関係にあるTSRに比べ、かなり低い運賃を持続的に提示することが難しい。

TCRの抱えるこうした短所を取り除くため、中国側は次のような改善策を示している。

- ① TCRの抱える最大の弱点であるTSRとの鉄道軌道幅の違いを克服するため、中国と旧ソ連の国境地域に車両交換などの積替施設を設置する。
- ② TCRは貨物追跡の情報を提供するためのコンピュータ・システムの導入や、コンピュータによる貨車の速度調節、貨物の安全維持など、運送サービスを改善するため多様な方法を講究する。

こうして、TCRの抱える短所がある程度改善されれば、TCRはTSRよりも運送距離が短く、かつ気候条件も良い。しかも、海上ルートに比べて運送時間や運賃などの面で競争力を有する。TCRの運送活動が本格化すれば、極東と欧州を結ぶ新たな複合一貫運送システムが台頭することになるであろう。

長期的に見て、TCRは東アジアの地域経済圏と欧州の単一市場を結ぶコンテナ運送経路としての役割が増大し、TSRとの相互競争的、或いは相互補完的な関係へと発展していくものと見られる。

5. 21世紀に備えた新たな海陸輸送網の提案

以上、TSRとTCRの発展過程と運営形態を述べ、海上運送と比較しながらTSR及びTCRの長・短所を検証したわけであるが、本節では前節の研究結果をもとに東北アジア地域の経済協力を増大させるため、21世紀に備えた一つの海陸輸送網を提示してみたい。

現在、南・北韓間の断絶された鉄道が連結されれば、韓半島を縦断する鉄道とTSRやTCRとを繋ぐ新たな輸送網を通じて、京仁・首都圏から起終点にあるコンテナを欧州に輸送することができる。この輸送網を韓国通過鉄道(Trans-Korean Railway:TKR)と呼ぶ。

TKRの経済的な妥当性や実行可能性についての検討は本研究の範囲を越えたものであり、今後の研究課題とするが、本節では21世紀に備えたTKR輸送網の概念拡大に関する提案を試みたい。

TKR輸送網実現の可能性については南・北韓間の政治、経済、文化交流などの成果に掛かっているといえよう。第7次経済開発五ヵ年計画や第3次国土総合開発計画を通じて南・北韓に断絶された鉄道を繋ぎ、単にTSRやTCRに連結するといった構想は修正・補完しなければならない。なぜなら、シベリアと異なり韓半島の南北(縦)は東西(横)よりも距離が長く、21世紀には釜山港と光陽港がコンテナ港湾になるためである。そのため、TKRの概念を単なる南・北韓間の鉄道連結でなく、連結された鉄道を韓半島の南端まで拡大し、韓・日間の海底トンネルを通じて韓半島の横断鉄道と加徳島の新港湾、さらには日本の福岡コンテナ港や神戸港をはじめとする主要地域とを結ぶ輸送網にまで拡大しなければならない。こうした輸送網を、Trans-Asia Railway(TAR)とし、TAR輸送網に期待できる効果は、英・仏間のドーバー(Dover)海峡海底トンネル建設の経験から導き出すことができる。

TARが活性化すれば、韓半島は東北アジア地域において東アジアと欧州を結ぶコンテナ物流ばかりでなく、総合物流の観点からしてその中心になると予想される「付録：(図-3)21世紀・東北アジア地域の海陸輸送網を参照」。

6. 結 び

歴史的に見ると、旧韓末の1889年、ロシアはウラジオストクを開港するや、韓半島とロシアの間で海上貨物を輸送するためウラジオストク～釜山～上海の定期航路を開設した。1892年の1年間に釜山港にはソ連の定期船が18回にわたって入港している。

韓・ソ航路や韓・中航路の開設によって、釜山港は北方経済交流の増大と北方政策を支える主要な中心地としての役割を担うようになった。結論的にいえば、釜山港は北太平洋航路と欧州航路の中間に位置する国際的な港であり、極東ロシア、中国大陸、日本などの地域を結ぶ中心港であると同時に、環太平洋地域における物流の中心地となる条件を備えている。ロシアと中国はこうした点を認め、韓・ロ間、韓・中間の定期船を釜山港に就航させている。また、日

本は新潟を環東海（日本海）経済圏と北米西海岸を結ぶ物流の中心港湾とするため、不断の努力を傾けており、福岡港もまた21世紀に備えたコンテナ埠頭を建設している。

現在の政治的・経済的な状況は植民地覇権を追求した旧韓末のそれとは異なるが、ロシア海運、例えば極東海運会社や最近のロシア極東地域に出現した海運私企業が、極東における経済的な覇権のため、韓国の釜山港を中間拠点に東南アジアや日本航路、さらには北米航路への進出を図っていることが本研究で明らかになった。東南アジア地域までのロシア海運勢力の拡張は、ロシアと台湾間の貿易代表部設立によって一層加速化されるものと見られる。

シベリア鉄道の開通によってロシア義勇艦隊のオデッサ～ウラジオストク航路が閉鎖された。こうした歴史的事実は、釜山～欧州航路が価格競争やサービスなどの面で、シベリア横断鉄道（釜山港～ポストチニ～シベリア鉄道の連結輸送体系）よりも優っていなければ、釜山～欧州航路における釜山の国際港として機能は以前に比べ相対的に衰退するものと思われる。

東北アジア地域における経済協力の増大に伴い、韓・中・日・ソ航路や南・北韓航路など、いわゆる沿近海航路が発達すれば、東北アジア地域内において釜山港の積替港としての機能増大が予想される。

韓・中・ロ間の貿易協定及び投資保護協定の締結によって経済交流が増大し、それに伴って海上物流量の増大が促進され、東北アジア地域における船舶量は増加するであろう。また、これは東北アジア地域内において、人的・文化的・物的交流の増大を招来する定期旅客航路の発達を促進する原因ともなりうる。こうした全ての状況は東北アジア地域の海陸輸送網の開発や発展を加速化させる動因となるであろう。近い将来、ウラジオストク港と釜山港の間に定期旅客航路が開設されることが予想され、豆満江地域の開発が進み、南・北韓間の関係改善が達成されれば、その定期旅客航路に琿春や元山を加え、上海まで延長することで、旧韓末にロシア義勇艦隊によって開設された韓国航路と同じような航路が開設されるものと展望できる。

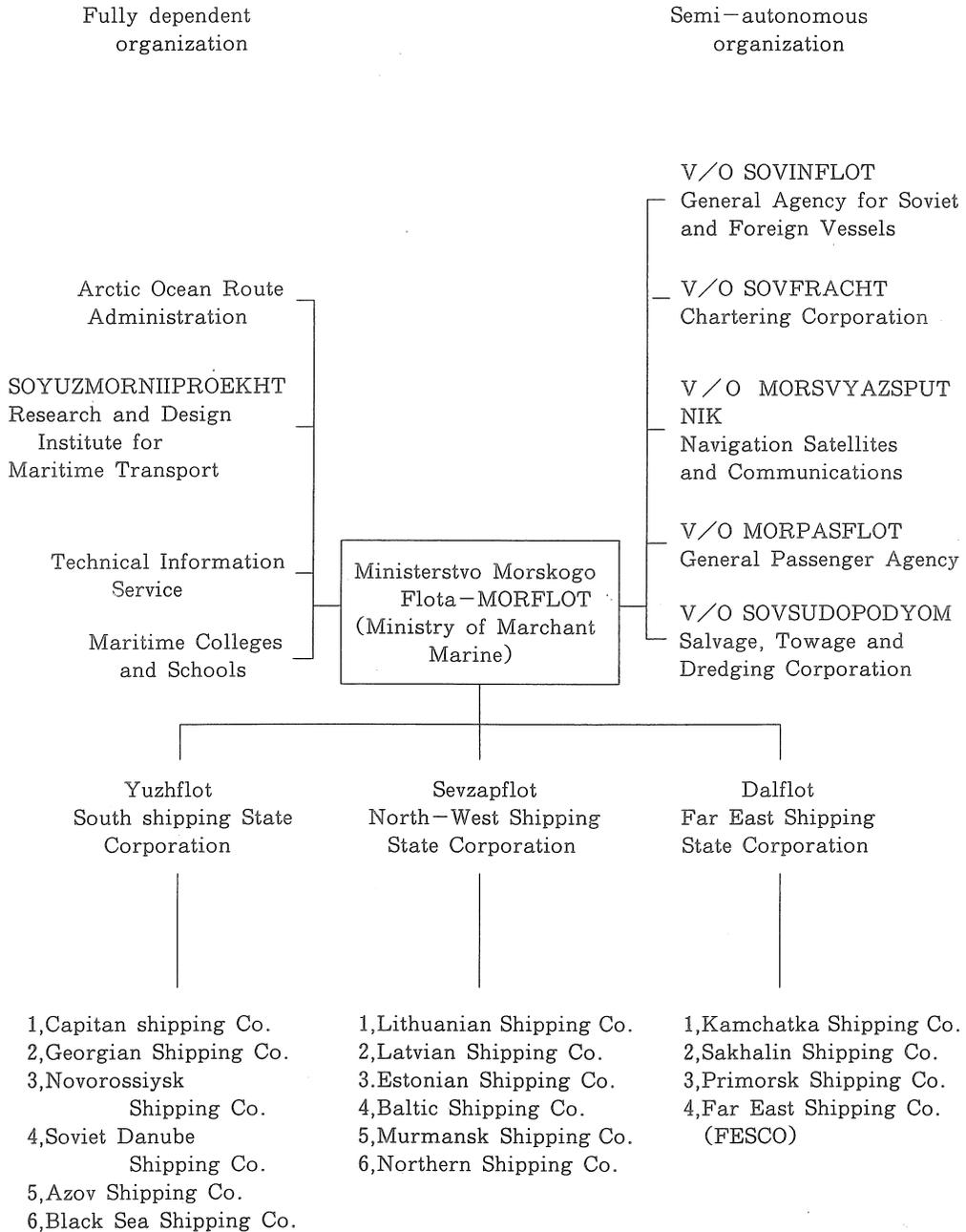
参考文献

- 朴容燮、李太雨、金在棒、“韓・中・ソ海上交通政策の比較研究：北方経済交流に臨む海上運送増大方策を中心に”、省谷論叢、第23輯、1992, pp.199-275.
- 孫兌鉉、“旧韓末極東における露国海運企業に関する研究”、韓国海洋大学論文集、第12輯、1977.
- 玉睿鐘、“中国大陸横断(TCR)を利用したコンテナサービスに関する研究”、貿易学会誌、第16巻、1991, pp.125-186.
- KMI, 大陸横断鉄道運送と定期船社の対応戦略、1991.
- KMI, ソ連海運産業の現況と展望、1989.
- 李太雨、“ペレストロイカとソ連海運の政策変化”、韓国海事新聞、1990.12.

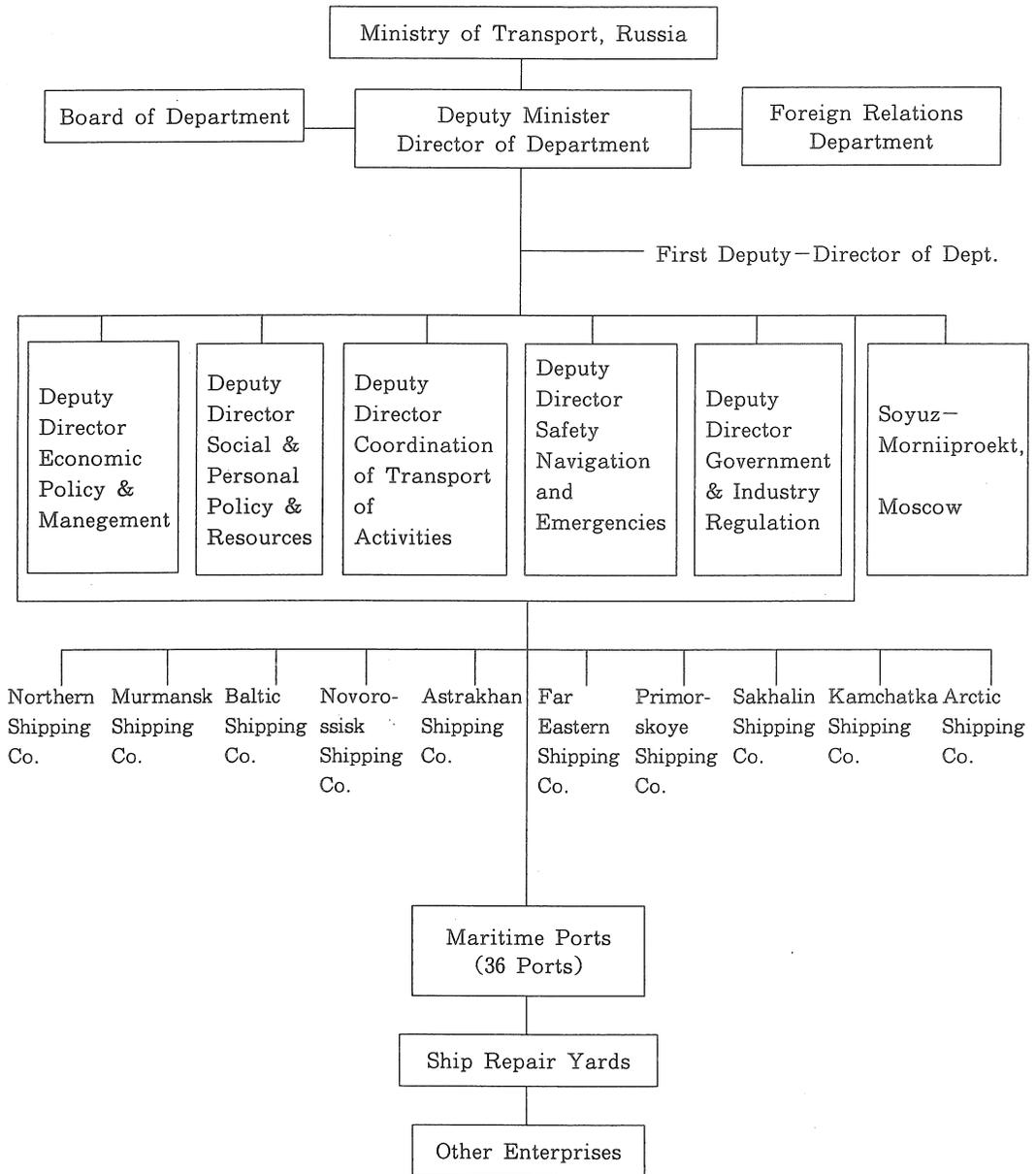
- 李太雨、 “市場経済制度導入に伴う東欧海運国家の海運政策変化”、韓国航海学会、春季学術発表大会、海軍士官学校、1991.
- 李太雨、 “北方交易と沿岸海運の発展”、発展とシステム、釜山発展システム研究院報、第4号、1992,pp.15-18.
- 李太雨、 “21世紀に向かう韓・中・ロ間の海陸輸送網開発に関する研究”、韓国海運学会誌、第16号、1993,pp.81-132.
- S. Bergstrand and R. Doganis, *The Impact of Soviet, Shipping* London : Allen & Unwin, 1987.
- M. Bornstein, *Comparative Economic System*, London : Praeger Publishers, 1975.
- E. Hewett, *Reforming the Soviet Economy*, Wasington, D.C. : the Brookings Institution, 1988.
- Tae-Woo Lee, “Turning Point of Korean Shipping Policy”, The First General Meeting of the International Association of Maritime Economists in Lyons, France, on 3rd July, 1992.
- Tae-Woo Lee, “A Study on the Emergence of Private Shipping Enterprises in Far East Russia and their Impact on Korean Shortsea Shipping”,韓国航海学会誌、第16巻、第3号、1992.
- Tae-Woo Lee, “Rearrangement of the Functions of Port of Pusan for Increasing its Efficiency : From the Viewpoint of Development Strategy”, 9th Conference of Port Logistics in Alexandria, Egypt, 10-12 January, 1993.

< 付 録 >

(図-1) ソ連邦解体前の海運組織図

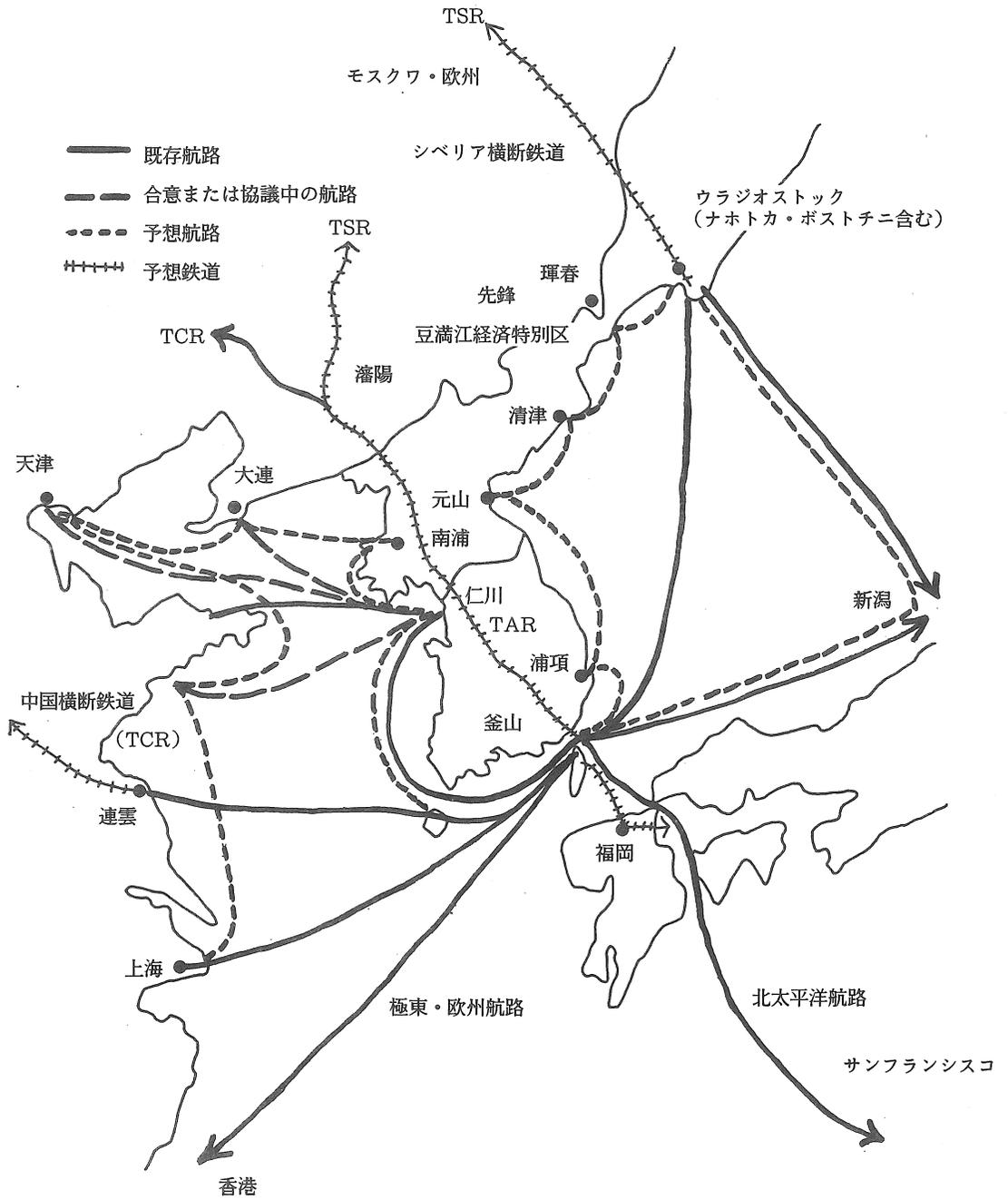


(図-2) ロシア政府海運関連部署の新組織図



注：1992年7月、筆者がロシアの交通部海運局の職員からロシア語で作成された組織図を入手。その組織図は上記の組織図上に記載されたソ連国家海運開発研究院(SOYUZMORNIPROEKT)に勤務するセレブリアコフ(Vitali Serebriakov)氏によって英語に翻訳された。

(図-3) 21世紀・東北アジア地域の海陸輸送網



改革開放下の中国地域経済発展と郷鎮企業 —江蘇モデルと広東モデルの検討—

山口大経済学部講師

陳 建平

三大経済ブロックと郷鎮企業

中国経済の地域構造は、その発展の不均衡さとそれぞれの地域の経済的特徴から、東、中、西の三大ブロックに分けることができます。東部、すなわち沿海地域には、北から、遼寧、天津、北京、河北、山東、江蘇、上海、浙江、福建、広東、広西そして海南の12の省・市・自治区が含まれます。この地域は従来から中国の工業、特に軽工業の集中する地域で、また近年の改革開放の恩恵を最も多く浴している地域でもあり、五つの経済特区や14の沿海開放都市もすべてここに位置しており、経済的に最も発達した地域です。中部は北から黒竜江、吉林、内モンゴ、山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南の9省・自治区をさし、比較的資源に恵まれ、重工業もかなり集中しています。西部は陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、四川、貴州、雲南、西藏の9省・自治区を含み、たいへん資源に恵まれており、面積も非常に広いが、人口が少なく、重慶、成都、西安、蘭州などいくつかの経済中心都市があるほかは、大部分が未開発の地域です。もちろんそれぞれの地域のなかでも、発展の程度の差はあるが、この三大地域間の格差のほうがより顕著なように思われます。表1はこれら三大ブロックについて一人当たりのGNPと国民所得を比較したものです。表からうかがえるように、この三大ブロックの間に、特に東部と中、西部との間に大きな差があります。

東部がこのように発展できたのは、無論様々な理由をあげることができます。特に従来からこの地域に産業が集中したこと、すなわちそれだけ政策的な投資の累積があったことを過小に評価されるべきではないでしょうし、いまさらいうまでもなく、対外開放の恩恵を真っ先にかつより多く受けたこともあげられます。なかでも、多くの研究が示すように、郷鎮企業がこの地域の経済発展に重要な役割を果たした、と私は考えます。

郷鎮企業が地域経済発展に果たした役割は、まず、農村社会総生産における比重の増大に見られるように、地域経済構造を変化させることがあげられます。それから、農村余剰労働力のかなりの部分を吸収し、農民の所得増加に寄与したこと、農業発展に必要な資金を提供したこと、財政収入の増加に貢献したことなどが想起されます。

表1 三大ブロックの比較 1990年

		一人当たり GNP	一人当たり 国民所得	人口 (万人)
東 部 地 帯	遼寧	2445.25	1986.31	3945.97
	天京	3539.39	2915.06	878.54
	北東	4627.98	3391.59	1081.94
	河山	1370.17	1149.91	6108.28
	山東	1578.28	1355.59	8439.21
	江蘇	1962.25	1696.95	6705.68
	上海	5581.44	4626.18	1334.19
	浙江	2019.23	1753.05	4144.60
	福建	1550.30	1293.82	3004.83
	広東	2342.59	1802.03	6282.97
広西	929.89	795.31	4224.49	
海南	1448.74	1173.82	655.81	
	合計	1980.14	1638.43	3900.54
中 部 地 帯	黒龍江	1865.18	1601.95	3521.59
	吉林	1597.34	1366.23	2465.98
	山西北	1384.76	1098.48	2875.88
	内蒙	1335.82	1087.69	2145.65
	安徽	1079.62	924.07	5618.10
	江西南	1106.20	938.82	3771.02
	河南北	1047.23	881.24	8553.42
	湖南北	1468.47	1225.35	5397.05
	湖北	1158.36	974.94	6065.80
		平均	1274.35	1071.40
西 部 地 帯	四川	1070.27	906.55	10721.83
	雲南	1071.04	953.19	3697.26
	貴州	785.74	647.86	3239.11
	西蔵	1113.39	854.28	219.60
	陝西	1139.98	921.32	3288.23
	甘肅	1048.18	926.55	2237.11
	青海	1488.45	1108.59	445.70
	寧夏	1312.45	1017.96	465.54
	新疆	1661.82	1352.19	1515.69
	平均	1088.32	915.60	2870.00

資料出処：「中国統計年鑑」1992年版。

では、郷鎮企業とは一体なにか？ これは、一般的に農村の基礎行政組織である郷・村が経営する企業に加えて、農民が共同で経営する企業や農民が単独で経営する企業などを合わせたものをさす言葉と考えていいでしょう。その業種も製造業に限らず、建築、運輸、商業などと広い。この「郷鎮企業」という言葉がでてくるのは1984年以降を待たねばなりません、その実体はもっと早い段階から存在していました。大躍進の名残りで、人民公社時代に社隊企業というものが各地につくられ、文革後期になると、これは地域にもよりますが、かなり整ってくるようになりま

した。改革開放後は、農村での請負責任制の実施によって、余剰労働力が発生し、郷鎮企業に豊富で廉価な労働力が提供され、また農産物の政府買い付け価格の大幅な引き上げによって、郷鎮企業の発展に必要な資金を作り出すきっかけを与えられただけでなく、農村における消費の需要が喚起され、郷鎮企業の発展に必要な市場が作り出されました。さらに1984年に、郷鎮企業に対する税収の減免権が県レベルにおろされ、郷鎮企業に対する融資条件もかなり緩和されるなど、郷鎮企業の発展に必要な条件が整ったことをきっかけに、郷鎮企業が飛躍的に大きく成長することが出来ました。もちろん、根本的に郷鎮企業が今日のような発展をなし得たのは、国営企業と違って、徹底した市場志向であり、損益自己責任＝ハードな予算制約のもとで経営を行ってきたためといわねばなりません。

表2 東、中、西部の郷鎮企業比較（1990）

	総生産高 (億元)	従業員数 (万人)	一人当たり 生産高(元)	企業数	一社当たり 生産高(元)
東 部	6326.58	4792.02	13202.32	7578048	83485.6
中 部	2359.61	3039.71	7762.62	7293222	32353.5
西 部	894.92	1433.02	6244.99	3863127	23165.7

資料出処：「中国農業年鑑」1991年版。

表2は郷鎮企業についての三大ブロックの比較を試みるものですが、ここでは、東部と中、西部との差がさらに開いているように思われます。三大ブロックのGNP比は、西部を1とした場合に、東、中、西の比は1.79：1.17：1で、国民所得の場合もそれとほぼ同じ1.82：1.17：1となっています。郷鎮企業の従業員一人当たりの生産額で比較した場合、その比率は2.11：1.24：1というふうに広がっており、さらに郷鎮企業一社あたりの生産額でみると、その比率が3.6：1.4：1と、ますます広がっていることがうかがえます。このように三大ブロックの間に大きな格差が存在し、そのなかで、東部沿海地域が特に抜き立てられていることがわかっていただけるかと思えます。1993年2月2日の「農民日報」の報道によると、農業部が、農業人口一人当たり郷鎮企業生産高、郷鎮工業生産高、郷村企業生産高、郷村工業生産高、農村全労働力に占める郷鎮企業従業員の比重及び農村社会総生産に占める郷鎮企業生産高という六つの指標を基準に、各省の郷鎮企業の総合ランクを確定しました。それによりますと、上位グループは上海100点、北京99点、天津98点、江蘇89点、遼寧88点、浙江87点、山東86点、広東84点となっておりまして、三つの直轄市を除けば、これがそのまま一人当たり国民所得の上位各省に当たります。このことはすなわち、地域経済の発展と郷鎮企業の発展が密接にかかわっていることを意味します。

内発的モデルと外向的モデル

ということで、今回の私の報告も主に東部沿海地域に限定することにし、その中でも江蘇省と広東省を中心に報告を進めることにします。

表3 江蘇省と広東省の比較（1991年）

	G N P			国 民 所 得			社 会 総 生 産		
	額	順 位	率	額	順 位	率	額	順 位	率
江 蘇 省	1452.57	3	7.9	1249.24	3	7.6	4266.08	1	11.4
広 東 省	1780.56	1	17.3	1380.41	1	18.5	3890.09	2	22.3

資料出処：「中国統計年鑑」1992年版。

この両地域は、ともに高度成長を続けている経済先進地域で（表3を参照）、いずれも大きな経済圏の重要な一部をなしています。この大きな経済圏というのは、すなわち、上海を中心とする華中経済圏（あるいは長江下流経済圏ともいうが）と香港を中心とする華南経済圏のことです。それと、この二つの地域は、対照的な初期条件にあって、異なった発展の仕方をしてきたようにも思われます。江蘇省の場合、改革開放前から、すでに一定の産業基盤が整っており、周辺に上海という中心都市が存在していることなどの点を見ても、非常に恵まれた環境にあるといっても過言ではありません。実際、江蘇省は、この条件をうまく利用して、改革に遅れて沈みゆく上海を尻目に、着々と成長してきたわけです。一方広東省の場合は、改革開放前は、いわば対台湾の前線地域に当たり、産業基盤がなく、域外にある香港を除いて、まわりに中心都市と呼べるようなところもありませんでした。したがって、広東省が今日のような成長が出来たのも、まったくもって対外開放政策と、中国でいう地域傾斜政策のおかげだといわなければなりません。

このように、この両地域はそれぞれ国内要因、国外要因により異なった道を歩んできたので、分かりやすくするために、私はあえて江蘇省を内発的発展モデル、広東省を外向型発展モデルというふう呼びます。これについては、異論があると思いますが、少なくとも発展の初期段階では、こう呼ぶに相応しい状況にあったのではないかというのが私の見方です。すなわち、相互排他的といわないまでも、異なる二つの発展の道、方向をこの二つの地域がそれぞれ代表しているように思います。

郷鎮企業の発展の仕方は、江蘇省と広東省ではかなり異なっていたようです。江蘇省の場合は、「蘇南モデル」という言葉に代表されるような、郷、村政府所有の集団所有企業を中心に、国営企業の下請けや、地元の需要に応える形で、大企業の間隙をぬって、主に国内市場とつながって成長してきたのに対して、広東省の場合は、「珠江モデル」に代表されるように、郷鎮企業は、海外、主に香港などからの委託加工によって、すなわち海外市場とのつながりでスタートしたのです。改革開放の初期では、外資による直接投資はそれほど多くなく、そのかわり、「三来一補」などの委託加工が広東省の外資利用の主な形式でした。1979年から1986年までの間に、広東省の郷鎮企業と海外投資家との間に実施された委託加工契約数は3万1千を超え、導入した機械設備が31万6千セットに及びます。こうした初期段階での差が、今日でも変わっていないように思われます。1991年の実際外資利用額のうち、委託加工による設備提供やリースによる設備の提供は

約3億ドルありますが、その内の1億8千万ドルが香港・マカオ・台湾によるものです。一方投資先を見てみると、広東が1億2千万ドルと圧倒的に多いです。それらに比べて江蘇は、わずか690万ドルにすぎません。（中国統計年鑑1992）

一方、郷鎮企業と経済圏のかかわり方についても、両者の間に興味深い相違がみられます。広東省の場合、香港資本との間の委託加工契約によって、郷鎮企業が力をつけてきたことはさきに述べたとおりですが、香港資本にしても、この委託加工を通じて広東の郷鎮企業を育てることによって、プラザ合意以降の生産基地のシフトに対応することが出来たわけですから。いままでは、委託加工から、徐々に投資形式を直接投資に変えてきて、香港と広東省の結びつきが一層緊密になりました。こうした流れから今日の華南経済圏が誕生したことは、言をまたないところでしょう。江蘇省の場合は、従来からある上海との間に強い結びつきが存在し、それを技術、資金、市場などの面で十分に活用したからこそ、ここまで大きく成長できたわけですから。表4は上海からみたモノの流れなんですけど、やはり江蘇省がトップになっており、それに次ぐのが同じく上海の近隣の浙江省です。この江蘇省のほうが今や上海にかわって、GNPや財政上納額などでトップにたつようになってきており、上海と競争するようになってきたわけですが、ちょうど広東省と逆の現象ですね。この逆転はすべて郷鎮企業によるというわけではないが、かなりの部分では郷鎮企業に負っているのではないのでしょうか。1990年と1980年とを比較した場合、江蘇省の社会総生産高が約4.42倍増加したのに対して、郷鎮工業の総生産高は10.45倍も増加し、社会総生産高に占める比重も、15.59%から32.95%に上昇しました。同様に工業総生産に占める比重も、23.37%から45.29%に上りました。（「農業経済問題」93.2、「探究江蘇郷鎮企業的新跨越」顧松年）

表4 上海から見た主な商品移出入先（1984年）

移出（10億元以上）			移入		
省名	金額	比重	省名	金額	比重
江蘇	111.8	20.4	江蘇	87.6	19.0
浙江	64.1	11.7	浙江	47.0	10.2
安徽	35.4	6.4	安徽	25.8	5.6
山東	30.3	5.5	山東	2.02	4.4
江西	23.2	4.2	遼寧	17.9	3.9
広東	23.0	4.2	四川	13.2	2.9
福建	22.2	4.0	広東	12.8	2.8
湖北	20.7	3.8	江西	10.8	2.3
河南	19.1	3.5	山西	9.2	2.0
四川	18.4	3.4	黒龍江	9.2	2.0
遼寧	15.6	2.8	湖北	9.0	2.0
その他	162.5	30.1	合計	197.3	42.9
合計	549.0	100.0	合計	460.0	100.0

「上海経済1983-1985」P67により算出。

このように、郷鎮企業は地域経済の発展に重要な役割を果たしてきたし、地域経済圏の形成にも、一役を買っています。今回は、江蘇省と広東省を取り上げたが、無論そのほかにも、たとえば遼寧型、山東型、浙江型などのモデルがあるはずで。あるいは、同じ省のなかでもところによっては、発展の仕方が異なるのも十分考えられます。共通点としていえることは、この郷鎮企業が地域の振興と密接にかかわっていることです。

郷鎮企業の課題

郷鎮企業がさらに発展するためには、自分自身の持っている課題といえますか、問題点を克服していかなくはなりません。それには、経済効率の問題、環境に対する影響、資金、技術、人材面での先天的弱さ、等々たくさんあげられますが、ここでは、私は一つだけ、郷鎮企業と地方政府との関係をいかにして断ち切るかを課題としてあげたいと思います。

先ほども言ったように、郷鎮企業の中で、中心的存在となっているのは、郷、村所有の企業でした。これは江蘇省、広東省に共通していえることの一つです。郷鎮企業の歴史を考えてみればわかると思いますが、立ち上がる初期段階では、いかに市場志向の郷鎮企業といえども、資金、技術、情報、経営ノウハウ、人材など多くの経済資源が欠乏し、まともに市場も育てない段階では、最大限に利用可能な資源を活用し、かつまた、できるだけ合理的に配置することができるのは、地方政府をおいてほかになかったと思われる。加えて長年続いた従来のシステムのために、地元の優秀な人材はほとんど地方政府のもとにかき集められました。したがって、地方政府が郷鎮企業を所有するだけでなく、直接経営にかかわっているのも、ごく自然なことのようと思われる。これが江蘇省においては、「蘇南モデル」として現れ、広東省においては、郷政府が次々と企業をつくり、郷政府はあたかも持ち株会社よろしく振る舞うような、郷営企業集団でも名付けられるような現象がみられることの説明になるのではないかと思います。

ただ、初期段階ならいざ知らず、郷鎮企業が大きく発展を遂げた今日においても、なおかつ、下級地方政府が企業の経営に直接かかわるのをみていると、国営企業の二の舞になりやしないかと危惧するのがあながち根拠がないことでもありません。そうなれば、郷鎮企業が単なる下級地方政府の財政収入源になりさがり、その活力も奪われてしまいます。国営企業でさえ、行政との関係を見直し、改めていくことを決めた今日、郷鎮企業が今の状況から脱出しないと、競争に負けることは十分予想されます。よりいっそう発展するためには、郷鎮政府との関係をきちんと精算しなければならないでしょう。

後進地域における郷鎮企業の発展モデル

中国政府は1990年代の発展戦略の一環として全国を七つの大経済区に分割し、区間協力を軸に改革・開放の加速、国内・国際市場の開拓を推し進める方針を固めた。七大経済区は、(1)上海浦

東地区を柱とした長江（揚子江）沿岸地区、(2)珠江デルタ地区、(3)北京、天津、河北、山東、遼寧の環渤海地区、(4)西南・華南地区、(5)西北地区、(6)中原地区、(7)東北地区となっています。この七大経済区構想と、さきに述べた三大経済地帯と比較すると、(1)の長江沿岸地区構想は東、中、西を横断しており、関係地域の活性化と格差縮小に寄与できることが予想される以外は、従来の三大ブロックの内部を細分化しただけのようにも思われます。

そこでまた最初のほうに戻りますが、中、西部が東部沿海地域同様に経済発展を目指していくなら、この郷鎮企業の発展が不可欠なわけですが、江蘇型と広東型とどちらを選択すべきなのかは、それぞれの基礎条件などによって大きく違ってくるでしょう。しかし、内陸の各省にとって、広東省の香港に当たる資金、技術、市場、経営ノウハウを提供してくれる海外のパートナーはそうたくさんあるものではないと思われます。そうすると、国内でパートナーを見つけるか、地元産業の要請に応え、地域内の需要を満たすような発展の仕方が選択されるでしょう。そういう意味では、江蘇省の経験は参考として、より大きな価値があるのではないかと思います。

（本稿はさる1993年7月31日に開かれた東アジア学会での報告に、若干の字句の訂正を施したものです。当日の報告者の不手際で参加者の方々にご不便をおかけしましたことをたいへん心苦しく思い、事務局に本稿の掲載をお願いした次第です。）

東アジア地域経済圏の諸相

— ロシアと日本海（東海）沿岸府県の取り組みを中心に —

（1994年1月末脱稿）

敦賀女子短期大学教授 恩田 久雄

はじめに

本稿は東アジア学会第3回大会（'93.7.30-31、久留米大学）における掲題報告を骨子として、'93年末までの状況変化も視野に入れて考察した。

同大会では、韓国・中国・日本の研究者が報告・討議されたが、ロシアからの参加はなく、また、本経済圏構想の拠点地域である北陸地方からの参加者は筆者のみであったことから、報告はロシアと北陸地方を中心とする日本海沿岸府県の動きに絞って行った。

I. ロシアの現状

'93年も引き続いたロシア激動の中で、政治多元・経済無元の基本的流れはさらに強まっている。

政治的には、エリツィン大統領の超法規的強行措置による人民代議員大会（最高会議）解散と武力制圧により、副大統領ルツコイ、最高会議議長ハズブラトフ等の政敵を一掃して、大統領権限を著しく強化した新憲法採択に成功（'93.12.12、国民投票）した点では、“ロシアの主人”を目指しているエリツィンの意図はある程度実現しつつあるかの如くである。しかし、新ロシア連邦議会（上院-連邦会議、下院-国会議）の選挙結果は、その意図に反して旧来の改革派・中間派・保守派（特に共産党・農民党は地方で優勢）の他に、極右超保守民族派と自他共に認めるロシア自民党の大躍進を許し、共産党・農民党を加えた反大統領勢力の新議会の優勢を動かないものとしている。各派の掲げる政治目標と価値の多元化に拍車がかかったと認めざるを得ない。同自民党の支持層は、軍の大部分と生活貧困者であることが判明するにつれて、エリツィンはそれぞれの対応策を始めた如くである。“ロシア軍の全指揮権をグラチョフ国防相から奪い、大統領直接指揮に移す軍事機構の大手術決行の動き”が伝えられた。（注1）

しかし、軍の大勢がエリツィン離れ、ジリノフスキー自民党党首支持を明確にしたのであれば、うかつな手段にできれば軍の反エリツィンクーデターを誘発しかねない状況もでてきよう。

貧困層に対しては、「年金の大幅引き上げを含む救済措置を拡充する」、「国民は政府の仕事に満足しておらず、我慢も限界に近づいてきた。」などと発言して、インフレ抑制型経済政策から社会保障重視に修正する意向を示し、ガイダル第一副首相等の急進改革派路線を批判した。

(注2)

大統領支持政党の敗北、のび悩みの責任をとらせて、かなりの数の側近を選挙直後に解任しており、エリツィン自身のショックと専断を物語っている。解任された側の大統領批判も出ており、ゴルシコ元保安相は、大統領令による保安省（旧KGB）の廃止と新たな防諜機関の創設について、「ロシアの安全保障を弱体化させる」として大統領を批判している。同氏はその新設防諜機関の長官に任命された立場にあるのに、である。（注3）

一方、ロシアの民営化証券市場とルーブル対ドル相場も悲観的反応を示した。民営化証券は、かねて軍民転換を中止ないし縮小し、武器輸出を強化すべしと発言しているジリノフスキーが、その持論を改めて披露した'93年12月14日に、一日で16%もの下落をして約2万ルーブルとなった。

さらに、ルーブルの対ドル相場は、ガイダル、フォードロフの急進改革派が改革路線の後退に抗議して'94年1月の組閣で閣外に去ったことを受け、1月19日、ついに1ドル1,607ルーブルをつけ、'94年初頭から29%の下落となった。近日中に1ドル2,000ルーブルになるとの見方すら出ている。（注4）

米務省は、タルボット旧ソ連問題全権大使（'94.1.31.国務副長官に就任予定）が、「エリツィン大統領だけでなく、広範な民主改革勢力を支援してゆく」と言明して“エリツィン一辺倒の対ロ支援政策見直し”を公にした。（注5）

最大の懸念は、“エリツィン式独裁”の言葉を国民の間に生んでいるその強引な専制的手法と、ジリノフスキーの超過激志向が軍と地方の取り込みを狙って衝突し、ロシア全土に分裂と内戦を拓けることである。

連邦内共和国・地方・州・自治州などの地方自治体の多くはかねてから主権要求をしていたが、新憲法で退けられたことから反エリツィン感情が高まり、共産党・農民党の保守派伸張を支えている。

'94年1月の新連邦議会開会後は、各派の合従連衡が激化する中で、エリツィンが専制を行おうとすればする程民心は離れて、“たそがれ斜陽の時”を迎える確率が高い。（注6）

ロシア経済は依然として、“Wild Capitalism”の段階（注7）を這っており、危機離脱・上昇の時期は見当がつかない。

'92年1月のガイダルの物価自由化政策に端を発したハイパーインフレは、'92年2,600%、'93年約1,000%（未確認）の高率となり、'94年に入っても終息を示す資料・情報は見当たらない。

生産低下は、'91-'93年に15-20%/年と進み、ロシア労働省ハレウィンスキー次官は、「ロシアの推定失業者数は2,000万人以上（失業率23%）」と語った。（注8）

一方、同時期には、ショーヒン副首相の、「失業者数は600万-700万人程度」との言明もあ

る。(注8)

ロシア要人の発言内容がしばしば大幅に食い違っていて、信頼のおける資料に乏しい事態は一向に改善されていない。

民営化：'93年6月1日までに全ロシアで68,000企業が民営化され、その内22,000企業は'93年に入ってから民営化された。部門別内訳は、商業・外食・生活サービス（小・極小規模）が69%、建材工業・農業が2%、軽工業・建設が8-9%。大企業（通常は連邦所有）の民営化も始まり、民営化物件数に占める大企業の割合は'92年の7%から'93年は15%に高まったとされている。

住宅の私有化は'93年上期に350万戸が私有化され、これを含めた私有化住宅総数は'93年7月現在で630万戸（住宅総数の19%）となった。(注9)

地下経済と経済マフィア：

旧ソ連時代から有力であった地下経済は、ますます活発化しており、時に暴力をふるってそれを実行する経済マフィアは、数千ないし数万あり、GDPの30-40%を取り扱っている、と見られている。「経済マフィアとは誰のことか？」との筆者の質問に、某地方行政高官は、「商品取引所・闇市場などを足場に荒稼ぎをしている新ビジネスマンとか新企業人とか自称する連中」と答えた。

同じ質問に某商品取引所所長は、「中央・地方の公的機関で表の顔は官僚、裏の顔はマフィアと使いわけている連中」と憤慨した。(注10)

寺谷弘一・青山学院大学教授はこう解説する－「旧ソ連の闇経済・組織犯罪の担い手は、レケットと呼ばれるマフィア組織であり、構成員をレケッチールという。旧ソ連には約3,500の組織犯罪グループがあり、物資流通を扱うインフラ・レケット、売春を牛耳る売春レケット、麻薬を扱う麻薬レケットが急増している。近代的レケットの他にやくざも存在し、ブラッナイと呼ばれる。地下経済はGNP全体の30%以上を占める。」(注11)

エリツィンとルツコイは'93年2月12-13日、クレムリンにおける“全ロシア犯罪汚職対策会議”でそれぞれ次の様に述べている。

エリツィン－「今や犯罪は個人や国家全体を危機にさらすほど規模はふくれ上がって、汚職はロシア国家機構をすっかりむしばんでいる。」

ルツコイ－「'92年に捜索された犯罪組織の半分は当局と結びついている。ロシアが稼いだ外貨収入の四分の一は国外に流出している。」

この海外逃避外貨（Capital flight）の総額は、およそ200億ドルに達する、とロシア支援対策づくりの任に当たっているIMFや世銀の当局者がしばしば言明している。(注12)

アメリカの捜査エキスパート、ジュール・クロール氏とそのスタッフ15名は、モスクワ政府に雇われて、旧ソ連から不法に持ち出された巨額のハード・カレンシーの行方を探している。

国有企業により不法に国外送金された利益、ロシアの役人に海外の企業が支払った賄賂、旧ソ連共産党が海外に移した公的資金、の三つのタイプの海外逃避外貨を調べている。これらの隠匿金は、西側の旧ソ連各国になされる援助より多額になるかもしれない、とジュール・クロー氏は予測している。(注13)

捜査結果は不詳であるが、一方でロシアの貿易関係代金の決済に、この海外逃避外貨と見られる第三国銀行その他からの現金送金が時として利用されていることは周知の事実である。ロシアから非合法的に海外逃避した資金も、その一部は輸入前渡金その他の貿易代金に充当されて実体経済の改善に貢献し、クリーニングされている、と見られる。

II. 旧ソ連のカントリーリスクの増大とロシアの対外貿易

『カントリーリスク情報』誌(日本公社債研究所発行)は、世界100カ国のカントリーリスクを、政治・社会の安定度に関する3項目、経済の安定性と成長のポテンシャルに関する5項目、対外関係の安定性と支払能力に関する6項目、総合評価1項目のそれぞれにつき、年間2回格付けを行い、公表している。

同誌最近号('93.9.13 No.293)(注14)による旧ソ連の総合評価(債務返済、投資の回収が不能になるようなリスクの程度)と対外支払能力の2項目の'89年1月から'93年7月(最近調査、発表は9月)までの10回に亘る評点の推移は下記の通りである。尚、同誌は旧ソ連のロシア・ウクライナなど各国別の評価は未だ行っておらず、近く行われるものと期待したい。

旧ソ連のカントリーリスク('89.1-'93.7)

	'89.1	'89.7	'90.1	'90.7	'91.1	'91.7	'92.1	'92.7	'93.1	'93.7
対外支払能力	8.0	7.6	7.0	5.1	4.0	3.4	2.4	2.1	2.2	2.3
総合評価	8.1	7.9	7.1	6.0	4.6	4.0	3.4	3.1	3.1	3.1

同誌の評価は、日本の14の専門家集団(銀行・商社・新聞社・調査機関・メーカー)が行い、その評点は10.0=最高点、2.0=最低点としている。また9.0以上をAゾーン、7.0以上をBゾーン、5.0以上をCゾーン、3.0以上をDゾーン、2.9以下をDゾーンに格付分類し、国別リスク度を簡明に表示している。

ちなみに同誌最近号(No.293)で総合評価10.0はカナダ・ドイツ・米国であり、2.0の最低評価は北朝鮮・旧ユーゴスラビア・イラク・ミャンマー・アフガニスタン・スーダンなどの計13カ国である。

旧ソ連のカントリーリスク評価が急降下を続けた中で、'92年のロシアの対外貿易実績は、次の通り'91年比▲23%、'90年比▲52%と公式発表されている。(注15)

'93年上半期(1-6月)も前年同期比▲22%の減少を続けた。(注16)

'92年ロシアの外国貿易総額—— 731億ドル（'91年比 ▲23%、'90年比 ▲52%）

うち 対先進工業国—— 453億ドル（'91年比 ▲17%）

うち 対発展途上国—— 86億ドル（'91年比 ▲27%）

うち 対旧コメコン諸国—— 130億ドル（'91年比 ▲43%）

'92年ロシアの輸出総額—— 381億ドル（'91年比 ▲25%）

'92年ロシアの輸入総額—— 350億ドル（'91年比 ▲21%）

ロシアの貿易収支—— '91年 +64億ドル

'92年 +31億ドル

ロシア貿易激減理由の大きなものとして、原油輸出の大幅減とルーブル安による輸入減の他に、対先進工業国での輸入代金の支払不能事態による、カントリーリスク評価の悪化に見られるCredit Worthiness（債務弁済の意思と能力）に不安感が増大したことがある。対旧コメコン諸国では、ルーブル建特別価格の清算勘定を廃止して国際価格による交換可能通貨決済に移行したための輸出入減が大きい。国内の輸送・通信網と法体系の未整備、モスクワ中央と地方の資源・権限をめぐる争いをはじめ、政治・経済・社会の全般を覆う混迷状態も大きく災いしている。

III. 環日本海経済圏構想とロシアの取組み

上述の如きロシアの現状の中で、環日本海経済圏構想の対象となる極東地域開発の取組み姿勢はどうか。モスクワ中央と現地極東地域要人の姿勢がちぐはぐであり、そこには統一方針に基づく着実な実行は未だ感じられない。一致しているのは我田引水と西側の援助を専ら頼る姿勢である。

ロシア経済省外国投資委員会—「将来の極東資源地帯の活性化に向けて隣国との有無相通じる関係構築のために、今は情報収集の段階である。環日本海構想で外国資本と技術の支援が具体的に得られるならば、極東地域で優先的に行いたいプロジェクトは次の三件。①1916年の架設以来、今日までそのまま老朽化したシベリア鉄道ハバロフスク大鉄橋の更新、②バム鉄道（第二シベリア鉄道）沿線の開発、③ワニノ港（現在は軍商併用港）の改修。」と述べるにとどまり、大ウラジオストーク自由経済地域構想、豆満江プロジェクトなどは「将来のこと」とした。

ロシア外務省—「この極東フリーゾーンプロジェクトへの参加によって、ロシアが国連や

西側筋の援助・協力を追加的に受けられることを期待する。分権化によって、沿海州政府あたりがまず具体案を作り、モスクワに相談に来るべきだが、今のところ何も言って来ない。」として、関係の国際会議への出席以外には格別動いていない。(注17)

『イズベスチャ』(’92.10.12) - 「ロシアの沿海地区では、このプロジェクトの対象地域が“余りにも未開地”であるとして、この開発計画に対していくらか慎重に対処している。これに対しモスクワの外務省は、このプロジェクトへの参加で国連の無償援助を追加的に受けられることになると見ている。」

クズネツォフ沿海州知事(当時) - 「本構想でロシア極東地域の開発に国際的注目を集めており歓迎する。大ウラジオストーク自由経済圏構想には、国連工業開発機関(UNIDO)と日本の海外コンサルティング協会がすでに参加している。ナホトカ経済特区と大ウラジオストーク経済圏は矛盾せず協力できる。ハバロフスク〜ウラジオストーク〜ナホトカに外資でハイウェイを建設し、投資者に50年間貸与運営して貰う試案がある。構想の一部に組み入れられないか。豆満江プロジェクトは関係国間の期待の違い、技術、資金に問題が多く、実現するにしてもかなり時間を要する。」

ウクラインチェンコ・ナホトカ第一副市長 - 「ナホトカはパルチザン地区を含めて5年前から経済特区になったが、政治不安と法的保証が明確でないため外国投資はスローテンポである。大ウラジオストーク構想は単なるアイデアに過ぎず、検討もされていない。ナホトカ港とポストーチヌイ港を有する、ナホトカのインフラ整備から着手するほうが、概念的な提案の域を出ない豆満江プロジェクトより、ロシア極東地域と関係国の利益に合致する。日本のイニシアチブと支援に期待する。」

イシャーエフ・ハバロフスク州知事 - 「本構想の対象プロジェクトとしてシベリア鉄道ハバロフスク大鉄橋の架け替えとワニノ港の改修を優先したい。特に日・米・韓の協力を得たい。わが州の豊富な埋蔵鉱物を自力では新規採掘出来ないので、外国資本による長期リース方式で施設を導入したい。」(注18)

ロシア極東地域で国際協力により、具体的に動いている大規模開発プロジェクトとして次の二つを挙げておきたい。

○サハリン沖石油・天然ガス開発プロジェクト：ロシアの政情不安や、中央と地方の権限争いが主因で10年以上凍結状態にあったが、’93年11月24日、日本の官民共同会社サハリン石油開発協力(SODECO)とロシア燃料エネルギー省が、①米国エクソンの参加を認める、②開発鉱区を拡充する、③これまでのロシア・SODECOの開発投資資金は互いに請求し合わない、の基本条件の新覚書に調印した。これにより、’94年6月までにPSC(生産物分与契約)に調印し、夏場から試掘作業に入る見込ができた。(注19)

○図們（中国吉林省）－琿春－長嶺子－ボシエツト港・ザルビノ港（ロシア）に通じる、北朝鮮領を経由しない自動車道と鉄道（合せて1,000キロメートル弱）を中国とロシアの協力で、'94年6月の完工を目指して建設・整備中である。日本海への直接出口を求める吉林省とその内陸部の黒龍江省の宿題は、このルート完成によりひとまず果たされることになる。〔注20〕

北朝鮮としては、現存する中国－北朝鮮間の連絡鉄道を整備活用すれば、羅津・先鋒・清津の各港利用により、中国の日本海（東海）への出口確保に協力することが出来る筈である。しかし中国はロシアとの協力でその出口確保の途をまず選んでいる。〔注21〕

中・ロ・北朝鮮の微妙な政治・経済関係の投影がそこにある。

IV. 豆満江プロジェクトをめぐる中国・ロシア・北朝鮮の動き

環日本海経済圏構想の目玉とされている本プロジェクトの動きを整理しておく。

- ①'90年7月『第一回北東アジア経済発展国際会議』（長春）で中国が防川（豆満江河口より15 km上流の中国・ロシア・北朝鮮の国境接点）に港湾を建設する豆満江利用案を発表。
- ②'91年3月国連開発計画（UNDP）は豆満江開発推進を決定。20年間300億ドルの投資計画案。
- ③'91年8月『第二回北東アジア経済発展国際会議』（長春）で北朝鮮が①案に反発して、先鋒・羅津自由経済貿易地帯構想を提唱。
- ④ロシアは大ウラジオストーク構想を示して豆満江開発には消極的。
- ⑤'93年5月、①－④の妥協として中国・ロシア・北朝鮮がそれぞれの土地をリースし、豆満江開発株を設立、開発をゆだねることで合意。（ピョンヤン）
- ⑥中国吉林省政府とロシア沿海地方政府間で合意し自動車道・鉄道工事中、'94年6月完工予定。

以上の国際交渉の流れは、金森久雄・日本経済研究センター会長によって、中国の提案に北朝鮮が反発した結果、北朝鮮を関係外においたザルビノ港へのルート開発が先行している状況として指摘されている。〔注22〕

ロシアは中国の資金・技術・労働の提供で自国領の開発と港湾利用を拡大し、中ロ間地域交流を国境貿易とともに活発化しつつある。

日本は関係国の微妙な関係に留意し、UNDPの動きに応じて動く国際協調路線を基本として、特に北朝鮮関係では韓国と共同歩調を図る賢い選択に努めるべきであろう。

V. 日本海沿岸府県取組みと課題

環日本海経済圏構想には、対岸諸国の地域経済と有無相通じる経済関係を実現して共存共栄を図ろうという国際協力の旗印と、日本側関係地域自体の発展・活性化を図ろうとする自治体主導の産官学協力の旗印の二つが描かれている。

国際協力の途は、彼我の状況に応じて開かれてゆくが、特にロシアの場合は、上述の現状から、当面は大規模な取組みはリスクが大き過ぎて私企業の負担可能な域を超えている。従って小規模な商業・サービス業分野に日ロ合併企業の活動が集中している現状はやむを得ない。

もう一つの旗印である日本海側関係地域の発展構想として、“日本海国土軸”形成の動きがある。’93年6月に設立された『環日本海交流西日本協議会』（会長荒巻禎一京都府知事）は、その推進母体として福井・京都・兵庫・鳥取・島根・山口・福岡・佐賀・長崎の9府県をそのメンバーとする。九州地方知事会（会長平松守彦大分県知事）と共同で、’94年度の国家予算要望項目のトップに“日本海国土軸”形成を掲げて、第5次全国総合開発計画（5全総）への組み込みを求めている。

具体的には、①日本海側縦貫高速道路と新幹線の整備、②港湾・空港と都市インフラ整備、③対岸諸国との分業協力を前提とした地場産業の活性化、などを図るとした。

国土軸構想については、すでに先発2団体が、推進している別構想もある。’90年10月に和歌山・徳島・大分・熊本など西日本の17府県と関西経済連合会ほかの8経済団体が結成した『第二国土軸構想推進協議会』、および’92年4月に新潟を含む東北7県と北海道および関係経済団体が結成した『北海道・東北21世紀構想推進会議』、のそれぞれの構想である。（注23）

互いに競合し、ときには協力もしながらのこれら新国土軸構想は、いずれも21世紀をターゲットに東京圏（東京・神奈川・千葉・埼玉の1都3県）一極集中を是正して、新幹線・ハイウェイ・空港・港湾も、企業も人も金も情報も引き寄せて、太平洋ベルト地帯の第一国土軸に対する発展の遅れを取り戻すバランス回復運動の性格を帯びている。新しい国引き運動といってよい。

’92年7月に施行されたFAZ法（フォーリン・アクセス・ゾーン）＝輸入促進および対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法には、太平洋と日本海の両域にわたる拠点港湾・空港都市を中心とした地域の開発整備を、国家的要請である輸入促進のためのインフラ整備の併行目的として支援し、この新国土軸構想の部分的補完役割が期待されている。

即ち、FAZの指定地域は次の通りである。

第一次：北海道（新千歳空港地域）、大阪府（関西国際空港地域・りんくうタウン）、大阪市（大阪港地域）、神戸市（神戸港地域）、愛媛県（松山港地域）、北九州市（北九州港地域）、長崎県（長崎空港地域）。

第二次：新潟、富山、石川、福井、京都、茨城、静岡、広島、山口、大分、熊本の各府県。

FAZ指定地域には、三つの新国土軸構想がカバーする拠点地域の多くが含まれている。

北海道から熊本までの指定地域では、産官学が協力して構想の具体案を政府に答申し、それぞれのヒアリングを終えている。

次の段階として、政府の意向を盛り込んだ総合的・個別的アクションプログラム作りに入り、実行へと着実に歩みを進めることを期待したい。

環日本海経済交流における対岸諸国との協力関係の構築と、新国土軸構想における競合する三グループにおいては、いずれもFAZへの対応と同じく、産官学の協力が不可欠の前提として要請される。

官は枠組み作り、学は合理的判断、産は実行、がその期待される役割分担の基本であろう。対外・対内ともにしばしば利害の一致しない課題の解決が必要となる。

歴史の中で蓄積された民族感情や、各国・各地域間利害のギャップは、内外ともに合理的判断による処理が基本となるべきであろう。

内外の“学”が協力すべき課題は重く大きい。

(注1) 『コンメルサント』誌 '93.12.21

(読売新聞 '93.12.21)

(注2) 日本経済新聞 '93.12.22-23

(注3) 同 上 '93.12.28

(注4) 同 上 '94. 1.20

(注5) 同 上 '93.12.21

(注6) 同 上 '93.12.20

(注7) エリ・シャ・アリエフ、ロシア科学アカデミー会員が'93年3月訪日時に筆者に対して。

(注8) ドイツ週刊誌ウォッチ ('93.11.18) とのインタビューで。

(日本経済新聞 '93.11.18)

(注9) 『エコノミックトレンド』、ロシア東欧経済研究所、東京、'93年 No. 2

(注10) 『環日本海経済圏構想をめぐって(上)』恩田久雄(世界経済評論'93年6月号)

(注11) 第22回ソ連・東欧学会大会報告、寺谷弘任教授、「ロシアにおける地下経済とマフィア—社会学的考察」於関西外国語大学、'93.10.2

(注12) (註10) に同じ。

(注13) 『ファイナンシャル・タイムズ』 '93.6.6-7週末号

(注14) 『カントリーリスク情報』日本公社債研究所 '93.9.13, No.293

(注15) 『経済と生活』 '93.No. 4

(『エコノミックトレンド』 '92年報、ロシア東欧経済研究所)

(注16) 『経済と生活』 '93.No.31

(『エコノミックトレンド』 '93.No. 2、ロシア東欧経済研究所)

(注17) (註10) に同じ

(注18) 『ロシア極東地域経済調査団報告書』 '92.4.18-27、大阪商工会議所

(注19) 日本経済新聞 '93.12.2-3

- (注20) 『中国東北地方経済調査団報告書』 '92.9.22-29、大阪商工会議所
- (注21) 『環日本海経済圏構想をめぐって(下)』 恩田久雄、(世界経済評論、'93.7月号)
- (注22) 『図們江に国際都市構想-中・ロ・北朝鮮、奇跡の協力』 金森久雄
(日本経済新聞 '93.10.11)
- (注23) 日本経済新聞 '93.8.19

東アジア国際交流の新段階

久留米大学教授 木下 悦二

1) 東アジアの経済発展

a) 世界経済の中での位置付け

「東アジア」を、マレー半島以東のアジア諸国の総称で、さしあたりASEAN諸国、中国、韓国、台湾、香港、北朝鮮、旧インドシナ3国、モンゴルを含めて考えている。国際政治の視点から特定の国を排除したり、日本との関係の親疎で選別するのではなく、純地理的概念として捉えたいのである。その意味ではむしろシベリア東部やミャンマーも含めるべきかも知れない。さし当たりこの点は今後の課題としたい。

東アジア地域の特徴は、周知のように、その多くの国が70年代以降、経済成長率、貿易発展率、工業生産成長率、さらに住民一人当たりGNPについても、世界の何処よりも優れた成果を上げている点にある。しかも、この地域が世界人口の1/3を占め、日本を含むこの地域の1989年のGDP総額は世界の19%に及んでいる。

b) 貿易の動向

IMFのInternational Financial Statistics Yearbook 1989および1993を用いて、世界貿易に占める此の地域の貿易額（輸出）のシェアを計算すると、日本を除く東アジアでは、1961年4.8%、1970年6.0%、1980年7.7%、1990年12.5%と上昇し、さらに1992年には14.4%となり、その額は5,360億ドル余りにも達している。とくに注目されるのは、発展途上国のなかでの東アジアのその地位であって、輸出貿易で見ると、1980年には22.4%を占めるに留まっていたが、1992年には52.4%と過半を占めるに至っている。

なお、日本を含めた東アジアの世界貿易に占める比重は、1961年9.1%、1970年11.3%、1980年14.5%、1990年21.2%、1992年22.7%と、世界の貿易の4分の1近くを占める重要な役割を果たすまでにいたった。とくに1980年から1990年までの世界輸出の増加に占める日本を含む東アジアの寄与率は33.7%におよんでいる。

c) 実物経済の視点から

この地域の経済規模の評価について補足しよう。最近の国連の報告書では、購買力平価で計算すると、中国が世界GDPの6%余を占め、アメリカの22.4%、日本の7.6%に次ぐ大きさになるとしている。購買力平価についてはその算出方法をめぐる問題点やその国際比較の基準としての役割をめぐる問題が残るために、これに依拠する計算が実体を必ずしも正しく反映しているとは思われないが、従来のドル換算の計算を反省させる材料となろう。これは実物経済の動向に目をむける大切さを物語っている。この点については、小林実『東アジ

『ア産業論』が取り上げている次の指摘は参考になろう。

- ①80年代には世界全体の輸出貨物量は年率1%以下と停滞していたのに、日本を除くこの地域からの輸出貨物量は8.7%の高い伸びを記録していた。
- ②世界の主要港湾のコンテナ取扱い量のランキングでは、香港が86年にニューヨークを抜き、87年にロッテルダムを抜いて世界第1位になった。また高雄、シンガポールも87年には第3位、第4位になっている。
- ③鉄鋼需要についても1975-87年の間に世界消費量は約9500万トンの増加を示したが、東アジアはその約8割を占めた。

これらの事実は東アジアの世界経済における役割の大きさを改めて認識させてくれる。

2) 域内経済交流の発展

a) 域内貿易の進展

開発途上国の外国貿易は一般的には対先進国貿易のウェイトが圧倒的に大きいのであって、日本を除く東アジアの諸国もかつてはその通りであった。その後、この発展の過程で域内の開発途上国間の輸出入が増えている状況を見るために、IMF ; Direction of Trade Statistics Yearbook 1989および1993によって計算すると次のようになる。

まず、輸出ベースで域内貿易の進展をみると、日本を除く東アジアの域内輸出は著しいテンポで発展し、金額にして1982年の400億ドルから1992年には1,934億ドルへと4.8倍になっている。これら諸国の輸出に占める域内貿易の比率を見ると、1982年の25.1%から1992年の36.1%に拡大している。一方、輸入については、域内輸入は1982年の332億ドルから1992年の1,932億ドルへと実に5.8倍に達し、輸出以上の顕著な伸びを示している。また域内輸入比率はこの10年間に20.3%から33.9%まで増えている。1982年の域内貿易の値がすでにある程度の高さになっている点については、2点を指摘しておきたい。一つは、香港とシンガポールは歴史的に中継貿易地の役割を果たしてきたが、ことに東アジアでは戦後政治的に相互対立関係にあった国が多かっただけに、その役割が大きかった事実を反映している。いま一つは、使用統計上の制約で、すでに相当な発展水準に達した1982年を比較の起点として選んだ点である。この年から上掲の統計は対台湾貿易の数値を掲げはじめた。東アジアの国々のうちで、台湾、モンゴル、カンボジアについては国別統計が欠けている。後の二国はさし当たり省けても、台湾を抜きにしてはこの地域の貿易が語れないので、掲載国の国別表に対台湾輸出入から推計する手法を採った。^(註)

さらに、日本を含めた東アジアの域内貿易について計算すると、輸出金額は1982年の1,049億ドルから1992年の3,752億ドルへと約3.6倍になっているが、日本を除く東アジアの域内輸入の伸びに比較して小さい。域内輸出比率も1982年の35.2%から1992年の41.0%に高まって

いる。他方、輸入についてみると、金額では1982年の1,026億ドルから、1992年の3,896億ドルへと3.8倍で、日本を除く諸国間の発展にははるかに及ばない。と言っても、域内輸入比率はこの間に34.7%から48.6%に上昇している。これをEC域内貿易の高さと比較することは論外としても、相当な発展成果であるといわなくてはならない。

上にあげた日本を含む域内輸出入の伸びと日本を除く東アジア諸国間の輸出入の増加を比較しても明らかなことだが、この地域の貿易の発展に占める日本の量的な地位は低下しつつある。これは次のような計算によってもっとはっきりと自覚されよう。東アジア諸国の域内輸出に占める日本向け輸出の割合は1982年の44.6%から1992年の26.1%まで急激に低下し、輸入では、日本からの輸入が1982年には51.6%と過半を占める圧倒的な役割を果たしていたものが、1992年には39.0%にまで低下している。対日輸出ほど激しい低落を示さないのは、依然として製品、半製品、とりわけ加工用中間製品や設備資材などの対日依存が高いことを示している。こうしてみると、この地域における日本の役割は、少なくとも貿易面で見ると、質的重要性はともかくとして、量的には次第に低下しているといわなくてはならない。

以上の事実は東アジアの貿易が新しい局面を迎えたことを物語っていると見て良からう。東アジアの輸出貿易の特徴は、アジアNIESに典型的にみられるように、低賃金を利用して製造品を先進国に向けて輸出することで発展のきっかけを掴んだのであった。これは「三角貿易」などと表現されていたように、日本から輸入した部品、半製品を加工してアメリカ市場に輸出するのが基本的なパターンで、対日輸入が赤字、対米輸出が黒字という構造であった。そのために、時にはこれは日本の迂回貿易であると評価されていた。また、アメリカ市場を失えば、たちまちNIESの発展が失われるとの不安もつきまわっていた。そうした構造では、日本を除くと、地域内の貿易は低位であったのはいうまでもない。前述の中継貿易の含むウエイトをも考慮すると、絶対値の変化が示す以上に最近の域内貿易の発展が、したがって構造の変化が顕著であると見て良い。

(注) 本文で指摘したような事情で、台湾の輸出は各国の対台湾輸入の数値から集計し、IMFのIFS統計に掲載されている韓国のCIF/FOB比率を参考に、台湾のそれをひとまず1.06とみて計算した。なお、シンガポールの国別統計には1992年まで対インドネシア輸出入が含まれていない。

b) 域内直接投資の活発化

近年、日本以外のアジア諸国間の直接投資が活発化しつつある。これは大いに注目される。一つは、ASEANにたいするNIESからの投資であって、4カ国いずれも日本よりもNIES合計が上回っている。この中には日本や先進国企業のNIES現地子会社からの投資も含まれているであろうが、傾向として注目される。いま一つは、中国に対する直接投資の活発化であって、これにはとくにタイやインドネシアなどを含む世界各地の華僑系企業の進出が目立って

いる。そればかりでなく、中国自身も直接投資を行うケースが増えている。

一時は有力であった、東アジアの経済活動は日本を中心とした発展の一側面を示すものといった評価はもはや捨て去らなくてはならない。確かに、日本経済は資本、技術、市場などいずれの面を取っても、この地域の発展の中で重要な役割を果たしているし、また今後も果たすであろう。しかし、日本を要としたいわば“扇子型”の経済関係はもはや過去のものとなり、各国が“格子型”に広がる経済関係へ次第に転換しつつあるといえよう。少なくともそれが急速に育ちつつある。その意味から言って、いまや、東アジア経済地域は実質的に一種の「経済圏」を形成する段階に入りつつあると見たい。

2. いわゆる「NIEs症候群」と局地経済圏

70年代に「新興工業国」(NIEs)概念が生まれたが、80年代になると、台湾、韓国、香港、シンガポールだけが勢いを増して、「アジアNIEs」と呼ばれるようになった。しかし、そこでは最近にいたって、順調な発展が行き詰まる傾向が顕著になった。「NIEs症候群」というのがこれである。

80年代に入ってもアジアNIEsが比較的順調な発展を遂げられたのは、主として日本からの輸入に頼った部品、半製品を低賃金で加工して、アメリカ市場に売り込むことによって達成してきたのである。ところが、アメリカが深刻な国際収支の赤字克服には、日本ばかりでなくアジアからの輸入を抑制しなくてはならなくなり、厳しい輸入抑制に取り組み始めたことに加えて、NIEsでは労働不安によって賃金が上昇したために急速に輸出競争力を喪失しつつある。これで一気に政治的、社会的、経済的な諸困難が顕在化した。韓国でも、台湾でも、シンガポールでも、成功的発展の間に蓄積された諸困難のこの顕在化は、発展過程でのいわば一つの段階的現象として共通性を含んでいる。

アジアNIEsの輸出競争力の減退と共に、低労賃を利用するために、日本からばかりでなく、アジアNIEsからも製造業の直接投資が、新たにそれ以外の東アジアの国、とくにタイ、マレーシア、中国に向かって活発に行われるようになった。これが上述の統計数値に現れている発展の地域的波及と拡大の過程であり、また域内貿易の活発化でもある。

最近までの東アジアの特徴的な発展は、国境を超えた地域相互間の経済交流の発展にみられる。「局地経済圏」と呼ばれているのがこれである。もっとも「局地経済圏」といっても、これには現実と期待とが入り交じっている。中国の一地方と周辺国あるいは地域で構成される経済圏がとくに注目されるのは、開放政策に転じた中国がまず特定の地域を開放区に指定して優遇政策を採ったことで、香港、台湾などの資本や技術が流入して、特別に密接な地域経済交流が急激に発展したからである。

こうした発展パターンは必ずしも東アジアだけの特徴とは言えないかもしれない。だが、経

過を振り返ると、アジアでは長らく日本だけが資本と技術を後発地域に供給できた。それが、近年、東アジアの各地で経済発展の成果が挙がり、資本と技術の蓄積も進み、これらの国ないし地域が国境を超えて発展の波及効果を及ぼしつつある。こうした内容がこの「局地経済圏」であろう。見方を変えると、「NIEs症候群」の結果として、先発経済の内部に外延的發展を求める要因が蓄積されつつある事実に加えて、周辺の後発国で政治的、経済的にこれを受け入れる条件が整ってきたことによるものと言えるであろう。形からいうと、低賃金を媒介として「雁行形態」の一局面である。

局地経済圏という発想が生まれた背景としては、中国の開放政策、冷戦構造の崩壊、中ロ・韓口関係の改善、ソ連の解体、南北朝鮮の対話、カンボジアの内戦停止、米・ヴェトナム間関係の改善などによって、地域内の国際交流の障害が次々に除去されてきた事実がある。その意味では、局地経済圏のような地域的国際経済交流が論議される事実そのものがこの地域の経済交流展開過程の一局面を示すといえる。したがって、局地経済圏が東アジアの国際交流の形などでは決してない。

3. 東アジア経済圏について

a) 実体化する東アジア経済圏

東アジア経済圏が実体化する兆候が明確となりつつある。もっとも経済圏と呼んでも、閉鎖的な経済地域の形成を意味したり、それに期待を寄せているものではない。むしろ地域内の相互経済交流の密接化を強調したいためである。その意味で、これまでの東アジアの経済発展が迎ったいくつかの段階を振り返っておこう。それは東アジアに対する一般の認識の変化にも反映している。

①アジアから離れて日本が高度成長を遂げた。

日本は50年代中期以降、10数年にわたって年率2桁の経済成長を遂げ、重化学工業化を達成して、70年代はじめまでに世界の第1級工業国の列に加わることができた。

②アジアNIEsが日本とアメリカを結ぶ三角貿易で高成長を遂げた。

60年代中期に台湾、韓国が輸出加工区を設定して、低賃金をテコに外貨の獲得をねらって、外国資本の誘致に成功した。その後、70年代にはシンガポールと香港とともに新興工業国の列に加わったばかりか、これら四つの経済は80年代には、アジアNIEsと呼ばれ、発展途上国の工業化の手本とさえ称えられた。しかし、当初は日本から原料ないし半製品を輸入してアメリカ市場に売り込むという三角貿易型の経済を採ったために、自力の発展が過小評価され、時には単なる日本の迂回型の対米輸出と誤解されたことさえあった。こうした見方が正しくなかったことは今日では明らかである。

③タイ、マレーシアが外国投資を誘って経済発展に成功しつつある。

「四つの龍」と呼ばれたアジアNIESは途上国の例外的な条件の下での成果との見方が強かったが、80年代になるとアジアNIESでは経済発展にともなって労働賃金の上昇傾向が強まった。そこで、激しい国際競争にさらされている先進国企業は労働集約的生産工程の低コストを維持するために、タイ、マレーシアに投資を転換しはじめた。こうしてこれら両国の工業国化のテンポは急速に高まった。なお、産油国として石油危機以後有利な立場にあったインドネシアはかえって工業化の点ではこれら両国と比較すると立ち後れている。

④華南経済圏、兩岸経済圏が成果をあげ、これが中国の沿海地域の開放に拍車をかけた。

1979年を転機に中国の開放政策が本格化した。当初は深圳など五地区に経済特区を設置した。これを契機にとりわけ香港の隣接地域である深圳には外国資本の進出が著しく、開放政策の成果が顕著であった。そこでこの政策が拡大され、沿海14都市を開放都市に、さらに珠江デルタ、長江デルタ、閩南デルタ、山東半島、遼東半島が開放地域に指定され、開放政策は一段と発展された。こうしてとくに香港と広東省との経済交流の活発化によって、広東の香港化などといわれるように、この地域は香港資本の生産基地化したと見られ、「華南経済圏」などと呼ばれるようになった。また実質上、台湾資本の福建省への投資が活発化していて、時には「兩岸経済圏」などと呼ばれることもある。その他の開放地域も、国の優遇政策を利用して外国資本の導入によって経済発展を促そうと努め、次第に成果が上がっている。

⑤中韓国交の回復と大中華経済協力の進展が一段と中国の開放を助けた。

中国の開放政策の出発点が低賃金を利用した加工貿易によって外貨を稼ぎ、技術導入を促す視点からはじめた点では、60年代の台湾、韓国の輸出加工区に類似していた。「両頭在外」とか、「三来一補」というのがそれである。その後、三来一補が三資企業に代わるなど、前進が見られた。こうした開放政策がまず華南で成功し、この実験を基礎に沿海地域に広げるといふ段階を踏んで進められてきたといえよう。

天安門事件後の先進国の経済政策にも関わらず、中国自体の開放政策の成果はやがて国際環境をも変えていった。1992年の中韓国交回復によって、これを契機に韓国資本の中国投資が活発化し、とくに山東省や中国東北の開放政策の発展に大きな刺激を与えつつある。また、90年代に入ると、中国の開放政策の定着に確信を抱いた海外の中国系資本家が中国への投資を本格化しはじめ、中国も特別優遇策でそれを促した。これがやがて東アジア地域を舞台とした大中華経済協力の兆しを生み出した。

⑥中国が全方位開放政策を採用した。

1992年の春の鄧小平の「南巡講話」によって、開放政策は一段と積極化したが、この開放政策は二つの点から見て質的にまったく新しい段階に入ったといえるように思われる。

一つは、全方位開放政策の採用が採られたことである。中国の全方位開放政策は、単に沿海部を越えて内陸国境地帯や長江沿岸の内陸部の開放という地域的拡大にとどまらず、政策の転換の要点はかつての「両頭在外」のように外貨獲得と技術習得のための開放ではなく、国内市場の開放にあるように思う。いま一つは、中国のGATTへの再加盟を申請して、逆転のない本格的な開放経済採用の意志を明らかにした。なお、近くベトナムも開放経済に向かうと予想される。

b) 中国のGATT加盟問題の意義

中国がGATT再加盟を戦略目標においていることは国内市場の開放に原則的に応じる姿勢を物語っている。アメリカの中国に対する最恵国待遇について、クリントン政権が来年度には人権問題を取り上げることを条件に延長を決めたが、こうした内政干渉になる不公正な二国間交渉による貿易圧力から抜け出るにはGATTに加盟するのが必要と中国は見ている。これに対してアメリカは中国のGATT再加盟承認を渋っている。中国のGATT加盟はアメリカの反対がある限り実現しないであろうが、アメリカが中国に示した条件は次の通りである。

- ①中国の全土で単一の対外貿易政策を適用すること
- ②貿易規則、数量割当、許可要件などの開示を行い貿易制度の透明性の確保をすること
- ③非関税障壁の漸次的な撤廃
- ④ガットと両立する完全な市場経済への移行の約束
- ⑤中国の輸出の増加に対してGATT加盟国を保護するセーフガードの受け入れ

こうした要求に対して、⑤の中国に対する特別の条件には強く反発しているものの、中国はGATTの要求する条件に適合する貿易体制を作ろうとして、国内条件の整備に努めている。関税の引き下げ、非関税障壁の削減、許可製品目の削減といった措置をとるばかりでなく、外国貿易法の準備に取り組んでいる。さらに外貨兌換元の廃止、人民元の交換性実現、および為替相場の市場相場への一本化（これは1994年1月1日に実施された）の方向を打ち出している。これによっても、中国の全方位開放政策は、単にこれまでの特別措置的な開放政策の域をすでに越えていると見た方がよい。

中国市場の開放は中国がすでに世界の主要貿易国の一つになっているという事実ばかりでなく、12億の人口を要し、コンシューマリズムのはじまる所得水準といわれる1000ドルを越える所得人口がすでに600万にも達しているとの評価もあることを考えると、その市場の将来性は他のアジア諸国の比ではない。ここで強調したいことは、これで東アジアが広大な潜在力をもつ中国市場を核として大きくまとまる可能性が生まれたという点である。東アジア経済圏と呼ぶにふさわしい広域市場が生まれつつあることを指している。

もちろん中国について直線的に開放が進むとは考えられない。さまざまな動揺とジグザグの過程を辿ろうが、方向だけはすでに見えてきたといえる。これまでの東アジアの発展を辿っ

てみたところから、次のように評価できるように思われる。これまでは個々の国の、あるいは中国の個々の地域のいわばバラバラな成果の寄せ集めであったものが、広大な国土と10数億の人口を要する中国市場の開放が本格化したことによって、東アジア経済が大きなまとまりを形成する段階に入ったといえよう。これは、東アジア地域のなかで、中国そのものがその核になるだけの重みを持った存在だからであろう。東アジアは中国市場を中核とすることによって一つの経済圏として世界に向かって巨大な求心力を発揮できることとなったと考える。

4. 東アジア地域にとって地域的経済機構は必要か

近年とみにアメリカが東アジア国の製品の輸入に阻止的に動きを強めているように見受けられる。NIESへの一般的特惠制の除外＝卒業が行われた。それにアメリカがカナダばかりでなく、メキシコをも包摂する北米自由貿易地域の形成を目指して協議を始めた。その際、低賃金国メキシコとの自由貿易協定について、アメリカ国内の労働者の職を奪うものとの非難に対しては、これはアジアからの輸入をメキシコに切り換えるだけで、アメリカ国内の労働者の職はかえって増加する、と説得している。その点からいえば、これはやはり、伝統的理念であった多角貿易主義を捨てて、一種の地域主義に傾斜しつつあると評価されてもいたしかたないであろう。アメリカはなお基本的には自由貿易主義の旗を下ろしていないけれども、また、なお依然として世界中でもっとも自由な市場の一つである事実を認めても、こうした動きを全体としてみれば、管理貿易への著しい傾斜を示すと評価されても反論の余地はなからう。

マレーシアのマハティール首相が行っている東アジア経済グループ化の提案は、こうしたアメリカの動きに対する対応という一面を持っていたため、東アジアに対するアメリカの影響力の排除を意図するものとのアメリカから強硬な反発を呼び起こした。それに配慮して修正した東アジア経済協議体 (EAEC) さえ、アジア太平洋経済会議 (APEC) の下部機構と位置づけることとなっている。マレーシア提案に対し東アジアには潜在的な共感の存在することを否定しないが、報告者は、北米自由貿易地域や欧州統合とは違って、東アジアを制度的な経済圏に包括することを好ましいとは考えない。

- ①この地域では日本の経済的発展水準がもっとも高く、いまなお経済力が群を抜いている。それだけに、歴史の記憶から、日本が経済的ばかりでなく、政治的にも中核となることを域内諸国は決して望まないであろう。アメリカの危惧もここにある。APECはその解消策といえる。
- ②この地域の国々は、国際的な経済統合よりも、当面は自立的国民経済の形成に重点を置いている。そのためには、経済発展にとって利用可能ならば、市場、資本、技術などすべてについて地域の内外に差を設けない姿勢を貫くに違いない。
- ③もし造るならばすべての国を漏れなく包括すべきであるが、この地域にはいくつかの社会

主義国が存在することを考慮すると、開放経済を願うにしても、社会制度の変革を外部から強要するような行き方は百害あって一利なしである。

④東アジアではいわば下からの実質的な経済交流が大切で、地域全体をカバーする組織を創って上からの統合を制度化してゆく計画などは望ましくない。これはAPECについてもいえることであるが、制度的な地域の形成を行えば、国際政治の現実からいって、必ず含まれる国と排除される国が生まれる。東アジアの現実のように、これまで複雑な政治的対立を抱えてきて、今ようやく解消の展望が開けつつある地域では、こうした措置は望ましくない。東アジアを純粹に地理的概念で捉えたいと、始めに述べているのはこのためである。

⑤近年、東アジアは世界のもっとも力強い成長センターとして、世界全体に強い経済的求心力を発揮しつつある。それが域外の国々のさまざまな思惑をかき立てている。おおよそ地域主義はオープン・リージョナリズムと呼ばれるものを含めて、なにがしかの閉鎖性を含んでいる。このような閉鎖性は、つねに発展が多少とも低迷している地域で起こるものである。今日の東アジアのように力強い発展を示している地域ではこうした閉鎖性は必要もなければ、好ましくもない。たとえ発展途上で国々間の利害対立のような多くの問題を抱えるにしても、それは全体の拡大過程で解決して行く方向で取り組めばよいであろう。

もし地域のすべての国を包摂するような制度的経済統合が将来問題になるとすれば、それはこの地域の諸国の経済発展水準が相互に相当に接近した時点であろう。

定例研究会

内陸視点からみた華南経済

— 広東省調査旅行からの考察 —

九州共立大学経済学部教授 上野 登

1. 九州地域産業活性化センターの調査テーマ「アジアのニーズと九州の役割」を3ヵ年計画で、九州経済調査協会が行ってきたが、その3年目として広東省、海南省、台湾を対象とする調査を実施した。その広東省の調査旅行に参加した体験から、報告したい。

2. 調査旅行日程

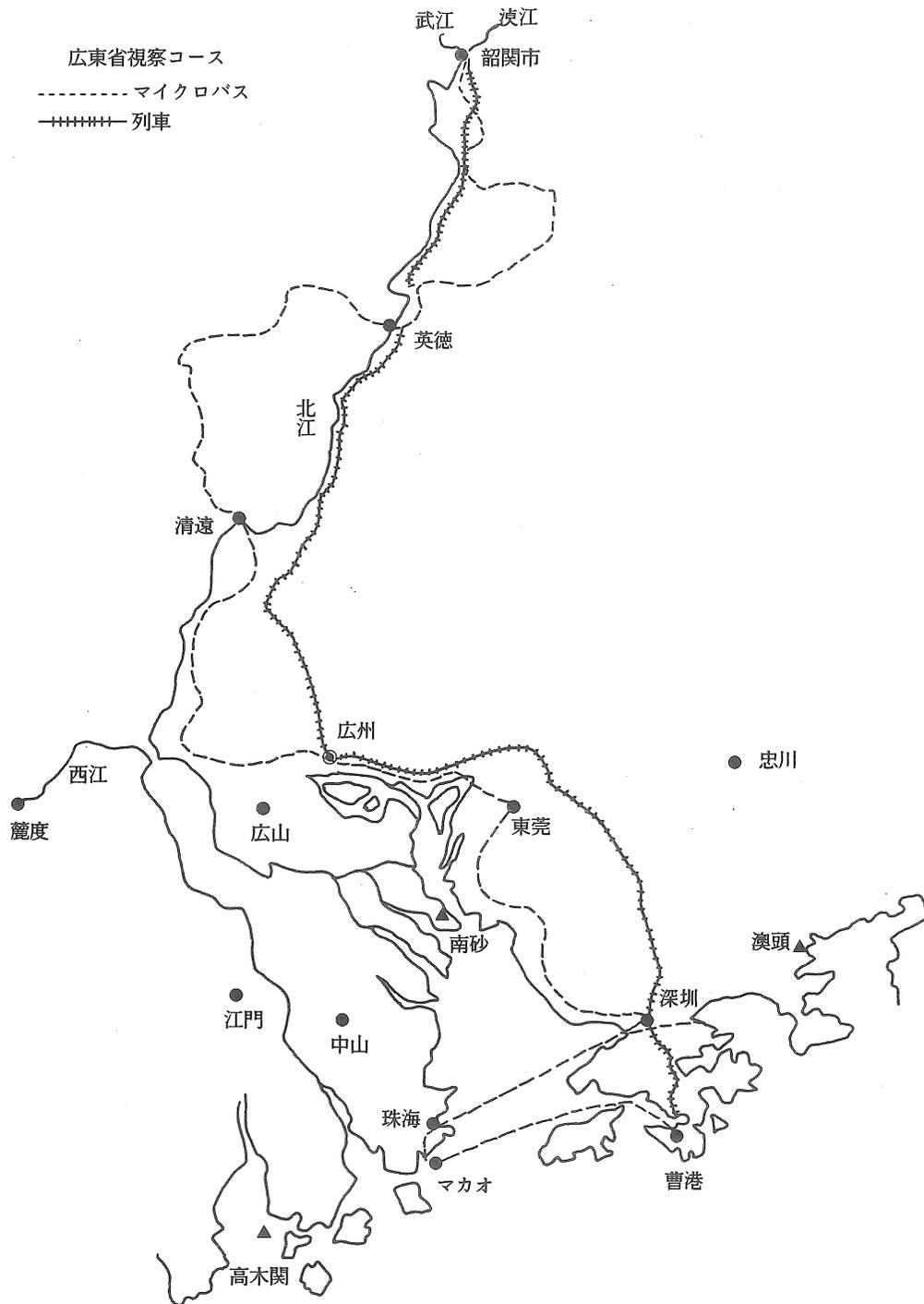
1992. 11. 2	香港から珠海入り
3	珠海から深圳入り
4	} 深圳市内巡検
5	
6	深圳から東莞入り
7	東莞から広州入り
8	} 広州市内巡検
9	
10	
11	広州から清遠入り
12	清遠から英徳入り
13	英徳から韶関入り
14	韶関から広州入り
15	広州から香港入り

以上短い日程であったが、中国国際貿易促進委員会広東省分会陳鳳琪副部長が終始つききりで案内するという待遇を得ることが出来た。市の経済貿易委員会副市長クラスとの面談、研究機関、訪問工場見学等、一日3ヵ所訪問という密度の濃い日程消化で視察した。内陸まで訪問したいという当方の希望に対し、非常に好意的に対応して貰えました。関係の機関の人達の積極性に心を動かされるものがあった。

3. 内陸視察を必要と考えた要因

沿海型発展は、内陸との不均等発展の傾向を帯び社会的矛盾を深めつつあり、内陸発展との

整合性が今後の中心課題ではないか。そうした漫然たる疑問から、視察日程が決まったのであるが、その問題設定を華南経済視察の中心にしたのは間違いないであろうと実感した。沿海型発展はすでに世界経済システムの中に抱摂されているのではないかと、これがすでに前提条件になっている。



① 東アジアの経済発展戦略のフレームワーク

中国の改革・開放政策を、中国の国内問題として考える向きがあるが、これは世界システムの展開に対応する中国の主体的反応であったのではないか（付表参照）。

アジアNIESの登場に対し、儒教文化圏その他、各種の接近方法があるが、多国籍企業論を生産の国際化過程に沿うものと考え（C・A・ミシャレ）、その生産過程の国際的展開をフォーディズムの周辺部浸透でとらえる（A・リビエツ）と、東アジアの開放経済化は、生産過程の世界化現象として理解されてくる。

1970年OECDのNICS評価に対応し、中国の日中国交回復、国連復帰→現代化が出てくる背景には、アジアNICSへの仲間入り、南南政策の提唱があったと考えられる。

78年の改革開放政策は、マレーシア、インドネシアの開放政策の展開と対応するアジア的現象ではないか？。中国的であると同時にアジア的であるという理解。

中国の「世界認識」の変化に注目したい。

② 外資観についての評価

1980年のザミール・アミンの北京訪問後の中国の従属論に対する論争をどう受けとめたらよいか。（小林弘二編「中国の世界認識と開発戦略」）

外資導入は従属形態に結びつくものか？

東南アジアの「現地化政策」の評価

詳しい形態の「蓄積様式」が誕生しつつあるのではないか？

とくに華僑資本を「同胞」資本として歓迎する傾向

中国の現代的発展と華僑資本の関係

游 仲勳「華僑は中国をどう変えるか」の問題提起

③ 沿海型経済成長の必然的メカニズム

中国の沿海型メカニズムは、日本→NICs→ASEANへと波及しつつある高成長メカニズムに連動していく必然性を持っているようである。すでに多国籍的国際資本は、利潤追求・実現の場を中国内に求めざるを得ない処に来ている。それはアジアングララーの過剰流動性が流れこんでいく闇の部分形成しているのかもしれない。内陸での経済格差は拡大する必然性を持つ。

④ これに対する対応の姿はあるか？

- 東莞市の郷鎮企業と農村戸籍制
- 清遠市の扶貧経済開発試験区指定の意味
- 韶関市の国営企業の民活用の試み

4. 沿海と内陸を結節させる環

- ・内陸型発展は、沿海型発展の波及過程としてとらえられてよいのか。
- ・内陸型にも内因的発展の核を創出し得るのか。

① 波及型政策としての横向型経済連合政策

任 文侠「現代中国の企業経営」によれば

1. 1979～84 初期段階
2. 1984～86 全面的展開段階
3. 1986～88 前進時期

広東省の実態——「広東省年鑑」によれば

とくに「貧困山間地区に対する経済協力合作」

「区域レベル・隣接地区レベルでの経済連合」がある。

② 内因的発展の政策として

イ. 郷鎮企業の推進政策

外向型郷鎮企業 三来一補 委託加工方式の結合

契約期間と合理化的発展

労働集約型誘致——資本集約型改善

労働集約型の内陸浸透

人口計画 農村戸籍労働力との関係

ロ. 資本調達方式

「蓄積様式」の確立への泥臭い展開

ハ. 郷鎮企業の地域別類型モデル

ニ. 韻関市は今から出発するという遅れ

③ 地域的な「成長の極」づくり政策

・清遠市の市政施行 1988年

・扶貧開発試験区指定 1991年

開発試験区 第1期 9.6km² (完了)

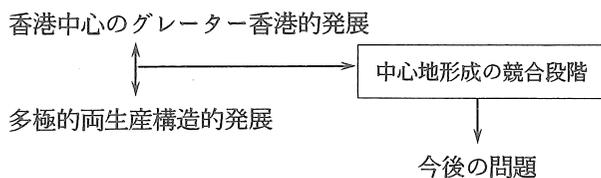
第2期 10km² (実施中)

第3期 10km² (計画)

- ・この計画が実現すれば「地方中核小都市」が形成されるだろう。
- ・郷鎮企業政策が結びつく「小城镇」よりも高い次元が形成される。
- ・「多段階の経済区」の連合政策としての可能性

④ 国民経済的両生産構造圏の形成の可能性

- 現代の発展は軽工業部門、消費財生産部門の発展を中心に行っている。
- 重化学工業部門確立の自覚の発生
- 高欄、南沙、澳頭地区建設計画



(註) 編集士の好意で例会発表のレジメの掲載にしてもらった。論文にまとめるには相当の枚数と時間が必要であり現在の私にはその体力と時間がないので編集工の好意に甘えることにした。大方の御汗しを得たい。

東アジアの経済発展戦略の流れ

	中 国	マレーシア	インドネシア	フィリピン
1958	大躍進時代（8全会）			
59			スカルノ首相 ゴトン・ヨロン内閣	
65	↑	第一回プミプトラ経済会議		マルコス大統領就任
	文化大革命時代			
67	↓		スカルノ首相 外資法制定	
68		ASEAN成立 投資奨励法制定	→	→
69		種族暴動		
71		「自由貿易区」法制定		
72	日中国交回復 国連復帰			小作開放令
74			ジャカルタ反日暴動 外資合併形態義務化 外資輸入禁止分野の拡大	
75	周恩来「4つの現代化」	工業調整法		
76	毛沢東死去 4人組追放	ASEAN工業化プロジェクト 外資出資比率ガイドライン	→	→
78	改革開放政策（11期3中全）		ルビア切下げ	
79	中外合資経営企業法 CITIC設立			
80	経済特区設置			「輸出加工区」導入
81		マハティール 「ルック・イースト」		投資奨励法 関税改革計画
83	国際経済新秩序 ＝南南合作戦略		ルビア28%切下げ （構造調整政策入り）	ペソ27%切下げ
84	14沿海開放都市指定 郷鎮企業へ名称変更	外資出資比率70%許可	出資比率緩和 ノンプリブミ呼称取り止め	ペソ10%切下げ
85	3デルタ開放区指定	投資促進法制定		自動車部品関税下げ
86	外資企業法通過6全代大 重点貧困地域指定	100%外資対象への緩和	外資開放業種拡大 ルビア45%切下げ	アキノ大統領就任 輸出税廃止
87	社会主義初級段階論 （13回党大会）	投資促進法改正	合弁商社の許可 外資現地化義務の緩和	包括投資法制定 包括農地改革法制定
88	中外合作企業法 沿海地区経済発展戦略 台湾同胞投資規定 香港・マカオ同胞投資規定 広東省三来一補規則	国内市場向企業への 外資規制緩和	外銀支店許可 外資卸産業許可	
89		法人税率引下げ	ディレギュレーション政策	
90	上海証券取引所設置		輸入関税引下げ	
91	深圳証券取引所設置		投資規制分野の削減	100%外資投資法の制定
92	中韓国交樹立 「社会主義市場経済路線」 14党大会 鄧小平 華南→上海視察 「南巡講話」			

社会主義圏の崩壊と南北朝鮮関係

民族統一研究院院長 李 秉龍

まず、今日の学術会議の開催のために御苦勞なされた東アジア学会会長及び国際東アジア研究センター理事長を始めとする皆様、この会議にご参加なされた学者・専門家の皆様に心から感謝の意をお伝え致します。今回の会議を通じて、色々実りのある成果を期待しております。

今回の会議では、社会主義圏の改革・開放と北朝鮮の変化展望という大きなテーマに沿って議論がなされると思いますが、長い間、朝鮮半島の統一問題に直接関わってきた本人としては、社会主義圏の大きな変化が起こったこの時点から南北朝鮮関係に関する所見を簡単に述べさせて頂きたいと存じます。

社会主義圏の政治・経済的変革は、ソ・東欧の崩壊、東西冷戦体制の瓦解、東西ドイツの統一などを齎したのみならず世界的な次元においても新国際秩序の構築を促しています。こうした新国際秩序は、理念・体制の間の葛藤と対立が著しく減少された一方、平和と経済発展の重要性が大きく浮き彫りにされつつあることとして特徴づけられます。

現在の朝鮮半島情勢

このような新国際秩序の大勢は、朝鮮半島にも、皮相的でありながら影響を及ぼしています。南北朝鮮は、その分断以降始めて、8次に亙る南北高位級階会談を行い、「基本合意書」(1991・12・13)、「非核化共同宣言」(1992・1・20)及び「基本合意書」の履行・実践のための「付属合意書」を採択・発効させ、南北関係の改善及び統一への期待感を対内対外的に高潮させました。

しかし南北対話は、1993年1月25日の第一次核統制共同委員会の委員長接触を最後に、現在事実上の凍結状態に入っています。さらに北朝鮮は、3月12日にNPT(核拡散禁止条約)脱退を宣言するなど、南北関係改善への期待を霧散させ、朝鮮半島の緊張高潮に対する憂慮を増幅させています。

新国際秩序の脱冷戦的变化にもかかわらず、朝鮮半島の情勢は冷戦的な旧態から完全に脱皮せずにあります。韓国は東欧諸国との修交、韓・ソ修交、韓・中修交などを通して、脱冷戦に積極的に参加してきており、ある意味においては脱冷戦を導いてきたと思います。

周辺情勢が朝鮮半島の平和と安定の方向へ進展しているにも拘らず、南北関係が現在の膠着状態にある理由は何よりも北朝鮮の政策にあります。現在北朝鮮は、体制維持、外交孤立及び経済難の克服などに力を注いでいます。そのために北朝鮮は、次のような三つの次元における対内外政策を推進していると思われます。

第一に、対内的には体制維持のために「北朝鮮式社会主義」の優越性に関する象徴操作を強化

し、金正日後継体制を強化する一方、体制維持に否定的影響がない範囲での「統制された開放」を図りつつ、経済難を解消しようとする政策を進めています。第二に、対外的には核問題による国際的な制裁措置の発動を回避させ、外交孤立を克服するために米国・日本との関係改善を重視しています。第三に、対南関係においては「南北共存」のための南北関係の再調整を図りつつも、「一つの朝鮮」という論理を固執し、統一戦線戦術に基づいた既存の対南戦略を推進する二重性を見せています。

以上のような状況から見ると、現在北朝鮮は、対内的には内部結束のために統制を強化しており、対外的には米国との直接協商を通して核問題を始めとする朝鮮半島の平和・安定・統一諸問題の政治的解決を図るという構図の下で米・北朝鮮会談を重視しつつ、南北対話を米・北朝鮮会談の開催のための下敷き条件の次元に格下げさせています。従って、現在南北朝鮮の間には特使交換のための実務接触が行われていますが、米・北朝鮮会談から核問題に関する具体的な合意がなされるまで、北朝鮮の実質的な南北対話の拒否により、南北関係が梗塞局面から脱皮されることは難しいと思われます。

北朝鮮の変化誘導と朝鮮半島の平和定着のための政策努力

結局、現在の南北関係の発展を妨げている核心問題は、北朝鮮の消極的な対話姿勢であります。従って、朝鮮半島の平和が北東アジア安定の必要条件である側面から、南北対話とこれを通じた朝鮮半島の平和実現のためには、何よりもまず北朝鮮の政策変化が誘導されなければなりません。

従って韓国は、1993年2月25日の新しい文民政府の出帆以降、「民主的国民合意、共存共栄、民族福利」を統一政策の三大基調とし、北朝鮮の体制崩壊と吸収統一を前提とした統一政策ではなく、北朝鮮と共に共存しつつ南北朝鮮の全住民の「民族福利」を具現していく方向からの漸進的・段階的統一政策を推進しています。

しかし北朝鮮の政策変化を誘導するためには、韓国政府の前向きの政策と共に周辺国家の協力的な政策が並行的に推進されなければなりません。同時に北朝鮮の核問題解決のための努力が行われなければなりません。

北朝鮮の開放誘導のために韓国の政策的努力と国際的な開放圧力が並行された上、北朝鮮の核問題が解決され、南北対話が活性化された場合、南北関係はさらに発展できると思います。長期的な観点から南北関係が楽観的に発展を成し遂げれば、南北関係は、南北間交流・協力の活性化、政治・軍事的な信頼構築に基づいて「平和定着及び共存共栄」の方向に向き、韓国政府の提示した「3段階・3基調の統一政策」の「南北和解・協力時代>南北連合>統一」という構図に発展することができると思います。

朝鮮半島の統一実現のための政策協力

一方、統一韓国が政治・経済・軍事大国になる可能性があり、朝鮮半島の現状変化が域内の不安定要因になりうると、南北統一の効果を否定的な立場から憂える見解が存在します。しかし周辺国家が、こうした見解に同調、南北統一を警戒し、消極的な立場を取る必要はないと思います。なぜなら、次のような理由があるからであります。

まず、朝鮮半島問題の究極的な解決は、北東アジア地域の不安定要素の一つを除去する意味において一般的に地域情勢の安定に寄与することです。第二に、韓国政府は、北東アジアの平和と繁栄を前提として北朝鮮の変化を漸進かつ段階的に誘導しつつ、統一を実現させるという目標を立てているので、朝鮮半島統一が北東アジア情勢の急変を招くことはなからうと思います。第三に、朝鮮半島統一は、北東アジアで助成しつつある新しい国際秩序の形成推移と照応する方向に沿って進んで行くと思われます。さらに、域内の不安定要因を管理・統制するために創設される可能性が大きくなった域内の多者間協力機構と関連し、韓国は、その設立に積極参加しつつこの機構が効率的に機能できるように努力すると同時に、この機構への北朝鮮の参与を誘導することによって北朝鮮の軍事的脅威を制御し、朝鮮半島の軍備統制問題を北東アジア地域の軍備統制問題と連係して行きたいと存じます。

こうなると、多者間安保協力の枠組みの中で、南北朝鮮の軍事力が統制され、多者間経済協力の枠組みの中で南北朝鮮の経済が域内国家と共に協同繁栄に導かれることになり、統一韓国の未来、特に軍事力及び経済力を伴った統一韓国の位相が域内国家を脅かす方向に向かうことは考えられません。

結論的にいうと、現在の朝鮮半島情勢における最大の問題は、北朝鮮の核問題といまだに頑なな対南戦略であります。韓国政府は、北朝鮮が誠意ある姿勢から南北対話に臨んでくれるように、現在、最善の努力を注いでおりますが、周辺4国を含む国際社会も北朝鮮の変化が導きだせる積極的な政策を推進し、朝鮮半島の平和を定着させて行かなければならないと思います。

社会主義圏の改革と北韓体制の変化との比較

民族統一研究院北韓研究室室長 徐 載鎮

北韓がどのように変化するだろうか？ この質問に答えるために多くの社会科学的努力が傾けられたが、最も効率的な接近法の一つは、既に変化した社会主義国家と変化していない北韓を比較する方法である。第1に、東欧社会主義国家はソ連の強制的移植によって社会主義体制が形成されたが、北韓は植民地体制の解体過程で社会主義を建設したので、短期間内に構造的抵抗なしに成し遂げた。このような体制建設方式の差異は、体制の正当性に大きな影響を及ぼし、東欧社会主義国家は結局下からの挑戦によって体制が崩壊してしまったが、北韓は未だに下からの挑戦を阻止している。

第2に、東欧及びソ連社会と北韓は、相違した歴史的経験を持っていることから、最近の体制変化と体制固守の差異を説明することができる。1956年20次党大会でのフルシチョフのスターリン批判演説以後、ソ連及び東欧は修正主義の大勢の中で1956年のポーランド事態、ハンガリー事態、1968年のプラハの春を経験した。このような市民運動は反ソ運動、反社会主義運動として特徴づけられる。このような反ソ、反社会主義運動が東欧社会主義全体を揺るがす歴史的渦中で、北韓は全く異なる歴史的経験をしたのである。北韓は、6・25戦争を挑発し、結局大々的な米国の攻撃を受けて全国土が焦土化する歴史的傷を負ったため、反米、反帝国主義が体制支えの効率的な理念的基礎となった。

第3に、スターリン死後東欧社会主義国家の支配理念は、脱スターリン主義かまたは修正主義で特徴づけることができる。しかし、社会主義圏の修正主義は北韓ではソ連及び東欧社会主義国家とは正反対の結果をもたらした。スターリンの偶像崇拝を批判したフルシチョフは金日成の偶像崇拝に対しても批判するや、金日成は経済的・政治的内政干渉であるとして非常に露骨に反撃し遮断と断絶のイデオロギーとしての主体思想を發展させた。

第4に、ソ連及び東欧社会主義体制を崩壊させた要因の一つは、市民社会の発達である。東欧とソ連での市民社会の発達とは対照的に、北韓は市民的自立性と社会的結社体が抑圧された臣民社会として特徴づけられる。

第5に、東欧社会主義体制を変化させたもう一つの要因は、エリート達の中の派閥である。しかし、北韓では多くの要因によって派閥は抑制されている。このような要因の差異のために、その他の社会主義国家が体制変化を経験したのに対して、北韓は安定した権力を維持している。

北韓体制はいままで統治様式、特異な理念体系及び徹底した対外情報遮断政策によって東欧及びソ連でのような体制の変化は経験していない。それにも関わらず、対外的環境変化、経済危機の累積、政治権力交代時期の切迫、社会構造の変化、そして社会的不満の累積によって体制変化

の潜在力は絶えず成長している。特に、経済的問題は、理念、政治体制、対外政策、社会部門にも影響を及ぼしながら変化の圧力要因として作用している。北韓での危機の構造は、社会主義体制に一般的に現れる問題点の他に、金日成の権力維持のために加えられた閉鎖主義、偶像崇拜、社会統制が効率性を喪失しながら深化している。

このような危機局面で北韓指導部は、最近二つの対立した方向の政策を同時に推進しているようにみられる。政治的には社会主義固守のための思想教養をさらに強化しているが、これは社会主義を崩壊させたものが脱冷戦の論理であることからすれば、体制固守に執着する北韓は冷戦論理に凝り固まっているものと特徴づけることができる。しかし、経済的には脱冷戦の論理を追求して対外開放政策で方向転換の試みを行っているものと見られる。最近北韓は請求資金と技術導入を目的に日本との修好を積極的に推進しようとしたし、豆満江流域開発、羅津・先鋒経済特区建設など具体的なプロジェクトを含めてUN加入、南北韓合意書採択など一連の新しい政策を推進している。このような一連の動きはいままで資本主義世界体制からの孤立から脱皮して部分的にでも再編成を試み、自力更生的発展戦略からの変化を試みる明らかな証拠と見ることができる。しかし、核問題のために国際的協力を得ることが出来ず、これまでも推進できずにいる。

北韓体制は今後どのように変化するだろうか？ 金日成が生存する間は体制が維持されるだろうが、金日成死後金正日政権は過渡期的な政権に過ぎないと見られる。金正日が20年間後継準備をしてきたとはいえ、後継者金正日は父金日成の受継者というよりも専一長期執権者の被害者になる可能性が高いということを検討しなければならない。金正日政権は、50余年の間の金日成時代の矛盾と問題点を圧縮的に解決しなければならない課題を抱えているために、金正日政権が現状維持の属性は体制改革への構造的な要求に答えることは難しいだろう。

北韓では1950年代東欧社会主義圏の修正主義化以後、政権安保の論理が経済合理性の論理を圧倒した。北韓経済の回生のためには、経済論理が金正日権力維持の負担から開放される方法しかない。金正日が20年間権力基盤を相当強固化したと見ることが出来るが、金日成死後予想される親金日成反金正日勢力に対する粛清が必然的であるため、核心権力層の中では金正日主導の粛清よりもまず先手を打ってでる勢力があるという事実も無視しがたい。

このようないくつかの事実を考慮してみると、金正日は早期に失脚する可能性がある。金正日の失脚は、経済問題と社会的騒擾に対する解決策をめぐる権力エリート間の葛藤から始まるだろう。金正日政権の失脚は、下からの組織的な抵抗によってよりも上からのクーデターの形式で成される可能性が高いために、社会的混乱なしに秘密裡に政権交代が起こるようになり、新政権が過去の政権に対する否定と批判で新しい正当性を確保するようになる可能性がある。したがって、そのような場合金正日失脚時に大量の難民が発生するなどの事態はないかも知れない。

北韓での金正日政権崩壊は政権交代と見なければならない。政権崩壊が北韓社会主義体制崩壊に直結しない可能性が高い。南韓に吸収される場合、300万に近い既得権層の利益が剥奪される

ことになるので、単独体制を維持する可能性が高い。韓国は北韓で起こり得るこのような体制崩壊に限定してはならず、政権交代の可能性をより重視しなければならない。金正日が失脚し、過去を否定する新しい勢力が登場すれば、改革・開放を推進する可能性が高い。改革開放を指向する新政権は南北関係発展に肯定的な影響を及ぼす可能性が高い。

北朝鮮の伝統文化と改革・開放との関係

民族統一研究院北韓研究室責任研究員 李 宇栄

文化・心理的な要素は他の如何なる社会体制より変化速度が遅い。こうした傾向は社会主義体制を採択したソ連や中国でも例外ではない。社会主義建設の初期にソ連や中国も既存の伝統文化を断絶し、新しい社会主義の文化の移植を図ったが、結局伝統文化と妥協したと考えられる。北朝鮮でも他の社会主義国家と同様に、伝統文化から一方的に離れることはできなかった。

北朝鮮の伝統文化に対する立場は、「反回顧主義」と「反復古主義」という金日成の教示に基づいている。従って北朝鮮では、党性と階級性を強調するなど社会主義の文化建設を推進する過程で、既存文化の封建性に対する批判がなされたのであるが、同時に伝統文化を保存し、その継承にも力を注いでいる。北朝鮮で伝統文化を強調するのは次の理由からである。

第一に、伝統文化の忠・孝のような価値観や家父長的な家族主義が、金日成の唯一指導体制の確立と金正日の権力継承の過程において順機能的に作用したからである。第二に、政権の正当性を反帝国主義に置いている北朝鮮としては、米国や日本の文化に汚染された韓国との差別性を浮き彫りにするために伝統文化を強調している。第三に、主体思想を打ち立てながら文化の主体性が強調されたからである。

北朝鮮では権力と体制維持に既存の伝統文化を適切に活用したと思われる。こうした傾向は現在までも続いており、最近には「孝誠ドギ」「忠誠ドギ」を選び、伝来の民俗名節を復活させる一方、「大家族」という概念を使うなど伝統文化を一層強調している。これは金正日体制の強固化のための一つの方法であると同時に、これから展開する改革・開放に備えて人民の結束を強化するために伝統価値を強調していると思われる。

北朝鮮が伝統文化を政治的に活用することは映画からも見ることができる。北朝鮮での映画は、宣伝・扇動・社会統合のための重要な政治的手段である。北朝鮮の映画は基本的に、唯一指導体制の正当性と金日成の偉大性を浮き彫りにすることに重点を置いており、この過程で伝統的な要素が頻繁に活用されている。伝統家庭の構成員の被害から反日・反米意識が高揚され、金日成は「慈愛なる父」というイメージとして浮かべられる。家族は基本的な社会構成単位になり、兄弟間・父子間の愛情が重視され、長幼有序の価値観も強調される。こうしたテーマの伝達において合理的な説得より感情的な訴えに依存し、構成においても伝統的な様式を活用している。この結果、家父長的な権威主義が強調され、金日成の唯一支配と権力世襲が正当化される。

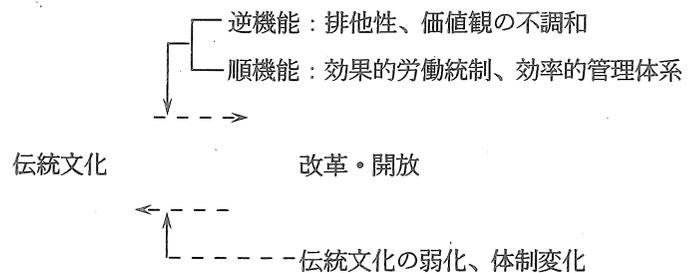
北朝鮮の伝統文化は改革・開放と関連し、基本的には逆機能的な役割を果たす可能性が大きいと思われるが、同時に順機能的な役割を果たす可能性も排除しえない。現在、北朝鮮で強調される忠・孝の価値や集団主義的な性向また家父長的な権威の構造は、個人を中心とし、効率性と合

理性に基づいている西欧の資本主義的な価値体系と符合しない。また主体思想と結びついている伝統文化は、北朝鮮人民に外部文物に対する排他性を育んだので、改革・開放の重要要素である海外資本及び技術の導入とぶつかりあう可能性がある。こうした側面において北朝鮮の伝統文化は改革・開放への障害になる。

しかし、韓国、日本などの儒教圏国家が産業化過程で伝統文化が順機能的な役割を果たした事実を鑑みると、伝統文化が北朝鮮の改革・開放に寄与することも考えられる。家族主義に基づいた労働統制や国家権力を通じた資源効率的な分配、道徳性を媒介とした動機誘因は、北朝鮮の改革・開放の過程にも適用される。

北朝鮮の改革・開放は、北朝鮮の対内外的な危機を克服するために他の手段がないと支配層が判断した場合に可能になる。こうした場合にも、北朝鮮の支配層は人民の社会的な統合力が堅実であると確信してから改革・開放政策を推進すると予想される。従って、北朝鮮の改革・開放が短期的には理念や文化体系に混乱を招くことがないが、長期的には価値観、生活規範などの文化要素の変化を招きかねないと思われる。特に、外部情報と刺激的な資本主義文化の流入は青少年集団を中心として既存文化体系に対する懐疑と不満へ繋がる可能性が高い。

北朝鮮の伝統文化が金日成・金正日体制の確立と持続に重要な役割を果たしたことを考えれば改革・開放による伝統文化の変質は北朝鮮体制の変化に影響を及ぼすことになると思われる。



北韓改革・開放の現況と展望

民族統一研究院北韓研究室責任研究員 金 聖哲

本論文は分断体制、社会構想、周辺環境、リーダーシップ、理念、政治文化、経済的要求などの変数を中心に北韓改革・開放の現況を分析し、それに基づいて展望することに目的がある。

北韓は、1946年民主改革を通じて生産様式の社会主義的改造の基盤を整え、朝鮮戦争後農業、商工業及び手工業の協同化を推進することによって改造を完了した。同時に、権力闘争の中で提起された発展戦略に関する論戦を通して、重工業中心の社会主義経済体制を定立した。しかし、対内外的要因によって北韓は自力更生もしくは民族的自立経済という原則の下で外部と断絶した体制発展を図ったため、60年代後半に入って成長の鈍化を経験するようになった。70年代の対西方開放と80年代の合営法の採択及び独立採算制の実施で経済体制の活力を取り戻そうとする北韓の試みは、権力継承、理念的硬直性などの問題で構造的変化を随伴しないごく制限的で選択的な改革・開放を推進するものであった。北韓は90年代初めに至って「羅津・先鋒自由経済貿易地域」を設置して外資誘致関連法規を整備するなど、法的小および制度的装置を整えた。しかし、核問題をはじめとする懸案問題で北韓の開放政策が足踏み状態にあり、現体制が持続される限り、懸案問題が解決されるとしても改革には消極的であり、自由経済貿易地帯と他地域を局地的に断絶させた状態で推進される制限的開放になるものと見られる。

変数間の関係分析による改革・開放の中・長期的展望を要約してみれば、次のようになる。ここでは変数別に評価し、その次にこれに基づいて関係を図式化してみることにしよう。

- (1) 分断体系管理：南北が分断されているという事実によって、他の変数と同じ水準で扱われるよりも、因果関係の連続線上で原因として作用すると見ることができる。この変数はどのような政治勢力が権力を掌握しようとも、政治体制の安定が必要であることを正当化させる。すなわち、政治的リーダーシップを合理化させる変数である。
- (2) 社会構造：北韓のように統制された社会でも、社会構造は次のような側面で変化した。第1に、ほぼ50年にわたって社会主義体制が存続してくる間に体制内で活動する行為者が世代交代を通して大部分変わった。第2に、産業化の結果、新中間階級と呼べる潜在的な社会階級が形成された。第3に、多くの帰順者もしくは訪問者の指摘のように腐敗が深刻な程度に波及しているが、これは非合法的・私的領域は公的領域を浸食して入り込んでいる兆候と見ることができる。このような変化は、思想教養の内面化を阻害したり、あるいは少なくともそれが成功していないことを反映しているといえる。
- (3) 周辺環境：ソ連及び東欧社会主義体制の崩壊と中国の改革・開放の推進は、北韓経済をさらに沈滞させた一方、北韓に対しても改革・開放による問題解決の要求を増大させていると

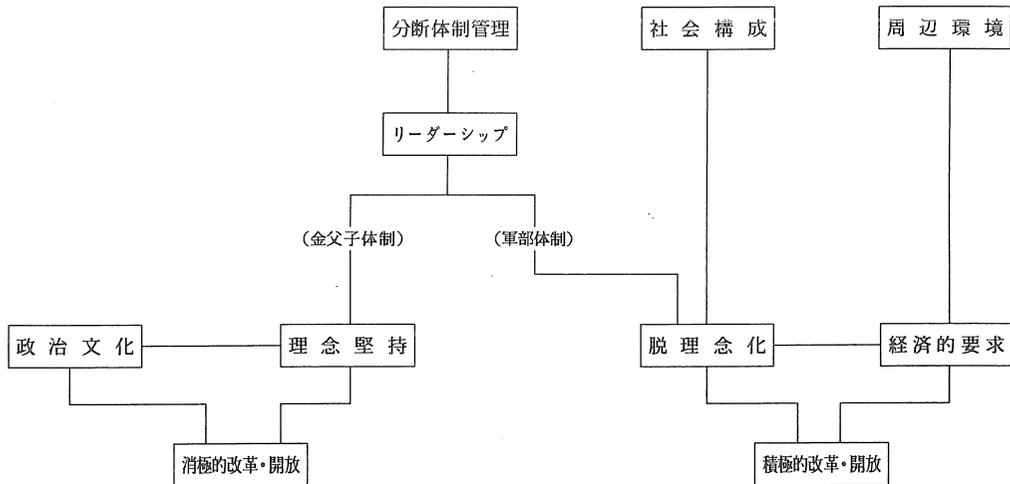
いえる。このような解釈は次のような二つの認識に根拠している。一つは、ソ連及び東欧で社会主義体制の実験が失敗したという事実の裏面では冷戦終息による経済論理優位の新しい国際秩序が形成される側面があるために、北韓は利点を充分に利用することが出来るという点である。

- (4) リーダーシップ：既存社会主義体制で最高エリートの交代が主要政策決定過程の修正または理念の機能的変化などを招来した点を考慮するならば、金日成死亡後のリーダーシップの勢力構成にしたがって北韓が全く異なる選択の道を探ることも有り得る。万一金日成・金正日の権力継承が順調でなく政治的不安定が続くなら、結集力が強い政治勢力が登場して脱金日成主義化を推進しながら、改革・開放の加速化を通じた正当性の獲得を図るであろう。この場合、分析体制という特性のために軍部の登場の可能性が最も高いといえる。その反面、金日成の死後、金正日への権力継承が滞りなく進められ彼の支配が確固としたものになる場合、北韓は主体思想を引き続き堅持しながら、選択的で制限的な改革・開放を推進して行くだろう。
- (5) 理念：北韓の現体制理念の発展は、金日成唯一支配体制に起因したもので、金日成死後金正日体制が維持される場合には問題にならないが、それ以外の政治勢力が登場する場合、脱理念化が積極的に推進されるか、あるいは理念の実質的機能が事実上消滅するようになるだろう。しかし、留意すべきことは、主体思想が金正日によって堅持されたとしても、これが北韓の改革・開放の可能性を完全に排除する要因として作用するとは断言できないという点である。1978年以後中国は、一方で形式上4つの基本原則を堅持しながらも、党政の機能分化及び機構の縮小改編を通して官僚的統制メカニズムを移管させながら改革・開放を推進してきている。金正日体制が確立して社会統合及び体制維持に対する能力及び自信感を持つようになれば、理念の比重が総体的に縮小するであろう。
- (6) 政治文化：儒教文化の家父長的伝統は集団主義と首領論の確立に寄与し、日帝植民地支配と朝鮮戦争は反米・反日意識を深化させた。このような北韓の政治文化は西方世界に対する否定的意識を深化させて、物質的動機誘因による経済的人間像を許容しないことによって、体制の改革・開放に消極的な機能をすると見ることができる。このような政治文化は主体思想の堅持と相関関係を持っている。
- (7) 経済的要求：北韓の経済は最近3年間マイナス成長を記録するほど沈滞一路にある。万一経済的要求のみを考慮してみれば、現在の北韓は経済回復のために改革・開放を通じた必死の努力を傾げざるを得ない。これは、社会主義圏の退潮でロシア及び中国がこれ以上の後援者の役割を遂行することが出来ないために、さらにそうである。北韓のこうした努力は、最近開放のための制度化を通して現れている。しかし、問題はこのような経済的な変数が決して独自の作用し得ないという点である。

以上の7つの変数間の関係を図式化すれば、次の図のようになる。

変数間の関係を分析するに当たって、次のような点に注目しなければならないだろう。北韓はいずれにしても改革・開放を推進するであろう。問題となるのはその深度である。深度を決定する重要な変数は、やはりリーダーシップであるといえる。すなわち、リーダーシップの構成が改革・開放の深度を分ける分岐点（bifurcation）において重要な変数である。金正日への権力継承が70年代初盤から用意周到に推進されてきてその結果金正日が党のみならず最近では軍部まで掌握するようになったというが、金日成の個人的なカリスマと党・軍及び官僚の金日成に対する指示が金正日にも無事に転移され得るかどうかは疑問である。権力継承が成功せず、軍部が登場するようになり、理念による支配よりも第3世界での開発独裁のような現象が起こる可能性が高い。

図 改革・開放と関連する変数間の関係



朝鮮の社会・政治状況を見聞して

北九州大学外国語学部教授 前田 康博

〔はじめに〕

韓国民族統一研究院と東アジア学会合同の研究会は、日韓双方の研究者、学者が朝鮮半島情勢について日頃の研究成果を報告し、意見を交換する貴重な場と考え、私なりに把握している朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の現状について報告したいと思います。

昨年（93年7月）まで30年間、ジャーナリストとして朝鮮半島情勢を研究分析してきました。したがって通常の学者・研究者の朝鮮研究とは異なった立場、アプローチからの報告になります。下記に記したように93年4月、北朝鮮を単独訪問したのを含め過去8回訪朝を行いました。

8回のうち3回は記者としての取材中心、5回は研究者としての立場から学術交流を主として行いました。日朝漁業交渉にあたった久野忠治元衆議院議員は22回訪朝したといわれますが、ジャーナリストの訪朝ではもっとも多いほうでしょう。

- ☆84/09. 社会科学院、金日成総合大学訪問
- ☆87/09. 非核平和国際会議参加
- ☆89/06. 13回世界青年学生祭典取材
- ☆90/10. 第2回南北首相会談取材
- ☆91/08. 第1回日本ジャーナリスト訪朝団、金主席と単一会見
- ☆91/10. 第4回南北首相会談取材
- ☆92/08. 国際政治研究者訪朝団、東海岸経済開発地域単独視察
- ☆93/04. 単独訪朝

したがってこの報告は「現地観察ノート」の一部という性格を持っています。

〔日韓の北朝鮮研究における相違点〕

韓国におけるいわゆる〔北韓研究〕と、日本における「朝鮮研究」の間には共通性もありますが、またその研究目的において異なることが多いと思います。それは南北朝鮮間には「分断と統一」という重い課題がある一方、日本からは隣邦である朝鮮半島全体の情勢を、第三者として、客観的に、中立的に分析する必要があるからです。

また日本と韓国の間には国交があり、「韓国研究者」も多数存在し、韓国研究も盛んです。他方、北朝鮮とは国交がないために、北朝鮮研究者も少なく、北朝鮮の現状分析そのものが相対的に寡少であることがしばしば指摘されています。このため日本の立場からすると、広くはアジア研究という観点から見て、分断状態にある朝鮮半島について、南北を等しく視野におさめて、“等距離”の研究対象にする必要があると考えています。

〔北朝鮮の党・政府要人について〕

- 金日成主席
- 金容淳書記（最高人民会議外交委員長・前朝鮮労働党国際部長）
- 黄長燁書記（元金日成総合大学学長）
- 崔泰福（党国際部長・前教育部委員長・元金策工業大学学長）
- 鄭準基（対外文化連絡協会委員長・元副首相、現朝日親善協会顧問）
- 呉文漢（朝日親善協会副委員長、強制連行・従軍慰安婦問題調査委員長）
- 延亨黙（首相・当時）
- 姜錫柱（第一外務次官）
- 玄俊極（労働新聞社長＝責任主筆）
- 全今哲（祖国統一委員会委員長）
- 田仁徹（朝日国交正常化交渉代表＝死去）＝肩書は93年4月現在。
- その他、外交部、国家建設部、原子力工業部、対外事業部高官ら。

8回の訪朝を通じて会見したり、懇談した主な人物は上記のように金日成主席に90分の午餐（昼食）に招かれたのを含め、朝鮮労働党書記、部長・副部長（大臣・次官級）、局長級など30人余にのぼります。金日成主席との会見の模様についてはすでに詳細に発表していますのでここでは省略しますが、ソ連邦の崩壊、東欧激変をどうみているかについて興味のある発言をしていましたのでその部分を紹介します。

金主席は、ソ連・東欧諸国との距離を置いた北朝鮮の独自路線がいかに正しかったか――を強調し、「ウリシク（我々の方式）」でやるという決意の表明でした。

金主席は「モスクワで雨が降れば、自分の上には降ってもいないのに傘を差すような人がいました」と東欧の指導者たちを皮肉り、「いま、かれらはどこにいます？ みんな消えてしまいましたよ」と大きなジェスチャーで笑い飛ばしました。

さらに、「私たちはワルシャワ条約にもコメコンにも参加しませんでした。当時多くの国々が“社会主義共同体万歳”と叫びましたが、いまやすべて消え去ってしまいました」と述べました。つまり金主席は、北朝鮮がソ連の衛星国にならず、自主・自立・自衛を原則としており、一連のソ連事態にもなんらの思想的、政治的な影響を受けなかったことを説明しようとしたのでしょう。

〔崔泰福書記と単独会見〕

93年4月の訪朝では、党国際部長に就任したばかりの崔泰福書記との会見が中心でした。北朝鮮が3月12日に核拡散防止条約（NPT）からの脱退を表明、その後、国際原子力機関（IAEA）から査察問題が国連安保理に上程され、関係各国の動向が世界の注目を集めている最中でした。

4月4日午後から労働党本部のある建物で懇談したのですが、崔書記は、「NPT条約脱退が確定する6月12日までに十分な時間があり、核査察問題はIAEAと共和国が十分な話し合いを続行すれば解決は可能だ」との見通しを明らかにしていました。北朝鮮の脱退が核兵器開発につながるというのは米国など一部の国の宣伝にしかすぎないと主張し、金主席の『核兵器を作る意思も能力もない』との言葉を引用しながら、「わが国は今後も核エネルギーの平和利用以外の核開発を進めることはありえない」と強調していました。⁽⁴⁾

このほか崔書記は南北対話、日朝・米朝関係の改善問題と核査察問題とはまったく別次元のものであり、韓国との間で合意した「朝鮮半島の非核化に関する共同声明」を遵守する方針に変更はないと言明していました。

崔書記は61歳、日本統治時代を経験しており、日本語もできるとのことでした。現在は政治局員候補で、金策工業大学総長や教育委員会（文部省）委員長などを務め、科学教育畑です。前任の金容淳書記が最高人民会議外交委員長に転じた後、92年12月、国際部長に就任したと発表されました。訪朝した日本人と会見したのはこれが初めてということでした。NPT脱退表明の後、北朝鮮は外国人の入国を厳しく制限しており、北朝鮮の党・政府指導部要人が訪朝した外国人に直接、この問題について政策説明を行ったのも初のケースと説明していました。

崔書記は、IAEA当局のわが国の核関連施設に対する査察は5回目まで順調だったが、6回目から突如、他の2施設に対しても査察が必要だと態度を豹変させてきたと述べ、「米国がチーム・スピリット（米韓合同軍事演習）の再開を強硬する口実としてIAEAを利用したもので、この2月までにシナリオができていたのだ」と米国を強く批判しました。崔書記はその理由として、米国は究極的に北朝鮮の社会主義システムの崩壊を企図しているからだと説明していましたが、韓国への批判は避けていたのが印象的でした。

NPT脱退に関する世界的な反響について、崔書記は「日本などでは米国の報道などによって誤解されているが、わが国の最高利益を守るためやむを得ずとった緊急措置だったと理解してほしい」と語っていました。

脱退再考の可能性については明言を避けたものの、米国とIAEAの“一部階層”が態度を変化させることが前提だとし、「3か月の間に事態を良い方向に進展させる機会があれば、そのために話し合いを続けて行くべきだ」と述べ、IAEAとの「不一致」点は、データの精密な分析など専門家間の協議で解決が十分可能との見方を繰り返していました。

崔書記は翌5日には社会党の久保巨副委員長（当時）と深田肇組織局長（同）と会い、同様の見解を述べています。

〔金容淳書記の印象〕

これまでの訪朝のたびにもっとも多く会ったのは金容淳書記です。⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁷⁾

93年4月はスペイン方面を歴訪中で会えませんでした。なぜ党国際部長の要職を離れ、崔泰福氏に代わったのかは不明でした。いくつかの情報を総合すると、金容淳書記は90年9月の金丸・田辺訪朝および三党共同声明や自ら団長となった朝鮮労働党代表団訪日など日朝交渉の責任者だったが、92年11日の第8回日朝国交正常化交渉の決裂を受けて、北朝鮮の外交方針が対米交渉を最優先する方向に代わったのを受けて、対米政策立案を受け持つことになった――というものでした。事実、92年1日に同書記は初めて北朝鮮の党要人としてニューヨーク入りし、ブッシュ政権下のカンター国務次官と会談しています。

ついで多く会った要人は黄長燁書記です。長老の書記であり、金日成総合大学の学長を10数年務め、主体思想の実際の執筆者ともいわれる北朝鮮でいちばんのイデオログです。

訪朝する外国人は同書記の傘下にある社会科学院で主体思想について長い説明を受けるといわれています。93年春にも来日し、日朝友好運動関係者たちと懇談する機会にもお会いしました。植民地時代に東京神田で学生としてを過ごしたという情報もあり、金主席および金正日書記の側近中の最高の知日派として対日政策の中樞を占めているといわれます。

田仁徹氏は日朝国交交渉の代表団長でしたが、92年に死去しました。

誠実な人柄で知られ、北京での外国人記者との会見でも丁寧に説明し、日本報道陣からも好感を持たれていました。平壤で会った際は、いつも日朝関係正常化の必要性を強調していましたが、いまは決裂している日朝交渉もやがて再開されるときが来るでしょうが、北朝鮮にとって惜しい人材をなくしたといえます。日朝問題では金永南外相に次ぐポストの姜錫柱⁽⁸⁾第一次官は北朝鮮の次代を担う典型的なテクノクラートの一人でしたが、その直後から米朝会談の主役として93年以来、大きな外交的成果を収めて注目されています。

通常、平壤滞在中は要人会見のほか、その直属の部下、側近と会うことが多く、これは会見の席上で、どのような話題が出るのか、こちらの意向をあらかじめ聞くためと思われます。打ち合わせというより、こちらの関心のあるテーマを事前に汲み取って、場合によっては、その方面の専門家を陪席させたり、別にブリーフの場を設けるためのようで、まったく無駄なく時間が経過します。93年4月の訪朝の際は、核査察問題や北朝鮮の原子力政策についての資料や情報を収集するのが目的であり、その趣旨に沿うためとして、原子力工業部の最高責任者および平壤北方90キロにある寧辺の核関連施設現場から技術者ら5人がわざわざ私の宿舎まで来てくれ、2日にわたり数時間の説明を聞くことができました。

この原子力部門関係者の意見を総合すると、北朝鮮は核エネルギーを平和利用に限定して、使用するべく技術の開発を進めており、IAEAの査察にも何ら隠すものはないとのことでした。IAEAと北朝鮮との主張の相違点となったプルトニウムの抽出量については「データを慎重に検討すれば、解決することであり、ことさら米国が疑惑を募らせ、騒ぐのは他に意図があるとか思えない。石油資源のない国として、他の国々と同様、原子力発電による電力確保はなんとして

も成就しなければならない」との説明でした。またIAEAがさらに査察を求めてきた2施設は核関連のものではなく、軍事施設であり、ここを見せる必要はまったくないという主張でした。

このほか訪朝の際は、経済、文化、歴史分野などの意見交換を北朝鮮側に要求しているため、ぎっしり要人や高官との会見・懇談の予定がぎっしり入り、寝る時間もないほどです。

食事だけは原則として三食ともホテルに帰って、決まった時間に食堂で取ります。夕食後もホテル付近の日本式料理店でおでんや寿司を囲んで深夜まで中堅官僚たちと意見交換の機会が続きます。これらの店の多くは在日朝鮮人が合弁企業として進出し、経営を受け持っています。兌換紙幣払いで日本円はそのまま通用します。いずれの場合も当方が支払います。

〔訪問した各地の表情〕

93年4月の訪朝は4日間で、もっとも短い旅行でした。私の平壤滞在は1週間、10日間、2週間が多く、下記に記したように毎回、各地を見て回っています。

92年の訪朝からビデオカメラを持参して撮影しましたが、非武装地帯から板門店の休戦監視委員会のある建物まで従来は厳重な警戒のためステールカメラの撮影もできなかったところも自由に撮影することができました。これは私だけでなく、ジャーナリスト訪朝団、国際政治研究者訪朝団ともにメンバー全員が驚くほど開放的で、このビデオ撮影をめぐるエピソード一つをとっても北朝鮮が軍事的に警戒心を大幅に緩和していることが指摘されます。米国の軍事偵察衛星が飛び交い、地上のジープのナンバーもはっきりと読み取っている時代に厳しい報道管制は無用になっていることも背景にあります。つまり軍事対決の様相は今後も完全になくなるものではないにしても、幅2キロメートルの非武装地帯内の警戒態勢は目に見える限りで外国人に対してもかなり緩めていると思われれます。

訪朝者の訪れる“定食コース”の一番手は、上記の非武装地帯から板門店の停戦会議場、開城市方面で、ついで平壤—元山間高速道路を利用して元山市へ、そして東海岸を南下して金剛山の観光でしょう。元山市から東海岸を北上することは外国人に認められていません。すなわち平壤—元山を結ぶ線の以南には主要な工業、戦略的に重要な地域はありません。韓国もソウル以北、軍事境界線までの間に重要な工業施設はなく、人口の希薄な村落と山林、田畑地帯が広がっています。

朝鮮半島の広大な中部地帯は比較的気候、地形などの点からも他地域より恵まれたところですが、南北ともに戦争再発を想定して、これまでほとんど未開発のままに放置せざるを得なかったとみられます。

- 沙里院
- 開城
- 板門店
- 南浦
- 大安
- 妙香山
- 元山
- 金剛山
- 清津
- 羅津
- 先鋒

長期戦に在韓米軍および韓国軍と戦えるよう、平壤—元山線以北の中ロ国境に近い山岳地帯までの間に重要拠点が散在しています。

中でも清津は東海岸ではもっとも元山に近く、人口は70万人と、平壤に次ぐ同国第2の工業都市となっています。米軍の空爆に備え、主要施設、工場群は地下、半地下に設けられているといえます。

北朝鮮は84年に西側諸国との経済・貿易関係の拡大を目指し、「合営（合弁）法」を制定し、88年には政務院（内閣）に合弁事業部を新設しています。また91年10月に金正宇・対外経済事業部次官が羅津港・先鋒一帯を経済貿易地区に指定する法令を決定すると明らかにし、同年末になって清津を自由貿易港に、羅津・先鋒地区を「自由経済貿易地帯」にしました。つまり東海岸の工業・港湾地帯の開発を海外からの外資導入と合弁事業によって推進することを決めたわけです。この戦略的にも重要な地域を一部とはいえ積極的に外国人に見せているのは、対外“開放”政策が本格的に始動しはじめている兆候として重要な意味を持っています。91年度の貿易は対ソ激減、対中急増となりました。夏の金達玄副首相兼対外経済委員長の訪韓もあり、南北交易規模は年間2億ドルになっています。92年10月には最高人民会議で外国人投資法、合作法、外国人企業法の三法案を採択しています。平壤—羅津間の600キロには空路はなく、私は平壤から長距離列車で片道18時間余を掛け、清津、羅津、先鋒を経て豆満江河口まで4泊5日の踏査を行いました。(9)

清津、羅津のホテルには中国人技師、ビジネスマンが多く宿泊、中朝の経済・貿易関係の活発な面を示していました。

〔対外開放への強い意欲と準備状況〕

北朝鮮が南北対話の進展をてこに、北朝鮮式の“開放”政策を取り始めたのは90年初めからとみられます。それは板門店から開城を経て平壤まで真っ直ぐ延びる全長170キロメートルの平壤—板門店高速道路が90年から本格的に工事が進められ、92年初に完成したことからわかります。すでに南北首相会談のため韓国の首相や代表団が自動車で平壤入りをしています。それまでは列車で開城—平壤間を4時間、夜行列車で6時間近く掛けていたのに比べ、2時間の旅程に変わりました。

これも戦争再発を想定した場合、北朝鮮側から見て、一気に北進される危険な道路になるわけであり、南北和解の進展と米国との関係改善を織り込んだ具体的な現象と見るができます。

長期的に見て、この道路は南北間を結ぶ経済の大動脈となることは間違いありません。

私は2年間に合計3往復しましたが、一緒に旅行した運転手や案内の指導員、対外文化連絡協会の幹部たちも近いうちに南北間の交易は東西海岸の内海航路とこの陸路で活発化するだろうと明るい表情で語っていました。

北朝鮮では中国のように「改革・開放路線」と称してはいませんが、多くの高官が外国との貿

易規模・経済協力の拡大を口にしており、国を閉ざして孤立化を望んでいる兆候はどこにも見られません。93年春以来、米国との緊張関係から外国人の入国を認めていませんが、これはあくまでもチーム・スピリットの実施など軍事的に不安定な状況の中で外国人を多数滞在させることは安全上よくないとの判断からであると聞きました。

それほど対米関係では危機感を募らせているということであり、日本など外部からは北朝鮮のこのような南からの脅威、戦争の恐怖、武力制裁への警戒心は理解されにくいところです。

平壤から西海岸の西海閘門は国力、人力を傾けて完成させただけに、諸外国人は決まってこの見学に誘われます。平壤中心部の地上150メートルの主体思想塔とならんで「ぜひ見せたい所の一つ」となっています。何度見ても展望台からの景観はすばらしく、長い堤防と大小の閘門を開閉して10万トン、5万トンの貨物船が海から大同江へと出入りする光景は壮観です。広大な干拓地帯の造成、大同江の水位調節、工業・農業用水の確保――と、一石何鳥もの経済効果をもたらしていることは間違いありません。

大同江流域には南浦市があります。92年の人口が約60万人で、西海岸最大、同国第3位の工業都市との説明でしたが、2、3年のうちに南浦が清津を抜いて100万都市になるだろうということでした。近くには大安重機連合企業所など重化学工業地帯を抱えており、この西海岸に多数の労働者を受け入れるために住宅を建設していると聞きました。南浦も西海閘門も非武装地帯にもっとも近く南からジェット機なら数分で到達できる距離であり、空爆に遭えばひとたまりもない地域です。したがって戦争再発の可能性があれば、このような南浦地区を拡張したり、重要な海上施設である大規模な閘門などを建設しようとはしないでしょう。

〔独自の改革開放路線の始動〕

金主席も、東海岸開発を北朝鮮のみの経済発展だけでなく周辺国との関係も考慮していることをうかがわせる発言をしていました。「ソ連は長らくモンゴルを飲み込んでいましたが、最近ついに吐き出しました。ソ連から離脱したモンゴルの経済開発は急務です。同国にはよい石炭資源があり、私がかつて訪問した際、開発を支援してほしいと依頼されたが、わが国には余力がないので、他のもっと大きな国に要請したらどうかといったことがあります。またモンゴルは内陸国なので、外国との貿易にわが国の東海岸の先鋒、羅津、清津などの港湾を利用したらと提案しました。日本の新潟は目の前だし、諸外国との交易を拡大できます」と語ったのですが、これは海部首相（当時）がモンゴルを訪問した直後だったので、これを念頭に置いた発言であり、モンゴルと日本の経済交流の仲介をするという多角的な構想を練っているものとみられます。

東アジア経済圏の「要」としてこれら東海岸の各港湾・工業都市を活用し諸外国との貿易、経済交流を盛んにするという具体的な発言が金主席の口から直接行われたのは珍しいと思います。

平壤では91年8月のゴルバチョフ軟禁からソ連共産党解体までの出来事を「ソ連事態」と表現

し、党機関紙『労働新聞』やテレビのニュースでも事件発生から詳しく報道していました。市民レベルでもほぼ正確にソ連の激変を把握していることが分かりました。

平壤の情報量は日本や欧米と比べると極端に少ないのは事実ですが、根も葉もない噂や根拠のない謀略としか思えない情報、誤認させることを意図したニュース報道はまずありません。その点では日本や韓国のマスメディアの虚実混交の報道姿勢の方が多くの問題を抱えていることがわかります。平壤の各メディアは朝鮮労働党の強い指導の下にあり、社会主義諸国の激変については、事実関係を知らせることで、逆に「ウリシク」で事態を乗り切ろうとしているように見受けられました。

ビルの屋上のネオンなども党のスローガンがほとんどですが、「党が決断すれば、我々は成す」という文言は以前からありましたが、ソ連・東欧激変後は北朝鮮の強い社会主義建設路線堅持への意思をより強固にするスローガンになっています。

〔東西海岸の開発競争激化か〕

韓国の大宇財閥の金宇中会長が訪朝して南浦や西海閘門を視察した後、ここが南北の将来の経済交流の重要拠点になるだろうと指摘しました。豊富で質の高い労働力を活用して繊維産業の分野での合併計画を作成し、当時の盧政権が大宇グループに工業団地の建設など北朝鮮との合併事業について承認しました。だがその後の核査察問題が障害になって延期になっている経緯があります。

これとは対照的に現代グループの鄭周永会長（当時）は89年2月に訪朝した際、元山から金剛山一帯にかけて南北の共同開発に大きな期待を寄せていました。鄭氏が同地方の出身という要素もありますが、良港に恵まれ、広い後背地を持つ東海岸工業地帯がこのところ急浮上している環日本海経済圏構想のなかで重要な位置を占めていることに着目していることは間違いありません。現代、大宇をはじめ韓国の多数の財閥群が経済活性化を求め、北朝鮮の東西両海岸に事業展開の熱いまなざしを送っているのは北朝鮮でも十分認識しているようです。

そこで北朝鮮としては東西両海岸を同時に、本格的な開発を始動させようとしているものと思われれます。つまり南浦地区の100万都市建設プロジェクトはもっとも早く南北経済交流の受け皿になるとして、できるかぎり自力で南北合併の下地を作っておこうとしています。一方、東海岸と豆満江河口域開発は中ロ両国にもまたがる国際プロジェクトであり、日本海沿岸各国との経済協力、国連開発計画（UNDP）など国際組織・金融機関の大掛かりな支援を受けて実現する――との腹案が固まりつつあるように思います。

〔道路網作りと対南交流への布石〕

平壤—元山間の高速道路沿いには見るべき重要施設はなく、のどかな田園地帯が広がっています。84年以来、5度往復しましたが、稲作のほか麦、トウモロコシ畑が続き、特に丘陵部の斜面も段々畑として開墾されていました。夏から秋にかけての訪朝が多く、車窓から収穫期前後の沿道の様子がうかがえましたが、不作、凶作という現象にはぶつかりませんでした。元山から金剛山へは84年当時はバスはおろか小型乗用車も通れないでこぼこの未舗装路で高級車のベンツが悲鳴を挙げて運んでくれました。かつて南まで通じていた鉄道は線路が外されたまま道床だけが残っており、牛や山羊が繋がれていました。

説明ではいつでも線路が敷設できるように道床の補修をしており、早く元山—金剛山間に列車を通したいとのことでした。金剛山へ向かって左手の海岸線は鉄条網が平行しており、スパイの上陸を防止するため電流を流す碍子付きの電線が続いていました。時折見掛ける兵士は少女のような女性ばかりで、身の丈よりも大きい小銃を担いで歩哨に立っていました。84年夏当時はソウルが大水害に見舞われ、北朝鮮からセメントとコメが韓国に贈られたことがあります。そのとき金剛山北郊を通りかかりましたが、北朝鮮の中部地方も大きな被害を受け、小川の多くの橋が流失していました。住民が川底で、残った橋脚をハンマーでこつこつとたたき割っていました。人海戦術で石を取り除き橋桁を架け直すのですが、どこにもブルドーザーやダンプ一台も見当たらず、全て人力に頼っていました。文字通り北朝鮮の人民にとっても貴重なセメントとコメをさいて南に贈ったものでしょう。89年秋に同じところを通りましたが、世界青年学生祭典の開催に合わせ、外国から多数の観光客を迎えることになり、元山から立派な舗装道路が完成していました。

北朝鮮ではこのような大きな建設工事でも軍隊などが難所部分の工事を行うものの、大半の工事は当該地区の住民組織が動員され、完成させていると聞きました。片側1.5車線ほどで、乗用車の大きな揺れから見て舗装技術は完全なものとはいえませんが、早朝から住民が竹ほうきで車道を掃き清めている光景は、北朝鮮が“手作りの社会主義国”ではないかというかねてからの持論を裏付けてくれるものでした。

この道路も軍事的な緊張が激しかった80年前半までは考えられなかった現象の一つであり、北朝鮮が89年末の米ソ冷戦終結、東西対立状態の変化がやがて朝鮮半島にも及ぶことを織り込んだ国内建設を進めてきた証左といえるでしょう。

〔中ソとの交易、バーター取り引きが主流〕

北朝鮮がロシア極東部に森林伐採、農園労働のため、常時5万から10万人の青年労働者が派遣され、その見返りに原油、材木を購入していることは広く知られています。交易の決済にはこのほか北朝鮮から果実類（林檎など）、軽工業品（農機具など）が輸出されていると聞きました。

ロシアと異なり、中国は80年代と90年代では北朝鮮向けの原油供給を変化させず、また価格も

ソ連より「かなり安価」（前述の北京の交易専門家の話）だということです。決済方法も中国元あるいは朝鮮側の提供できる物産（非鉄金属、生鮮食料品、海産物など）でよいとする形を変えていません。

在京の中国外交官の話では、中朝間の貿易はいわゆる“帳面交易”であり、帳面には記載するだけで実際には現金決済をすることはなく、一定の量に達したら差額をゼロにする「帳消し交易」であると述べました。つまり中国側が恒常的に大幅な輸出超過になっており、中国が友好的に処理するのが長年のしきたりとなっています。また中央レベルでの貿易だけでなく、長大な国境をはさんで朝鮮族を軸に地方レベルの「国境交易」が年々盛んになっていますが、これはバーター形式が基本ということです。

中国は92年8月に北朝鮮との国境都市、丹東市が「国境経済協力区」を設置することを認めています。これは北朝鮮の対外経済開放を側面から促進する目的を持っていると言われています。

しかし中国の外国との貿易関係が近代化されるにつれ、「どんぶり勘定」式の帳面貿易がいつまでも続くか分からない状態です。ソ連と北朝鮮との貿易、経済関係は、ロシアが深刻な経済苦境から抜け出せないため、やむなくドライな経済関係へ移行せざるを得なくなったわけであり、旧コメコン機構内のモンゴルや東欧各国などとも同様で、朝ソ間だけの特異な現象ではないという話でした。この点、中朝関係は依然として、緊密な友好関係を維持した特殊な間柄が継続しているとみて間違いはないでしょう。平壤に長期滞在の商社員は、中国側の経済規模拡大に伴い、朝鮮側物産の取扱高、および供給価格も急上昇していると指摘していました。

92年以降、統計面では朝ロ、朝中間の交易高はいずれも増大していませんが、バーター取引きの比率は増える一方で、実質交易量は年々増加しているということです。北朝鮮で詳細な経済統計、貿易統計を入手することはまだむずかしく、ロシア・中国との経済関係にどのような変化が生じているかを示すのは困難なようです。

注

- (1) 『労働新聞』1991/09/12
- (2) 前田康博 『金日成主席の素顔』（サンデー毎日）1991/10/27
- (3) “ 『主席・金日成』（SBB出版編）1992/01
- (4) “ 『毎日新聞』1992/04/05「崔泰福書記と会見」
- (5) “ 『毎日新聞』1990/10/17「金正日書記が強い指導力」
- (6) “ 『毎日新聞』1991/09/04「社会主義、動揺ない」
- (7) “ 『毎日新聞』1991/09/15「豆満江、日朝中ソで開発を」
- (8) “ 『毎日新聞』1990/10/20「日朝交渉準備整った」
- (9) “ 『毎日新聞』1992/09/25「開発と開放進む羅津・先鋒」

- (10) “ 『毎日新聞』1991/09/12「日・モンゴル交流、仲介。港湾を提供」
- (11) “ 前掲サンデー毎日1991/10/27

朝鮮経済と『豆満江開発』

西南学院大学商学部教授 小川 雄平

1. 朝鮮経済の動向

朝鮮の経済不振が伝えられて久しい。朝鮮は統計数字を一切発表していないので、韓国推計値に頼らざるを得ないが、それによれば、1990年 -3.7%、91年 -5.2%、92年 -7.6%、93年も -4.3%と見積もられ、90年以来4年間もマイナス成長が続いている。こうした経済不振の原因は、朝鮮経済が大きく依存してきた旧ソ連・東欧が体制崩壊し、政治的にも経済的にも混乱したことにある。

朝鮮にとって旧ソ連・東欧は、機械・設備など生産財の輸入先であると同時に、軽工業品の主要な輸出先でもあった。加えて旧ソ連とりわけロシアは、年間80万トンの原油の供給先でもあったのである。こうした旧ソ連・東欧の体制崩壊は、朝鮮への生産財や原油の供給を激減させ、朝鮮の軽工業品の販路を縮小することになった。例えば、ロシアからの原油の供給は、90年には41万トンに半減、91年には30万トンの契約に対して、7月までの引渡しは僅かに4.1トンという有様である（注1）。朝鮮経済が打撃を受けたことはいうまでもない。

さらに悪いことに、ロシアが貿易決済のバーターから外貨決済への移行を通告、続いて中国も「友好価格・バーター取引」から「国際市場価格・外貨決済」への移行を表明、91年から国際市場価格による取引が、92年からは外貨決済による取引が実施に移されたのである（注2）。後で見るように、朝鮮は「輸入を賄うための輸出」という原則を放棄し、輸出拡大・外貨稼得に乗り出さざるを得なくなる。

経済不振は、電力不足や食糧不足も相俟って深刻化しているのであるが、もちろん朝鮮政府当局は黙って手をこまねいていたわけではない。起死回生の秘策として出されたのが、91年末に政務院決定をみた「自由経済貿易地帯」である。これは、後述するいわゆる「豆満（図們）江開発」の一環として、清津港・羅津港の自由港化と羅津・先鋒地区を中心とした国境地域の開放化を宣言し、この地域に外資を導入して外貨の稼得と経済の活性化とを図ろうとしたものである。しかし、今日に至るも、この構想は所期の成果を挙げてはいない。外資は1件も進出していないのである。その原因はどこにあるのであろうか。

朝鮮の開放政策が定着しておらずリスクが大きという政治的要因を別とすれば、原因は清津・羅津の港の停滞にある。筆者が92年8月末-9月初めに現地を訪れて受けた説明では、両港ともに稼働率は40%に過ぎない。港が活性化し、定期航路が整わなければ、いかに勤勉で安価な労働力があろうとも、辺境の「自由経済貿易地帯」に外資が進出することは考えられない。港の活性化を図ることが急務である。

おそらく朝鮮は、ロシアが日本や韓国との貿易の拡大によって港湾整備の不足が顕在化し、そうなれば朝鮮の港湾を利用するようになるに違いないと考えていたのであろう。実際ロシアは、広軌道・標準軌道の混合線で結ばれている朝鮮の羅津港を中継港として利用している。しかし、経済混乱からロシアの対日対韓貿易は拡大せず、したがってロシアの朝鮮港湾の利用も少なく、結果として羅津港や清津港の活性化が図れないのである。

2. 貿易動向と新貿易システムの導入

朝鮮の貿易動向を見てみよう。表1に示される通り、80年代後半からの対中国・ロシア貿易赤字の急増が大きな特徴である。ちなみに、88年の朝鮮の貿易赤字に占める中ロ両国の割合は87.3%に達している。「自力更生」の朝鮮は、どうしても輸入に頼らざるを得ないものに限って輸入し、こうした輸入需要を賄うために輸出を行うという原則を堅持してきたが、中国・ロシアからの原油や機械設備の輸入増は、それに見合った輸出商品を見いだし得なかったのである。「輸入需要を賄うための輸出」という原則は破綻してしまった。

両国に対する貿易赤字は、結局は「援助」という形で棚上げにされた。しかし、その金額が巨額になれば、中国もロシアも黙認し得なくなる。こうして、貿易の決済方式が「友好価格でバーター」から「国際市場価格でハードカレンシー決済」に改変されるに至るのである。ロシアとは90年から全面的に移行、中国とは91年に先ず国際市場価格による取引への移行が行われ、92年から外貨決済取引への移行が始まっている。

朝鮮としては輸出増・外貨稼得が至上命令となる。そのためには貿易の拡大を図らねばならない。こうして朝鮮は、92年12月から貿易のシステムを変更することになった。それは、ゴルパチョフ体制下の旧ソ連が貿易の拡大を狙って貿易業務の分権化を図ったのと軌を一にしている。すなわち、対外経済機構が従来の政務院貿易部と対外経済事業部の統廃合によって「対外経済委員会」に一元化されるとともに、政務院の各委員会と各部が国家貿易を、地方の行政経済委員会が地方貿易を、各々独自に行えるように改革がなされたのである（注3）。生産者が直接貿易にタッチできるようになったといつてよい。

表1 朝鮮の輸出入貿易の推移

単位：100万ドル

	輸 出	輸 入	輸出入計	収 支	対中・ロ収支	其他収支
1984	1,110.6	1,289.7	2,400.3	-179.1	-21.3	-157.8
1985	1,130.0	1,716.6	2,846.6	-586.6	-419.5	-167.1
1986	1,311.4	2,034.5	3,345.9	-723.1	-570.1	-153.0
1987	1,468.6	2,568.4	4,037.0	-1,099.8	-798.8	-301.0
1988	1,822.1	3,199.2	5,021.3	-1,377.1	-1,201.8	-175.3
1989	1,702.3	2,904.7	4,607.0	-1,202.4	-982.2	-220.2
1990	1,868.2	2,921.0	4,789.2	-1,052.8	-892.1	-160.7
1991	1,090.0	1,629.0	2,719.0	-539.0	-502.9	-36.1
1992	1,293.5	1,506.7	2,800.2	-213.2	-142.2	-71.0

出所：日本貿易振興会『北朝鮮の経済と貿易の展望』及び『通商弘報』を修正引用。

貿易システムの変更は、朝鮮の貿易重視の現れであるといつてよい。深刻な経済不振が貿易に対する根本的な見直しを迫ったのである。旧ソ連に代わって最大の貿易相手国となった中国との貿易が「国際市場価格による外貨決済」となったことも外貨需要を急増させた。ちなみに、中国の朝鮮向け原油の輸出価格は、90年の1バレル63.7ドル（友好価格）から91年には134.1ドルに倍増している。その結果、朝鮮の対中輸入に占める原油輸入の比重は28.1%にも達している（表2参照）。「国際市場価格による外貨決済」ということであれば、原油の購入先は中国に限定されなくなる。92年の筆者の聞き取り調査でも、イランやリビアからも原油を輸入しているとのことであった。朝鮮はイランやイラクに兵器を輸出した実績があるので、兵器と原油のバーター取引も考えられよう。

それはともかく、外貨稼得のためには輸出振興を図らざるを得ない。事実、93年12月の朝鮮労働党中央委員会総会では、第3次七ヵ年計画（1987-93年）の未達成を率直に認め、農業・軽工業への優先投資と並んで「貿易第一主義」が強調されている。日本への鉄鉱石の輸出再開や紳士服の委託加工輸出の増大、韓国への各種委託加工輸出の急増（93年の韓国の搬入金額基準で43件、433万8,000ドル、前年比7.8倍増（注4））は、朝鮮が輸出振興に力を入れ始めたことの現れであろう。

表2 中国の対朝鮮原油輸出

(単位：数量トン、金額100万ドル、単価ドル)

	1988	1989	1990	1991	1992
対朝鮮 数量	1,202,021	1,091,778	1,062,551	1,101,836	1,016,941
金額	74.22	60.99	67.65	147.71	123.00
単価	61.7	55.9	63.7	134.1	121.0
対世界 数量	27,494,813	25,681,622	24,911,758	25,162,730	21,831,904
金額	2,638.31	2,958.71	3,817.75	3,266.18	2,790.33
単価	97.4	115.2	153.3	129.8	127.8
対朝鮮総輸出	345.35	377.37	358.16	524.78	541.11
原油の比重	21.5	16.2	18.9	28.1	22.7

出所：『中国対外経済貿易年鑑』（各年版）による。

最近の新聞報道によれば、朝鮮は91年末に設定した「自由経済貿易地帯」を前面的に開放するとともに、94年内に南浦市と新義州市にも2平方キロメートルと3平方キロメートルの経済開放区を設置し、中国企業については平壤近郊を含めた内陸部への進出を認めるという（注5）。朝鮮は、貿易にとどまらず、中国型の全面的な開放路線に取り組み始めたようである。

3. 对中国国境貿易の増大

朝鮮と中国・ロシアとの貿易取引には、政府間協定に基づく貿易取引以外に、国境地帯で実施される「国境貿易」がある。中国との国境貿易は、咸鏡北道と中国吉林省の間、平安北道と中国遼寧省の間で行われ、ロシアとの国境貿易は、咸鏡北道とロシアの沿海地方との間で行われている。ソ連の解体やバーターからハードカレンシー決済への移行によって縮小を余儀なくされた国家間貿易とは対照的に、最近の国境貿易は活況を呈している。

表3 朝鮮の对中国国境貿易総括表

(単位：万ドル)

	1987	1988	1989	1990	1991	1992
対吉林省 輸入	4,511	5,378	6,831	1,853	4,428	12,000
輸出	4,054	5,417	7,140	1,319	4,844	10,000
小計	8,565	10,795	13,972	3,172	9,272	22,000
対遼寧省 輸入	175	473	1,021	1,195	2,449	N.A.
輸出	N.A.	N.A.	N.A.	604	718	N.A.
小計	N.A.	N.A.	N.A.	1,799	3,167	4,320
国境貿易計 輸入	4,686	5,851	7,852	3,048	6,877	N.A.
輸出	N.A.	N.A.	N.A.	1,923	5,562	N.A.
合計	N.A.	N.A.	N.A.	4,971	12,439	26,320
対中取引計 輸入	27,711	34,535	37,737	39,398	57,726	54,111
輸出	23,619	23,367	18,535	11,212	7,710	15,546
合計	51,330	57,902	56,272	50,610	65,436	69,657

出所：『中国対外経済貿易年鑑』、『吉林統計年鑑』及び筆者の聞き取り調査。

政府間協定の制約を受けない国境貿易はバーター取引が中心であるから、原油等の戦略物資の輸入に貴重な外貨を割当て、それ以外の物資の輸入は国境貿易を通して外貨を節約するという機能分担が行われるからである。加えて、先に見たように、貿易システムの改変によって地方が直接貿易業務に携わるようになったことも、国境貿易拡大の主要因であるといつてよい。ちなみに、朝鮮咸鏡北道と中国吉林省との国境貿易は、92年の1億ドル規模から、93年には3億ドルに急増している（注6）。

中国側資料によって最近の国境貿易の動向を見ておくと、80年代後半以来順調に発展している。しかし、90年は激減している。これは、政治経済的混乱からロシアからの供給が滞り、例えば木材に代表されるロシア-朝鮮-中国の国境三角貿易が甚大な影響を受けたからである。91年に入って回復の兆しが現れ、91年の国境貿易は1億2,000万ドルにまで回復、同年の中・朝間の全取引額の約2割を占めるに至った。92年も取引は活況を呈しており、年内で2億6,000万ドルを超えている。

表3から、朝鮮の対中総取引額に占める国境貿易の比重を見ておけば、輸入が12%、輸出は実に72%を占める計算になる（91年）。対中輸入の大宗を占める原油等の戦略物資は国境貿易では取り扱われないために、国境貿易による輸入シェアは小さい。しかし、対中輸出の方は国境貿易に担われているといつても過言ではない。朝鮮側から再三中国に対して国境貿易拡大の申し入れがあるのも、故無しとはしないのである。

ところで、吉林省との国境貿易は輸出入がほぼ見合っているのに対して、遼寧省との国境貿易は朝鮮側の一方的な入超を示している。これはどうしてであろうか。吉林省との国境貿易では、中国側の提供する大豆・とうもろこし等の食糧や衣料、雑貨等と朝鮮側からの木材、海産品、米等がバーターで取引引きされるのに対して、遼寧省との場合は現金決済による取引が中心となっているからである。いまして敷衍しておこう。

表4 遼寧省との国境貿易（1991年）

（単位：万ドル）

現金決済取引	バーター取引	親族訪問取引	合計	自由取引
2,000	1,100	100	3,200	300-400万元

④自由取引とは大鹿島などでの自由な取引で、貿易統計には計上されない。
出所：筆者の聞き取り調査。

朝鮮と遼寧省との国交貿易は、鴨緑江を挟んで対峙する朝鮮平安北道新義州市と中国遼寧省丹東市を窓口にして行われている。丹東市が黄海に面した港湾都市であることから、ここでは、朝鮮側が、吉林省との取引では入手出来ない工業品や工業用原料を購入したり、国内物価上昇時に肉・卵・食用油・穀物等をスポット買いしたりする取引が中心となる。したがって、表4

の現金決済取引の8割は朝鮮側の外貨での買い付け分である。丹東市の貿易関係者によれば、朝鮮の国家管理の貿易商社が外貨を保有しており、外貨で必要な商品を買付けるのだという。

バーター取引も、土産品中心の吉林省とのそれとは異なって、例えば、新義州市がロシアから輸入した鉄鋼と丹東市が中国南部から仕入れた電気機器が交換されるといった具合に、国際的な商品が中心である。

親族訪問取引とは、丹東市在住の朝鮮族が朝鮮や韓国内の親族を訪問した際の取引を指すが、いわゆる担ぎ屋も少なくない。丹東市の貿易関係者からの聞き取り調査によれば、中国側から家電製品・日用雑貨品や食用油等が持ち出され、朝鮮側からは魚の乾物や林檎等が持ち帰られるようである。まれに、日本製のカラーテレビやダイヤモンドが持ち帰られることもあるという。在日朝鮮人親族からの贈物が廻り回ってきたのであろう。91年の朝鮮族の親族訪問延べ人数は1万7000人、うち韓国を訪問した延べ人数は400人であった。中国側は取引の振興を図るべく、持込み・持ち出しの制限を撤廃しているという。最近、朝鮮側が吉林省図們市と対峙する国境の南陽市に自由取引の場を設けた結果、「担ぎ屋」の多くは丹東市から図們市の方へと移動したという（注7）。

なお、表4の自由取引とは、「辺民互市貿易」と称される、政府が全く干渉しない取引を指し、特別に設定された場で国境住民が小額取引を自由に行うのである。筆者の聞き取り調査では、中国側は大鹿島と鴨緑江上流の2カ所を、朝鮮側は水運島を、各々開放して自由取引を認めている。大鹿島付近の海上では中国・朝鮮の船に日本や韓国の船も入り交じり、取引は賑わいをみせているし、水運島でも中・朝の取引は活発だという。中国と朝鮮は消費財と水産物を交易し、日本や韓国は中国・朝鮮から水産物を買付けているようである。丹東市は、「開発区」の商業貿易ビル内を含めて、自由取引の場を7カ所に拡大し、取引の振興を図る意向と聞く。今後、修交なった韓国からバイヤーが大々的に参加するようになれば、取引に相乗効果が生まれ、中・朝・韓の国境貿易は飛躍的な発展をみよう。

4. 対ロシア国境貿易と労務輸出問題

朝鮮の対ロシア国境貿易に関する資料は皆無である。朝鮮側はもちろん、ロシア側も数字を一切公表していない。朝鮮対外経済交流推進委員会での聞き取り調査（92年9月実施）では、ロシアとの貿易は国家間協定に基づく取引と地方貿易とがあるが、地方貿易はロシア極東貿易会社（外国貿易公団の極東事務所）との間で貿易額を取り決め、その範囲内で実施してきたという。87年に極東地域が自主権を持つようになって拡大したが、金額的には中国との国境貿易よりは少ないとの説明を受けた。中国との国境貿易は、最近は年間1億ドルを超えている。朝鮮側の説明が正しいとすれば、ロシアとの国境貿易は、往復で年間高々1億ドル規模と見積られよう。提供される取引品目は、朝鮮側からの衣料品を中心とする消費財、ロシア側からの水

産物や材木・トラック等である。朝鮮側からの消費財には、ロシアからの原料を加工したものも少なからずあるという。

ロシアとの取引では、朝鮮側は、消費財の他に、積極的な労務輸出をも行っている。労務輸出は、労働者をロシアに送り込んで森林伐採や農漁業・鉱業労働、工場労働、建設労働に従事させ、その対価として木材・水産物・無煙炭やトラック・ダンプカー等の現物支給を受けるのである。派遣労働者には朝鮮内貨で賃金が支払われる。労務輸出の対価として得られた木材・水産物・無煙炭やトラック・ダンプカー等は、その多くがまた中国に再輸出され、例えば中国からの食糧や石炭・石油等の輸入代金に充てられる。必要なものを輸入するために輸出するという貿易政策の下でも、こうした三角貿易はかなり頻繁に行われてきたようである。最近の貿易振興、とりわけ輸出振興の方針の下で、労務輸出の重要性は以前にも増して大きくなってきている。

労務輸出の中では森林伐採が最大の項目である。森林伐採事業は、政府間林業協定に基づき、ハバロフスク地方に9箇所、アムール州に4箇所ある朝鮮の木材調達企業が朝鮮人労働者とロシア製機械を使用し、アムール州およびハバロフスク地方の森林を伐採して木材を生産するもので、1967年から始まっている。90年までの林業協定によれば、木材の配分はロシア側61対朝鮮側39、製板の配分は56対54で、毎年1万5,000人の朝鮮人労働者が約300万立方メートルの木材と35万立方メートルの製板を生産している。91年に新しい林業協定が締結され、93年まで従来の生産量が維持されることになったが、朝鮮の取り分は35.5%に削減されることになったという(注8)。

ところで、最近になって、こうした朝鮮人労働者による森林伐採が問題になり始めた。自由化の進んだロシア社会が過酷な労働を強いられている朝鮮人労働者の存在を問題視し始めたのである。ロシア人権擁護委員会の作業現場視察に同行した記者が朝鮮人労働者の労働条件の実情や「監獄」の存在を報道したことが人々の関心を集めることとなった。ロシア政府も人権問題を無視するわけにはいなくなり、93年末で期限切れとなる林業協定を更改する条件として「作業員の人権を守る」という一項を朝鮮側に求めたところ拒否されたという。朝鮮側にしてみれば、伐採作業は志願制であり、高賃金を支給しているのであるから、作業員の移動の自由や労働条件の改善等は考えられないということであろう。とりわけ、作業員の移動の自由を認めることは、作業員を通してロシアの開放の波が伐採作業場に、ひいては朝鮮社会に押し寄せることを意味している。朝鮮としては、認めることは出来ない。協定更改交渉は行き詰まった。実際、ウラジオストクの太平洋放送は、ロシア政府の決定によりハバロフスク地方とアムール州にある朝鮮の木材調達企業の解散と朝鮮人労働者の強制退去が94年初めから開始されると報道している(注9)。

さらに、93年末には、伐採作業現場から逃亡して韓国に亡命した朝鮮人労働者が現れるに至

り、改めてこの問題に世界の関心が集まることになった。伐採作業に従事する労働者は朝鮮国内の労働者よりも賃金は高いが、最近では外貨稼得のために契約外の過酷な労働が求められること等から逃亡者が増加しているという。韓国政府関係者によれば、在ロシア韓国公館に亡命を申請した朝鮮人労働者は100人以上にのぼり、他にロシア社会に潜んだり、中国やモンゴルに逃げ込んだ者を加えると、逃亡者は数百人に達するという（注10）。このように国際問題化すると、ロシア政府はいよいよ安易な妥協を図れなくなる。林業協定は更改されないままに、現在は半年間延長の仮合意の下で伐採作業が続けられているに過ぎない。朝鮮にとっては早急に解決すべき大きな課題である。

80年代末からは、森林伐採以外の労務にも朝鮮から労働者が派遣されるようになった。表5に示されるように、シベリア・極東地域における農業労働、建設労働、工場労働、炭坑・岩塩坑労働である。その数はおよそ8,000人である。ハバロフスク地方・アムール州・プリムエ地帯では2,000人の朝鮮人労働者が豆・野菜・穀物を栽培するとともに、冬の農閑期には農業施設の建設に従事したという。また、同地域の別の2,000人の労働者はアパートや社会諸施設の建設労働に、ウラジオストク市では500人が病院やアパートの建設労働に従事している。工場労働としては、ユルジク市の冷蔵庫工場で家庭用冷蔵庫の生産に従事した事例が報告されている。この他、炭坑・岩塩坑で石炭や岩塩の採掘に従事している労働者も少なくないが、詳細は不明である。これらの労働に対する対価は、森林伐採労働同様に現物支給であり、ロシア側と朝鮮側とが生産物を折半する。建設労働に対しては乗用車やトラック・ダンプカー等が支給されるようである。

表5 朝鮮の対ロシア（シベリア・極東地域）労働力輸出

労 務 内 容	就 労 地 域	人 数
森林伐採・木材生産	ハバロフスク地方、アムール州	15,000
農 業 労 働	ハバロフスク地方、アムール州、プリムエ地帯	2,000
建 設 労 働	ハバロフスク地方、アムール州、プリムエ地帯	2,000
炭 坑 ・ 岩 塩 坑 労 働	ブリャート共和国、イルクーツク地域	
建 設 労 働	ウラジオストク市	500
工 場 労 働	ユルジク市	50以上
そ の 他 と も 計		23,000

出所：バレンティナ・モイセーエフ「ソ連と北朝鮮の経済協力」（『日朝貿易』404号）

筆者の聞き取り調査（92年8月末実施）の際の朝鮮側の説明では、合弁の繊維・食品加工工場に朝鮮製の機械と朝鮮人労働者を派遣し、生産を行っているというが、朝鮮人労働者の数は不明である。アムール州やナホトカ市の統計には、朝鮮系企業が各々2社（操業中は1社）と

3社（投資額1万1,000ドル）掲載されており（注11）、極東地域に進出している朝鮮企業は10社前後のようである。

ところで、労務輸出はいか程に評価されるのであろうか。海外派遣労働者の数は5万人とも10万人ともいわれるが（注12）、ここでは森林伐採を中心に、シベリア・極東地域への労務輸出2万3,000人と見て、推計してみよう。同じくロシアに労務輸出を行っている中国吉林省の統計によれば、92年に派遣した労働者は1万620人で7,192万ドルの収入を得ている（注13）。この数字を根拠に朝鮮の労務輸出稼得額を算出してみると1億5,500万ドルとなる。労働力が最大の輸出品を構成していることになる。

労働の対価として受け取る木材・石炭・岩塩や工業製品は転売することで外貨稼得も可能である。実際、ロシアからの木材や乗用車・トラック・ダンプカー等は中国に転売されている。例えば92年の中国の貿易統計によれば、中国は朝鮮から木材20万立方メートル・1,125万ドル、乗用車6,198台・5,332万ドル、トラック79台・721万ドル、ダンプカー634台・1,437万ドルを輸入している。これら4品目だけで8,615万ドル、中国の対朝鮮輸入総額1億5,546万ドルの55.4%に達している（注14）。朝鮮の対中国輸出はロシアから獲得した労働対価の再輸出で成り立っているといっても過言ではない。換言すれば、ロシアへの労務輸出が対中国貿易を支えているのである。ところが、最大の貿易相手国である中国との取引が「国際市場価格に基づく外貨決済」に切り替わり、朝鮮は戦略物資である原油の輸入のためにますます多くの外貨を必要としている。そのような折、最大の外貨稼得手段である労務輸出の一角が「人権問題」から崩れようとしているのである。

最近の新聞報道によれば、朝鮮政府は労働者の海外派遣を増大させる計画である。新たにラオスへ2万人の森林伐採労働者を派遣するのを始め、ロシアへも増員を計画、加えて中東・アフリカへの建設労働者の派遣等、合計10万人規模の労働者の海外派遣を計画しているという（注15）。いうまでもなく、深刻な経済不振が工業の生産・輸出を萎縮させ、外貨稼得の途として労務輸出に依存せざるを得なくなっているのである。ロシアとの林業協定更改問題は、朝鮮経済の命運を賭けた大問題であるといつてよい。

5. 豆満（図們）江開発の可能性

豆満江（中国名：図們江）は、中朝国境の白頭山（中国名：長白山）の天池に源を発し、およそ500キロメートルの中朝国境を流れる国境河川である。河口は日本海に注いでいるが、中国領は河口から上流15キロメートルの地点で終わっており、ここから河口までは朝鮮とロシアの国境を流れることになる。

この河川が注目を集める所以は、日本海への出口の確保を悲願とする中国吉林省が90年に国際会議で下流域の開発構想を提議したのに続いて、91年に国連開発計画（UNDP）がこの構想

を積極的に支援する意向を打ち出したからである。吉林省の開発構想とは、日本海への出海航行権を確保した上で、中国領の最下流部の防川に港を建設し、港から河口までの河幅を拡張するとともに浚渫して大型船の航行を可能にすることで、日本海沿岸地域との直接経済交流の途を追求しようというものである。

それでは、この開発構想の実現可能性はどうであろうか。最大の問題は資金調達である。大型の船舶を通過させようとするれば、平均水深3メートル・平均河幅300-500メートルという下流域の浚渫と河幅の拡張は不可欠である。加えて、地形の関係で図們江下流は土砂が堆積し易く、河の浚渫は定期的に必要だといわれている。また、港の建設と港までの鉄道・道路の建設も莫大な資金を必要とする。

問題は資金だけではない。図們江下流は兩岸に山が迫っていて風が強いこともあって、11月初めから翌年の4月初めまで、実に5ヵ月もの間凍結するという。とするなら、莫大な資金を投じて欠陥港を建設するより、鉄道で連結され、かつまた近距離にある朝鮮の不凍港（清津港や羅津港）を利用した方が現実的であることは論を俟たない。

これに対して、朝鮮でも豆満江の開発に関する内部討議が1988年以来続けられてきた。中国とは違い、自国内の開発は独自の計画で推進すべきで、協力と調整は副次的な問題であるとする朝鮮は、1991年12月に、国境地域の羅津・先鋒を中心とする621平方キロメートルを「自由経済貿易地帯」に指定し、対外開放するに至った。外資の導入によって、政治体制には出来る限り影響を及ぼさずに経済の活性化を促したいと願う朝鮮にとっては、東北アジアの中心に位置し、欧州へのランドブリッジ（大陸橋）の起点となり得ると同時に、首都平壤から遠く離れた辺境の地である羅津・先鋒地区は、対外開放には打って付けの地域だからである。

こうして朝鮮は、「自由経済貿易地帯」の具体的開発計画として、次のような構想をもって（注16）。

- (1) 清津・羅津・先鋒港の国際自由港化：「自由経済貿易地帯」に属する羅津・先鋒港はもちろん、清津港をも自由港として開放する。
- (2) 港湾の整備と能力増強：清津港と羅津港の港湾能力は各々800万トンと300万トンであるが、貨物処理設備の導入と倉庫スペースの拡張により、各々1,000万トンにまで増強される。長期的には、両港の能力を合わせて5,000万トンに増強、加えて雄尚に5,000万トン規模の原油・コンテナ専用港を新設し（現在は先鋒港が原油を、雄尚港が木材を専門に取り扱っている）、この地域の総港湾能力を1億トンとする。
- (3) 都市の建設：「自由経済貿易地帯」の現在の人口は13.1万人であるが、羅津市と先鋒の市街地を連結して75万人の商業都市を、また雄尚の新港建設により25万人規模の新都市を建設する。
- (4) 鉄道の整備：国境地帯には全長405キロメートルの循環鉄道網（清津-三鋒-南陽-訓戒-

豆満江－羅津－清津）があり、南陽で中国の図們、豆満江でロシアのハサンと連結しているが、第1段階として、168キロメートルの電化、羅津－訓戒間126キロメートルの複線化、訓戒－中国琿春間の鉄橋復旧、三鋒－中国開山屯間の鉄橋復旧、豆満江－ハサン間の鉄橋増設を行う。第2段階として、古茂山－訓戒間169キロメートルの複線化を行う。その結果、この地域の貨物輸送能力は1億890万トンに増強される。

- (5) 道路の整備：羅津－セビョル間71キロメートル、羅津－豆満江間18キロメートル、清津－南陽間131キロメートルに高速道路を建設し、中国の図們・琿春、ロシアのハサンと連結することで貨物輸送能力は年間6,000万トンに増強される。
- (6) 空港建設：西藩湖の近くに国際空港（4キロメートル×12キロメートル）を建設する。
- (7) 観光開発：西藩湖・東藩湖等豊かな自然に恵まれているので、観光開発して、年間数百万人の観光客を誘致する。

以上に見たように、朝鮮の開発構想は、港湾・鉄道・道路等のインフラストラクチャーを整備し、外資を導入して経済の活性化を図ろうとするものである。いうまでもなく、計画全てを実行に移すことは不可能である。そこで、さしあたっては、42億ドルの費用を見込んで、清津港と羅津港の整備を行うとともに国際空港の建設に着手する予定である。朝鮮は既に40億ドルの費用をかけて西海開門を建設した実績があり、国内外からの資金調達も可能で、93年後半から着工するという（注17）。確かに、港の整備と空港建設に限れば、計画の実現可能性は高い。

ところで、上の計画には一つの前提条件がある。それは、清津港・羅津港ともに、ロシアと中国の港湾施設利用の増大を見込んで整備・拡張計画を立てていることである。実際、清津港・羅津港ともに稼働率は40%に過ぎず、現状では大きな余力がある。ロシアは羅津港を利用しているが、中国の利用は清津港・羅津港ともに高々1万トンに過ぎないという。朝鮮としては、施設の整備が遅れているロシアの港湾事情では拡大する日本や韓国との貿易に対応し得ず、ロシアと広軌・標準軌の混合線で結ばれている清津港や羅津港の利用が飛躍的に拡大するであろうとの予想があった。加えて、港湾を持たない中国吉林省が農産物の輸出港として利用を拡大させるであろうとの読みもあった。吉林省の鉄道は朝鮮の鉄道と直結しており、清津港や羅津港の利用は、大連港経由に比べて大幅な距離の短縮につながるからである。事実、朝鮮は、吉林省の利用を見越して、50万トンの穀物倉庫を清津港に設置している。

ところが、政治経済の混乱がロシアの貿易取引を萎縮させており、また吉林省も清津港や羅津港を利用する意向がなく、朝鮮の期待は完全に裏切られている。港湾の利用拡大が見込めなければ、稼働率の低い清津港・羅津港の整備拡張計画は意味を持たなくなる。それはまた、外資にとってインセンティブの消失を意味し、「自由経済貿易地帯」の構想そのものをも無意味にしよう。

朝鮮にとって、さらに事態は悪くなった。中国吉林省が現実路線を採り、ロシア沿海地方ハ

サン地区のザルビノ港を賃借することになったからである。中国は図們江下流に防川新港を建設し、大がかりな浚渫を行うことの非現実性に早くから気付いており、防川新港に代替する港湾として朝鮮の羅津港・清津港やロシアのポシエツ港の利用を考えていた。とりわけ清津港・羅津港は吉林省と標準軌道で直結されており、追加投資の必要もなく直ちに利用できるという点で願ってもないものであった。モンゴルにとっても、中国の吉林省を経て朝鮮の清津・羅津港に出るルートは最短ルートを意味した。それはまた、中国モンゴル国境地域の鉄道修復がなればヨーロッパへの最短のランド・ブリッジでもある。

しかし、吉林省は、朝鮮に対する不信心からロシアと交渉し、結局、ザルビノ港を賃借することになるのである。関係者からの聞き取り調査から判明したことは、朝鮮の港湾の荷捌きに問題があるらしいこと、とうもろこしを積んだ貨車が朝鮮側から戻らず、一挙に不信心が増幅したこと、利用料金が高く、大連経由に比べて何等メリットが認められないこと、等である。こうした事情が清津港・羅津港の利用を断念させ、ロシアの港湾利用の途を選択させたようである。

ところで、吉林省はロシアとの間に鉄道を持たない。ザルビノ港の利用にあたっては、本来漁港であったことから貨物港への改修が必要であるとともに、吉林省との間に鉄道を敷設することも不可欠の条件となる。こうして中国は、水深12メートル、2万トン級の貨物船の出入りが可能だとされるザルビノ港を自身の資金で改修し、岸壁を500メートルに延長、倉庫や税関施設も設置して、年間取扱能力を250万トンにまで増強する（現行120万トン）計画だという（注18）。協定によれば、吉林省鉄路港口指揮部とロシアのハサン商港株式会社とが合弁でザルビノ港株式会社を設立し、港の改修と経営業務に責任を持つことになる。

こうして、吉林省は、悲願であった日本海への出口を確保することになった。衝撃を受けたのは朝鮮である。中国が利用しなければ清津港・羅津港の改修は無意味となり、港の活性化が図られなければ「自由経済貿易地帯」への外資導入も望めない。不振を極める経済が立ち直りの糸口も掴めないままに、「開放路線」は頓挫してしまう。こうした状況下で、93年3月、朝鮮側は中国政府との間で「豆満江（図們江）地域開発に関する二国間協定」を締結する。同協定の成立を契機に、吉林省との間で「豆満江下流地域の鉄道・港湾の共同建設に関する協定」（93年10）が締結され、港湾・鉄道・道路の整備が始められることになる（注19）。次に、その一端を見ておこう。

新聞報道によれば、朝鮮咸鏡北道行政経済委員会と中国吉林省延辺朝鮮族自治州政府は共同で清津東港を開発し、94年から50年間の共同使用の協定を結んだという。ザルビノ港というカードを保有した吉林省に対して、朝鮮も強かな交渉で実をあげたようである。というのは、朝鮮側が使用を認めるのは開発の遅れた清津東港であり、中国側に3億5,000万元の資金で貨物積み卸し施設やホテルの建設等港内設備の充実を求め、中朝国境の会寧から清津までの幹線道路

95キロメートルの補修工事をも負担させる内容になっているからである。香港紙の報道によれば、清津東港の開発資金 3 億 7,000 万元を出資するのは吉林省延吉市公共交通物資貿易公司であるという（注20）。

さらに、吉林省の関係者によれば、吉林省は朝鮮との間で羅津港の整備・共同利用についても協定を締結したという。羅津港の整備に関しては、韓国の三星グループと吉林省東北アジア鉄道港湾集团有限公司との合弁で、6,000 万ドルを投じてコンテナ・バースと鉄道輸送専門バースを建設する計画である。また、図們から羅津港までの輸送力を増強するために、吉林省・韓国・朝鮮の共同出資（費用 1,000 万ドル）で、琿春西の七戸洞と朝鮮の訓戒間 5 キロメートルを鉄道で繋ぐ計画だという（注21）。いずれも、94年6月までに着工し、年内に完成させる予定だというが、三星グループが出資するのであれば、実現の可能性は大きい。

6. 動き始めたユーラシア・ランドブリッジ構想

最近、ユーラシア大陸を横断して東アジアとヨーロッパとを鉄道でつなぐ「ユーラシア・ランドブリッジ」が注目されている。現在、①ロシアのポストチーニ港を起点にシベリア鉄道を利用する、②中国の天津港を起点に中国・モンゴルの鉄道を経て最終的にシベリア鉄道を利用する、③大連港を起点に中国内の鉄道を経てシベリア鉄道を利用する、④中国の連雲港を起点に中国内の鉄道を経て中央アジアを横断する、という四つのルートが稼働している。

表 6 は各々のルートを利用して神戸からロッテルダムまで貨物を輸送した場合の輸送距離・所要日数・輸送コストを比較したものである。これによれば、全行程を海路に委ねるより、ランドブリッジを利用した方が輸送距離は 7,500-9,300 キロメートルも短縮される。しかし、所要日数と輸送コストは、中国の各港を起点とした「チャイナ・ランドブリッジ」利用の場合は海上輸送より少なく済むが、ポストチーニ港起点の「シベリア・ランドブリッジ」利用の場合は、逆に多くなる。その原因は、ポストチーニ港の荷捌きとシベリア鉄道の輸送コストにある。そこで、チャイナ・ランドブリッジが注目されることになるが、これにも問題がある。大連港・天津港を起点とするランドブリッジは幹線を利用するが故に輸送余力がないことである。連雲港ルートの場合には輸送余力はあるものの、旧ソ連解体による国境通過手続きの煩雑さや中央アジア地域での荷捌きが問題であるといわれている。

表6 神戸－ロッテルダム間の各ルートの比較

輸 送 ル ー ト	輸送距離 (km)	所要日数	経費 (ITEU当たりドル)
①ポストチーニ港－シベリア鉄道	12,820	25－35	1,764
②天津港－モンゴル－シベリア鉄道	11,000		
③大連港－満州里－シベリア鉄道	11,000	24－32	1,541
④連雲港－ウルムチ－中央アジア	10,900	24－32	1,541
神戸－ロッテルダム海上輸送	20,352	25－32	1,629

出所：韓国海運産業研究院資料

そこで、待望されるのが朝鮮の羅津港や清津港を起点とするランドブリッジである。中国・ロシアとの国境地帯に位置する羅津港・清津港は標準軌と広軌が並走する混合線でロシアと結ばれ、標準軌で中国と結ばれている。実際、清津港は中国の貨物を中継したことがあるし、羅津港は現にロシアの貨物を中継している。吉林省がロシアのザルビノ港を借り上げ、朝鮮の羅津港・清津東港の共同利用を決めたことから、ザルビノ港・羅津港・清津港を起点とするランドブリッジ構想がにわかに注目を集めるようになったのである。羅津港・清津港は国境地帯の環状線を経て中国の図們と結ばれており、図們－長春－白城－アル山のルートは輸送余力が大きいといわれている。ザルビノ港も標準軌で琿春と結ばれる計画である。図們－琿春間の鉄道は既に開通しているので、ザルビノ港起点のものも図們－長春－白城－アル山のルートになる。このルートは、モンゴルが中国国境のタムサグブラグーアル山間200キロメートルの鉄道を修復することで、タムサグブラグーチョイバルサンを経てチタでシベリア鉄道に連結する。ザルビノ港と羅津港・清津東港を起点とする新たなランド・ブリッジの出現である。

最近の報道では、実際に吉林省が清津港を利用し始めているという。それも韓国との取引に利用したという事例が2件報告されているのである。一つは、吉林省対外貿易運輸会社が朝鮮対外運輸会社との間で清津港経由の海上コンテナ輸送に関する協定を締結し、試験的に12TEUのコンテナを韓国の釜山港から清津港に海上輸送、清津からは中国甘粛省の蘭州まで鉄道輸送したというものである。この複合一貫輸送の実施によって、清津港は重量15トンを超えるコンテナの取扱ができないという問題点が浮かび挙がり、中国側の協力を得て早急に港湾能力を改善することになったという（注22）。

もう一つは吉林省延辺朝鮮族自治州が清津港を利用して韓国との取引を開始したというものである。新聞報道では、延辺朝鮮族自治州の鮮虎企業集団がソウルに本社を置く三善海運と合併で「善虎海運」を設立（94年3月）、第三国籍船をチャーターして清津港経由で釜山－自治州間の貨物を輸送することになり、4月20日深夜、第1便が釜山港を出港したという。こちらの方は、清津港経由で韓国と中国吉林省を結ぶ事実上の定期航路だといわれている（注23）。

実際に朝鮮の港が利用され始めたのである。中国側は、通過する他国の貨物には関税をかけず、自由な通過を認めるように朝鮮側と交渉し、了解を得ているという（注24）。今後、清津港経由の中韓の取引が増大してくれば、清津港が活性化し、自由貿易地帯にも好影響が期待されよう。それだけではない。モンゴルの国境付近の鉄道修復が成れば、羅津港・清津港を起点とするユーラシア・ランドブリッジも現実のものとなるのである。現在緊迫している検査問題が早期に解決され、開放政策下の朝鮮経済が活性化への糸口を掴むことを何よりも望みたい。

注

- (1) 『通商弘報』91年7月11日、『日本経済新聞』91年12月2日、バレンティナ・モイセーエフ「ソ連と北朝鮮の経済協力」（『日朝貿易』404号）。
- (2) 中朝両国は92年1月、国際市場価格によるハードカレンシー決済を内容とする政府間貿易協定に調印したというが（『日本経済新聞』92年1月30日）、中国の貿易統計によれば、91年から国際市場価格に移行している。
- (3) 李信孝（日本語訳）「新貿易システムの特徴と優越性」（『月間朝鮮資料』93年8月号）。
- (4) 「日朝委託加工貿易の実態と南北交易」（KOTRA『北方通商情報』94年2月、邦訳『東アジア経済情報』No.10）による。
- (5) 『日本経済新聞』94年2月15日および3月3日、『朝日新聞』94年3月8日および9日。
- (6) KOTRA『北方通商情報』94年3月、邦訳『東アジア経済情報』No.11。
- (7) 93年11月の筆者の丹東での聞き取り調査。
- (8) バレンティナ・モイセーエフ「ソ連と北朝鮮の経済協力」（『日朝貿易』404号）。
- (9) 『日本経済新聞』93年7月22日。
- (10) 『朝日新聞』94年2月21日および22日、『日本経済新聞』94年2月21日。なお、『AERA』7巻13号（94.3.28.）は「シベリアの北朝鮮労働者」と題して、現地調査を含む特集記事を掲載している。
- (11) 『通商弘報』93年6月4日、同10月20日を参照。
- (12) 前田康博「独自の改革・開放路線を模索する北朝鮮」（『東アジアレビュー』7号）。
- (13) 吉林省統計局『吉林総計年鑑1993』（中国統計出版社、1993年）による。
- (14) 中国海関總署『1992中国海関統計年鑑下冊』による。
- (15) 『朝日新聞』94年5月3日。
- (16) The Committee for Promotion of External Economic Cooperation, "PRESENT SITUATION AND PROSPECT OF RAJIN-SONBONG FREE ECONOMIC AND TRADE ZONE IN THE DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA"による。
- (17) 筆者の、朝鮮対外経済協力推進委員会からの聞き取り調査（1992年9月）による。

- (18) 『朝日新聞』1992年9月15日。
- (19) 朴廣「『羅津・先鋒自由經濟貿易地帯』開発の現状について」(『日中東北』111号)。
- (20) 『産経新聞』1994年1月29日。
- (21) 『新潟日報』1994年2月3日。
- (22) 『日本海事新聞』1994年4月4日。
- (23) 『朝日新聞』1994年4月21日。
- (24) 『新潟日報』1994年2月3日。

学会会員自由題論文

台湾における生産性向上の一考

近畿大学短期大学部講師 岩村 淳一

1. はじめに

近年、労働集約型の製造業は、台湾・韓国などのNIEsからASEANへと移転している。いわゆる台湾、韓国などの組立加工基地は、部品・OEM（Original Equipment Manufacturing：委託を受けた相手先のブランドで完成品や部品を供給）供給基地へと移行している。かかる折、台湾における従来の組立加工基地から部品供給、OEM供給基地としての在り方について再構築する必要があるように思える。一方、1990年、10～11月に製造業の“台湾における日系企業の労働力不足問題”について調査し、これら調査との関連を踏まえ、今後の台湾における部品・OEM製造における生産性向上の在り方について考察したので報告する。

2. アジア国際分業における台湾の役割

2.1. アジア地域の経済成長

表1からもうかがえるようにNIEsの就学率は極めて高く、良質かつ豊富な人的資源がNIEsの急速な経済成長（表2）を成し得た一因でもある。

表1 アジア太平洋地域における就学率（1985年）

	小 学 校	中 学 校
韓 国	96%	94%
台 湾	99%	99%
香 港	105%	69%
シンガポール	115%	71%
タ イ	97%	30%
マレーシア	99%	53%
インドネシア	118%	39%
フィリピン	106%	65%
日 本	102%	96%
中 国	124%	39%
米 国	101%	99%
オーストラリア	106%	95%
低所得国	99%	34%
中国・インド	110%	37%
その他	67%	22%
中所得国	104%	49%
下位中所得国	104%	42%
上位中所得国	105%	57%
高所得石油輸出国	86%	56%
市場経済工業国	102%	93%

注1：就学率は学校年齢層に占める就学者数

2：就学率が100%を越えるのは、標準学齢を上下する児童・生徒がいるためである。

資料：World Bank, Development Report, 各国統計（台湾）

表2 アジア地域の実質経済成長率（1960-88年）

	実質 GDP 成長率				1人当たり実質GDP成長率			
	60-88	60-70	70-80	80-88	60-88	60-70	70-80	80-88
先進国	3.5	5.1	3.1	2.9	2.6	4.0	2.2	2.3
発展途上国	4.9	5.8	5.5	2.1	2.4	3.2	3.0	-0.1
アジア	5.5	6.2	6.2	3.2	3.2	3.6	3.8	1.1
東南アジア	5.7	5.1	6.1	5.7	3.4	2.7	3.8	3.7
韓国	8.8	8.9	9.1	8.9	6.7	6.3	7.2	7.2
台湾	9.2	9.9	9.4	7.9	7.0	6.8	7.3	6.5
香港	9.7	13.7	9.2	7.2	7.3	11.0	6.5	5.2
シンガポール	8.7	9.4	8.5	5.7	6.9	6.8	6.8	4.5
マレーシア	6.7	5.9	7.9	4.5	4.1	3.0	5.3	2.1
タイ	7.1	8.3	7.2	6.1	4.5	5.1	4.6	4.1
インドネシア	6.3	3.4	7.8	4.1	3.9	1.1	5.4	2.2
フィリピン	4.7	5.2	6.4	0.1	2.0	2.1	3.7	-2.2
中国	7.2	6.1	5.1	10.4	5.2	3.5	3.3	9.2
日本	6.1	10.3	4.4	3.9	5.1	9.1	3.2	3.3

出所：UNCTAD, Handbook of International Trade and Development Statistics 1989 Supplement.

一方、日本の対外製造業投資（表3）は年々増加の傾向を示し、それらと平行して日・米・NIEs・ASEAN・中国の相互間貿易（表4）が著しく増大している。台湾の製造業の内より労働集約型すなわち組立加工はより労働賃金が安く、なおかつ労働力の豊富なASEANあるいは中国に移転していることを示唆している。

表3 日本の対外製造業投資

	NIEs	① ASEAN	② 中国	①+② (%)	世界計
51-84	3,175	1,905	11	1,916 (2.6)	74,711
1984	139	126	30	156 (23.0)	677
1985	164	86	51	137 (19.1)	718
1986	322	90	38	128 (13.0)	981
1987	478	238	58	296 (19.4)	1,528
1988	365	439	116	555 (30.9)	1,798
1989	289	495	86	581 (31.8)	1,829

(注)各会計年度の投資件数

出所：『大蔵省国際金融局年報平成2年版』より算出。

(アジア共生の時代 小川雄平編著より著者の許可を得て引用。)

表4 日・米・NIEs・ASEAN・中国の相互間貿易

	貿易額 (100万ドル)				年平均成長率 (%)				
	1979	1984	1987	1989	80-84	85-89	85-87	88-89	80-89
米国-日本	44,049	84,004	113,266	138,538	13.8	10.5	10.5	10.6	12.1
米国-NIEs	28,138	57,347	86,101	112,378	15.3	14.4	14.5	14.2	14.9
米国-ASEAN	11,774	16,203	16,459	24,112	6.6	8.3	0.5	21.0	7.4
米国-中国	2,349	5,317	6,527	9,795	18.1	13.0	7.1	22.5	15.5
日本-NIEs	25,068	35,637	60,286	83,404	7.3	18.5	19.2	17.6	12.8
日本-ASEAN	20,862	27,800	24,351	35,801	5.9	5.2	-4.3	21.3	5.5
日本-中国	6,438	12,354	14,729	16,657	13.9	6.2	6.0	6.3	10.0
NIEs-NIEs	4,917	9,726	17,006	28,209	14.6	23.7	20.5	28.8	19.1
NIEs-ASEAN	13,160	21,142	22,897	34,687	9.9	10.4	2.7	23.1	10.2
NIEs-中国	4,177	13,069	27,115	43,661	25.6	27.3	27.5	26.9	26.5
ASEAN-ASEAN	1,260	2,300	2,446	3,435	12.8	8.4	2.1	18.5	10.5
ASEAN-中国	829	1,169	2,089	3,020	7.1	20.9	21.4	20.2	13.8
域内合計	162,991	286,068	393,272	533,697	11.9	13.3	11.2	16.5	12.6
世界 (輸出)	1,526.6	1,781.4	2,341.7	2,912.2	3.1	10.3	9.5	11.5	6.7

註)シンガポールはASEANではなくNIEsに分類、世界(輸出)は金額10億ドル。

出所: IMF、Direction of Trade Statistics及び「中華民国進出口貿易統計月報」の各国輸出統計より算出。ただし、IMF統計はシンガポールの対インドネシア貿易を記載していないので、インドネシアのシンガポールからの輸入額を加算して修正した。

(アジア共生の時代 小川雄平編著より著者の許可を得て引用。)

2.2. NIEsの対外投資

ASEANの投資受入状況(表5)、台湾の地域別対外直接投資(表6)、台湾の業種別対米直接投資(表7)から明らかのように、台湾の対外投資は着実に拡大傾向にあるが、今般の台湾における高賃金、人手不足、労働問題……などの要因で、近年経済活動が、若干停滞気味にある。

表5 ASEANの投資受入状況

(単位：100万米ドル)

	台湾	韓国	香港	シンガポール	NIEs	日本	米国	合計
タイ	86 36	1	45	10	91	251	41	579
	87 299	13	125	64	501	965	172	1,949
	88 850	109	475	276	1,709	3,063	673	6,249
	89 868	171	562	407	2,007	3,524	550	7,996
	90 761	268	7,137	588	8,755	2,694	1,086	14,066
インドネシア	86 17	22	-60	105	84	325	128	800
	87 8	16	122	13	158	512	-62	1,240
	88 913	207	259	151	1,530	256	731	4,409
	89 158	466	407	166	1,197	769	348	4,719
	90 616	721	993	NA.	NA.	2,234	NA.	8,691
マレーシア	86 35	2	23	42	101	68	13	428
	87 99	9	12	135	254	185	71	746
	88 147	9	50	66	271	214	97	768
	89 368	29	42	99	537	392	47	1,245
	90 869	59	50	119	1,098	656	69	2,299
フィリピン	86 0.4	-	7	0.3	8	22	22	78
	87 9	1	23	1	34	29	36	167
	88 109	1	27	2	139	95	153	451
	89 149	18	133	24	323	158	131	804
	90 120	18	178	12	328	261	51	821

(注)各国の投資受入認可額（マレーシアは資本額）をドル換算した。

出所：日本貿易振興会『通商弘報』の関連統計資料による。

(アジア共生の時代 小川雄平編著より著者の許可を得て引用。)

表6 台湾の地域別対外直接投資

(単位：100万ドル)

	1980累計		1980-85		1986		1987		1988		1989	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
台湾	153	101.4	66	113.5	32	56.9	45	102.8	109	218.7	153	931.0
米国	23	44.0	37	73.2	16	46.0	21	70.1	42	123.3	55	508.7
ASEAN	78	33.8	11	28.2	7	8.1	13	16.1	33	59.2	68	282.1

(注)いずれも認可ベース。

出所：台湾研究所『台湾総覧』各年版による。

表7 台湾の業種別対米直接投資

(単位：100万ドル)

	1959-80		1981-85		1986		1987		1988		1989	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製 造 業	10	37.1	23	59.4	7	26.3	10	52.8	11	32.2	32	386.6
食品飲料	1	0.2	1	2.2			1	5.0				
プラスチック	2	6.0	2	0.7	1	0.4		6.5			2	31.0
化 学 品	1	24.0	1	4.0			3	8.7			4	314.0
機械機器	1	0.2	2	8.3	2	0.5		0.3			1	1.0
電気電子	4	6.1	13	50.6	3	25.0	6	34.8	10	26.7	23	37.8
貿 易 業	9	6.7	7	4.5			3	0.8	6	5.0	10	3.6
金融保険					4	15.3			1	4.0	3	93.9
サ ー ビ ス	1	0.0	7	8.9	4	2.9	7	6.4	24	86.7	10	24.4
その他共計	23	44.0	37	73.2	16	46.0	21	70.1	42	123.3	55	508.7

出所：台湾研究所『台湾総覧』各年版による。

2.3. 対社会主義圏貿易と貿易主要取引品目

NIEsの対社会主義圏への貿易（表8）は年々拡大傾向にあり、特に、台湾は中国に対してその傾向は著しい。また、貿易における主要取引品目（表9）でみると、加工原料もしくは部品の占める比率が大きいたことが注目される。これらの傾向は2.2.の傾向とも一致している。

表8 NIEsの対社会主義圏貿易

(単位：100万ドル)

	ソ 連	東 欧	中 国	ベトナム他	合 計
1987年 NIEs 計	566	929	31,684	294	33,473
韓 国	200	149	1,679	62	2,090
台 湾		148	1,516		1,664
香 港	139	106	26,370	180	26,765
シンガポール	237	526	2,149	52	2,954
1988年 NIEs 計	710	1,023	45,656	572	47,961
韓 国	290	215	3,087	80	3,672
台 湾	8	578	2,718		3,304
香 港	190	126	36,967	379	37,662
シンガポール	222	104	2,884	113	3,323
1989年 NIEs 計	1,197	875	53,552	633	56,257
韓 国	599	388	3,142	94	4,223
台 湾	75	286	3,483		3,844
香 港	200	118	44,030	441	44,789
シンガポール	323	83	2,897	98	3,401

出所：韓国は『貿易年間』1990年版、台湾の対中貿易はHong Kong External Trade,各号、他は『中華民国進出口貿易統計月報』各年12月号、香港・シンガポールはIMF、Direction of Trade Statistics、1990による。

(アジア共生の時代 小川雄平編著より著者の許可を得て引用。)

表9 中・韓、中・台貿易の主要取引品目（1989年）

	韓国→中国	中国→韓国	台湾→中国	中国→台湾
農・水産物	22.1	347.4	ナイロン繊維 2,260.7	生 薬 662.0
鉱産物	4.6	348.5	プラスチック 1,973.0	羽 毛 367.2
化学品	190.8	99.9	織 物 922.7	水産物 249.1
繊維品	531.7	677.8	ビニール類 1,336.6	アクリル織物 139.9
鉄鋼・金属	210.0	118.1	ブラウン管 632.8	事務機器 76.8
機械・電子	372.3	16.4	皮革類 1,086.6	合織衣類 70.0
その他	106.2	96.5	電子部品 477.1	粘 土 66.3
合計	1437.6	1704.5	その他共計 22,592.6	その他共計 4,577.8

(注)中・韓は100万ドル、中・台は100万香港ドル。

出所：中・韓は『貿易年鑑』1990年版、中・台は『交流』397号による。

(アジア共生の時代 小川雄平編著より著者の許可を得て引用。)

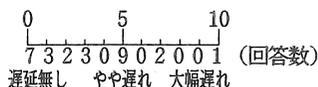
2.1.、2.2.、2.3.からもうかがえるように、台湾の製造業は、従来の労働集約型の組立加工基地から部品・OEM供給基地へと移行、展開していることが明らかに観察される。

3. 生産性向上への背景

1990年、10～11月に台湾における日系企業に対し、郵送および面接法によって調査し、32社（回収率16%）の回答を得た。この結果に基づいて検討を進める。

3.1. 貴社の生産部門において、労働力による影響が観察されますか。

① 納期遅延



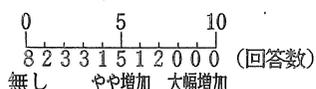
② 工程トラブル



③ 生産期間の延長



④ 仕掛品の増加



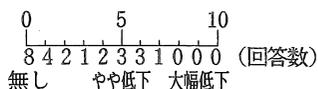
⑤ 不良品の増加



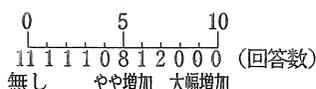
⑥ 返品増加



⑦ 品質の低下



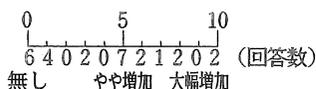
⑧ 外注品の増加



⑨ コスト高



⑩ 残業・休日出勤の増加



労働力不足によって、工程などに係る項目、品質に関する項目、コストなどに係る項目すべてにおいてマイナス要因として働いている。一方、品質に関する項目においてのマイナス要因は労働力不足にのみよる要因とは別に、労働力の質によるところも大きい。

3.2. 3.1.の影響によって貴社の今年度の生産目標に対して何%程度生産性が低下すると思われますか。

約 4.2 % 低下

3.1.での調査による影響によって約4.2%生産性が低下したとの回答は、その時点での評価であり、日本市場に対する納期遅延、不良品の増加、品質の低下は、4.2%の生産性にとどまることなく致命的な要因となるであろう。かかる現象は従来の組立加工時の品質などの概念からの脱皮、進展が充分とは云えない。

3.3. 省力化の程度

問A 貴社は下記の部門で省力化を推進していますか。

問B Aで1と答えた場合、各部門での推進達成度をお答えください。

問C Aで2と答えた場合、各部門で省力化を現在に比してどの程度推進する予定かお答えください。

問D Aで3と答えた場合、推進に問題があれば挙げてください。

(例えば、資金、土地、……)

問E Aで1又は2と答えた場合、目的を達成するのにおよそ何年必要としますか。

問F Aで1又は2と答えた場合、省力化の推進方策をお答えください。

(例えば、全自動化、半自動化、省エネルギー化……)

部 門	問 A		部 門	問 A	
生 産	1.推進中	18 (66.7%)	管 理	1.推進中	14 (51.9%)
	2.推進予定	3 (11.1%)		2.推進予定	5 (18.5%)
	3.検討中	5 (18.5%)		3.検討中	2 (7.4%)
	4.予定なし	1 (3.7%)		4.予定なし	6 (22.2%)
販 売	1.推進中	8 (32.0%)	研究・開発	1.推進中	8 (36.4%)
	2.推進予定	4 (16.0%)		2.推進予定	3 (13.6%)
	3.検討中	5 (20.0%)		3.検討中	2 (9.1%)
	4.予定なし	8 (32.0%)		4.予定なし	9 (40.9%)
購 買	1.推進中	11 (45.8%)	保管・輸送	1.推進中	4 (18.2%)
	2.推進予定	1 (4.2%)		2.推進予定	4 (18.2%)
	3.検討中	2 (8.3%)		3.検討中	6 (27.3%)
	4.予定なし	10 (41.7%)		4.予定なし	8 (36.4%)
事 務	1.推進中	18 (64.3%)	そ の 他	1.推進中	2 (50.0%)
	2.推進予定	3 (10.7%)		2.推進予定	0 (0.0%)
	3.検討中	3 (10.7%)		3.検討中	0 (0.0%)
	4.予定なし	4 (14.3%)		4.予定なし	2 (50.0%)

部門	問 B	部門	問 B
生産	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 10 4 5 1 ※	管理	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 2 1 3 2 3 2 ※
販売	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 2 2 2 2 1 ※	研究・開発	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 2 3 2 ※
購買	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 2 1 2 2 3 2 ※	保管・輸送	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 1 1 2 ※
事務	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 3 1 4 3 4 2 ※	その他	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 1 1 ※

部門	問 C	部門	問 C
生産	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 1 1 2 ※	管理	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 3 1 ※
販売	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 2 ※	研究・開発	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 2 1 ※
購買	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 1	保管・輸送	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 1 1 1 ※
事務	従来通り 0 やや推進 5 達成 10 1 1	その他	従来通り 0 やや推進 5 達成 10

部門	問 D	部門	問 D
生産	資金、技術、工場	管理	人材
販売	人材システム、システムの強化 場所・交通、要員不足	研究・開発	人材
購買	コンピュータ化、人材	保管・輸送	資金、内部のコントロール確認 方法
事務	事務処理の簡素化見直し、コンピュータ化、教育、人員定着性、人材		

部門	問 E	部門	問 E	部門	問 E
生産	1年 5(23.8%)	事務	1年 2(10.0%)	研究・開発	2年 2(28.6%)
	2年 2(9.5%)		2年 11(55.0%)		3年 2(28.6%)
	3年 4(19.0%)		3年 4(20.0%)		5年 3(42.9%)
	5年 10(47.6%)		5年 3(15.0%)		
販売	1年 2(18.2%)	管理	1年 3(20.0%)	保管・輸送	1年 1(9.1%)
	2年 5(45.5%)		2年 5(33.3%)		2年 4(36.4%)
	3年 4(36.4%)		3年 2(13.3%)		3年 3(27.3%)
			5年 4(26.7%)		5年 3(27.3%)
購買	1年 1(10.0%)		8年 1(6.7%)	その他	5年 1(%)
	2年 6(60.0%)				
	3年 2(20.0%)				
	5年 1(10.0%)				

部門	問 F
生産	高付加価値商品（労働集約型の排除）、設備改善、増設、省エネルギー化、半自動化、全自動化、機械化、大型化、流れ作業化、EDP化、プロセス変更、ロボット化
販売	コンピュータ化、全自動化、省エネルギー化、OA化、EDP化、営業効率、電算化
購買	コンピュータ化、全自動化、省エネルギー化、OA化、EDP化
事務	コンピュータ化、全自動化、省エネルギー化、システム化、OA化、EDP化、経営管理、情報迅速化、事務仕事合理化
管理	コンピュータ化、全自動化、省エネルギー化、考え方、理論、EDP化、標準化、増員防止、業務効率向上、OA化
研究・開発	コンピュータ化、全自動化、省エネルギー化、標準化、周辺作業の改善、EDP化、CADシステムの導入、研究開発業務の効率
保管・輸送	標準化、半自動化、全自動化、OA化、コンピュータ化、省エネルギー化 EDP化、外注化

省力化については、生産部門で66.7%とやや推進中であるが、研究・開発部門では36.4%と低い値であった。

3.4. 生産労働者の技術水準に関して

回答の順位をみると、技術のレベルは全体的にみて良好であるというのが最多で、以下次のようになっている。

- | | | |
|----|--|---|
| 1位 | 全体的にみて良好 | 6 |
| 2位 | 退職率が高く訓練、習熟が不足がちである。 | 5 |
| 3位 | 全体的にみて器用で、ある標準までの到達は容易だが
安定度が悪く技術水準の向上が困難 | 3 |

3位	一般従業員の技術水準、改善、改良への考えは低い	3
3位	高齢化のための技術低下	3
6位	技術水準は低い	2
6位	新入社員教育不足	2
6位	学習意欲、技術水準は低く、楽に仕事しようとする	2
6位	敬業精神の育成	2

生産労働者の技術水準についての現状と問題点についてみた場合にそこに、示される生産労働者に対するイメージについては、全般的にみて器用であり、ある水準に到達するのが早いとそれ以上ということになるといくつかの障害があげられる。その障害の1つとして、定着性が低かったり、改善、改良への意識や姿勢が低く（謙虚さがなく、常に自己が最高水準にあるという自負がある。）、また敬業精神（日本的な集団主義経営）に欠けると、いった点が共通的に指摘されている。

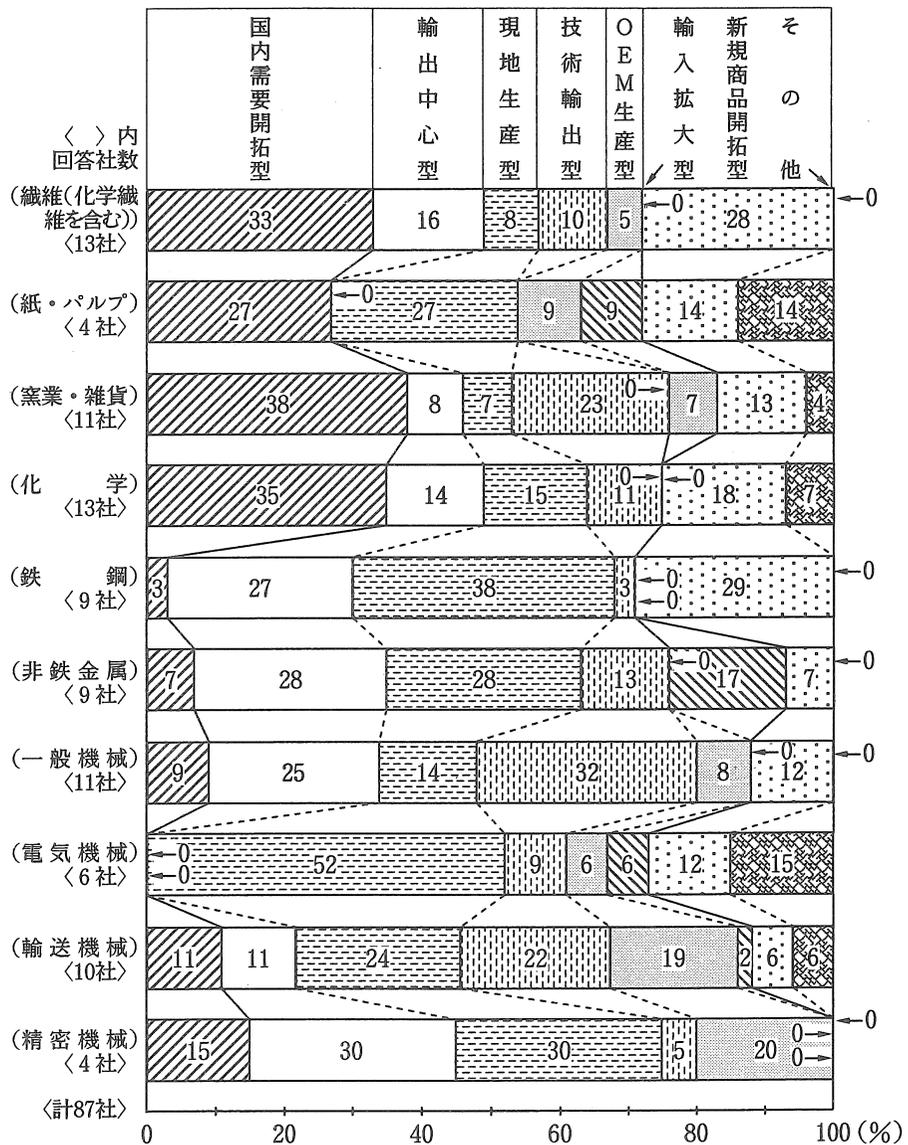
これらの障害を打破する施策として、教育訓練等により技術レベルの向上を図ると共に、企業への一体感、働く意欲の向上、改善、改良への関心を高めることがとりわけ必要であろうと考えられる。

4. 生産性向上への対応

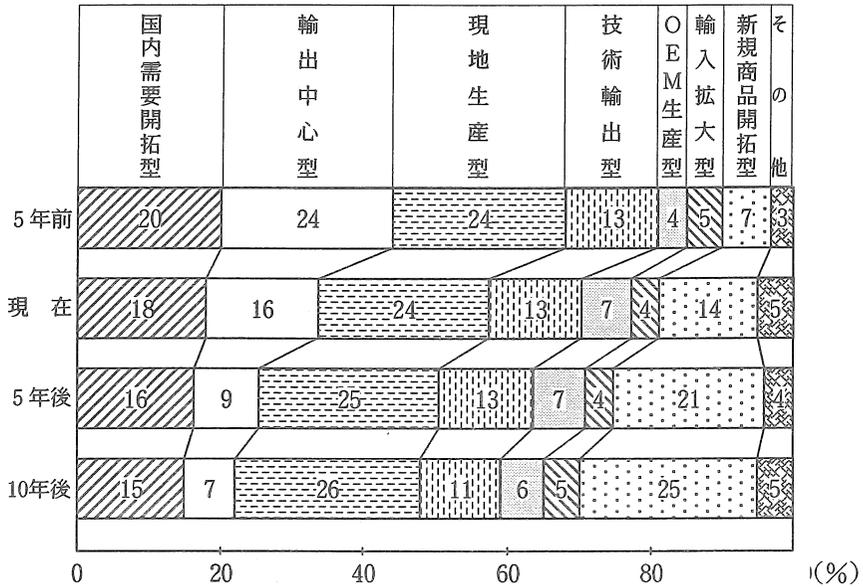
NIEs、ASEANのパートナーである、日本の国際分業面を中心とした企業の経営戦略の重点を下図に示す。これらのデータは1985年（現在）を基準とした予測である（21世紀産業社会の基本構想、通商産業省産業政策局編、1986より引用）。

4.1. 企業の経営戦略の重点

4.1.1 業種別比較（1985）



4.1.2 重点の変化（10業種平均）



注) 1. 各経営戦略の概要は以下のとおり。

国内需要開拓型……輸出拡大よりも国内需要開拓に注力する。

輸出中心型………対外経済摩擦が生じても他の新規市場を開拓し、基本的には、現地生産等へは移行しない。

現地生産型………対外経済摩擦が生じている地域、生産費等が低廉な地域等での現地生産に移行する。

技術輸出型………投資規模の大きさ等から現地生産までは踏み切らないが、技術輸出により、相手国企業との調整を図る。

OEM生産型………相手国企業ブランド名での生産や、相手国企業における自社ブランド名での生産を拡充する。

輸入拡大型………原材料、中間用、資本財等の輸入比率を高める。

新規商品開発型………対外経済摩擦を引起こしている、又はNICS等の追上げを受けている商品以外の新規商品の開発を促進する。

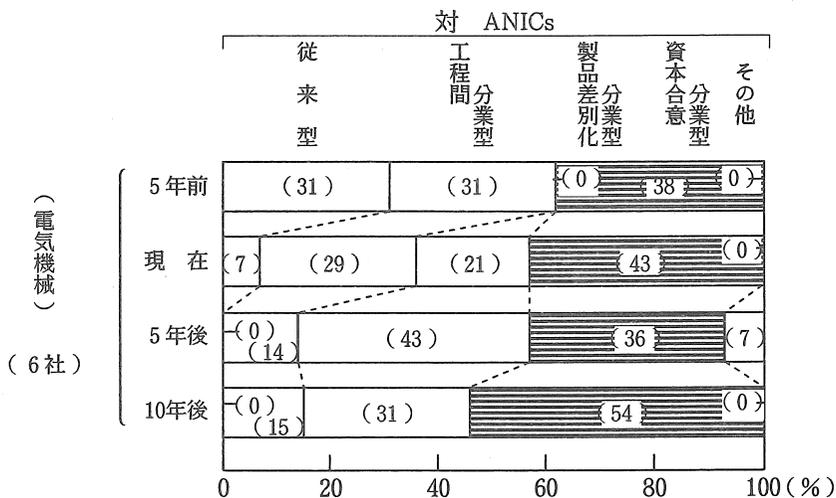
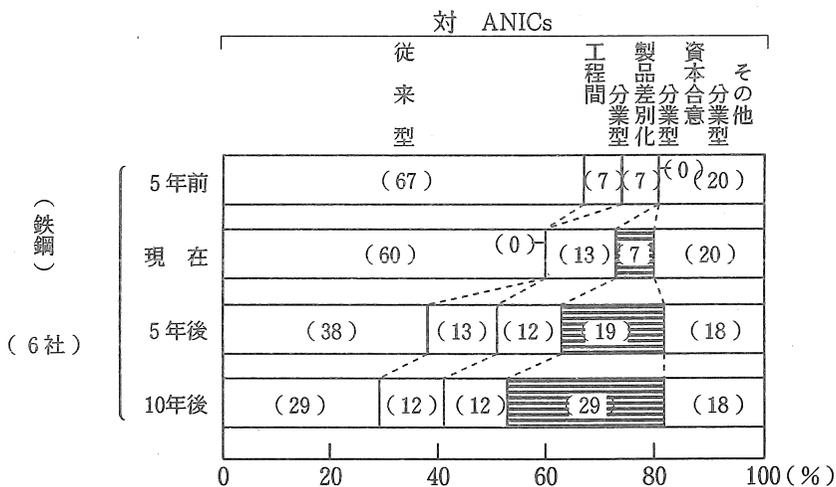
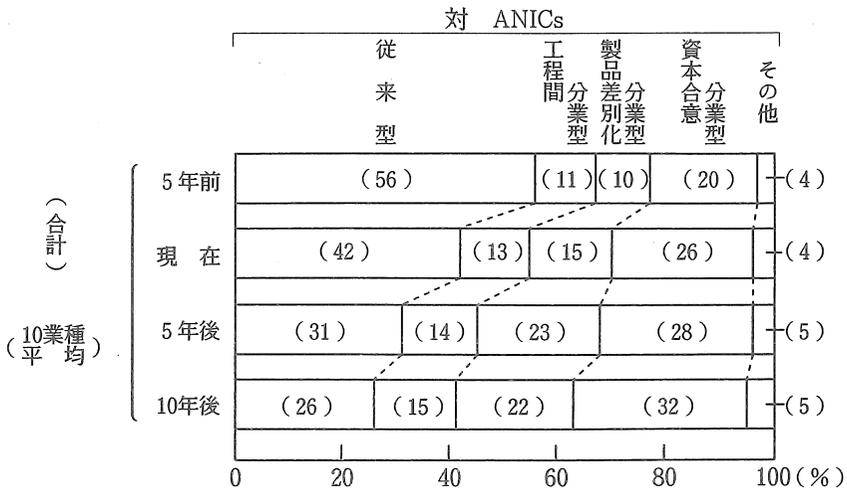
2. 経営戦略の重点の構成比は、各社の経営戦略に近い順に1位、2位、3位と回答を行った企業数にそれぞれ3、2、1の重みをつけて平均することにより算出した。

資料) 1985年、「企業の国際化戦略と産業構造に与える影響調査アンケート」

明らかに日本の企業は現地生産、技術輸出、OEM生産へと移行している。1990年代においても、若干の浮き沈みはあってもその方向性には変更はないであろう。

4.2. 国際分業の展開の方向

4. で述べた同一の調査によると、次図の通りであり、従来型から製品差別化分業、資本合意分業型へと移行している。



4.3. 技術移転

日本はブーメラン効果を過大評価し、技術移転に消極的であるという批判がしばしば聞かれる。アジア太平洋地域をグローバル戦略の一環として、日本・NIEs・ASEANの国際分業体制確立における部品、OEM基地としての技術供与にとどまらず、ハイテク、高付加価値製品の技術移転についてもとりざたされている。

4.3.1 技術移転の意義

人・モノ・金・時間を必要とする技術開発を、より低コストで技術の入手を可能とする技術移転受入口のメリットは極めて大きい。しかし、台湾は先進国で標準化された技術を短期に吸収・消化し製品化して先進国をキャッチアップしてきた。同じことをASEAN・中国がNIEsをキャッチアップし、NIEsを追い上げている。台湾もこれまでとってきた戦略を堅持することは極めて難しくなりつつある。

4.3.2 技術移転と知的所有権

技術移転に際して、技術（発明、考察、ノウハウ等）、意匠、商標、著作物などの無形財産の保護が前提であり、これらの知的所有権の売買を伴う技術移転の主体は民間企業であり、企業の利益を保護する必要がある。しかし、技術移転に対する対価などで企業間で充分コンセンサスが得られているようには思えない。すなわち、知的所有権の保護は技術的に優位にある先進国に有利になることから、発展途上国において知的所有権に関する制度が不備などが多い。これらのギャップが先進国から途上国への技術移転を阻害していることもゆがめない。これらの法的環境の整備を早急に進め、技術移転がより円滑に進むよう図られるべきである。

4.3.3 技術移転を円滑に運ぶための環境整備

4.3.2 で述べた技術移転に伴う知的所有権保護の法的環境整備を図ることは当然として、さらに、技術移転を受け入れる企業の技術水準の向上も合わせて図るべきである。

5. 終わりに

台湾は日本と10数年のタイムラグをおいて、種々の面で日本と類似のパターンを歩んでいる。経済発展、労働問題、環境問題など日本の経験が台湾にとって一つの大きな教訓を残している。これらに鑑み、より円滑に経済発展がとげられることを望むと共に、①知的所有権に関する法的環境の整備、②台湾に合った品質管理の教育と実施、③品質に伴う、周辺のチェック機構、すなわち、チェックのための分析技術などの整備、④従業員もしくは製造に携わる人達の創造

に対する喜の認識を自覚出来るような人材教育、現場での教育を実施し、現在の停滞気味の生産性を向上させるべく努力をするべきである。

参考資料

- ① 山下昌美、岡本忠広、濱田麗史、岩村淳一稿、『台湾における日系企業の労働力不足問題』、日本経営教育学会関西西部会研究報告書、1992年。
- ② 通商産業省、産業政策局編、『21世紀産業社会の基本構想』、1987年。
- ③ 経済企画庁総合計画局編、『アジア太平洋地域繁栄の哲学』、1989年。
- ④ 科学技術庁編、『科学技術白書』、1990年。
- ⑤ 小川雄平編著、『アジア共生の時代』、同友館、1991年。

公共事業と競争原理

北九州経済研究所所長 工藤 憲男

1. 政府の分割

日本では国営鉄道を初めNTTの民営化が推進され、それなりに成功を収めているが最善の合理化とはいえない状態である。本来公共財であるべきものまで私有化する過ちを犯しているからだ。市場経済における競争原理を導入して、独占に安住しがちな公共サービス機関を活性化することが民営化の目的である。しかし、道路という公共財を私有化させるべきでないように、用水、エネルギー、情報信号などの流通に必要な公共財を私有化させるべきではない。水道、電線、ガスパイプの敷設まで民営化することは、中身のサービスよりも設備投資の競争に走らせ、資本金のあるものが勝ち残る結果となり、中身のサービスへの市場競争原理の導入を阻害することになるからだ。

鉄道、電信線などの公共財整備に市場競争原理を働かせるには、それを公有している国や自治体などの政府に横ならびの「行政サービス競争」をさせればよい。空港・港湾・道路網の整備では「都市間競争」が火花を散らせている。道州制を実現できれば、電力網のほかに鉄道網や通信網の整備で「州間競争」を展開させることができる。

行政サービスの競争には住民の移動の自由が必要である。住民が好みの政府を自由に選択できて、言うなれば「行政サービスの市場」が形成されてこそ市場競争原理が働くからだ。国家レベルの行政サービス市場の形成には、行政サービスの顧客である国民の「移民の自由」が条件である。ところが、移民の自由においては言語の壁が最大の「文化障壁」となる。母親から教えられて自然に覚える言葉が通用する国でなければ、その国の行政サービスが自国のものより格段に優れていても移民していく気にはなりにくい。母国語の通用する範囲で複数以上の国があることが移民の自由の前提条件となる。

日本で公共財の整備サービスに競争をさせるには、政府を分割して横ならびのサービス競争をさせる必要がある。明治維新までの日本は、現在の県境とほぼ同じ領域が国境であった。徳川幕府は現在の国連に近い存在であり、幕府は国連と同様にその傘下の国々の国民に対する行政サービスは行わず、そのためのサービス料金すなわち税金を徴収してはいなかった。近代国家の適正規模を考えると、一千万人以上あれば十分な人口規模である。明治維新当時三千万人であった日本の人口は現在一億三千万人に膨れ上がっている。日本の行政サービスを電力会社九社の領域に分割した州に分割することは可能である。

日本で州知事公選による道州制の実現は難しいが、目的は行政サービスを分割して横ならびの競争をさせることだから、州知事公選による「分権化」は必ずしも必要ではない。現在の各省の

地方局を統合して州政府を作り、州知事を内閣が任命して州行政権を委譲する「分権化」なら、日本でも実現の可能性が高い政策である。戦前まで県は自治体ではなく、知事は中央政府が任命する制度であったが、県民が県境を越えて移住する自由は与えられた。それまで移住の自由を阻んでいた藩国の国境が取り除かれたことで、藩国レベルの行政サービスの横ならびの競争が行われるようになった。経済発展する県にはより劣る県から県民が流入する。そのことで任命知事間に競争意識が生じ、現在の地方公選知事に比して負けぬほどの「県間競争」が起こり、それが日本経済の近代化に貢献したのである。

2. 農業協同組合の分割

州政府による横ならびの行政サービス競争は、農政においてもっとも目覚ましい成果を上げられる。戦後の産業発展に大きく貢献している日本独自の企業別労働組合システムを農業政策に取り入れられるからだ。戦後の日本の労働組合が企業単位であったことが産業経済の発展に大きく貢献した。欧米のように業種別に全国単一組合でなかったため、労働組合どうして横ならびの競争をしたからである。産業の企業別労働組合に匹敵する農業の組織は、「水利組合」である。水利組合が、産業労働組合とは対照的に、欧米型労働組合のような全国統一組織となったことが、農業の発展を産業より大きく後退させたのである。戦後に主食配給制を実施するとき、配給価格決定権を県知事に与えて自由に主食の価格と輸入数量の決定を行わせるべきであった。いっぽう水利組合単位の農業協同組合は、県に売る主食の価格と数量を県知事との交渉で自由に決定できるようにし、水利組合どうして横ならびの競争をするようにしておけばよかったのである。

農協経営の赤字対策として統合合併が策されているが、それは半ば「国営化」している農協の弊害を大きくするだけである。戦後の日本産業の発展は、失敗すれば企業がつぶれるという危機感をバネにした労働組合の経営協力が支えてきた。農協経営を活性化するには、農協を分割し失敗すればつぶれるようにすることが正しい政策である。州政府ができれば、主食の価格と自給率の決定権を中央政府は州知事に委譲することができる。また県自治体の主食に関する独立採算を条件に、州知事は県知事に価格と自給率の決定権を委譲することも出来る。そうすることで水利組合の横ならびの競争が始まり、組合幹部の官僚化の弊害が除去できる。

他国に主食の生産を委ねる経済政策は、「帝国主義」政策である。世界がすべて工業化し労働賃金の格差が縮まるにしたがって、帝国主義経済は成立できなくなる。いずれは「国内で生産する主食で養える範囲に国民の人口を制限する」ことが国際道義となる。日本は現在進行中の産業空洞化だけでなく、近い将来、成し崩しに進行した「農業空洞化」を埋めることが農政の目的となる。今から日本の「農業空洞化」を埋めるための基盤を準備すべきであるが、農協を水利組合単位の分割することを基盤とすべきである。

3. 州有鉄道公社の設立

北九州市のモノレールは、軌道がコンクリート製で道路の一部と見なされるため、国道建設の費用として国が全部負担し、第三セクターのモノレール会社は駅舎や電車だけ自社の所有として投資している。また西独では、鉄軌道も一般道路と同様に公共財として政府が敷設し、駅舎や電車だけを民間に保有させている。東京都の地下鉄とJRや私鉄の相互乗り入れを考えると、鉄道を道路と同様に公共財と見なす西独のシステムのほうが合理的である。特に、日本の国有鉄道の民営化で北九州で起きている大きな矛盾を見るとそのことを痛感する。

西日本JRと九州JRの分岐点は関門海峡ではない。福岡県内を走っている新幹線の軌道と駅舎およびその敷地は西日本JRの所有である。新幹線でもっとも利用度が高い博多－小倉間の収入は、九州JRには全く入らない仕組みになっている。篠栗線の電化・複線化が九州JRでは賄い切れず、第三セクターによる投資を福岡県が考えたものの、県財政の逼迫と国予算の圧縮で実現の見通しが立っていない。新幹線の分岐点が関門海峡であれば、九州JRの財政はかなり改善されるはずである。九州JRは風水害の受けやすい地方の鉄道をかかえているにも関わらず、もっとも収益性のある部分を西日本JRにごっそり持っていかれている。こういった矛盾は、レール以下の軌道面を政府の所有にすることで合理的に解決すべきである。

一般道路には国道、県道、市道の区別がある。道州制になれば、国道は「州道」に変わり、高速道路が国道として残るだろう。鉄道の場合も、一般道路と同様に国有鉄道、州有鉄道、県有鉄道、市有鉄道として公有化し、駅舎や電車だけを民営化すべきである。全国の新幹線軌道を国有化するか、あるいは「国有鉄道公社」を設立して新幹線の軌道のみ所有し維持管理させるべきである。現在の九州JRの所有する軌道は、西日本鉄道など地方の鉄道の軌道とも合わせて、州有鉄道、県有鉄道、市有鉄道に分割公有させるべきである。道州制が実現するまでは、「九州鉄道公社」を設立して州有化を実施すればよい。

そうなれば、北九州市の都市再開発で起きている西鉄電車の廃止に伴う道路の開放問題も解決できる。北九州市内の西鉄電車のレールは、すべて自社の敷地の上を走っていたのではなく、一部は市道の上を走っていた。電車廃止にともない軌道敷地を開放して市道の拡幅が考えられたが、市と西鉄間で土地の値段の折合いがつかず、四車線幹線道路の一部に柵が設けられバスが走っている。鉄道軌道を全部公有化するということになれば、北九州市内の敷地価格は全体のごく一部となるため解決しやすくなるだろう。

4. OPECの分割

産業革命の口火は蒸気エンジンの発明で切られ、エネルギー資源の中心が石炭に変わって社会構造の革命を起こした。水資源共同体の国家が集結して、広域の運命共同体すなわち「石炭資源共同体」になって近代国家が誕生した。続く内燃機関の発明でエネルギー中心が石油に変わると、

近代国家は集結して「石油資源共同体」とならざるをえない。エネルギー資源共同体の国境が一回り大きくなるときには未曾有の動乱が発生する。太平洋戦争は東アジアがエネルギー共同体に変貌する時点で発生した動乱であった。

ニューセラミックの発明でタービンエンジンが主流を占めるようになると、エネルギーの主流は完全無公害の水素ガスに変革する。燃えたら水になる水素は太陽電池で水を分解して作れるから、人類は無限の無公害エネルギーを手に入れることができる。21世紀の終わりには、地球で直接燃焼させる燃料は水素だけとなる。しかし、経済の発展は漸進的であるため、水素時代への過渡期として、21世紀は天然ガスがエネルギーの中心となる。東アジアは北極から赤道直下まで天然ガスパイプラインで結ばれて運命共同体となる。OPECは分割して、東アジア、北アメリカ、南アメリカ、欧州などの各共同体間で価格競争させるべきである。

東アジアエネルギー共同体が成立しても、その「入れ子」として石炭共同体であった近代国家の境界は「電力共同体」として残る。家庭や企業が製造した電力を電力会社が購入することが始まったが、州単位のエネルギー供給機関となるべきである。その際、エネルギーの価格は州どうしの競争のために、州知事が自由に設定できるようにすべきである。公共サービス価格の全国的統一は、行政サービス競争という道州制の最大のメリットを台無しにしてしまうからだ。日本国全体を単一の電力料金で統一することは「統制経済」である。県単位で自由に主食の配給価格を決定させると同様、州単位で独自にエネルギー価格を決定させるべきである。

東アジア経済圏設立の目的を市場統合にするから、環太平洋経済圏の市場統合を目論む米国が目くじらを立てる。東アジア天然ガス供給公社を設立し、資本は全世界から集めてシベリアからシンガポールまで幹線パイプラインを敷設、枝分かれした幹線を朝鮮半島経由で日本にまでつなぎ、東アジア経済圏内部の国々から天然ガスを購入して、統一価格で経済圏内部の各国に販売するようにすれば良い。州単位で電力会社が行っていることを、東アジア経済圏のなかで行うのである。ベルリンの壁が壊れる前に、西シベリアから西独まで5000キロメートルの天然ガスパイプラインが敷設された時点で全欧州エネルギー共同体が誕生した。天然ガスパイプラインの建設によって東アジア経済圏の基盤が確立する。

5. 太平洋通信公社

鉄道の民営化において軌道を分割公有化すべきであるように、通信サービスの民営化でも通信回線は分割公有化すべきである。NTTの民営化での失敗は、JR民営化の場合の軌道と同様に通信回線まで私有化したことである。そのため膨大な建設費用が必要な通信回線の合理的なネットワーク形成を阻害している。情報化が成熟していく社会では、通信回線の運ぶ情報量は膨大なものとなるため、道路で例えば現在の市道が全部高速自動車道並の道路となるような変化が起こる。世紀末までにCATVサービスは双方向通信可能となり、顧客どうしの交信までサービスするよう

になる。そうなると、通信情報量の増大で通信回線が光ファイバーに置き換えられる。一方、電話サービスはテレビ電話にならなければ競争に勝てなくなるため、電話会社の市内回線もCATVサービスができる光ファイバーに変わらざるをえない。

通信回線が光ファイバー時代になると、鉄道のようにそれぞれの会社の通信サービスが相互乗り入れできるようにしないと、通信インフラの維持費用の無駄が大き過ぎる。道路を例に取ると、トラック、バス、乗用車別に専門道路を建設したり、それぞれの会社別に専用道路を建設するのと同じ馬鹿げたことを通信回線で行うことは不合理である。通信回線でも道路・鉄道と同様に国・州・県・市でそれぞれ保有し、民間通信サービス会社には発信器・交換器を所有させてサービス競争をさせるべきである。道路や鉄道と違って、通信回線では支線と幹線の接合技術の開発が必要であるが、現在の日本の通信技術レベルでその壁を突破することは可能である。その場合、回線使用料を通信サービス会社から徴収するほうがよいか、それとも自治体住民の税金で賄うかは、その料金の価格決定まで含めて自治体間の競争に任せるべきであろう。都市間競争において、通信インフラの整備では劣るが、自然環境の豊かさで勝負したり教育環境の整備で競う自治体があってもよいからだ。

将来天然ガスパイプライン供給公社が設立される段階では、東アジア経済圏内の国際通信幹線を敷設する「東アジア通信公社」が設立されるべきである。さらには、東アジア、北アメリカ、南アメリカ、オセアニアの環太平洋経済圏内の経済圏を結ぶ国際通信幹線を公有し維持管理する「太平洋通信公社」を設立すべきである。国際通信サービスにおいても、エネルギーと同様単一事業体に世界の通信幹線を独占させるべきではない。公共財においては「入れ子」状に、分割して価格競争させる環太平洋経済圏と環大西洋経済圏どうしに価格競争をさせ、東アジア、北アメリカ、南アメリカ、オセアニアの各経済圏の間でも競争させ、さらに州と州、県と県、都市と都市の間で価格競争させるべきである。

中国の経済改革における私権保護の課題

—中国における土地法制度の現状と動向

弁護士、近畿大学九州工学部非常勤講師

永野 周志

はじめに

10億を越す人口をかかえる巨大な市場、低廉な労働力、そして近年における著しい経済発展等—これらの理由から、今日、経済界の中国への関心は極めて高い。

特に九州地場企業は地理的近接性や歴史的沿革等の九州の特性もあいまって、中国への直接投資を活発化させている。1990年秋に財団法人九州地域産業活性化センターが行った「九州地域海外投資企業実態調査」では、海外直接投資を行っている九州地場企業81社による145件のうち海外直接投資の中で最も多い投資先国は北米（23件）と台湾（23件）であり、以下、第3位に韓国（20件）、第4位に香港（16件）と続き、中国は第5位（14件）にとどまっていた。ところが、それから3年後の1993年9月に発表された財団法人九州経済調査協会の調査によれば、中国は1986年以降の九州・山口地場企業の海外進出先国の第1位（102件）となっている。両調査の調査方法の違いを考慮しても、90年代になってからの直接投資先国としての中国の台頭は著しい。

しかしながら、中国がもつ直接投資先国としての前述したとおりのマクロ経済的な魅力にも関わらず、外資系企業の中国ビジネスはそれ以外の国々での事業展開に比べ遥かに多くの困難が伴う。

その原因は、中国の経済体制に市場原理を導入する経済改革もまだそれを拡大する途上にあり、その結果として市場原理が機能するための制度的枠組みである法律制度が未整備であるからである。従って、中国ビジネスに携わる企業にとっての利害と関心は、ビジネス・プラクティスの解決方法を見出すこと—不十分な現行制度下のもとでどのように事業展開をするか—もさることながら、市場原理が機能するための法制度の整備に帰着する。

勿論、それは今後ますます増大するであろう中国ビジネスに携わる外国企業の利害だけでなく、中国がより一層の経済的発展を達成するための課題でもある。

そこで、市場原理が機能するための制度的枠組みのうち土地制度をめぐる中国の私権保護の法システムの現状を考察することとしたいが、紙数の制約もさることながら、中国の土地制度全般について、しかも社会主義中国成立から今日に至るまでの土地制度の変遷を踏まえて論述することは筆者の能力が到底及ぶところではない。本稿は筆者の限られた実務経験に基づき、中国ビジネスに携わる外資系企業の立場からみた中国の土地法制度の現状と今後の課題について論述することとしたい。

1. 社会主義国における企業改革の限界と経済改革の課題

1970年代後半から80年代前半にかけて旧社会主義諸国は、相次いで決断した社会主義経済を活性化するための一連の改革に着手したが、その一つは企業改革であった。

中国の場合、①企業体を組織上独立した存在とするための法人格の付与（「中華人民共和国民法通則」41条）、②国家から企業体への生産手段（企業財産）の管理委託概念を媒介とした経営請負責任制、工場長責任制、賃貸（リース）制の導入、③生産・販売の決定権（「国営工業企業暫定条例」25条、26条）、製品の価格決定権（同条例27条）や自主財源の留保権（同条例31条）等の経営自主権の付与などが企業改革として実行されている。

だが、かかる企業改革にも関わらず、現在国有企業の約4割近くが赤字で経営不振に陥っているとわれ、中国の経済発展の大きな阻害要因になっている国有企業の活性化は現下の中国の政治的課題の一つとなっている。このような現状から、1993年11月に開催された中国共産党第14期中央委員会第3回全体会議で採択された「社会主義市場経済体制の確立に関する若干の決定」では、国有企業の改革は、「計画経済から市場経済への移行」にあたっての10項目の課題の一つとされており、その方策として国営企業の経営メカニズムの転換＝株式会社化が打ち出されている。

しかしながら、株式会社化構想は今後の中国の経済改革の必要条件ではあっても、十分条件では決していない。何故ならば、その理由は後に詳述するが、株式会社化によって解決されるのは組織上の問題であって、生産手段という財貨の問題に解決を及ぼせることはできないからである。

確かに企業改革によって企業には経営自主権は与えられた。しかしながら、それは限られたものでしかなかった。「企業は、企業主管組織が下達した計画任務の達成を保障するとの前提のもとで、原材料、エネルギーの保障がある場合、国の関係政策および市場の需要に基づいて自己の生産経営補充計画を編成した後、主管組織に届け出る権利を有する」との「国営工業企業暫定条例」23条が端的に示すように、企業改革によって国家から組織的に分離独立後であっても、企業の事業活動の主要部分は依然として国家の経済計画に組み込まれたままであった。つまり、企業に与えられた経営自主権とは割り当てられた経済計画を超過する余剰の生産能力についてでしかなかったのである。一言でいえば、経営自主権の付与を内容とする企業改革とは、企業体を企業として国家から分離独立させる組織上の問題解決方法であり、これによって達成したのは企業としての組織上の独立であったが、権限上の完全な独立には及ばなかったのである。

従って、かかる立論の延長線上に権限の完全な独立の解決方法として、換言すれば、組織として独立した企業が利益とリスクのみを判断基準としてそれ以外には何ら拘束されない自由な意思決定ができるシステムとして、国営企業の株式会社化が構想されるのはむしろ当然である。

2. 中国における国有企業の株式会社化と土地の私有化の課題

しかしながら、株式会社化構想の実現は、第1に、現代的にはどの条件を付してではあるが、困難性がつきまとう。証券市場の未成熟という現状にあっては、市場が消化しうる株式はごく限られた数量にならざるをえず、株式会社化された後であっても、国家は最大でしかも圧倒的多数の支配株主としての地位を占め続ける筈である。それは生産手段を所有する国家とその管理委託を受けた企業との関係が、圧倒的多数の支配株主と株式会社化された企業との関係に置き替わったに過ぎない。勿論、株式会社化すれば国家の支配権は株主権に転換するから長期的には国家の企業に対する統制内容は変容するであろうが、短期的にみた場合、企業の権限の国家からの独立は容易ではない。

第2に、企業の成長の阻害要因は企業経営における意思決定権限が限定されていることだけにあるのではなく、生産手段の公有制がもたらすその処分の制限も大きな要因であるからである。

社会主義計画経済の特徴は、生産手段の公有である。従って、社会主義計画経済を前提とする限り、企業改革によって企業を国家から分離独立させ、またそれに大幅な意思決定権限を与えたとしても、生産手段である企業財産についての法律関係は、①企業財産の所有者である国家、②法人格を有する企業、③国家と企業との間の企業財産についての管理委託関係として構成されざるをえない。いわゆる「企業財産についての所有権と経営権との分離」がこれである。つまり、生産手段の公有制のもとでは、企業の権限の自由を意味する経営権とは、無数にある企業のうち特定のある企業だけが生産手段である特定の企業財産を専有して利用し、その利用から得られる利益の享受を許容する制度上の概念（＝企業財産についての排他的な利用・専有権限）としての経営の自由が究極の到達点であって、それ以上に企業財産を自由に処分できる権限までには及びえないのである。組織上の解決からのアプローチである株式会社化構想では論議できない論点はここである。

その結果、企業改革が企業に経営自主権を付与するものであっても、それは中途半端に終わらざるをえない。確かに、経営自主権制度の下では、企業は余剰の生産能力をもって生産・販売を行い、製品の価格を決定できるから、収益の増大は可能である。しかし、事業が現在の土地の空間的限界や立地的制約を上回る規模にまで拡大しても、その土地を処分してその土地に投下した資本を回収して他の好適場所への移転は不可能である。その結果、得られた収益をその土地上の生産設備の更新に振り向けること以上は困難となり、いきおい企業労働者への利益配分（＝賃上げ）に向かわざるをえず、価格決定権による製品価格の引き上げともあいまってインフレ圧力とならざるをえない。

結局、国有企業の改革のみならず経済の効率的発展のためには、企業の成長を土地の場所的制約から開放し、その土地に投下した資本を回収を可能ならしめる制度的手段として土地の私

有化、即ち土地の私的所有を可能とする私権保護に関する法システムの確立を避けておろすことはできない。

また、投下資本の回収の見地からだけでなく、企業の資金調達のためにも土地の私有化は不可欠である。担保とは債務が不履行となったときに担保の目的物を処分してその換価代金を債務に充当するものであるから、土地を担保とする借入ができなければ、融資側としても債権回収リスクの回避のために換価価値がある機械設備等のごく限られた資産でカバーできる金額だけしか融資することができず、結局企業が必要とする資金需要は十分に満たされえないからである。言うまでもなく、経営改革の途上にある中国では、株式や社債などの証券市場は未成熟である。従って、証券市場からの資金調達が困難であり、かつそれが十分に可能となるにはなお時間を必要とする現状では、資金調達はとりわけ郷鎮のそれは一金融機関からの融資に大きく依拠せざるをえない。とすれば、金融制度改革もさることながら、金融の法制度的前提としても土地の私有化は焦眉の課題である、と言わなければならない。

以上、中国の国有企業の改革という観点から土地の私有化の課題を論述してきたが、土地私有化の必要性は中国へ直接投資する外資系企業にもあてはまる。中国に直接投資をした日本企業を例として述べてみよう。円は長期的に円高のトレンドにあるため、我が国の企業が中国での事業に生じる資金需要を手当するには、為替変動リスクを負わない資金調達として中国国内での資金調達が不可欠である。資金調達方法が日本国内での借入金である場合を例にとると、その支払の源資である中国現地の事業が生み出す営業利益は人民元を通貨としているから、これを日本円に換算すると借入時から借入金返済時までの期間に生じる円高により為替レートの変動分だけ減価され、結局、この分だけ出資企業の経営悪化は避けられないからである。ところが、外資系企業の対中直接投資を資金調達面で促進するために制定された「中国銀行の外資系企業融資規則」(1987年4月24日)に基づいて中国銀行から融資を受けようとしても、担保として提供できるものは、①建物・機械設備、②在庫製品、③外貨預金、④有価証券などに限定されており(前記規則16条)、土地を担保とする金融は予定されていないのである。結局、融資資金の財源としての行財政上の制約や融資の対象とする原則(その外資系企業が製品輸出企業と先端技術企業である場合とされている—前記規則2条)ともあいまって、中国国内で資金需要を十分にまかなうのは極めて困難である。

従って、農業の特性や農地の生産性などの諸要因のために農地改革の根幹を問うことになる農地は別にしても、少なくとも工業用地と商業用地などの産業用地については土地の私有化の容認は不可避であり、その遅延は中国経済の今後の発展を大きく制約することとなる。

3. 中国の土地法制度の概要と現状

いわゆる「対内経済改革・対外開放政策」の決定から今日に至るまでの15年間、市場原理は

確実に中国経済に浸透してきた。その浸透度合に対応するかのように、中国の経済改革は—中国共産党内における政治的対立への配慮からのレトリックであるとはいえ—「計画経済を主とし、市場調節を補助とする」(1982年)、「公有制を基礎とする計画商品経済」(87年)、「計画経済と市場調節を結びつけた経済体制」(89年)等としてその各段階毎に自らを性格規定してきた。そして、「社会主義市場経済」を国家指針とするために行われた直近の憲法改正(1993年2月)では、「国家は社会主義公有制を基礎として計画経済を実行する」と定めた中華人民共和国1988年憲法15条は「市場経済を実行する」と変更されることとなった。

しかし、前記のとおり今回の憲法改正にも関わらず、社会主義公有制を定める6条をはじめとする土地制度についての憲法上の諸規定には改正は行われなかった。現行の中国憲法では、①都市の土地は国家の所有に帰属し(憲法10条1項)、②農村と都市郊外の土地は法律で別に定められた場合を除いて集団の所有に属する(同2項)として土地の私有は禁止され、③土地の売買、賃貸その他の形式をもっても不法に譲渡することはできない(同3項)とされており、土地の私有は否定されている。

かかる憲法上の制約の下で、土地の私有化という市場経済の必然的な要請に対して中国がとった解決方法は、①中国に直接投資する外資系企業に適用される土地制度と国内企業に適用されるそれとが別個のものとする土地法制度の二元化と、②土地利用権制度の創設であった。

周知のとおり、中国の経済改革は「対内経済改革・対外開放政策」にあらわされるとおり外資の導入をその支柱の一つとしている。従って、外資系企業の対中国直接投資を促進のためには、まず外資系企業のための事業用地を提供する必要があった。特に、外資導入の目的が外資の獲得と外国からの先端技術の移転であることから、投資形態を中国との合弁とし、中国側の出資を土地の現物出資とする外資導入政策がとられており、そのためには国家が所有する土地の現物出資を可能とする法制度を整備する必要があった。一方、外資系企業はその土地に投下した資本を回収し、あるいは土地を担保とした金融を受けることを可能とする土地制度(土地の私有)を必要とした。

かかる内外の必要性から、国内企業については社会主義公有制を維持し、外資系企業にはその需要を満足させるため、前者については「土地管理法」(1987年)が定める土地法制度を適用することとした。一方、後者には、当初は「中外合弁企業法」(1979年)や「中外合弁企業建設用地暫定規定」(1980年)等により、土地所有者である中国当局との間の契約を媒介として土地の使用権限のみを付与する方式(「批用方式」)によって処理されていた(債権的土地利用関係)。ところが、投下資本の回収や金融の必要性の高まりから、1980年代中頃から廈門、上海、深圳、海南島などの沿海地域の経済特区において—その細部は各経済特区で異なっているもの—譲渡や担保権の設定が可能な有償の土地利用権を中国当局が許諾する(「出讓」方式)法令が制定されるようになった(物権的土地利用関係)。

かくして、80年代末には「土地管理法」を一方の極とし、合弁企業を対象とする「中外合弁企業法」や「中外合弁企業建設用地暫定規定」等の法令や「廈門経済特区土地管理規定」(1984年)をはじめ「上海土地利用権有償譲渡規則」(1987年)、「深圳経済特区土地管理規定」(1988年)などの経済特区毎の法令をもう一方の極とする二元的土地法制度が形成されるようになった。

ところが、90年代になると土地法制度の二元主義にも変化が生じ始めるようになってきた。城鎮(都市および市街化地域)国有地について「出讓」方式の土地利用関係を定めた「中華人民共和国城鎮国有土地使用権の出讓と譲渡に関する暫定条例」(1990年5月19日、以下「城鎮土地暫定条例」と略称する)の制定がそれである。「城鎮土地暫定条例」の制定により、外資系企業だけでなく中国国内企業や組織、個人もまた譲渡と担保権の設定が可能な土地利用権の取得が可能となった。換言すれば、都市および市街化地域における土地に関する限りではあるが、経済特区で始まった外資系企業に認められてきた物権的土地利用関係の国内化であり、土地法制度の一元化の始まりである。

4. 城鎮土地暫定条例の概要と中国の土地利用権の課題

「城鎮土地暫定条例」が定める土地利用権の「出讓」とは、利用期間(最長70年で最短を40年)、土地使用の用途、その他の条件が付された土地利用権を土地所有者である国が土地利用者のために設定し、土地利用者は国に対して土地利用権の対価(土地利用権出讓金)の全額を払い込む契約である。「出讓」によって土地利用権を取得した土地利用権者はその使用期間内において対象土地を、「出讓」において指定された用途その他の条件の制限の範囲内で使用収益する権利を有するとともに、その利用権を譲渡しあるいはこれに担保権を設定することができる。利用権の譲受人はその利用権の残存期間内において「出讓」で指定された用途その他の条件の制限の範囲内で使用収益することができる。つまり、「城鎮土地暫定条例」が定める「出讓」方式の土地利用権は我が国における用益物権である地上権(民法256条)に類似する概念であると理解することができる。

ところで、所有権とは、①その対象である財貨について所有権者以外の第三者による利用の排除(収益権)と、②その財貨の譲渡処分(処分権)をその構成要素とし、当該財貨についての使用収益の無制限(時間的にも用途的にも)を特徴とする。

従って、城鎮土地暫定条例における「出讓」方式の土地利用権は所有権ではないことは言うまでもないが、土地利用権者には収益権と処分権とが付与されているから、土地所有権の十分な代替方法であるということができよう。その意味では、生産手段の公有制を維持しつつ土地の私有化という市場原理からの要請に応えなければならない中国にとっては、出讓方式の土地利用権の法制度化は必然的な選択であったといえる。

しかしながら、「出讓」方式の土地利用権には、なお多くの課題が残されていると言わざるをえない。

第1の問題は、土地利用権の処分の自由の制限である。土地利用権の譲渡処分が可能であるとは言え、それを譲渡処分する場合には市、県等の人民政府土地管理部門の批准—その土地上に存在する建物も譲渡する場合には家屋管理部門の批准をも—を受けることが条件とされているからである（「城鎮土地暫定条例」2条2項）。社会主義計画経済を維持する限り事業活動もそれと整合しなければならないとの理由から、土地利用権の処分の段階で歯止めをかけようとするためにこの制度が設けられたものであるが、土地利用権の譲渡が管理部門の批准可を条件とする以上、譲渡処分の可能な土地利用権といってもそれは単なる可能性にしか過ぎず、生産手段である企業財産の処分の自由を制度化しようとした「出讓」方式の土地利用権の意義は大きく減殺されることとなる。

外資系企業が合弁形態で直接投資を行う場合、現在でも中国側パートナーの出資は土地（正確には土地の利用権）の現物出資が一般的である。従って、外資系企業が合弁契約を締結するにあたっては、合弁事業が終了した場合において資産を清算するにあたっての土地の利用権の取扱が実務上留意すべき事項の一つとなる。現物出資された土地利用権の存続期間は合弁契約期間と一致するように定められているため、合弁事業の終了原因が合弁期間の満了である場合には、その時点で土地の利用権は消滅するため清算の対象となる資産は土地利用権を除外した残存資産となり、そのうち土地上に存在する建物は解体価値となる。合弁契約期間中は土地の使用料の支払を免れるから、土地利用権の価額を合弁期間中の土地使用料の価額と評価するならばこれを現物出資させる土地に投下した資本の不回収リスクは回避しうる。ところが、合弁契約期間の途中で合弁事業が終了する場合には、残存期間分の土地利用権額は未回収のままであるから、土地利用権も清算の対象としなければならない。この場合に、土地利用権の譲渡について管理部門の許認可が得られなかったとすれば、土地利用権についての投下資本の回収ができなくなるだけでなく、土地上の建物や設備についてのそれも回収できなくなってしまう。

この例に見られるように、「出讓」方式の土地利用権は、投下した資本の回収という点では依然としてリスクは高い、と言わざるをえない。

第2の問題は、権利の実現方法の問題である。法の本質は規範であることは言うまでもないが、倫理とか宗教などの他の社会規範から法を区別するのはその規範の強制的実現性である。この結論を土地利用権に適用するならば、土地利用権が実体法上の権利としてその規範的内容が確定されているだけでなく、その規範的内容を強制的に実現する執行法制度の確立を伴わなければ土地利用権は権利として機能しえなくなる。即ち、土地利用権を担保とした場合においては、その被担保債権が弁済されなかった場合には担保権者からの土地利用権の強制的な処分を実現する担保権の執行制度の確立は不可欠である。また、土地利用権を担保の目的としな

い一般債権者にとっても、その債権が履行されない場合には債務者の土地利用権を強制的に処分してその換価代金から弁済を受けることを可能とする強制執行制度は不可欠である。

中国の経済発展に伴い中国に進出する外資系企業は、中国で生産した製品を国外へ輸出しこれによって外貨を獲得できるいわゆる輸出指向型企業からサービス産業を典型例とする中国国内市場を対象とした企業が増加しつつあり、これに伴って中国企業との商取引から生じる債権回収の必要性は飛躍的に増大している。この必要性は外資系企業だけでなく、中国国内企業相互間の取引においても妥当するところである。

ところが、現在試行中の「中華人民共和国民事訴訟法」(1982年)における実体法上の権利の強制的実現を定める「執行処置」(同法第17章)における規定は僅かに11条であり(同法171条ないし181条)、しかも、中国の法制度全体が土地の私的所有を前提としていないために、我が国における債務名義(民事執行法22条)などに対応する執行開始の条件などの民事執行の総則的規定を除くと、残る大半の規定は動産に対する執行、不動産に対する明渡執行(「中華人民共和国民事訴訟法」177条、振替決済制度を前提とした金融期間に対する債務執行(同179条)にとどまり、土地の強制換価つまり土地利用権に対する金銭執行一の規定は見当たらない。従って、実体法上は土地利用権の処分が可能となり、また担保の目的とすることができることにはなったが、執行法の裏付けを欠くために、それが有名無実化する危険性は極めて高い。

まとめにかえて

これまでに論述したように「出讓」方式の土地利用権には、なお多くの課題が残されていることは確かである。だが、「城鎮土地暫定条例」の制定により、中国の土地法制度は一元化へ向かいつつあり、「出讓」方式の土地利用権が土地所有権の代替的機能を果たしている事実、土地利用権出讓金は土地利用権価格であるとはいえ実勢は土地代金である現状に即すると、中国の土地の私有化は、それを基礎として、農地の譲渡は農業委員会の許可を必要とするとしている我が国の農地法制度に類似したものに発展する可能性は極めて高いと考えられる。今後の動きに注目したい。

〔付記〕

なお、本文の脱稿役に中華人民共和国民事訴訟法の一部改正が行われたが、本文に指摘した土地に対する強制執行制度についての改正は行われないうままであった。

東アジア研究
東アジア学会機関誌

発行日：1994年11月30日

発行：東アジア学会

(事務局) (財) 国際東アジア研究センター

〒802 北九州市小倉北区紺屋町13-1

TEL. 093-511-1311 FAX. 093-511-0404

※ 本書の無断転載は固くお断わりいたします。予め学会事務局あて
許諾を求めてください。